

(年五十和昭)年百六千二紀皇

新愛知年鑑

14.4-1074



1200501209932

14.4
74

×
複写

添附物

附圖
1枚



始



有價證券引受業

資本金壹千萬圓 (金額拂込済)
 繰越金 四百四拾貳萬圓

本社電話 (66) 自三二四九 至三二五二

本社 東京市日本橋區兜町一丁目
 京橋支店 同 京橋區第一相互館一階

△山一證券株式會社

取締役社長 木下茂

支店及出張所

大阪・名古屋・岡山・新潟・濱松・京都
 福岡・京城・廣島・札幌・神戸・奉天・横濱

資本金

四千二百二十五萬圓

營業種目

コ	耐	鹽	重	ス	純	苛	曹	網	綿	型	塵	乾	普
ル	火	炭	セ	無	性	入	板	板	板	板	版	通	板
ハ	煉	石	炭	炭	炭	達	板	硝	硝	硝	硝	硝	硝
ト	瓦	灰	達	達	達	達	灰	子	子	子	子	子	子

創業 明治四拾年

新製品發賣

ヒシライト
 強化硝子
 合セ硝子
 硝子纖維



旭硝子株式會社

本社 東京市丸之内

電話九之内(23)
 代表 自三三三 至三三三 八八七 至三三三 九五七 至三三三 五五三

東京支店 東京市京橋區京橋二ノ四
 大阪支店 大阪市東區道修町四ノ七
 門司支店 門司市淺橋通り一 番地
 名古屋支店 名古屋市中區廣小路通り二ノ六
 小樽出張所 小樽市南濱町一ノ四

專攻 業商・理計・律法・濟經

呈送内案學入

經濟學部長 道家齊一郎
法學部長 須賀喜三郎
商學計理學部長 小泉嘉章

專修大學

創立 明治十三年 晝・夜 學專門部
豫科部

總長 阪谷芳郎 法學博士

町保神區田神市京東

圓

資本金 壹千萬圓

多少に不拘

何卒御利用下さい

内外金 引受 募集 賣買
公社債 保管 預り 融
元利金取立 登録

日興證券株式會社

月一回刊行公債及社債仲値表
月一回刊行公債及社債小冊子
公社債投資の常識 營業要
御申越次第贈呈致します

本店 東京市丸の内日本興業銀行ビル四階
大阪支店 大阪市東區高麗橋五丁目日本興業銀行大阪支店內
名古屋支店 名古屋市中區通住友銀前
福岡出張所 福岡市天神町七十四番地
廣島出張所 廣島市研屋町七十五番地
岡山出張所 岡山市内山下三十二番地
京都出張所 京都市四條通河原町東八住友銀行四條支店階
神戸出張所 神戸市神戶區西町日本興業銀行ビル一階
新潟出張所 新潟市本町通九番町十三百四十七番地

\$

法

円

專業商·理計·律法·濟經

呈送内案學入

專修大學

創立明治十三年

晝夜

學專門

總長

男爵 法學博士

阪谷芳郎

經濟學部長 道家齊一郎
 法學部長 須賀喜三郎
 商學計理學部長 小泉嘉章

募集

町保神區田神市京東



資本金 壹千萬圓

多少に不拘

何卒御利用下さい

内外金 引受 募集 賣買
公社債 保管 預り 融
元利金取立 登録

日興證券株式會社

月三回刊行「公債及社債仲値表」
月一回刊行「公債及社債」小冊子
「公社債投資の常識」營業要義
御申越次第贈呈致します

本店 東京市丸の内日本興業銀行ビル四階
 大阪支店 大阪市東區高麗橋五丁目日本興業銀行大阪支店內
 名古屋支店 名古屋市廣小路通住友銀行前
 福岡出張所 福岡市天神町七十四番地
 廣島出張所 廣島市研屋町七十五番地
 岡山出張所 岡山市内山下三十二番地
 京都出張所 京都市四條通河原町東八住友銀行四條支店階
 神戸出張所 神戸市神戶區西町日本興業銀行ビル一階
 新潟出張所 新潟市本町通九番町十三百四十七番地



新聞印刷材料

金陽社 プロムロケット 關西代理店

Ⓨ 山本新聞インキ工場

山本忠次郎

大阪工場

大阪市此花區恩貴島南之町
電話土佐堀三四五九番

東京工場

東京市品川區大井水神町
電話大森五二八八番

カメラは何でも



カメラとフィルム
写真器械

横井吉助商店

名古屋市西區御幸本町七丁目十番地
電話本局(2)571番 575番

罫、輪廓、鉛版

名古屋東區宮町四

林弘文堂

電話東(4)三二七六

振替名古屋四三七

振替大阪一〇三五五

各種印刷用インキ製造販賣
印刷材料附屬品一式眞輸入



會合
社資

三

門

商

會

東京市城東區龜戸町三ノ一八
電話墨田(74)二八八三番

實用品・良品・廉價
 皆様の松坂屋



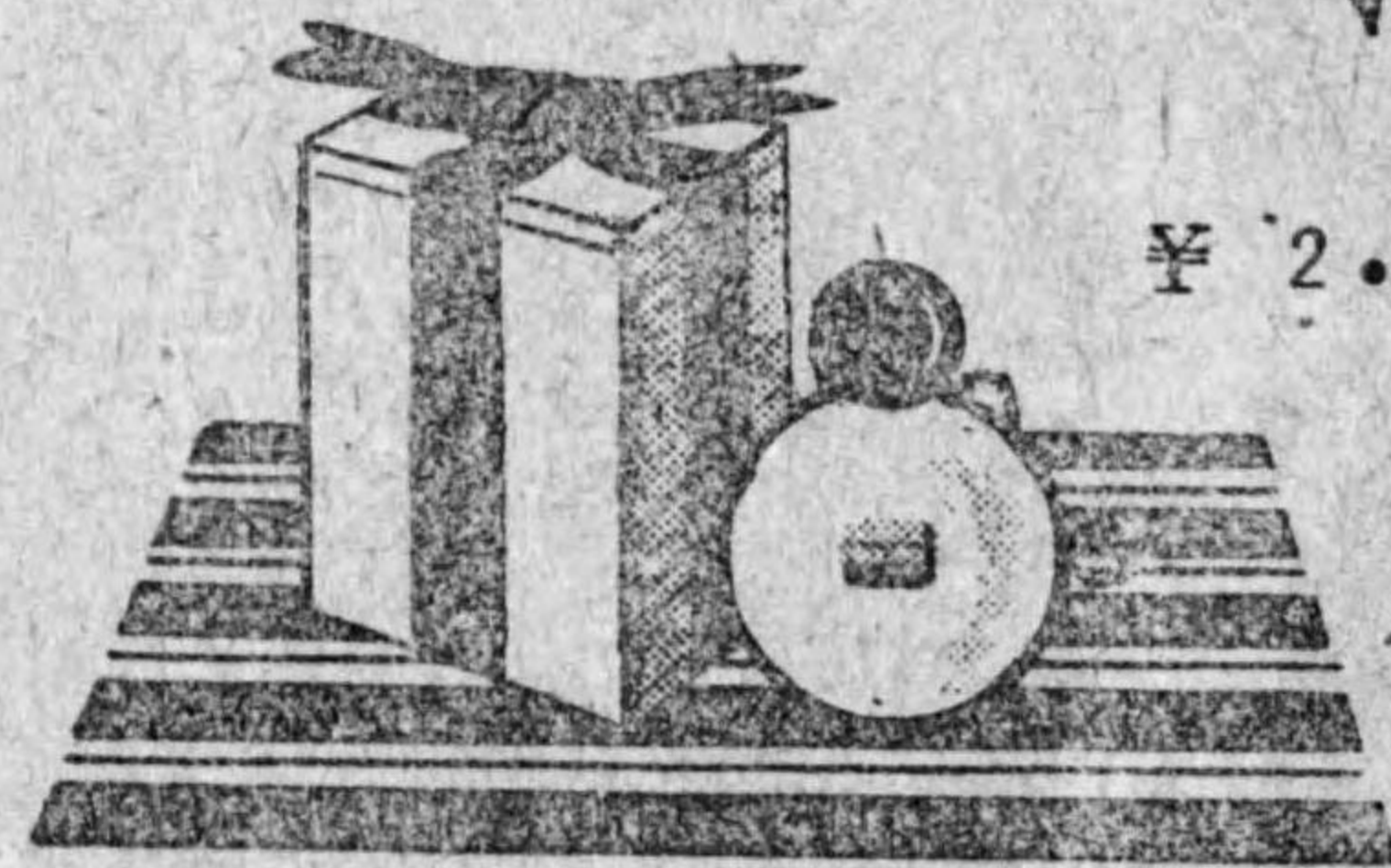
東京上野
 東京銀座
 静岡岡
 名古屋
 大阪

松坂屋

新人の香水



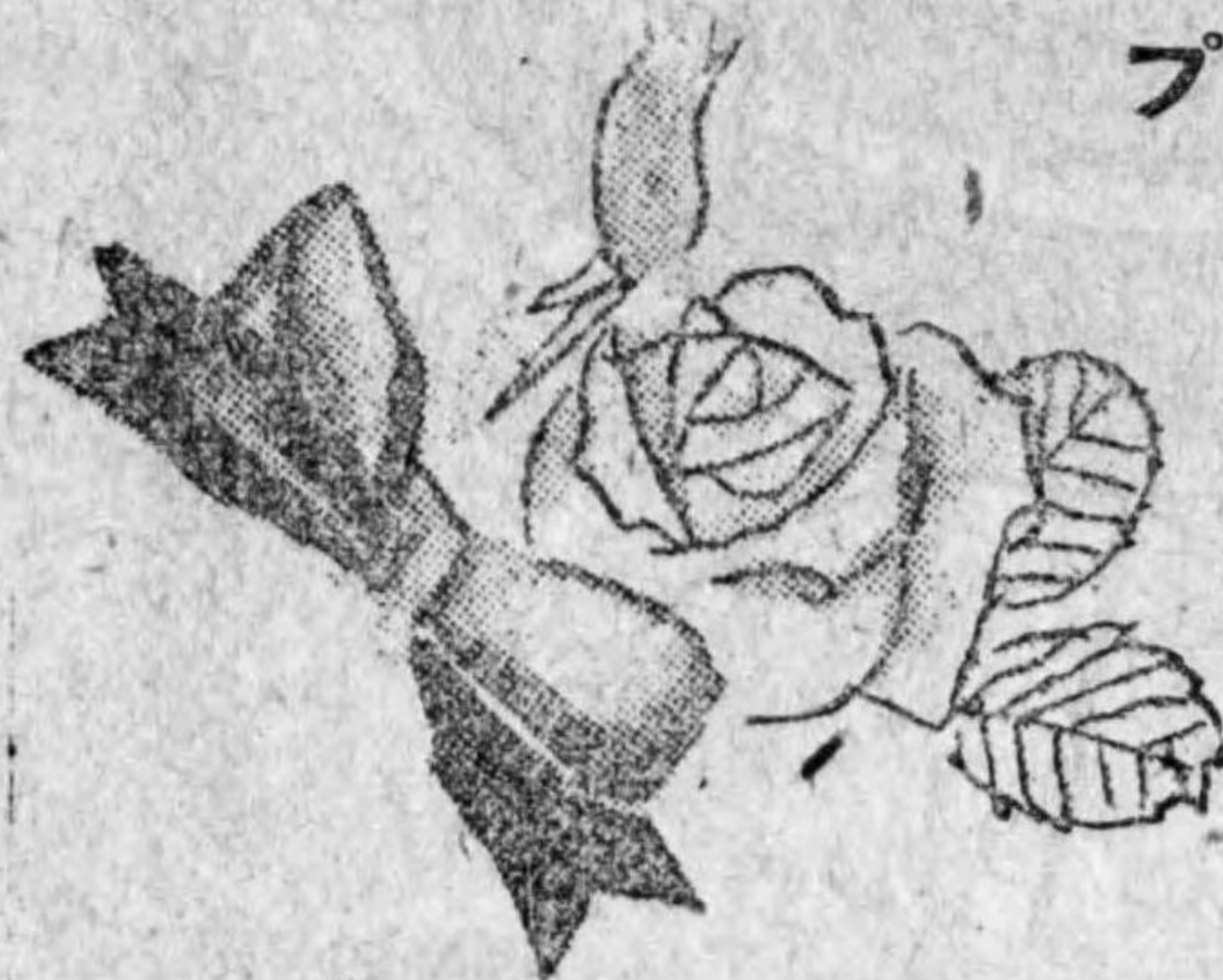
教養と趣味を表はす
 清らかな薔薇香水、
 麗都として心を魅す
 南欧の浪漫調



¥ 2.00

プチゴヤ

(携帯用) ¥ 1.00



發賣・東京・丸善

全國百貨店・有名化粧品店にあり

146

昭和十五年
新愛知年鑑
要目

昭和十五年略曆	卷頭	陸軍・海軍戦績統計	四〇六—四一七
帝國憲法	一六—一九	統後の活動状況	四一七—四三三
皇室典範	一九—三三	ノモンハン事件	四三三—四四三
宮廷	三三—三六	新支那	四四三—四四四
御歴代皇居及御陵	三六—四三	事變關係重要法令	四四四—四四五
世界重要年史	四三—四四	交通・通信	四四五—四七五
一年	四四—五三	神社・宗教	四七五—五一
天文・氣象	五三—八一	教育・學術	五一—五五〇
土地・人口	八一—一〇〇	道府縣・都市	五五〇—五五七
政治・行政	一〇〇—一〇七	六大都市	五五七—六〇九
外交・列國情勢	一〇七—一七四	社會	六〇九—六五四
列國の元首	一七四—二〇〇	外地・海外發展	六五四—六九四
本邦駐劄各國大使	二〇〇—二二二	滿洲	六九四—七一
各國の内閣大臣	二二二—二二九	スホー	七一—七九六
財政	二二九—二四七	美術・學藝	七九六—八〇二
貿易	二四七—二五三	趣味・學界	八〇二—八〇四
金融	二五三—二六八	家庭・娛樂	八〇四—八三〇
商業	二六八—二八〇	家庭知識	八三〇—八三三
農産	二八〇—二九〇	便覽	八三三—八四〇
畜産	二九〇—二九三	官廳職員錄・市長	八四〇—八五二
水産	二九三—三〇三	貴・衆兩院議員	八五二—九六〇
林業	三〇三—三〇七	人名錄(有爵者一覽其他)	九六〇—一〇一七
鑛業	三〇七—三一	主要諸團體・新聞通信社	一〇一七—一〇四四
工業	三一—三三三	哀悼錄	一〇四四—一〇四九
陸軍・海軍・航空	三三三—三六六		
支那事變日誌	三六六—四〇六		

純國産
大黒葡萄酒



知識と資料は
年鑑から
能率と健康は
大黒どう酒から

★姉妹製品
大黒人交規那鐵葡萄酒發賣

大黒葡萄酒株式會社
東京 澁橋 下落合

146

昭和十五年
新愛知年鑑
要目

昭和十五年略曆	卷頭	陸軍・海軍戦績統計	四〇六—四〇七
皇室典範	一六—一九	統後の活動状況	四一七—四三三
御位・勳章	三三—三六	ノモンハン事件	四三三—四四四
御歴代皇居及御陵	三三—三六	新支那	四四四—四四四
世界重要年史	四一—四三	事變關係重要法令	四四四—四四七
一年	五一—八一	交通・通信	四四七—四六〇
天文・氣象	八二—一〇〇	神社・宗教	四六〇—四六六
土地・人口	一〇一—一〇七	道府縣・都市	四六六—四七〇
政治・行政	一〇八—一四四	六都市	四七〇—四七〇
外交・列國情勢	一四四—一五〇	外地・海外發展	四七〇—四七〇
列國の元首	一五〇—一五二	スホ	四七〇—四七〇
本邦駐劄各國大使	一五二—一五三	美術・學藝	四七〇—四七〇
各國の内閣大臣	一五三—一五九	趣味・學界	四七〇—四七〇
財政	一五九—一六〇	家庭・娛樂	四七〇—四七〇
貿易	一六〇—一六〇	便覽	四七〇—四七〇
金融	一六〇—一六〇	官廳職員錄・市長	四七〇—四七〇
商工業	一六〇—一六〇	貴・衆兩院議員	四七〇—四七〇
農畜	一六〇—一六〇	人名錄(有爵者)覽其他	四七〇—四七〇
水産	一六〇—一六〇	主要諸團體・新聞通信社	四七〇—四七〇
林業	一六〇—一六〇	哀悼錄	四七〇—四七〇
工業	一六〇—一六〇		
支那事變	一六〇—一六〇		

大黒葡萄酒

純國産



知識と資料は
年鑑から
能率と健康は
大黒葡萄酒から

★姉妹製品
大黒人參那那葡萄酒發賣

大黒葡萄酒
合落下 橋渡 京東

目次

昭和十五年略歴 卷頭
 憲法發布勅語 三
 大日本帝國憲法 六
 皇室典範 九
 立儲令 三
 官廷 三
 大日本皇室 三
 皇族 三
 朝鮮王族及公族 三
 臣籍降下の皇族 三
 華族に降嫁せられたる皇族 三
 宮城 三
 皇宮・御所 三
 離宮・御用邸 三
 御獵場 三
 宮中杖・宮中席次 三
 前官禮遇 三

歴代宮内大臣 三
 内大臣府・歴代内大臣 三
 樞密院の職掌 三
 歴代樞密院議長 三
 歌會始 三
 高級有位者 三
 高級勳章者 三
 爵位・勳章 三
 有爵戶數 三
 有位人員 三
 勳章佩用人員 三
 旭日勳章年金 三
 記章佩用人員及賜杯 三
 褒章受領人員 三
 褒狀・賞杯・金員表彰 三
 金鷄勳章年金 三
 勳章視察人員 三
 恩給扶助料受領權人員及金額 三
 位階・勳章 三
 記章・褒章 三
 金鷄勳章叙賜條例改正 三
 文化勳章・勳章略綬 三
 皇大神宮大麻頒布數 三

動記の御稱號を統一 三
 對外文書の御記載「日本天皇」御稱呼御改めらる 三
 國葬令・國葬 三
 文化勳章拜受者 三
 宮中諸儀式祭典參列員の服裝 三
 支那事變從軍記章制定 三
 御歴代皇居及御陵 三
 世界重要年紀 三
 一年史 三
 天文氣象 三
 氣候狀態 三
 暴風雨 三
 雷雨・地震 三
 昭和十三年中の内地に於ける最高最低氣壓氣溫及最大降水量 三
 地方別地震表・地球磁氣全國氣象摘要表 三
 風力・地震の強さ・日本の地震帶 三
 本邦大地震年表 三

火山現象 三
 活休火山噴火年代 三
 列國都市の氣溫及雨量・週期彗星 三
 大氣の成分・太陽のウオルフ黒點表・太陽系太陽紅焰概況 三
 天文學上の發見 三
 主なる天文臺 三
 土地・人口 三
 土地 三
 帝國の位置 三
 帝國の周圍と面積 三
 新南群島の位置・範圍 三
 島の面積 三
 御料地・民有地・年期地・道府縣面積・世帶數及び人口 三
 本邦の主なる高山 三
 本邦の主なる火山 三
 本邦の主なる河川 三
 本邦の主なる湖沼 三
 本邦の主なる峠 三
 國立公園 三

14.4
1074

世界の高山 二四
 世界の主なる島嶼 二五
 世界の主なる湖沼 二六
 世界の大河 二六
 世界の主なる運河 二六
 世界の最高及最低地點 二七
 各大陸本土の極點 二七
 帝國の世帯及人口 二八
 昭和十年國勢調査人口 二八
 昭和十三年度の人口増加 二九
 産業別人口 二九
 人口自然増加 三〇
 婚姻種類別・婚姻年齡別 三〇
 全國婚姻平均年齡 三〇
 婚姻・離婚の情態 三〇
 夫婦關係期間別離婚數・出生兒身分別 三一
 乳兒死亡累年表 三一
 内地本籍人口 三一
 北海道アイヌ人口 三一
 婚姻・離婚・出生・死亡累年表 三一
 届出遅れを含めたる累年出生・死亡總數 三一

死亡原因別 三三
 死亡年齡別 三三
 内地在留外人數 三三
 海外在留内地人數 三三
 内地在留外人職業別 三三
 各大陸の面積・人口 三三
 列國平均初婚年齡 三三
 列國の出生・死亡率 三三
 列國人口自然増加 三三
 政治・行政 三三
 昭和十四年政治史 三三
 政治體制 三三
 物價問題・農村問題 三三
 貿易問題・政黨 三三
 國民再編成問題挫折 三三
 首相政黨代表と懇談 三三
 外務省外交顧問制設置 三三
 轉業對策部官制の施行 三三
 宇垣外相突如辭職 三三
 專任外・拓兩相補充決定 三三
 科學審議會初總會 三三
 總動員法第十一條問題 三三
 初の興亞院會議 三三
 十一月三日の政府聲明 三三

御前會議開催 三三
 近衛内閣總理大臣談話 三三
 議會制度審議會 三三
 近衛内閣から平沼内閣へ 三三
 平沼首相就任聲明 三三
 近衛前首相聲明 三三
 第七十四議會 三三
 無任所相問題 三三
 國民精神總動員強化策 三三
 内閣參議院並補充決定 三三
 定各相政務官決定 三三
 遞、拓兩相の補充決定・物動計畫成る 三三
 十五年度豫算編成方針決る 三三
 歐洲情勢に對處する帝國の方針決定 三三
 生産力擴充計畫の一部發表・軍事保護院新設 三三
 歴代内閣更迭表 三三
 歴代内閣 三三
 貴族院の組織 三三
 歴代貴族院議長及副議長 三三
 議會並衆議院議長副議長 三三

衆議院解散一覽 三三
 衆議院議員黨派別 三三
 衆議院議員年齡別 三三
 衆議院議員職業別 三三
 貴族院議員數 三三
 多額納稅議員 三三
 立憲政友會 三三
 立憲民政黨 三三
 國民同盟 三三
 社會大衆黨 三三
 國粹大衆黨 三三
 東方會 三三
 衆議院議員選舉 三三
 第廿回總選舉各派立候補者各府縣別 三三
 第廿回總選舉全國有權者各派當選者數・各府縣別當選者數 三三
 第廿回總選舉各黨派別得票一覽 三三
 解散直前の各派勢力表 三三
 全國各道府縣投票者並棄權歩合調 三三
 選舉區 三三
 法定選舉運動費用額調 三三

貴衆兩院勸績議員表彰 一六九
 選舉運動期間 一七〇
 列國議員及選舉有權者 一七〇
 議會開會前の兩院の勢力 一七一
行政
 内閣官制・各省官制通則 一七二
 官廳別文官人員 一七三
 文官人員累年表 一七三
 文官俸給累年表 一七三
 高等官俸給 一七三
 判任官月俸表 一七四
 官内判任官月俸表 一七四
 恩給扶助料受領者 一七四
 年金恩給拂渡高 一七四
外交・列國情勢
 駐日支那大使館引上 一七五
 在支第三國人生命財産保護方關係宛申入れ 一七五
 佛國の西沙島占有問題・漢口の外國權益尊重 一七五
 聯盟理事會の招請狀一蹴 一七五
 聯盟諸機關との協力終止 一七五
 戰區擴大に關し關係國へ

申入れ 一七六
 揚子江航行問題・帝國の對米回答 一七六
 英も米と共同歩調・佛國も共同動作 一七六
 佛國我がアグレマンを拒否す・新南群島の編入・佛大使抗議 一七六
 上海租界問題で對英米申入れ 一七六
 聯盟理事會 一七六
 日ソ漁場問題の交渉・漁業條約改訂交渉 一七六
 ソ聯北樺太利權事業壓迫 一七六
 日滿伊三國貿易協定 一七六
 日獨文化協定締結 一七六
 洪牙利の滿洲國承認・滿洲國、洪牙利の防共協定參加 一七六
 日伊文化協定締結 一七六
 西班牙の防共協定參加・帝國スロバキヤ國承認 一七六
 張鼓峯事件 一七六
 佛國輸入稅率變更の緊急大統領令・佛國の對日輸

出に關する告示 一八三
 チエコの反獨に抗議・英獨間新貿易財政取極 一八四
 ソ聯最高會議選舉結果 一八四
 英皇帝訪佛と英佛外交 一八四
 獨、英佛會談に先手・伊洪會談・伊太利のアルバニア合併・獨羅通商協定成立 一八五
 チエコ問題 一八五
 スペイン問題・獨伊樞軸チリ・聯盟退・グエネズエラ聯盟退退・チリの暴動・米の對日輸出禁止委員會設立・グアム島防備案・ル大統領のメツセーザ・米ニカラガア間に援助協定成立 一八五
 汎米會議・リマ宣言 一八五
 天津事變發生經過 一八五
 日英東京會談 一八五
 俄然獨、ソ接近 一八五
 獨ソ不侵略條約正文 一八五
 獨・波突如開戰 一八五
 第二次歐洲大戰勃發 一八五

條約正文 一八三
 戰爭放棄に關する條約 二〇三
 支那に關する九ヶ國條約 二〇四
 日・ソ漁業條約 二〇六
 列國の元首 二〇〇
 在本邦各國大使 二〇一
財政・經濟 二〇一
 財界の一年 二〇一
 爲替 二〇一
 物價・起債界 二〇一
 事業界 二〇一
財政 二〇一
 一般會計歳入歳出 二〇一
 一般會計歳入款項別 二〇一
 一般會計歳出款項別 二〇一
 各特別會計豫算 二〇一
 國債發行・償還・現在高 二〇一
 大藏省預金部狀況 二〇一
 預金部資金運用 二〇一
 租稅一戸當負擔額 二〇一
 地租納額別人員 二〇一

所得稅納額別人員 二四〇
 第三種所得決定額 二四〇
 一人當内國稅負擔額 二四一
 物品稅豫算及課稅額 二四一
 臨時資金調整實績 二四一
 國稅總覽 二四二
 十一年度貿易外收支表 二四二
 國際貸借帳尻累年表 二四二
 租稅負擔累年比較 二四二
 帝國の國富 二四二
 昭和五年國民所得 二四二
 國有財産 二四二
 國債負擔會計別 二四二
 外資輸入現在高 二四二
 列國の歳入歳出 二四二
 列國の國富・列國の國債 二四二
 列國の國民所得 二四二
貿易
 外國貿易累年表 二四七
 重要輸出品・重要輸入品 二四八
 月別貿易額 二四九
 輸出入額相手國別 二五〇
 輸出入港別表 二五一
 金貨及地金輸出入額 二五二
 人造絹織物輸出額 二五三

ス・フ織物輸出額 二五二
 綿布國別輸出高 二五二
 棉花輸入高 二五二
 列國の主要貿易港 二五二
金融
 紙幣及銀行券流通高 二五三
 貨幣發行高 二五三
 日本銀行兌換券發行高 二五三
 日本銀行兌換券發行準備 二五三
 内譯 二五三
 日本銀行預金及貸出高 二五三
 正貨現在高・銀行概況 二五三
 全國總預金貸出高 二五三
 銀行異動累年表 二五三
 特殊銀行創立年月 二五三
 主要銀行會社利益率 二五三
 内地銀行會社缺損社數缺損金額 二五三
 全國金利高低 二五三
 日本銀行金利 二五三
 東京重要銀行金利率協定表 二五三
 大阪銀行集會所組合銀行金利率協定表 二五三
 全國各種銀行所有有價證 二五三

券調 二五九
 郵便貯金・郵便貯金増加狀況・郵便年金契約高 二六〇
 簡易保險累年表 二六〇
 簡易保險成績 二六〇
 信託會社・信託會社諸勘定 二六一
 擔保附社債信託契約 二六一
 無盡業々績 二六一
 商工組合中央金庫 二六一
 産業組合中央金庫 二六一
 市街地信用組合 二六一
 會社社債現在高 二六一
 銀行債券現在高 二六一
 内國保險會社成績 二六一
 外國保險會社成績 二六一
 東京及大阪の金利 二六一
 各種拂込金・手形交換高 二六一
 不渡手形・重要株式平均利廻 二六一
 各種債券利廻比較表 二六一
 全國公社債概括一覽 二六一
 外國發行本邦公社債 二六一
 外國爲替相場 二六一
 世界主要國紙幣流通高 二六一

商業 二六一
 世界主要國正貨準備高 二六一
 列國の郵便貯金 二六一
 會社概況・組織別會社數 二六一
 株式會社資本調 二六一
 株式會社資本金別 二六一
 會社營業狀況 二六一
 會社營業細則 二六一
 銀行會社計畫資本金別 二六一
 東京期米先物相場 二六一
 清算取引米賣買高受渡高 二六一
 綿絲相場・横濱生絲清算先物相場 二六一
 東京銀行集會所社員銀行業務成績 二六一
 興銀中小商工資金貸出狀況・全國倉庫在荷金高 二六一
 全國有價證券時價總額表 二六一
 取引所・會員組織取引所 二六一
 産業組合累年比較 二六一
 本邦産金額並政府日本銀行産金買入高 二六一
 政府金買上値段 二六一
 各國株價指數 二六一
 英・米金塊相場 二六一

英・米・印銀塊相場 二七四
 列國の金保有高 二七四
 主要國純金流出入高 二七五
 各國中央銀行金利 二七五
 東京卸賣物價指數 二七五
 東京小賣物價指數 二七五
 東京小賣物價 二七七
 本邦十三都市平均卸賣物價指數 二七九
 生計費指數 二七九
 物價指數平均五個年對照 二八〇
 内外都市卸賣物價指數 二八〇
 列國の卸賣物價指數 二八〇

農業

農家戸數累年表 二八二
 自作小作別田畑段別 二八二
 耕地面積 二八二
 耕地所有者戸數 二八二
 耕地整理・耕地整理後の地面積・耕地移動 二八二
 自作農創設維持・米作付反別及收穫高 二八三
 各府縣別米作付反別收穫 二八三

高 二八四
 本邦五十個年間の米の生産狀況・明治維新以來の米價 二八六
 米價累年比較・一反當米生産高 二八七
 内地米需給額・内地米穀需給實績・米價調節上の基準價・内地米穀現在高 二八八
 麥作付反別及收穫高 二八九
 麥收穫豫想・農業收入 二九〇
 農家收入累年比較表 二九〇
 全國桑畑面積・繭産額累年表・蠶絲類生産高 二九〇
 主なる生絲産出地方 二九一
 春繭初相場・農作備償銀 二九一
 農業倉庫・果實産額・蔬菜及花卉 二九二
 食用農産物・工藝農産物 二九三
 茶畑・製茶産額 二九三
 主なる製茶産出地方・綠肥用作物・販賣肥料累年表・販賣肥料種類別 二九四
 田畑賣買價格・中小農山漁家の負債 二九五

畜産

列國の耕地面積 二九六
 世界の米生産額 二九六
 世界の小麦生産額 二九六
 世界の棉花産額・世界の砂糖産額 二九七
 世界の繭産額・世界の人絹生産額・米國生絲需給狀況 二九七
 家畜數・乳牛・鶏及鶏卵 二九九
 驚 二九九
 家畜飼養戸數・家畜屠殺數・家畜傳染病 三〇〇
 乳肉製品及罐詰・蜜蜂 三〇〇
 家畜市場數 三〇〇
 家畜家禽價額・獸醫及蹄鐵工・國立種畜種禽場 三〇一
 狩獵免狀下附數・公認競馬 三〇一
 列國の家畜・世界の羊毛産額 三〇二
 水産業者 三〇三
 水産業者種別・漁船・漁船遭難・遭難漁船損害高 三〇三

林業

沿岸漁獲物・水産製造物 三〇三
 水産孵化放流・水産養殖 三〇四
 製鹽・寒天・内地沖合遠洋漁業・露領極東州出漁 三〇四
 其他の漁業・出漁・世界の製鹽額・世界各國の捕鯨業績 三〇五
 林業 三〇五
 林野面積 三〇五
 樹種別林野面積・保安林 三〇六
 森林伐採・林野産物 三〇六
 林野放牧・林野被害 三〇六
 國有林野收入 三〇七
 採掘鐵區・鐵産物累年表 三〇七
 砂鐵區・鐵業收入・鐵産物 三〇八
 世界の金産額 三〇九
 世界の銀産額 三〇九
 世界の銅産額 三〇九
 世界の銑鐵産額 三〇九
 本邦の産油量 三〇九
 石油産地 三〇九
 世界の石炭産額 三〇九
 世界の石油産額 三〇九

工業

世界の原油生産高 三二一
 工場概観 三二一
 工場及職工業業別 三二一
 工場總生産高 三二二
 工産物價額表 三二二
 銑鐵・鋼材需給 三二四
 酒類製造高・清酒十萬石以上製造地・麥酒製造高 三二五
 葡萄酒及果實酒・酒精及同含有飲料 三二五
 煙草製造高・樟腦製造高 三二五
 綿織物生産高 三二六
 混紡綿織物生産高 三二七
 絹織物生産高 三二七
 交織絹織物・人造絹織物 三二八
 麻及麻交織物生産高 三二九
 毛及毛交織物生産高 三二九
 晒及染物・世界人造絹絲生産高・砂糖製造高 三三〇
 洋紙製造高・火力發電用燃料消費量・全國瓦斯事業・電氣事業者數 三三二
 事業別發電力・電燈需要狀況 三三三

軍事・航空

用途別電力使用高 三三三
 本邦生産指數 三三三
 各國生産指數・石油需給 三三三
 石炭需給・硫安需給 三三三
 苛性曹達需給・各國護謨消費高・特許登錄件數・特許・實用新案事業別件數・特許權實用新案權意匠權商標權權利數 三三三
 陸軍 三三四
 陸軍常備團隊配備表 三三四
 諸隊衛戍地一覽 三三五
 聯隊區管表 三三七
 列國陸軍軍備一覽 三三七
 列國新兵器整備一覽 三三九
 中華民國兵力一覽表 三三九
 ソ聯主要部隊擴張一覽表 三三九
 在極東軍隊增強概見表 三三一
 列國の軍事豫算 三三一
 陸軍現役將校定限年齡 三三一
 陸軍武官俸給 三三三
 特別大演習一覽・國家總動員業務の内容及施設 三三三

海軍

昭和十五年年度勤務演習召集標準年次及日數表 三三三
 昭和十五年簡閱點呼參會該當年次表 三三三
 海軍區・海軍武官俸給・海軍現役將校定限年齡 三三七
 帝國艦船一覽 三三七
 太平洋に於ける列國海軍力一覽 三三九
 列國海軍艦艇製造費累年支出一覽表 三三九
 列國主力艦一覽 三三九
 列國航空母艦一覽 三三九
 列國海軍既成艦艇概要 三三九
 列國海軍現有勢力表 三三九
 觀艦式一覽表・華府・倫敦條約廢棄經緯・華府條約海軍制限一覽 三三三
 倫敦條約海軍制限一覽 三三三
 六ヶ國海軍擴充概況 三三三
 最近の英國海軍建艦狀況 三三三
 航空 三三七
 列國の航空界 三三七
 各國からの訪日飛行 三三八

支那事變

國際航空聯合會公認記錄 三六一
 各國別公認記錄保持數 三六一
 日本帝國航空保持記錄 三六一
 民間飛行操縱士長距離飛行記錄 三六一
 連續長距離飛行 三六一
 航空章受賞者・航空燈臺所在地・本邦民間飛行場 三六一
 航空無線電信局所在地 三六一
 民間定期航空輸送 三六一
 大日本航空株式會社 三六一
 東京航空株式會社 三六一
 日本航空輸送研究所 三六一
 日本海航空株式會社 三六一
 安藤飛行機研究所 三六一
 民間航空機及發動機氣球製作所 三六一
 民間飛行學校・同操縱術練習所 三六一
 グライダ―團體並練習所 三六一
 航空界の殉職者 三六一
 民間航空機乘員一覽 三六一
 航空近事 三六一

支那事變日誌 三六七
陸・海軍戰績統計 四〇六
 事變以來の國債 四〇六
 支那事變論功行賞 四〇七
 統後の活動狀況 四〇七
 ノモンハン事件 四〇三

新支那

汪精衛蹶起・同聲明要旨 四三三
 中國政府聯合委員會 四三八
 中華民國維新政府 四三九
 維新政府の建設計畫 四四〇
 廣東治安維持會成立 四四一
 華興商業銀行上海に成立 四四二
 華中交通一元化經營 四四三
 臨時政府の建設計畫 四四四
 臨時政府の軍備計畫 四四五
 臨時政府の建設計畫 四四五
 政府機構並に陣容・省・市長其他 四四六
 蒙疆中樞機關確立 四四七
 蒙疆權機構高官表 四四九
 瓊崖臨時政府 四四九
 北支中支開發會社一覽 四四九
 本邦對支貿易狀況 四四九

交通・通信

陸運
 支那の金流出入・輸出入 四〇一
 港別表・重要輸出入品 四〇二
 鐵道輸出狀況・面積人口 四〇三
 在留本邦人數 四〇三
 農家戶數・耕地面積・棉 四〇三
 花産額・蘇浙皖主要物産 四〇四
 事變關係重要法令 四〇五

水運
 東各地間の距離・橋梁 四七六
 本邦の主なる長橋 四七六
 國有鐵道營業外入支出 四七七
 地方鐵道・軌道 四七七
 國有鐵道概況・特殊自動車・小型自動車・諸車 四七六
 府縣別自動車數 四七六
 列國の自動車・列國の鐵道 四八〇

運
 港灣・道府縣別港灣數 四八一
 諸港間航路里程 四八二
 外國航路里程・主要船舶 四八三
 所有者表 四八三
 船員手帖受有者數・海員 四八三

通信

免狀受有者數 四八四
 海難船・造船所及造船數 四八四
 航路標識・主なる燈臺・船舶現在數 四八五
 近海備船料月別表・海運運賃・保護海事團體事業成績 四八六
 列國の船舶・内地造船狀況・列國の造船 四八七
 入國外人數・主要國人入國比較表・外國人本邦内消費金額 四八八

通信
 通信事業概況・郵便電信及電話・郵便物累年比較・通信業務費累年比較・電報通數・電話加入者數・通信業務收入・電信線路及線路累年比較・本邦各國通常郵便物數 四八九
 外國電報通數國別・各國電話比較 四九二
 無線電信電話數・國際無線電話 四九三

神社・宗教

放送事業の沿革 四九四
 ラヂオ塔建設個所・府縣別聽取者加入現在數 四九七
 各國のラヂオ聽取者 四九八

神社・宗教
 神社及神官神職 四九九
 神宮及官幣神社 四九九
 神道各派・教務廳・本院及本廳 五〇五
 佛教各宗派總本山・大本山及本山 五〇六
 神道各派 五〇九
 基督教各派・基督教宣布者國籍別 五二〇
 佛道管長及教師非教師宗教團體法制定さる 五二〇
 靖國神社・各國祝祭日 五二一

教育・學術
 教育勅語・全國諸學校 五二二
 學齡兒童就學歩合・學齡兒童・幼稚園・小學校・師範學校・中學校 五二三

高等女學校・高等學校累年比較・大學累年比較・大學々部別・專門學校・實業學校・實業學校々數 五四
 官學校・華啞學校・外國人教員生徒・文部省在外研究員 五五
學校一覽 五五
 帝國大學及官立大學 五五六
 文部省所管外官立大學 五五七
 公立大學 五五七
 私立大學 五五七
 文部省所管外私立大學 五五八
 官立專門學校 五五九
 公立專門學校 五五九
 私立專門學校 五五九
 高等師範學校 五五九
 文部省所管外諸學校 五五九
 官立高等學校 五五九
 公立高等學校 五五九
 私立高等學校 五五九
 教科書用圖書檢數 五五九
 市町村立小學校教員月俸 五五九
 額平均 五五九
 小學男生平均體格 五五九

出版

小學女生平均體格 五三二
 中學生平均體格 五三二
 高等女學校生徒平均身長體重胸圍 五三二
 公學費 五三二
 公學收入 五三二
 市町村義務教育費及短期現役小學校教員俸給費國庫負擔 五三三
 市町村立小學校教員加俸資 五三三
 金 五三三
 義務教育費國庫負擔金交付決定額 五三三
 青年學校數・青年學校 五三三
 壯丁教育調查概況 五三三
 青年學校生徒職業科目別 五三三
 青年學校累年比較 五三三
 青年學校男女生徒別並課程別 五三三
 列國初等教育 五三三
 東京科學博物館 五三三
 國寶史蹟名勝天然記念物ノ一ベル賞 五三三
 全國新聞紙數 五三三

道府縣・都市

出版物納本數 五四〇
 體裁別出版物數 五四〇
 出版圖書類別 五四〇
 種類別雜誌數 五四〇
圖書館 五四〇
 圖書館概況 五四〇
 圖書館府縣別 五四〇
學術 五四〇
 帝國學士院 五四二
 有栖川宮記念學術獎勵會 五四三
 金・日本學術振興會 五四三
 啓明會 五四三
 新學位令に依る博士現在人員・舊學位令に依る博士現在人員・學位附與人 五四三

道府縣・都市
 市町村數・役所役場數 五五一
 市會・町會・村會・町村組合會 五五一
 道府縣會議員有權者調 五五二
 府縣會議員選舉 五五二
 全國道府縣別市町村數調 五五三
 市町村吏員人員俸給 五五三

都市

地方廳文官人員俸給 五五四
 道府縣別文官人員 五五四
 府縣別道路延長 五五五
 市町村及水利組合數並に現在世帯人口數 五五六
 地方歳入歳出總覽 五五六
 道府縣歳入内譯 五五六
 道府縣歳出内譯 五五六
 市歳入内譯 五五六
 市歳出内譯 五五六
 町村歳入内譯 五五六
 町村歳出内譯 五五六
 地方債目的別・團體別道府縣罹災救助基金調昭和十三年度地方財政一戸當り一人當り 五五九
 地方有財產 五五九
 府縣別國富額 五五九

都市
 都市人口 五六一
 市基本財産 五六四
 市稅課率 五六六
 町村稅課率 五六六
 道府縣稅制限稅額 五六六
 列國の大都市 五六六

新市出現 五七

六大都市 五七

東京市 五七

廣表・土地種別・建物棟數・新築家屋棟數・面積及推計世帯人口 五六

宅地買銀價格 五六

宅地買銀價格 五六

世帯數・人口の自然増加 五七

歴代市長・昭和十四年度 五七

歳入歳出豫算 五七

市債・水道用地・上水道給水・醫師藥劑師傳染病・神社・宗教 五七

校園總覽・圖書館 五七

青年團・青年學校 五七

防護團・社會事業施設・經濟保護事業 五七

諸稅負擔一戸當平均 五七

人事相談取扱件數累年表 五七

人事相談取扱件數處理別累年比較・市内火災原因最近五ヶ年間興行場趨勢 五七

郵便及電信・小賣市場 五七

東京市中央卸賣市場賣上高・交通 五九

本市の耕地面積 六一

農家戸數及人員・農産物 六一

火葬場・會社數・銀行・質屋及質物 六一

物品販賣店 六一

遊技場・選舉有權者各區別 六一

廣表・面積・人口・歴代市長・財政・諸稅負擔額 六一

在留外國人數・會社 六一

工場・外國貿易・交通 六一

道路橋梁・社會事業總覽 六一

水道・傳染病・瓦斯事業 六一

選舉有權者・名所舊蹟 六一

名古屋市 六一

廣表・土地種別・建物棟數・宅地買銀價格・宅地買銀價格・面積・人口・歴代市長・市財政・市債 六一

歳入歳出累年表 六一

在留外國人數・市内物價指數・上水道・醫療機關 六一

傳染病 五九

墓地・市立小學校兒童數 五九

教員數調・市立幼稚園・市立中學諸學校・縣私立中等學校・高等專門學校 五九

大學・圖書館・青年學校 五九

名古屋市青年團・選舉有權者確定數・商工業・主要工業・工場労働者數及生産額・外國貿易・輸出 五九

輸入・道路延長・諸車・入港船舶・鐵道乘降人員 五九

電車・バス 五九

神社・宗教・史蹟名勝 五九

大 阪 市 五九

廣表・面積・人口 五九

歴代市長・財政・市債・諸稅・土地高低 五九

土地種別・建物戸數・外國貿易・學校・圖書館・青年團・神社及宗教 五九

交通・道路・公園數・商業 五九

工業 五九

銀行預金及貸出累年比較 五九

保險業概況・信託現在高 六〇

水道・醫療機關・傳染病 六〇

社會事業總覽・市設小賣市場賣上高・農家戸數・人口・水産業者・入港船舶・在留外國人數・在留外地人・職業紹介事業 六〇

京 都 市 六〇

廣表・歴代市長・民有地財政・市債・人口 六〇

交通及運輸・銀行・會社工場及生産額 六〇

公設市場賣上高・教育・神社・寺院・水道・醫療機關・傳染病 六〇

公園・觀光里程表 六〇

神 戸 市 六〇

廣表・面積・人口・土地高低 六〇

土地種別・校園總覽・圖書館・上水道消費量・醫療機關・在留外國人 六〇

歴代市長・財政・神社神職・寺院教會・銀行會社 六〇

會社營業別 六〇

工場・工産總額・外國貿易・入港外航汽船國籍別乘降船客總數・諸車市營電車成績・諸稅負擔一戸當平均・市基本財産及積立金・市有財産・市債・社會事業施設・選舉有權者・職業紹介成績 六〇

社會 六〇

勞働問題 六〇

勞働組合運動の概況 六〇

國際勞働局に對する協力 六〇

終止 六〇

勞働組合種類別・勞働組合及組合員 六〇

工場鐵山等勞働者數調 六〇

職業紹介所經營主體別 六〇

産業報國會組織一覽 六〇

調査工場及鐵山數並其勞働人員・民營工場實收勞賃指數・官業勞働者の扶助金額調 六〇

年金扶助支給金額・災害扶助・産業別勞働者平均 六〇

賃銀手當賞與額 六二

賃銀指數累年比較・賃金及物價指數對照・東京諸職業賃金調 六二

未經験勞働者初給賃金の基準 六二

一般職業紹介成績・日傭勞働者紹介成績・無料紹介事業狀況・船員職業紹介 六二

知識階級就職概況・勞働手帖交付狀況・寄宿舎の設けある工場職工數 六二

工場災害死傷者數・勞働調停概況 六二

勞働爭議地方別・勞働爭議態別・勞働爭議要求事項別 六二

農民團體數及員數・小作人組合分布狀況 六二

小作爭議統計・小作爭議概況・小作爭議要求事項別 六二

小作爭議原因別・小作地引上其他小作權關係內譯 六二

爭議發生地方別比較・列國の組織勞働者 六三

列國の失業者・列國の生計費指數 六三

社會事業 六三

全國社會事業 六三

社會事業類別表・社會事業獎勵助成金・釋放人保護 六三

軍事扶助事業・軍事扶助道府縣別總括表 六三

公益質屋・社會事業資金融通額・住宅組合 六三

全國男女青年團 六三

軍事扶助事業・恩賜財團慶福會 六三

愛育會・三井報恩會・癩豫防協會 六三

福田會・濟生會 六三

衛生 六三

病院・醫師及藥劑師・藥種商製藥者及賣藥・産婆及看護婦 六三

種痘人員・水道・墓地及埋火葬・傳染病患者及死 六三

者・本邦人平均餘命 六四

各國人平均壽命・四歳までの死因 六四

司法官署及刑務所・有罪犯人種別・檢事取扱捜査事件・犯罪捜査の端緒・豫審事件總件數・第一審裁判事件 六四

陪審事件・控訴事件總件數・上告總事件數・外國人に關する第一審刑事事件・起訴猶豫者・刑の執行猶豫者の保護 六四

少年審判所取扱件數・再犯當時の保護者別・刑法犯檢舉件數 六四

起訴猶豫者刑の執行猶豫者の再犯 六四

棄兒・女子就縛累年表・竊盜の晝夜別・在刑務所人員・受刑者刑名別 六四

受刑者罪名別 六四

警察犯處罰令 六四

工場・工産總額・外國貿易・入港外航汽船國籍別乘降船客總數・諸車市營電車成績・諸稅負擔一戸當平均・市基本財産及積立金・市有財産・市債・社會事業施設・選舉有權者・職業紹介成績 六〇

社會 六〇

勞働問題 六〇

勞働組合運動の概況 六〇

國際勞働局に對する協力 六〇

終止 六〇

勞働組合種類別・勞働組合及組合員 六〇

工場鐵山等勞働者數調 六〇

職業紹介所經營主體別 六〇

産業報國會組織一覽 六〇

調査工場及鐵山數並其勞働人員・民營工場實收勞賃指數・官業勞働者の扶助金額調 六〇

年金扶助支給金額・災害扶助・産業別勞働者平均 六〇

賃銀手當賞與額 六二

賃銀指數累年比較・賃金及物價指數對照・東京諸職業賃金調 六二

未經験勞働者初給賃金の基準 六二

一般職業紹介成績・日傭勞働者紹介成績・無料紹介事業狀況・船員職業紹介 六二

知識階級就職概況・勞働手帖交付狀況・寄宿舎の設けある工場職工數 六二

工場災害死傷者數・勞働調停概況 六二

勞働爭議地方別・勞働爭議態別・勞働爭議要求事項別 六二

農民團體數及員數・小作人組合分布狀況 六二

小作爭議統計・小作爭議概況・小作爭議要求事項別 六二

小作爭議原因別・小作地引上其他小作權關係內譯 六二

爭議發生地方別比較・列國の組織勞働者 六三

列國の失業者・列國の生計費指數 六三

社會事業 六三

全國社會事業 六三

社會事業類別表・社會事業獎勵助成金・釋放人保護 六三

軍事扶助事業・軍事扶助道府縣別總括表 六三

公益質屋・社會事業資金融通額・住宅組合 六三

全國男女青年團 六三

軍事扶助事業・恩賜財團慶福會 六三

愛育會・三井報恩會・癩豫防協會 六三

福田會・濟生會 六三

衛生 六三

病院・醫師及藥劑師・藥種商製藥者及賣藥・産婆及看護婦 六三

種痘人員・水道・墓地及埋火葬・傳染病患者及死 六三

者・本邦人平均餘命 六四

各國人平均壽命・四歳までの死因 六四

司法官署及刑務所・有罪犯人種別・檢事取扱捜査事件・犯罪捜査の端緒・豫審事件總件數・第一審裁判事件 六四

陪審事件・控訴事件總件數・上告總事件數・外國人に關する第一審刑事事件・起訴猶豫者・刑の執行猶豫者の保護 六四

少年審判所取扱件數・再犯當時の保護者別・刑法犯檢舉件數 六四

起訴猶豫者刑の執行猶豫者の再犯 六四

棄兒・女子就縛累年表・竊盜の晝夜別・在刑務所人員・受刑者刑名別 六四

受刑者罪名別 六四

警察犯處罰令 六四

警察官署及警察官吏 六四九
 全國內地對警視廳諸統計の對照 六五〇
 警察取締に屬する營業者有料興業映畫觀覽者・遊廓 六五一
 藝妓年齡別人數・行政執行處分・交通事故被害數・遺失拾得物・火災度數・火災の損害額・火災原因・自殺手段別・家出人收容所收容者・保護少年 六五二
外地
 外地の法制・氣候風土 六五五
 住民・面積・現在人口・現在人口種別 六五六
 婚姻及離婚數・出生死亡數・青年學校又は青年訓練所訓 六五七
朝鮮
 位置・道行政區劃・人口累年比較・現住人口・國語を解する本島人・世帯人口概況・耕地面積・

農業者戶口・主要農產物特用作物生産高・主要都市人口・林野面積・林産額・家畜及家禽 六五八
 桑田面積・養蠶・總督府職員・歷代朝鮮總督・歲入歳出・水産・會社 六五九
 許可鐵區數・工産額・國有鐵道・私設鐵道及軌道・船舶・保險業況・簡易生命保險・郵便貯金・警察官署及職員・電氣・瓦斯學校 六六〇
 醫療衛生機關・傳染病・各刑務所在所人員・神社・宗教・輸入重要品價額・輸出重要品價額・對外貨物輸出入額・對內貨物輸出入額 六六一
臺灣
 位置・本島の地勢・氣候面積・人口・國語を解する本島人・現在人口・歷代臺灣總督・官公吏人員・歲入歳出・國稅總覽

田畑面積・農業生産總額・林野面積・林産物・製鹽水産・鑛産額 六六二
 工業・貿易・港別輸出入額・教育・會社 六六三
 鐵道・醫療機關・神社及神職數・宗教別信徒數・主要都市人口・傳染病 六六四
樺太
 沿革・地誌・位置・面積土地處分面積・現在人口・戶口累年表・歷代樺太廳長官・樺太文官人員・歲入歳出・耕地面積・生産額 六六五
 農業戶數・林産物・鑛區數・入港船隻及乘降客・臘臘歌・水産物 六六六
 輸出入額・移出入額・鐵道・養孤・會社・銀行・工産額 六六七
 電氣事業・學校・神社・神職・宗教・寺院・主要市街地 六六八

關東州
 位置・面積・民政署市會街也數 六六九
 人口動態・日本人渡歸航者數・現在人口總數・國籍別人口・鐵道附屬地人口累年表・歷代關東長官・歲入歳出・關東局文官人員・農業戶數・耕地面積・穀類作付段別・農產物收穫高及價額 六七〇
 家畜及家禽數・林野面積・漁獲物・製鹽・鑛區數・工場數・工産物價額 六七二
 大連港輸出入總額・內國貿易價額・外國貿易總價額・入港船舶隻數・鐵道教育・神社・宗教 六七三
南洋
 位置・主要島面積・支廳及管轄區域・地勢・氣候風土・人種風俗・人口・歷代長官・南洋廳文官人員・貿易・農業・家畜・家禽・水産 六七四

醫療機關・傳染病・學校道路及鐵道・海運 六八二
海外發展
 移民概觀・移民現況 六八三
 海外在留本邦人數 六八四
 關東州居住本邦人數・南洋委任統治地域居住本邦人數 六八五
 職業別在外本邦內地人數・在外在留內地人累年表・海外渡航者・渡航地別移民渡航者 六八六
 目的別・渡航許可官廳別移民渡航者 六八七
 渡航許可員數・滿洲移植民 六八八
 外地移植民 六八九
 對外拓殖事業 六九〇
 日本棉花栽培協會業況 六九一
 拓殖教養所・移住教養所 六九二
 移植民學校・列國の移民サンパウロ在留人 六九三

滿洲帝國
 帝制實施・即位詔書 六九四

日滿國交に關する詔書・帝位繼承法公布に關する詔書・帝位繼承法・重要職員一覽 六九七
 勳位・勳章・防共協定正式加盟 六九八
 國家承認問題・面積人口面積・省別戶口・省別在留邦人數 六九九
氣象
 平均氣溫及降水量 七〇〇
産業
 耕地面積・農業人口省別農作物收穫高・棉花收量 七〇一
 家畜飼養頭數 七〇二
 國有林野面積及森林蓄積重要鐵産物・漁業者戶數及人員 七〇三
 水産物漁獲高・水産物製造高・鹽田及製鹽・工場數及び生産額 七〇四
財政經濟
 康徳六年度豫算・中央銀行紙幣發行額・國富 七〇五
 産金買上値段・銀行會社 七〇六

資本金現在高・銀行・對滿投資 七〇七
貿易
 輸出入貿易總額・貿易國別表 七〇八
 主要輸出品價額・主要輸入品價額・日滿貿易狀況本邦對滿洲國輸入品・本邦對滿洲國輸出品・開港場 七〇九
交通
 國有鐵道・國有鐵道概況自動車路線・定期航空路一覽 七一〇
 教育・國軍の討匪戰果・協和會・軍事諮議院創設徵兵制度實施決定 七一一
 滿洲國北邊振興三年計畫滿洲國武官令公布・教員の官吏登用實施 七一二
スポーツ
 野球 七二三
 庭球 七二四
 蹴球 七二五

趣味・娛樂
 競馬・圍碁・將棋 八〇〇
 演劇界・映畫界・舞踊界 八〇一
家庭知識
 一三

便覽

租稅稅率摘要 地租・所得稅・資本利子稅 八五五
法人資本稅・營業收益稅 八五六
臨時利得稅 八五七
外債特別稅・酒造稅 八五八
麥酒稅 八五九
酒精及酒精含有飲料稅 八六〇
清涼飲料稅・登錄稅 八六一
骨牌稅・取引所稅・相續稅 八六二
有價證券移轉稅・印紙稅 八六三
礦業稅・砂糖消費稅 八六四
織物消費稅・揮發油稅 八六五
狩獵免許稅 八六六
臨時租稅增徵 八六七
臨時租稅措置 八六八
支那事變特別稅 八六九
租稅納期摘要 八七〇
郵便電信電話略則 八七一
內國郵便 八七二
小包郵便料・特殊取扱料 八七三
外國郵便・航空郵便 八七四
國內電信 八七五

慶弔電報料・同文例 八七六
日滿電報・日華電報 八七七
外國電報・內國電話 八七八
郵便爲替 八七九
振替貯金受拂料 八八〇
貨幣・度量衡・利子 八八一
各國貨幣 八八二
度量衡比較 八八三
ヤード・ポンド法・メー 八八四
トル法換算法 八八五
攝氏華氏寒暖計比較表 八八六
海里を哩に換算法・利子 八八七
早見表 八八八
單利積算法・複利積算法 八八九
日歩を年利に換算法 八九〇
年利を日歩に換算法 八九一

年 號 八九二
年齡千支早見表 八九三
帝都銅像名及所在地 八九四
諸屆書樣式 八九五
年中行事 八九六
職員錄 八九七
各官廳高官 八九八
警視廳管下警察署長 八九九

地方廳 九〇二
東京市役所高級吏員・東京市會議員 九〇三
五大都市高級吏員 九〇四
全國市長一覽 九〇五
貴・衆兩院議員 九〇六

人名錄

有爵者一覽 九〇七
神道各派管長 九〇八
佛教各派管長 九〇九
基督教各派代表 九一〇
神社會司 九一一
商工會議所會頭 九一二
政黨・政派役員 九一三
學術研究會議役員・會員 九一四
慶福會・啓明會・海防義會・帝國學士院 九一五
電氣化學協會・大日本體育協會・國際文化振興會 九一六
日本學術振興會 九一七
文藝家・日本畫家 九一八
洋畫家・彫刻家 九一九
工藝家・洋樂家・舞蹈家 九二〇
俳優（歌舞伎・新派・喜 九二一

主要團體

學術文化團體 一〇一九
經濟產業團體 一〇二〇
政治思想團體 一〇二一
勞働農民團體・對外團體 一〇二二
社交團體・社會事業團體 一〇二三
教化團體・宗教團體 一〇二四
軍事關係團體・青少年團體 一〇二五
法曹團體・趣味團體・美術團體・運動體育團體 一〇二六
音樂機關團體・演奏團體 一〇二七
婦人團體 一〇二八
新聞通信社 一〇二九
哀悼錄 一〇三〇

憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス
惟テニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕力意ヲ奉體シ朕力事ヲ獎勵シ相與ニ和衷協同シ益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ
朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐

帝國憲法

朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕力率由スル所ヲ示シ朕力後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム
國家統治ノ大權ハ朕力之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕力子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ誓ラサルヘシ
朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス
帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有效ナラシムルノ期トスヘシ
將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ

必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕力繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ取り之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕力子孫及臣民ハ敢テ之ヲ變更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ
朕力在廷ノ大臣ハ朕力爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕力現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ
御名 御璽
明治二十二年二月十一日
內閣總理大臣 伯爵 黑田清隆
樞密院議長 伯爵 伊藤博文
外務大臣 伯爵 大隈重信
海軍大臣 伯爵 西鄉從道
農商務大臣 伯爵 井上馨
司法大臣 伯爵 山田顯義
大藏大臣兼內務大臣 伯爵 松方正義
陸軍大臣 伯爵 大山久
文部大臣 伯爵 森有禮
逓信大臣 子爵 榎本武揚

大日本帝國憲法

第一章 天皇

第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス
第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス
第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス
第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ
第五條 天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ
第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス
第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ閉會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス
第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス
此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セザルトキハ

政府ハ將來ニ向テ其ノ效力ヲ失フコトヲ公布スヘシ
第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス
第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ條項ニ依ル
第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス
第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム
第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス
第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス
第十五條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス
第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命

第二章 臣民權利義務

第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル
攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ
第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル
第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得
第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス
第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス
第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス
第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依リニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ
第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルコトナシ
第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラレコトナシ

第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス
第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル處

ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス
第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス
第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス
第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス
第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及之ヲ法律案ヲ提出スルコトヲ得
第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得
第四十條 兩議院ハ法律又ハ其他ノ事件ニ付各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス
第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス
第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ
第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ
臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル
第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延

長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ
衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラレヘシ
第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ
第四十六條 兩議院ハ各々其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス
第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得
第四十九條 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得
第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得
第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲ケルモノノ外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得
第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演說刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布

シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラ
ルヘシ
第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ
内亂外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期中其ノ院
ノ許諾ナクシテ逮捕セラレ、コトナシ
第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タ
リトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ
得

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其
ノ責ニ任ス
凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國
務大臣ノ副署ヲ要ス
第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ム
ル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務
ヲ審議ス

第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律
ニ依リ裁判所之ヲ行フ
裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格
ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス
裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由
ルノ外其ノ職ヲ免セラレ、コトナシ懲戒
ヲ受ケルコトヲ得

第六章 會計

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更
スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ
但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ
他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス
國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク
外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝
國議會ノ協贊ヲ經ヘシ
第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ
之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス
第六十四條 國家ノ歳出歳入ハ毎年豫算ヲ
以テ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ
豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シ

ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス
但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アル
トキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以
テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得
第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモ
ノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム
第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權
利ヲ傷害セラレタルトスルノ訴訟ニシテ
別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁
判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受
理スルノ限ニ在ラス

タル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾
ヲ求ムルヲ要ス
第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘ
シ
第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ
毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要ス
ル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協贊ヲ要セス
第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定
ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政
府ノ義務ニ屬スル歳出ハ政府ノ同意ナク
シテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコ
トヲ得

第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ
年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協贊
ヲ求ムルコトヲ得
第六十九條 避ケヘカラサル豫算ノ不足ヲ
補フ爲メ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ
費用ニ充ツル爲メ豫備費ヲ設クヘシ
第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲メ緊急ノ
需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政
府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルト
キハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲ス
コトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國
議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス
第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セ

ス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ
前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ
第七十二條 國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計
検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報
告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ
會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之
ヲ定ム

第七章 補則

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正ス
ルノ必要アルトキハ勅令ヲ以テ議案ヲ帝
國議會ノ議ニ付スヘシ
此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ議員三
分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開
クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多
數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコ
トヲ得ス
第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ
議ヲ經ルヲ要セス
皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更ス
ルコトヲ得ス
第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置ク
ノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス
第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱
ヲ用キタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサ
ル現行ノ法令ハ總テ遡由ノ效力ヲ有ス

歳出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ
命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル

皇室典範

天佑ヲ享有シタル我が日本帝國ノ寶祚ハ萬
世一系歴代繼承シ以テ朕力躬ニ至ル惟フニ
祖宗肇國ノ初大憲一タヒ定マリ昭ナルコト
日星ノ如シ今ノ時ニ當リ宜ク遺訓ヲ明徴ニ
シ皇家ノ成典ヲ制立シ以テ丕基ヲ永遠ニ鞏
固ニスヘシ茲ニ樞密顧問ノ諮詢ヲ經皇室典
範ヲ裁定シ朕力後嗣及子孫ヲシテ遵守スル
所アラシム

御名 御璽
明治二十二年二月十一日

第一章 皇位繼承

第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ
男系ノ男子之ヲ繼承ス
第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ
第三條 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ傳
フ皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇
次子及其ノ子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス
第四條 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出チ
先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡
子孫皆在ラサルトキニ限ル
第五條 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及

其ノ子孫ニ傳フ
第六條 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキ
ハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ傳フ
第七條 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルト
キハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ傳フ
第八條 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先
ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス
第九條 皇嗣精神若ハ身體ノ不治ノ重患ア
リ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及
樞密顧問ニ諮詢シ前數條ニ依リ繼承ノ順
序ヲ換フルコトヲ得

第二章 踐祚即位

第十條 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ
祖宗ノ神器ヲ承ク
第十一條 即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ
之ヲ行フ
第十二條 踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ
再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ

第三章 成年后立太子

第十三條 天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八年
ヲ以テ成年トス
第十四條 前條ノ外ノ皇族ハ滿二十年ヲ以
テ成年トス
第十五條 儲嗣タル皇子皇太子トス皇太

子在ラサルトキハ儲嗣タル皇孫ヲ皇太孫トス
第十六條 皇后皇太子皇太孫ヲ立ツルトキハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス

第四章 敬 稱

第十七條 天皇太皇太后皇太后皇后ノ敬稱ハ陛下トス
第十八條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王妃女王ノ敬稱ハ殿下トス

第五章 攝 政

第十九條 天皇未タ成年ニ達セザルトキハ攝政ヲ置ク
天皇久キニ亘ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハサルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ攝政ヲ置ク
第二十條 攝政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之ニ任ス
第二十一條 皇太子皇太孫在ラサルカ又ハ未タ成年ニ達セザルトキハ左ノ順序ニ依リ攝政ニ任ス
第一 親王及王
第二 皇 后
第三 皇太后

第四 太皇太后
第五 内親王及女王
第二十二條 皇族男子ノ攝政ニ任スルハ皇位繼承ノ順序ニ從フ其ノ女子ニ於ケルモ亦之ニ準ス
第二十三條 皇族女子ノ攝政ニ任スルハ其ノ配偶アラサル者ニ限ル
第二十四條 最近親ノ皇族未タ成年ニ達セサルカ又ハ其ノ他ノ事故ニ依リ他ノ皇族攝政ニ任シタルトキハ後來最近親ノ皇族成年ニ達シ又ハ其ノ事故既ニ除クト雖皇太子及皇太孫ニ對スルノ外其ノ任ヲ讓ルコトナシ

第二十五條 攝政又ハ攝政タルヘキ者精神若ハ身體ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ其ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第六章 太 傅

第二十六條 天皇未タ成年ニ達セザルトキハ太傅ヲ置キ保育ヲ掌ラシム
第二十七條 先帝遺命ヲ以テ太傅ヲ任セザリシトキハ攝政ヨリ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ之ヲ選任ス
第二十八條 太傅ハ攝政及其ノ子孫之ニ任スルコトヲ得ス

第二十九條 攝政ハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シタル後ニ非サレハ太傅ヲ退職セシムルコトヲ得ス

第七章 皇 族

第三十條 皇族ト稱フルハ太皇太后皇太后皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王妃女王ヲ謂フ
第三十一條 皇子ヨリ皇太孫ニ至ルマテハ男子親王女子内親王トシ五世以下ハ男子女子女王トス
第三十二條 天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承クルトキハ皇兄弟姉妹ノ女王タル者ニ特ニ親王内親王ノ號ヲ宣賜ス
第三十三條 皇族ノ誕生命名婚嫁薨去ハ宮内大臣之ヲ公告ス
第三十四條 皇統譜及前條ニ關ル記錄ハ圖書寮ニ於テ尙藏ス
第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス
第三十六條 攝政在任ノ時ハ前條ノ事ヲ攝行ス
第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官僚ニ命シ保育ヲ掌ラシム事宜ニ依リ天皇ハ其ノ父母ノ選舉セル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘシ
第三十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇

族ニ限ル

第三十九條 皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル
第四十條 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル
第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副署ス
第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス
第四十三條 皇族國疆ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許ヲ請フヘシ
第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ稱ヲ有セシムルコトアルヘシ

第八章 世傳御料

第四十五條 土地物件ノ世傳御料ト定メタルモノハ分割讓與スルコトヲ得ス
第四十六條 世傳御料ニ編入スル土地物件ハ樞密顧問ニ諮詢シ勅書ヲ以テ之ヲ定メ宮内大臣之ヲ公告ス

第九章 皇室經費

第四十七條 皇室諸般ノ經費ハ特ニ常額ヲ定メ國庫ヨリ支出セシム
第四十八條 皇室經費ノ豫算決算検査及其ノ他ノ規則ハ皇室會計法ノ定ムル所ニ依

皇室典範・皇室典範增補

第十章 皇族訴訟及懲戒

第四十九條 皇族ノ相互民事ノ訴訟ハ勅旨ニ依リ宮内省ニ於テ裁判員ヲ命シ裁判セシメ勅裁ヲ經テ之ヲ執行ス
第五十條 人民ヨリ皇族ニ對スル民事ノ訴訟ハ東京控訴院ニ於テ之ヲ裁判ス但シ皇族ハ代人ヲ以テ訴訟ニ當ラシメ自ラ訟廷ニ出ルヲ要セス
第五十一條 皇族ハ勅許ヲ得ルニ非サレハ勾引シ又ハ裁判所ニ召喚スルコトヲ得ス
第五十二條 皇族其ノ品位ヲ辱ムルノ所行アリ又ハ皇室ニ對シ忠順ヲ缺クトキハ勅旨ヲ以テ之ヲ懲戒シ其ノ重キ者ハ皇族特權ノ一部又ハ全部ヲ停止シ若ハ剝奪スヘシ
第五十三條 皇族蕩産ノ所行アルトキハ勅旨ヲ以テ治産ノ禁ヲ宣告シ其ノ管財者ヲ任スヘシ
第五十四條 前二條ハ皇族會議ニ諮詢シタル後之ヲ勅裁ス

第十一章 皇族會議

第五十五條 皇族會議ハ成年以上ノ皇族男

第十二章 補 則

第五十七條 現在ノ皇族五世以下親王ノ號ヲ宣賜シタル者ハ舊ニ依ル
第五十八條 皇位繼承ノ順序ハ總テ實系ニ依ル現在皇養子皇猶子又ハ他ノ繼嗣タルノ故ヲ以テ之ヲ混スルコトナシ
第五十九條 親王内親王王妃女王ノ品位ハ之ヲ廢ス
第六十條 親王ノ家格及其ノ他此ノ典範ニ抵觸スル例規ハ總テ之ヲ廢ス
第六十一條 皇族ノ財產費及諸規則ハ別ニ之ヲ定ムヘシ
第六十二條 將來此ノ典範ノ條項ヲ改正シ又ハ增補スヘキノ必要アルニ當テハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シテ之ヲ勅定スヘシ

皇室典範增補

(明治四十年二月十一日)

皇室典範・皇室典範増補・立儲令

天祐ヲ享有シタル我カ日本帝國皇家ノ成典ハ祖宗ノ洪範ヲ紹述シテ敢テ違フコトアルナシ而シテ人文ノ發展ハ寰宇ノ進運ニ隨ヒ制度ノ燦爛ハ條章ノ増廣ヲ必トス是ノ時ニ當リ朕ハ祖宗ノ丕基ヲ永遠ニ鞏固ニスル所以ノ良圖ヲ惟ヒ且憲章ニ由テ以テ皇族ノ分義ヲ昭ニセムコトヲ欲シ茲ニ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ皇室典範増補ヲ裁定シ朕カ子孫及臣民ヲシテ之ニ率由シテ愆ルコトナキヲ期セシム

皇室典範増補

第一條 王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコトアルヘシ
第二條 王ハ勅許ニ依リ華族ノ家督相續人トナリ又ハ家督相續ノ目的ヲ以テ華族ノ養子トナルコトヲ得
第三條 前二條ニ依リ臣籍ニ入りタル者ノ妻直系卑屬及其ノ妻ハ其ノ家ニ入ル但シ他ノ皇族ニ嫁シタル女子及其ノ直系卑屬ハ此ノ限ニ在ラス
第四條 特權ヲ剝奪セラレタル皇族ハ勅旨ニ由リ臣籍ニ降スコトアルヘシ
前項ニヨリ臣籍ニ降サレタル者ノ妻ハ其ノ家ニ入ル
第五條 第一條第二條第四條ノ場合ニ於テハ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經ヘシ

皇室典範増補

(大正七年十一月二十八日)

朕惟フニ祖宗ノ遺範ヲ紹述シ時ニ隨ヒ宜チ制シ以テ國運ノ進展ニ順應スルハ皇考ノ宏謨ニシテ朕ノ率循スル所ナリ今皇家ノ成典ヲ増廣スルノ要ヲ認メ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ皇室典範増補ヲ裁定シ茲ニ之ヲ公布セシム
皇室典範増補
皇族女子ハ王族又ハ公族ニ嫁スルコトヲ得

立儲令

(明治四十二年二月十一日)

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ立儲令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

立儲令
第一條 皇太子ヲ立ツルノ禮ハ勅旨ニ由リ之ヲ行フ
第二條 立太子ノ禮ヲ行フ期日ハ宮内大臣之ヲ公告ス
第三條 立太子ノ禮ヲ行フ當日之ヲ賢所皇靈殿神殿ニ奉告シ勅使ヲシテ神宮神武天皇山陵並先帝ノ山陵ニ奉幣セシム
第四條 立太子ノ禮ハ附式ノ定ムル所ニ依リ賢所大前ニ於テ之ヲ行フ
第五條 立太子ノ詔書ハ其ノ禮ヲ行フ當日之ヲ公布ス
第六條 立太子ノ禮訖リタルトキハ皇太子皇太子妃ト共ニ賢所皇靈殿神殿ニ謁ス
第七條 立太子ノ禮訖リタルトキハ皇太子皇太子妃ト共ニ天皇皇后太皇太后皇太后ニ朝見ス
第八條 立太子ノ禮訖リタルトキハ宮中ニ於テ饗宴ヲ賜フ
第九條 前各條ノ規定ハ皇太孫ヲ立ツルノ禮ニ之ヲ準用ス
(附式略ス)

大日本皇室

天皇陛下 第二百二十四代、御名裕仁、大正天皇第一皇男子にましまし、明治卅四年四月廿九日御降誕、同五月五日御命名、迪宮と稱し奉る。同四十九年四月御年八歳を以て學習院に御入學、大正元年九月九日陸軍歩兵少尉及海軍少尉に御任官、同三年四月學習院初等科御卒業、爾後東宮御所内東宮御學問所にて御修學、同三年十月卅一日陸軍歩兵中尉及海軍中尉、同五年十月卅一日陸軍歩兵大尉及海軍大尉に御累進、同五年十一月三日立太子式御舉行、同八年五月七日御成年式御舉行、同九年十月卅一日陸軍歩兵少佐及海軍少佐に御昇進、同十年三月三日御外遊、同年九月三日御歸朝、同年十一月二十五日攝政御就任、同十二年十月卅一日陸軍歩兵中佐及海軍中佐、同十四年十月卅一日陸軍歩兵大佐及海軍大佐に御昇進、大正十五年十二月二十五日御踐祚、昭和三年十一月十日即位禮を擧げさせ給ふ。
皇后陛下 御名良子、故久邇宮邦彦王第一王女、明治三十六年三月六日御誕生、同四十二年四月十一日學習院女學部初等科御入學、大正七年御年十六歳にて東宮妃册立の御沙汰あり、學習院女學部中等科御退學、爾後御學問所にて御修學、大正十三年一月二十六日御入與、皇太子妃とならせられ、大正十五年十二月二十五日皇后陛下とならせらる。
皇太后陛下 御名節子、故從一位大勳位公爵九條道孝第四女、明治十七年六月二十五日御誕生、同廿三年御年六歳を以て華族女學校に御入學、同廿二年八月御退學、同廿三年五月十日御入與、皇太子妃殿下とならせられ、大正元年七月三十日皇后陛下、大正十五年十二月二十五日皇太后陛下とならせらる。

皇太子殿下

御名明仁、繼宮と稱し奉り、今上陛下第一皇男子にまします。昭和八年十二月廿三日御誕生、同十二月廿九日御命名。
皇子 御名正仁、義宮と稱し奉り、今上陛下第二皇男子にまします。昭和十年十一月二十八日御誕生、同十二月四日御命名。

皇女

第一皇女 成子内親王、照宮と稱し奉り、大正十四年十二月六日御誕生、目下女子學習院御在學中。
第二皇女 和子内親王、孝宮と稱し奉り、昭和四年九月三十日御誕生、目下女子學習院御在學中。
第三皇女 厚子内親王、順宮と稱し奉り、昭和六年三月七日御誕生、目下女子學習院御在學中。
第四皇女 貴子内親王、清宮と稱し奉り、昭和十四年三月二日御誕生。

皇弟

雍仁親王、大正天皇第二皇男子(別項「皇族」の中に記し奉る)
宣仁親王 大正天皇第三皇男子(別項「皇族」の中に記し奉る)
崇仁親王 大正天皇第四皇男子(別項「皇族」の中に記し奉る)

皇叔母

昌子内親王 明治天皇第六皇女(別項「皇族」の中に記し奉る)
房之内親王 明治天皇第七皇女 別項「皇族」の中に記し奉る)
聰子内親王 明治天皇第九皇女(別項「皇族」の中に記し奉る)

皇族 (昭和十四年)

秩父宮 (御住所赤坂區一番ノ一表町御殿)

雍仁親王 大正天皇第二皇男子、明治卅五年六月二十五日御誕生、初め淳宮と稱し奉る、大正十一年六月廿五日秩父宮の御稱號を賜はる、大正十一年七月二十八日陸軍士官學校卒業、同年十月二十五日大勳位に叙せられ、陸軍歩兵少尉に御任官、同十四年五月十日中尉に御進級、同年五月二十四日御渡歐、昭和二年一月十七日御歸朝、昭和五年三月六日大尉に御進級、昭和六年十一月二十八日陸軍大學校卒業、昭和七年九月一日參謀本部附御勤務、昭和十年八月一日陸軍歩兵少佐に御進級、歩兵第三十一聯隊大隊長(弘前)御補任、昭和十一年十二月一日參謀本部附御付らる。同十二年三月十八日、英國皇帝皇后兩陛下の戴冠式に、天皇陛下御名代として同妃殿下御同伴御參列のため御渡歐遊ばさる。同十三年三月一日歩兵中佐に御進級。同十四年八月一日歩兵大佐に御進級。

勢津子 (雍仁親王妃) 子爵松平保男姪、明治四十二年九月九日御誕生、勳一等。

高松宮 (御住所芝區高輪西臺町一番地)

宣仁親王 大正天皇第三皇男子、明治卅八年一月三日御誕生、初め光宮と稱し奉る、大正二年七月六日高松宮の御稱號を賜はる、同十三年七月海軍兵學校卒業、同十四年十二月一日大勳位に叙せられ、海軍少尉に御任官、昭和二年十二月一日中尉に御進級、昭和五年四月二十一日御渡歐、同年十二月一日大尉に御進級、昭和六年六月十一日御歸朝、昭和十年十一月十日海軍大學御卒業、昭和十一年十二月一日軍令部出仕兼部員、同十四年十二月二十六日御誕生、勳一等。

日大尉に御進級、昭和六年六月十一日御歸朝、昭和十年十一月十五日少佐に御進級、昭和十一年十一月廿六日海軍大學御卒業、昭和十一年十二月一日軍令部出仕兼部員。
喜久子 (宣仁親王妃) 公爵徳川慶光姉、明治四十四年十二月二十六日御誕生、勳一等。

三笠宮 (御住所赤坂區青山東御殿)

崇仁親王 大正天皇第四皇男子、大正四年十二月二日御誕生、初め澄宮と稱し奉る、昭和十年十二月二日三笠宮の御稱號を賜はる、同十一年六月廿九日陸軍士官學校卒業、同年十月一日大勳位に叙せられ、陸軍騎兵少尉に御任官、同十二年十二月一日騎兵中尉に御進級。

閑院宮 (御住所麴町區永田町二丁目二十番地)

載仁親王 故邦家親王第十六子、慶應元年十一月十日御誕生、元帥陸軍大將、大勳位、功二級、參謀總長。
智恵子 (載仁親王妃) 故公爵三條實美第二女、明治五年六月三十日御誕生、勳一等。

春仁王 載仁親王第二子、明治三十五年八月三日御誕生、陸軍騎兵中佐、大勳位。

直子 (春仁王妃) 故公爵一條實輝第四女、明治四十一年十一月七日御誕生、勳一等。

東伏見宮 (御住所澁谷區常磐松町一〇一番地)

周子 (故依仁親王妃) 故公爵岩倉具定第一女、明治九年八月二十九日御誕生、勳一等。

伏見宮 (御住所麴町區紀尾井町四番地)

博恭王 故貞愛親王第一子、明治八年十月十六日御誕生、元帥海軍大將、大勳位、功四級、軍令部總長兼海軍將官會議員
朝子 (故博義王妃) 故公爵一條實輝第三女、明治三十五年六月二十日御誕生、勳一等。

博明王 故博義王第一子、昭和七年一月二十六日御誕生。

光子女王 故博義王第一女、昭和四年七月二十八日御誕生。

章子女王 故博義王第三女、昭和九年二月十一日御誕生。

山階宮 (御住所麴町區富士見町二丁目五番地ノ一)

武彦王 故菊麿王第一子、明治三十一年二月十三日御誕生、豫備海軍少佐、勳一等。

賀陽宮 (御住所麴町區三番町二番地ノ五)

恒憲王 故邦憲王第一子、明治三十三年一月二十七日御誕生、陸軍騎兵大佐、大勳位、陸軍大學校兵學教官兼陸軍騎兵學校教官同校研究部々員。

敏子 (恒憲王妃) 故公爵九條道實第五女、明治三十六年五月十六日御誕生、勳一等。

好子 (故邦憲王妃) 故侯爵醍醐忠順第一女、慶應元年十二月七日御誕生、勳一等。

邦壽王 恒憲王第一子、大正十一年四月二十一日御誕生、陸軍豫科士官學校御在學中。

治憲王 恒憲王第二子、大正十五年七月三日御誕生。
章憲王 恒憲王第三子、昭和四年八月十七日御誕生。
文憲王 恒憲王第四子、昭和六年七月十二日御誕生。
宗憲王 恒憲王第五子、昭和十年十一月二十四日御誕生。
美智子女王 恒憲王第一女、大正十二年七月二十九日御誕生。
久邇宮 (御住所澁谷區宮代町一番地)

朝融王 故邦彦王第一子、明治三十四年二月二日御誕生、海軍中佐、大勳位、橫濱航空隊副長。

知子女王 (朝融王妃) 博恭王第三女、明治四十年五月十八日御誕生、勳一等。

侃子 (故邦彦王妃) 故公爵島津忠義第七女、明治十二年十月十九日御誕生、勳一等。

邦昭王 朝融王第一子、昭和四年三月二十五日御誕生。

正子女王 朝融王第一女、大正十五年十二月八日御誕生。

朝子女王 朝融王第二女、昭和二年十月二十三日御誕生。

通子女王 朝融王第三女、昭和八年九月四日御誕生。

英子女王 朝融王第四女、昭和十二年七月二十一日御誕生。

久邇宮 (御住所京都市上京區東櫻町)

靜子 (故多嘉王妃) 故子爵水無瀬忠輔第一女、明治十七年九月二十五日御誕生、勳一等。

宮廷—皇族

家彦王 故多嘉王第二子、大正九年三月十七日御誕生。
德彦王 故多嘉王第三子、大正十一年十一月十九日御誕生。
梨本宮(御住所澁谷區美竹町四十一番地)
守正王 故朝彦親王第四子、明治七年三月九日御誕生、元帥
陸軍大將兼臨時神宮祭主、大勳位、功四級。
伊都子(守正王妃) 故侯爵鍋島直大第二女、明治十五年二月
二日御誕生、勳一等。
朝香宮(御住所芝區白金臺町二丁目二十六番地)
鳩彦王 故朝彦親王第八子、明治二十年十月二日御誕生、陸
軍大將、大勳位、軍事參議官。
孚彦王 鳩彦王第一子、大正元年十月八日御誕生、陸軍歩兵
大尉、勳一等、陸軍大學校御在學。
千賀子(孚彦王妃) 伯爵藤堂高昭第五女、大正十年五月三日
御誕生、勳二等。
湛子女王 鳩彦王第二女、大正八年八月二日御誕生。
東久通宮(御住所麻布區市兵衛町一丁目十三番地)
稔彦王 故朝彦親王第九子、明治廿年十二月三日御誕生、軍
事參議官、陸軍大將、大勳位。
聰子內親王(稔彦王妃) 明治天皇第九皇女、泰宮と稱し奉る、
明治二十九年五月十一日御誕生、大正四年五月十八日御結婚
勳一等。
盛厚王 稔彦王第一子、大正五年五月六日御誕生、砲兵中尉
勳一等。

彰常王 稔彦王第三子、大正九年五月十三日御誕生、陸軍士
官學校御在學中。
俊彦王 稔彦王第四子、昭和四年三月二十四日御誕生。
北白川宮(御住所芝區高輪南町十七番地)
永久王 故成久王第一子、明治四十三年二月十九日御誕生、
勳一等、陸軍砲兵大尉、近衛野砲兵聯隊附、陸軍大學御在學
中。
祥子(永久王妃) 男爵徳川義想第二女、大正五年八月二十
六日御誕生、勳二等。
房子內親王(故成久王妃) 明治天皇第七皇女、周宮と稱し奉る
明治二十三年一月二十八日御誕生、同四十二年四月二十九日
御結婚、勳一等。
道久王 永久王第一子、昭和十二年五月二日御誕生。
多惠子女王 故成久王第三女、大正九年四月十五日御誕生。
竹田宮(御住所芝區高輪南町十七番地)
恒徳王 故恒久王第一子、明治四十二年三月四日御誕生、勳
一等、陸軍騎兵大尉。
光子(恒徳王妃) 公爵三條公輝第二女、大正四年十一月六
日御誕生、勳二等。
昌子內親王(故恒久王妃) 明治天皇第六皇女、常宮と稱し奉る
明治二十一年九月三十日御誕生、同四十一年四月三十日御結
婚、勳一等。

朝鮮王族及公族

李王家(東京邸—麴町區紀尾井町一番地)
昌徳宮(京城府臥龍町)
昌徳宮李王垠 故李太王第七子、明治三十年十月二十日御誕生
陸軍少將、大勳位、近衛歩兵第二旅團長。
同妃方子女王 梨本宮守正王第一女、明治三十四年十一月四日
御誕生、大正九年四月二十八日御結婚、勳一等。
王世子李玖 李王垠第二子、昭和六年十二月二十九日御誕生。
尹氏(故李王妃) 明治二十七年九月十九日御誕生、勳一等
李鍵公家(御住所澁谷區常磐松町一〇一)
朝鮮邸(京城府寬勳町)
李鍵公 李燭公第一子、明治四十二年十月二十八日御誕生、
陸軍騎兵大尉、勳一等、陸軍大學校研究部主事兼同校兵學教
官。
同妃誠子 伯爵廣橋眞光家族、明治四十四年十月六日御誕生、
勳二等。
李沖 李鍵公第一子、昭和七年八月十四日御誕生。
李沂 李鍵公第二子、昭和十年三月四日御誕生。
沃子 李鍵公第一女子、昭和十三年十二月十九日御誕生。
李桐 故李太王第五子、明治十年三月三十日御誕生、大勳
位。
同妃金氏 明治十三年十二月二十二日御誕生、勳一等。
李錮公家(別邸—澁谷區常磐松町一〇一)

宮廷—朝鮮王族及公族、臣籍降下の皇族

臣籍降下の皇族

朝鮮邸(京城府雲泥町)
李錮公 李燭公第二子、大正元年十一月十五日御誕生、陸軍
砲兵大尉、勳一等、獨立野戰重砲兵第八聯隊補充隊附、陸軍
大學校御在學中。
同妃贊珠 侯爵朴泳孝孫、大正三年十二月十一日御誕生、勳二
等。
李清 李錮公第一子、昭和十一年四月二十三日御誕生。
故李熹公妃李氏 明治十六年七月十日御誕生、勳一等。
故李煥公妃金氏 明治十一年七月十八日御誕生、勳一等。
侯爵小松輝久 故北白川宮能久親王第四子、明治二十一年八月
十二日生、明治四十三年七月臣籍降下、海軍少將。
侯爵山階芳麿 故山階宮菊麿王第二子、明治三十三年七月五日
生、大正九年七月臣籍降下、陸軍砲兵中尉。
侯爵華頂博信 伏見宮博恭王第三子、明治三十八年五月二十二
日生、大正十五年十二月臣籍降下、海軍少佐。
侯爵筑波藤麿 故山階宮菊麿王第三子、明治三十八年二月二十
五日生、昭和三年七月臣籍降下、貴族院議員。
伯爵葛城茂麿 故山階宮菊麿王第五子、明治四十一年四月二十
九日生、昭和四年十二月二十四日臣籍降下、陸軍歩兵大尉。
伯爵東伏見邦英 故久邇宮邦彦王第三子、明治四十三年五月十
六日生、昭和六年四月四日臣籍降下。
伯爵伏見博英 伏見宮博恭王第四子、大正元年十月四日生、昭
和十一年四月一日臣籍降下、海軍中尉。

宮廷—華族に降嫁せられたる皇族、宮城

侯爵 音羽正彦 朝香宮鳩彦王第二子、大正三年一月五日生、昭和十二年四月一日臣籍降下、海軍中尉。

華族に降嫁せられたる皇族

御名	御父	御配	降嫁年月	由紀子女王	故賀陽宮邦憲王	子 町尻量基
絢子女王	故久通宮朝彦親王	故子竹内惟忠	明治三三・三	擴子女王	故北白川宮能久親王	子 二荒芳徳
榮子女王	故久通宮朝彦親王	故子東園基愛	同 三三・九	恭子女王	閑院宮載仁親王	同 四・七
禎子女王	故伏見宮貞愛親王	侯 山内豊景	同 三四・四	安子女王	故山階宮菊麿王	同 四・九
貞子女王	故北白川宮能久親王	伯 有馬頼寧	同 三六・二	智子女王	故久通宮邦彦王	同 三三・五
満子女王	故北白川宮能久親王	伯 甘露寺受長	同 三七・二	信子女王	故久通宮邦彦王	同 三三・五
篤子女王	故久通宮朝彦親王	子 壬生基義	同 三九・〇	規子女王	梨本宮守正王	同 一三・三
武子女王	故北白川宮能久親王	子 保科正昭	同 四一・四	華子女王	閑院宮載仁親王	同 一五・三
茂子女王	閑院宮載仁親王	黒田長禮	大正三・一	美子女王	朝香宮鳩彦王	同 一六・五
				佐和子女王	故北白川宮能久親王	同 一八・一
				恭仁子女王	久通宮多嘉王	同 二〇・一
						同 二四・四

宮城

東京市麹町區。面積六三五、〇〇〇坪。沿革 紀元二一七七年長祿元年四月、鎌倉管領上杉定正の家宰太田持資道灌、江戸城を築く。天正十八年八月徳川家康入城、城廓を擴張し次いで慶長年間秀忠修築を加ふ。明治元年七月江戸を東京と改められ、同十月明治天皇東京に行幸し給ひ、同月十三日江戸城を東京城と改稱、皇居と定めさ

せ給ふ。同六年五月五日皇居炎上し一時赤坂離宮を假皇居と定めさせらる。同十五年五月皇居御造營に着手、同二十一年十月御竣工、同月二十七日皇居を宮城と御改稱、同二十二年一月九日賢所を御遷座、同月十一日天皇還幸遊ばさる。昭和三年更に宮殿の御修理を行はせらる。表宮殿 正殿、鳳凰ノ間、桐ノ間、化粧ノ間、葡萄ノ間、豊明殿、千種ノ間、牡丹ノ間、竹ノ間、南溜、東溜、西溜、北溜、化粧一ノ間、化粧二ノ間、東一ノ間、二ノ

間、西一ノ間、二ノ間、御車寄、東車寄、北車寄の總稱。奥宮殿 表宮殿の西南方に連り、兩陛下の御常御殿。正殿 皇室、國家の大典は素より一月元且二日の朝賀、天皇節の拜賀を受けさせられ、軍旗親授式をも行はせらるる御殿である。南面して東西七十尺、南北八十三尺、周圍三方に廊下を廻らし、軒の高さ二十一尺八寸、銅瓦葺入母屋造りで、天井は塗格縁極彩色が施され、御床は黒檀、花楓、楓

等の寄木張り、御室内の廣さ約百八坪、北壁の中央に一段高く玉座が定められてある。鳳凰ノ間 御室内二十八坪、次の御間百十四坪餘、四方の壁には鳳凰の模様を描き出されてある。正殿と共に宮中の重き御殿で、御恒例の新年の政始、歌會始、講書始の御儀式を始め、各國大公使の信任狀捧呈、若宮、姫宮の初御参内、御成年式、御婚儀等の際行はるる朝見の御儀、外國貴賓、又は重臣の公式賜謁はすべてこの御殿に於て行はせられる。御座所・御學問所 鳳凰ノ間に近き二階建の御殿。一階は御座所で、十四間方、西南を出御の御間、西北を側近の控所とされ

謁見所で各國使臣其他重臣並に夫人等へ拜謁仰付けらるる際用ゐさせられる。豐明殿 宮中に於ける御饗宴場。四大節の御饗宴を始め午饗、晚饗の御催しもまたこの御殿に於て行はせらる。正殿と御庭を隔てて北にあり、その前庭には桃花形の大石鉢の噴水がある。御室内約百八十坪、天井は折上格天井で御裝飾絢爛華麗を極めてある。千種ノ間、牡丹ノ間、竹ノ間は共に豊明殿の後席の間と總稱せられ、御饗宴後の控間又は談話室に用ゐ、千種ノ間でまた小饗宴も御催しあらせらる。西溜ノ間・東溜ノ間 西溜ノ間は豊明殿前庭西方の御間で、皇族會議は多くこの御間で開かせられ、常には拜謁、御陪食等に召された諸員の控室となつてある。東溜ノ間は西溜ノ間と向ひ合つて東側にあり、この御殿で樞密院會議を開かせられる御例となつてある。葡萄ノ間は各皇族御参内の際

の平家建で、松、竹、梅と三つの御間を始め室内御遊戯室等内親王様方の御殿としての御設備が施されてある。御車寄 宮殿の南側で正玄關に相當し、行幸又は御同列行幸啓の際宮殿に御車をとどめさせられる所で、同時に外國貴賓の公式参内、各國大公使の信任狀捧呈のための参内、又は新年朝賀四大節御祝宴に召された顯官達の参内も此處から参入する。その他の場合の参内は坂下門又は乾門から入り東車寄から昇殿する。天機並に御機嫌奉伺のため参内した諸員の記帳も亦東車寄に於て行ふのである。北車寄は皇后陛下皇太后陛下の御昇降所で皇族方の御参内も此處から御昇降あらせられる。宮中三殿 吹上御苑の一部の神域に拜せられる檜白木破風造りの三殿。中央の御殿が賢所、その御左方が皇靈殿、御右方が神殿である。賢所は天照大神の御靈代として三種神器のうちの神鏡を奉安せらるる所、皇靈殿には神武天皇を始め御歴代天皇の皇靈ならびに皇后、皇妃、皇族の御靈を鎮祭し給ふ。神殿には神産日神、高御産日神、玉積産日神、生産日神、足産日神、大宮賣神、御食津神、事代主神及び天神地祇を祀

此の御座所にて拜謁仰付けられる。二階は御學問所で、御日常の御日課として御學課又は臨時御進講を御聽取遊ばされる御間である。桐ノ間 御室内約十五坪餘、桐の木で調製された御調度品が配さる。皇后陛下の御

儀で行はせられる。吳竹寮 宮城内舊本丸にあり、約二百坪

宮廷—宮城

らせ給ふ。

神嘉殿 三殿の西方にある御殿で新嘗祭を行はせられ、その南庭では元旦の四方拜を行はせらる。

振天府 建安府、有光亭、懷遠府、惇明府、顯忠府と共に各戦役の戦利品、記念品御收藏、戦病死勇士の姓名寫眞御保存の聖慮より建設されたもので、振天府は明治二十七年日清戦役及臺灣征討のもの、建安府は明治三十七八年日露戦役のもの、有光亭は威海衛の戦のもの、懷遠府は明治三十三年北清事變、惇明府は大正三四年日獨戦争、顯忠府は昭和六七年の滿洲事變及上海事變を記念せらるるものが御保存になつてゐる。

吹上御苑 宮城内の御苑で、觀瀑亭、霜錦亭、寒香亭、駐春閣、吹上の御茶屋は徳川時代の亭であり、花蔭亭は昭和大典に際し全國官吏より献上せるもの、御苑内楓山には皇后宮御經營の御養蠶所がある。

御正門 通常二重橋と申上ぐ、北に坂下門西北に乾門、西南角に吹上門、半藏門あり、此外舊本丸には内櫻田門、大手門、平川門、北桔梗門等がある。

皇宮・御所

京都皇宮(京都市上京區)桓武天皇平安御遷都から明治天皇の東京御遷都まで一千七十餘年間の皇居である。現在の皇宮は安政二年十一月に竣工したもので、紫宸殿、清涼殿、御常御殿、小御所、御學問所、宣陽殿その他の御殿があり、總面積二十七萬六千二百九坪。

青山御所(赤坂區)舊紀州家の別邸、明治六年英照皇太后遷御あらせられ、同七年一月青山御所と稱す。

大宮御所(赤坂區)赤坂離宮、青山御所御料地内に在り、昭和五年五月御竣工、皇太后陛下御在所と定めさせらる。

東宮御所(赤坂區)赤坂離宮御料地内に在り、昭和十一年十二月御竣工、昭和十二年三月廿九日皇太子殿下御移轉あらせらる。

仙洞御所(京都市上京區)京都皇宮外に在り。
新宿御苑(四谷區内藤町)舊信州高遠藩主内藤氏の邸地、御苑内林泉あり、櫻樹多く、觀櫻會、觀菊會はここで御催しあらせらるる御恒例である。

離宮・御用邸

赤坂離宮(赤坂區)舊紀州侯邸の一部、明治五年三月離宮となる。

濱離宮(京橋區築地)もと徳川將軍鷹獵の地。離宮となるは明治三年。

霞關離宮(麹町區)舊黒田侯邸。明治八年有栖川宮邸となり、同三十七年離宮となる。

桂離宮(京都市右京區桂)舊桂宮御別邸明治十六年離宮となる。

修學院離宮(京都市左京區修學院)

箱根離宮(神奈川県蘆ノ湖畔塔ヶ島)

伊勢離宮(宇治山田市外)

武庫離宮(神戸市須磨區月見山)

葉山御用邸(神奈川県三浦郡葉山町)

立石御休所(同縣三浦郡西浦村)

沼津御用邸(沼津市揚原町)

日光御用邸(栃木縣上都賀郡日光町)

日光田母澤御用邸(同)

鹽原御用邸(同縣鹽谷郡鹽原町)

那須御用邸(同縣那須郡那須村)

伊香保御料地(群馬縣群馬郡伊香保町)

御獵場

江戸川筋御獵場 埼玉縣南埼玉郡、北葛飾郡、千葉縣葛飾郡。雁、鴨、鶉、鶯、千鳥、雉子、鶉等。

長夏川筋御獵場 岐阜縣岐阜市、同郡上郡、武儀郡、稲葉郡、鮎、鯉。

神通川御獵場 富山縣婦負郡、上新川郡鮎、蛙、鱒等。

宮中杖

後鳥羽上皇、藤原俊成の九十賀に鳩杖を賜ひし御事に始まり齡八十以上にして特殊の功勞ある者に賜はる。現在は杖にかへて御目錄を賜はるのであるが、現在の光榮者は左の人々である。

公爵 西園寺公望 伯爵 清浦 奎吾
子爵 石黒 忠恵 倉富勇三郎
伯爵 金子堅太郎 男爵 山本 達雄
男爵 内山小二郎 藤澤幾之輔
柴 五郎

宮中席次

【第一階】—第一 大勳位(一、菊花章頸飾、二、菊花大綬章)△第二 内閣總理

宮廷—御獵場、宮中杖、宮中席次

大臣△第三 樞密院議長△第四 元勳優遇の爲大臣の禮遇を賜はりたる者△第五

元帥國務大臣宮内大臣内大臣△第六 朝鮮總督△第七 内閣總理大臣又は樞密院議長たる前官の禮遇を賜はりたる者△第八

國務大臣宮内大臣又は内大臣たる前官の禮遇を賜はりたる者△第九△樞密院副議長△第十 陸軍大將海軍大將樞密顧問官△第十一 親任官 第十二 貴族院議長衆議院議長△第十三 勳一等旭日桐

花大綬章△第十四 功一級△第十五 親任官の待遇を賜はりたる者△第十六 公爵△第十七 從一位△第十八 勳一等

(一)、旭日大綬章、二、寶冠章、三、瑞寶章)△第十九 高等官一等△第二十 貴族院副議長衆議院副議長△第二十一 爵香間祇候△第二十二 侯爵△第二十三 正二位

【第三階】—第二十四 高等官二等△第二十五 功二級△第二十六 錦鶏間祇候△第二十七 勅任待遇△第二十八 伯爵△第二十九 從二位△第三十 勳二等(一)、旭日重光章、二、寶冠章、三、瑞寶章)△第三十一 子爵△第三十二 正三位△第三十三 從三位△第三十四 功三級△

第三十五 勳三等(一)、旭日中綬章、二、寶冠章、三、瑞寶章)△第三十六 男爵△第三十七 正四位△第三十八 從四位

【第四階】—第三十九 貴族院議員衆議院議員△第四十 高等官三等△第四十一 高等官三等の待遇を享くる者△第四十二 功四級△第四十三 勳四等(一)、旭日小綬章、二、寶冠章、三、瑞寶章)△第四十四 正五位△第四十五 從五位

【第五階】—第四十六 高等官四等△第四十七 高等官四等の待遇を享くる者△第四十八 功五級△第四十九 勳五等(一)、雙光旭日章、二、寶冠章、三、瑞寶章)△第五十 正六位

【第六階】—第五十一 高等官五等△第五十二 高等官五等の待遇を享くる者△第五十三 從六位△第五十四 勳六等(一)、單光旭日章、二、寶冠章、三、瑞寶章)△第五十五 高等官六等△第五十六 高等官六等の待遇を享くる者△第五十七 正七位

【第七階】—第五十八 高等官七等△第五十九 高等官七等の待遇を享くる者△第六十 從七位△第六十一 功六級

【第九階】—第六十二 高等官八等△第六

宮廷—前官禮遇、歴代宮内大臣、内大臣府、歴代内大臣、樞密院の職掌

十三 高等官八等の待遇を享くる者
 【第十階】—第六十四 高等官九等△第六十五 奏任待遇△第六十六 正八位△第六十七 功七級△第六十八 勳七等(一)、青色桐葉章、二、寶冠章、三、瑞寶章)△第六十九 從八位△第七十 勳八等(一)、白色桐葉章、二、寶冠章、三、瑞寶章)

前官禮遇

○總理大臣 公爵西園寺公望、伯爵清浦奎吾、男爵若槻禮次郎、岡田啓介、男爵平沼騏一郎

○樞密院議長 倉富勇三郎、男爵一木喜徳郎

○國務大臣 水野錬太郎、財部彪、男爵幣原喜重郎、鈴木喜三郎、男爵山本達雄、男爵大角岑生、町田忠治、宇垣一成、廣田弘毅、林銑十郎、三土忠造、米内光政、男爵荒木貞夫、有田八郎、前田米藏、鹽野季彦

○内大臣 伯爵牧野伸顯

歴代宮内大臣

伯爵 伊藤博文 就任年月日 明治一八年・一二・二二

子爵 土方久元 二〇・九・二六
 子爵 田中光顯 三一・二・九
 公爵 岩倉具定 四二・六・一六
 子爵 渡邊千秋 四三・四・一
 子爵 波多野敬直 大正三・四・九
 男爵 中村雄次郎 九・九・六
 子爵 牧野伸顯 一〇・二・一八
 一木喜徳郎 昭和一四・三・三〇
 湯浅倉平 昭和一八・二・一五
 松平恒雄 一一・三・六

内大臣府

内大臣府は御璽國璽を尙藏し及詔書勅書其の他内廷の文書に關する事務を掌り、内大臣は常侍輔弼し内大臣府を統轄す。秘書官長、秘書官、屬を置く。歴代内大臣は左の如くである。

歴代内大臣 就任年月日
 公爵 三條實美 一八・二・二二
 侯爵 徳大寺實則 二四・二・二一
 公爵 桂太郎 大正元・八・一三
 公爵 貞愛親王 元・二・二一
 公爵 大山巖 三・四・二三

樞密院の職掌

樞密院は天皇親臨して重要な國務を諮詢する所、議長一人、副議長一人、顧問官二十四人、書記官一人及び書記官を以て組織され、丁年以上の各親王は樞密院會議に班列するの權を有せられる。議長副議長及顧問官たるには年齢四十歳に達したものでなければならぬ。樞密院の職掌は一、皇室典範に於て其權限に屬せしめたる事項二、憲法の條項又は憲法に附屬する法律勅令に關する草案及疑義三、憲法第十四條戒嚴の宣告同第八條及第七十條の勅令及其他罰則の規定ある勅令四、列國交渉の條約及約東五、樞密院の官制及事務規程の改正に關する事項六、前諸項に掲ぐるもの外臨時に諮詢せられたる事項に付諮詢を待つて會議を開き意見を上奏する、樞密院は行政及立法の事に關し天皇の至高の顧問たりと雖も施政に干渉することはない。

歴代樞密院議長

氏名	就任年月日
伯爵 伊藤博文	明治一八年・一二・二二
伯爵 大木喬任	二二・二・二四
伯爵 伊藤博文	二四・六・一
伯爵 大木喬任	二五・八・八
伯爵 山縣有朋	二六・三・一
伯爵 黒田清隆	二八・三・一七
伯爵 西園寺公望	三三・一〇・二七
侯爵 伊藤博文	三六・七・一三
侯爵 山縣有朋	三八・二・二一
公爵 伊藤博文	四二・六・一四
公爵 山縣有朋	四二・二・一七
子爵 清浦奎吾	大正一・二・一八
子爵 濱尾新	一三・一・一三
男爵 穂積陳重	一四・一〇・一
男爵 倉富勇三郎	一五・四・二
男爵 一木喜徳郎	昭和一九・五・三
男爵 平沼騏一郎	一一・三・二
公爵 近衛文麿	一四・一・五

歌會始

歌會始の御題は例年十月頃官報に發表さ

宮廷—歴代樞密院議長、歌會始

れ、何人も詠進することが出来る。但し一人一首に限り、十二月十日までに宮内省御歌所に差出す。詠進の書式については左の如く定められてゐる。



一、料紙は美濃紙にて詠草は堅に認む。
 一、料紙は右の通り五つ折にす。
 一、裏面には最後から二行目右寄りに現住所族籍、左寄りに氏名、官職位勳功爵あるものは氏名の上にそれを記す。
 昭和十四年歌會始の御題は前年十月十四日「朝陽映島」と仰出され、昭和十四年一月三十一日宮中鳳凰ノ間に於て歌會始の儀を行はせられた、全國の詠進歌數三萬六千九百六十二首より光榮に浴した選歌は五首であつた。

朝陽映島

御製 高とのうへよりみればうつくしく 朝日にはゆる沖のはつしま
 皇后宮御歌 大君のめくみあまねきしまゝに ひかりをそへて朝の日のさす
 皇太后宮御歌 しま人もあさ日のひかり仰きつゝ まちわたるらむ波たゝめ世を
 選歌 滋賀縣大津市膳所中庄四七五歩兵中佐 從五位勳四等功五級高裕妻 佐々 直枝上
 水くみによる舟見えてわたなかの はなれ小島に朝日かゝやく 北支派遣井關部隊歩兵大尉從六位勳六等 佐藤 勝一上
 みいくさのかちときあくるからくにの しまのとりてにあさひてりはゆ 島根縣美濃郡益田公立學校長從七位勳七等 竹田 兵雄上
 波風もなきて朝日に映ゆるかな にひ宮つくる隠岐の島山

宮廷—帝室技藝員、高級有位者、高級帶動者

北支派遣草場部隊特務一等兵 平安 近俊上

占めたる島にかゝやく朝日かけ

嬉しくあふくつはもの吾は

關東州大連市鳴鶴臺一〇〇

津田 彦六上

おほみふれつなきたまひしそ見えて

吉備の高島あさひさすなり

帝室技藝員

竹内 栖鳳 横山 大觀
川合 玉堂 橋本 關月
安田 武彦 岡田 三郎
藤島 英二 山崎 朝雲
和田 波作 香取 秀眞
板谷 南山 山崎 朝雲
清水 南山 山崎 朝雲

高級有位者 (昭和四・九・三現在)

石井 菊次郎 石黒 忠憲 一木 喜徳郎
池田 忠博 内山 小二郎 大久保 利和
金子 堅太郎 河合 通章 窪田 静太郎
倉富 勇三郎 久世 通章 窪田 静太郎
山内 豊景 嵯峨 公勝 西園寺 公望
鈴木 貫太郎 清閑 寺經房 徳川 家達
徳川 達孝 平沼 駒一郎 久松 定謨
松平 頼安 牧野 伸顯 松平 直亮

◇從二位

松木 元昭 柳原 愛子 宇垣 一成
安保 清種 青木 信光 荒木 寅三郎
有馬 良橋 荒木 貞夫 池田 政保
岩崎 久彌 伊集院 兼知 石塚 英藏
尹 徳榮 梅小路 定行 小笠原 長生
大井 成元 岡田 啓介 奥田 直紹
大給 左 奥平 昌恭 大久保 利武
大久保 立 川村 鐵太郎 九鬼 隆輝
兒玉 秀雄 近衛 文麿 坂本 俊徳
三條 西實義 佐野 常羽 原 俊道
阪谷 芳郎 佐藤 昌介 柴原 五郎
林 博太郎 幣原 喜重郎 幣原 五郎
島津 忠重 清水 澄 鈴木 莊六
諏訪 忠元 關屋 貞三郎 副島 道正
高倉 永則 高辻 宜麿 財部 彪
伊達 宗定 高千穂 宜麿 徳川 達道
徳川 閉順 奈良 武次 鍋島 直映
名和 又八郎 永井 尚敏 成瀬 正雄
南部 利克 野間 口兼雄 林 銑十郎
樋口 誠康 関 丙 廣田 弘毅
東久世 通敏 朴 泳 細川 利文
松川 敏胤 松平 頼和 松浦 鎮次郎
松平 恒雄 松平 頼和 町尻 景弘
前田 利爲 松井 慶四郎 南 次郎

高級帶動者 (昭和四・九・二〇)

陸奥 廣吉 廣幡 忠隆 李 海 昌
冷泉 爲勇 柳原 義光 山崎 治敏
山本 達雄 湯淺 倉平
大勳位菊花章頸飾
西園寺 公望
◇勳一等旭日桐花大綬章
一木 喜徳郎 石黒 忠憲 宇垣 一成
大島 健一 音羽 正彦 岡田 啓介
華頂 博信 葛城 茂麿 金子 堅太郎
清浦 奎吾 倉富 勇三郎 小松 輝久
幣原 喜重郎 鈴木 莊六 鈴木 貫太郎
財部 彪 筑波 藤麿 徳川 家達
奈良 武次 東伏見 邦英 平沼 駒一郎
菱刈 隆 伏見 博英 牧野 伸顯
南 次郎 水野 鍾太郎 山本 達雄
山階 芳麿 若槻 禮次郎
◇勳一等旭日大綬章
安保 清種 有馬 良橋 阿部 信行
荒木 貞夫 安達 謙藏 荒木 寅三郎
有田 八郎 井出 謙治 井上 幾太郎
井上 忠也 伊澤 多喜男 伊藤 乙次郎
伊藤 賢三 石井 菊次郎 石塚 英藏
稻垣 三郎 岩越 恒一 板垣 征四郎

宮廷—高級帶動者

宇佐美 勝夫 宇佐美 興屋 内田 重成
内山 小二郎 植田 謙吉 梅津 美治郎
小栗 孝三郎 小幡 西吉 尾崎 行雄
大井 成元 大角 岑生 緒方 勝一
尾高 龜藏 大村 卓一 及川 古志郎
香椎 浩平 蒲 穆 河合 操
川島 令次郎 川島 義之 川村 竹治
川岸 文三郎 岸本 綾夫 窪田 静太郎
黒田 琢磨 小磯 國昭 兒玉 秀雄
厚東 篤太郎 古莊 幹郎 小林 躰造
小山 松吉 兒玉 友雄 近衛 文麿
佐野 會輔 阪谷 芳郎 坂本 一
坂本 政右衛門 左近 司政三 佐藤 尙武
佐藤 三郎 勝田 主計 志岐 守治
下條 康磨 清水 澄 清水 喜重
加藤 亮一 菅野 尙一 鈴木 喜三郎
鈴木 孝雄 鈴木 美通 末次 信正
杉山 元 杉 政人 杉原 英代太郎
關屋 貞三郎 園部 和一郎 高島 友武
高山 公通 竹下 勇 谷口 尙眞
建川 美次 高橋 三吉 田内 三吉
田中 隆三 筑紫 熊七 鶴田 禎次郎
塚本 清治 津田 静枝 出淵 勝次
寺内 壽一 中野 直枝 中村 孝太郎
中村 良三 長岡 春一 永井 松三

◇勳

永野 修身 西川 虎次郎 西 義一
二宮 治重 西尾 壽造 野間 口兼雄
野村 吉三郎 畑 俊六 林 桂
橋本 虎之助 林 銑十郎 鳩山 一郎
秦 眞次 林 仙之 長谷川 清
原 嘉通 廣瀬 壽助 廣田 弘毅
百武 源吾 福田 彦助 二上 兵治
藤田 尙徳 古川 阪次郎 本庄 繁
松井 慶四郎 松平 恒雄 松木 直亮
松井 石根 松浦 松見 眞崎 甚三郎
町田 忠治 松田 道一 宮田 太郎
三宅 光治 南 弘 三木 善太郎
三土 忠造 森山 慶三郎 森 兼次
武者小路 公共 森川 三郎 森 壽
安廣 伴一郎 山川 端夫 山路 一善
山梨 半造 山屋 他人 柳川 平助
山梨 勝之進 山本 英輔 山本 鶴一
湯淺 倉平 米内 光政 芳澤 謙吉
吉田 豊彦 若山 善太郎 渡邊 滿太郎
◇勳一等瑞寶章
安藤 利吉 磯村 年 井上 一次
荒城 二郎 荒川 文六 安藤 廣太郎
赤井 春海 荒蒔 義勝 秋田 清
安藤 紀三郎 青柳 榮司 秋月 左都夫
安藤 利吉 磯村 年 井上 一次

井上 哲次郎 板倉 松太郎 市來 乙彦
犬塚 勝太郎 岩崎 久彌 岩村 俊武
今井 清徳 今村 信次郎 稻葉 四郎
牛島 貞雄 梅崎 延太郎 牛塚 虎太郎
内田 定植 潮 惠之輔 牛丸 福作
後宮 淳 枝原 百合一 遠藤 源六
小笠原 長生 小野 嘉次 小原 直
織田 萬 尾野 實信 大谷 一男
大塚 要 太田 政弘 岡 喜七郎
岡 實 大田 爲吉 岡 今朝雄
大湊 直太郎 岡村 寧次 岡 清一
大串 敬吉 渡邊 中 烏谷 章
河井 彌八 鎌田 彌彦 川口 虎雄
加藤 隆義 香月 清司 片山 正夫
笠井 平十郎 河村 恭輔 木佐木 幸輔
岸本 鹿太郎 木原 清 桑木 嚴翼
久納 誠一 小泉 六一 小金井 良精
小橋 一太 國府 田中 木場 貞長
後藤 文夫 小寺 房治郎 佐藤 三吉
佐藤 鐵太郎 佐藤 恒丸 西園寺 八郎
齋藤 半六 佐藤 子之助 澤田 節藏
坂本 俊篤 佐々木 到一 櫻内 幸雄
柴山 重一 白仁 武 島村 他三郎
柴山 五郎 篠田 治策 莊司 太郎
鹽澤 幸一 篠塚 義男 嶋田 繁太郎
幣原 幸一 菅原 通敬 鈴村 吉一

宮廷—高級帶動者、爵位・勳章

Table listing names of high-ranking courtiers and nobles, including names like 鈴木直太郎, 關口健一郎, 田中盛秀, etc.

Table listing names of nobles and courtiers, including names like 松岡洋右, 松井命, 美濃部達吉, etc.

Table showing the number of nobles and courtiers by rank (爵位) and year (昭和十一年, 同十二年, 同十三年).

昭和十年末 同十一年末 同十二年末

Table showing the number of courtiers (勳位) by rank (勳一等, 勳二等, etc.) for the years 昭和十年末, 同十一年末, and 同十二年末.

宮廷—勳章

Table showing the number of courtiers (勳位) by rank and year, including a section for '旭日勳章年金' (旭日本年金).

Table showing the number of courtiers (勳位) by rank and year, including a section for '金鷄勳章年金' (金鷄勳章年金).

宮廷—勳章

Table with 2 columns: Rank (功四, 功五, 功六, 功七) and Amount (599,000, 1,153, 57,500, etc.)

勳章視奪人員

Table with 2 columns: Rank (勳一等, 勳二等, 勳三等) and Amount (10,000, 10,000, 10,000, etc.)

恩給、扶助料受
領權人員及金額(昭和十二年度)

Table with 2 columns: Rank (文官, 武官) and Amount (72,333, 107,491, 80,333, etc.)

Table with 2 columns: Rank (總數, 文官, 武官) and Amount (358,954, 10,106,088, etc.)

大正十五年十月勅令を以つて位階令公布、正一位より従八位までの十六階とし、國家に勳功あり又は表彰すべき成績ある者、有爵者及爵を襲ぐことを得べき相續人、在官者及在職者に授けらるるもので、一位は親授、二位以下四位以上は勅授、五位以下は奏授せられる。(明治二十年制定の位階條例は位階令制定と共に廢止)

勳章

勳章は勳績及功勞ある者を賞するたため明治八年四月十日太政官布告を以つて定められた。當初は今日の旭日章のみで、勳一等より勳八等の八級とし、次いで翌年大勳位菊花大綬章、大勳位菊花章、同二十一年一月四日、寶冠章、旭日桐花大綬章、瑞寶章、大勳位菊花章頸飾、同二十三年二月十日

一日金鷄勳章制定せられた。その種類左の如くである。
大勳位菊花章 大勳位菊花章頸飾、大勳位菊花大綬章、大勳位菊花章
旭日章 勳一等旭日桐花大綬章、勳一等旭日大綬章、勳二等旭日重光章、勳三等旭日中綬章、勳四等旭日小綬章、勳五等雙光旭日章、勳六等單光旭日章、勳七等青色桐葉章、勳八等白色桐葉章。
寶冠章 勳一等より勳八等まで、婦人の勳勞あるものに賞賜せらるる。
瑞寶章 勳一等—勳八等(大正八年婦人に授與せらるることとなる)
金鷄勳章 功一級—功七級。武功拔群なる者に授賜、將官の初級は功三級、佐官の初級は功四級、尉官の初級は功五級とし武功を果ぬるに従ひ逐次進級せしめ佐官は功二級、尉官は功三級に至るを得。戰役間武功常に卓越にして優賞すべしと論定したる者又は重要な職に當り武功拔群なる者は初級の例に依らず授賜せらるることがある。
△勳章佩用式 大勳位菊花章は頸飾を以て喉下に佩ぶその副章を左肋に佩ぶ。大綬を以て佩ぶ時は右肩より左脇へ垂れ其副章

は左肋に佩ぶ。但し菊花章を賜はつた者は旭日桐花大綬章、瑞寶一等章を併せ佩用することが出来る。寶冠章の勳一等章は大綬を以て右肩より左脇へ垂れ、其副章を左肋に佩ぶ。同勳二等章以下は結蝶狀の綬を以て左肋に佩ぶ。旭日章、瑞寶章の勳一等章は大綬を以て右肩より左脇へ垂れ、其副章を左肩に佩ぶ。旭日二等章は右肩に佩ぶ其副章は中綬を以て喉下に佩ぶ。瑞寶二等章は右肋に佩ぶ。旭日、瑞寶の三等章は中綬を以て喉下に佩ぶ。勳四等以下は小綬を以て左肋に佩ぶ。婦人に賜はる勳三等以下の瑞寶章は結蝶狀の綬を以て左肋に佩ぶ。金鷄勳章功一級章は大綬を以て左肩より右脇へ垂れ、其副章を左肋に佩ぶ。功二級章は右肋に佩ぶ、其副章は中綬を以て喉下に佩ぶ。功三級章以下は他の勳章に同じ。
△勳章年金 金鷄勳章には終身左の定額により年金を賜はり、年金受領者死亡後一年間其遺族に對し其年金を賜はり、若し年金受領期間が本人及遺族を通じて五年に滿たざる時は五年に滿つるまで遺族に其年金を賜はることになつてゐる。旭日章にも特に年金を加賜さるる場合がある。

宮廷—勳章記章・褒章

Table with 4 columns: Rank (功一級, 功二級, 功三級, 功四級), Amount (15000, 7000, 3500, 1500), Rank (功一級, 功二級, 功三級, 功四級), Amount (10000, 5000, 2500, 1000)

第一回國勢調査記念章 一〇・六・二六
大禮記念章 昭和三・八・一
朝鮮昭和五年國勢調査記念章 七・七・二六
支那事變從軍記章令(勅令公布) 一四・七・二六
褒章條例は明治十四年十二月七日制定公布され同二十年五月二十三日黃綬褒章臨時制定を公布した。褒章にはその種別あり、本人に限り終身之を佩用し得るものである。
紅綬褒章 自己の危難を顧みず人命を救助したる者に
綠綬褒章 孝子順孫節婦義僕に類にして德行卓絶なる者又は實業に精勵し衆民の模範たるべき者に
藍綬褒章 學術技藝上の發明改良 著述教育衛生慈善防疫の事業、學校病院の建設、道路河渠堤防橋梁の修築、田野の墾闢、森林の栽培、水産の繁殖、農商工業の發達に關し公衆の利益を興し成績著明なる者又は公同の事務に勤勉し勞效顯著なる者に
紺綬褒章 公益の爲私財を寄附し功績顯著たる者に
黃綬褒章 私財を献納し海防の事業に賛成したるものに(臨時的賜與)
褒狀 表彰せらるべき者團體なるときは褒

對外交書の御記載 「日本國天皇」御稱呼御改めらる

御親書をはじめ宮内省から諸外國に發せられる對外交書に御記載の御稱呼は、從來「皇帝」と記し參らせたが、この御稱呼は天皇と稱し奉る事に御決定あらせられた。仍つて今後は外交文書の御記載は、すべて「日本國天皇」と記しまゐらす御事となつた。

國葬令

國葬に關しては從來別段の規定なく、たゞ先例に基いて執行されて來たが、大正十五年十月二十一日勅令第三百二十四號を以て國葬令が公布された。即ち左の如くである。
第一條 大喪儀は國葬とす
第二條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃及攝政たる親王内親王王女王女の喪儀は國葬とす但し皇太子皇太孫七歳未満の屬なるときは此の限に在らず
第三條 國家に偉勳ある者薨去又は死亡したるときは特旨に依り國葬を賜ふことあるべし
前項の特旨は勅書を以てし内閣總理大臣

之を公告す
第四條 皇族に非ざる者國葬の場合に於ては葬儀を行ふ當日廢朝し國民喪に服す
第五條 皇族に非ざる者國葬の場合に於ては葬儀の式は内閣總理大臣勅裁を経て之を定む

國葬

明治以來特旨により國葬を賜りたるもの如し。
岩倉具視 明治六年 島津久光 明治三年
三條實美 同 二年 熾仁親王 同 元年
能久親王 同 元年 毛利元德 同 元年
島津忠義 同 三年 彰仁親王 同 元年
伊藤博文 同 四年 威仁親王 同 二年
大山巖 同 五年 李太王 同 八年
山縣有朋 同 二年 貞愛親王 同 三年
松方正義 同 二年 李王 同 五年
東郷平八郎 同 九年 昭和三十九年

文化勳章拜受者

長岡半太郎 本多光太郎
木村 佐佐木信綱
幸田成行 岡田三郎助
竹内恒吉 横山秀麿

宮中諸儀式祭典參列員の服裝

支那事變に關し當分の内儀制令祭祀令等に依る宮中諸儀式祭典に於て諸員の服裝は陸海軍々人に在りては軍裝、其の他に在りては通常服(フロックコート又はモーニングコート) 服制ある者は之に相當する服女子は通常服(ローブ、モント)又は桂袴(通常服)と定めらる。

支那事變從軍記章制定さる

昭和十四年七月二十六日勅令第四百九十六號を以て支那事變從軍記章令公布された。從軍記章の圖式は左の通りである。
章 青銅圓形徑三厘とし表面に菊御紋、八咫鳥、軍旗、軍艦旗、瑞雲及波光の圖を鑄出し裏面に山、雲及波の圖を鑄出し支那事變の四字を識す。
飾版 青銅とし表面に從軍記章の四字を識す。
鈕 青銅とし表面及裏面に日蔭蔓の圖を鑄出す。
綬 織地幅三厘六耗とし中央赤色、其の左右内側より各紅色、香色、納戸色濃桔梗色とす

御歴代皇居及御陵

代御歴	帝號	紀元	皇居	御陵	同所在地
一	神武	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
二	橿原	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
三	垂仁	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
四	應神	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
五	孝昭	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
六	孝安	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
七	孝靈	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
八	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
九	孝德	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
十	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
十一	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
十二	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
十三	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
十四	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
十五	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
十六	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
十七	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
十八	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
十九	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
二十	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
二十一	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
二十二	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
二十三	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
二十四	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
二十五	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
二十六	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
二十七	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
二十八	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
二十九	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
三十	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
三十一	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
三十二	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
三十三	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
三十四	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
三十五	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
三十六	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
三十七	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
三十八	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
三十九	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
四十	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
四十一	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
四十二	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
四十三	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
四十四	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
四十五	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
四十六	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
四十七	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
四十八	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
四十九	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
五十	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
五十一	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
五十二	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
五十三	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
五十四	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
五十五	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
五十六	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
五十七	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
五十八	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
五十九	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
六十	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
六十一	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
六十二	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
六十三	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
六十四	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
六十五	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
六十六	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
六十七	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
六十八	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
六十九	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
七十	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
七十一	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
七十二	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
七十三	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
七十四	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
七十五	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
七十六	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
七十七	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
七十八	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
七十九	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
八十	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
八十一	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
八十二	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
八十三	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
八十四	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
八十五	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
八十六	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
八十七	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
八十八	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
八十九	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
九十	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
九十一	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
九十二	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
九十三	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
九十四	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
九十五	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
九十六	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
九十七	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
九十八	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
九十九	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町
一百	孝元	一〇〇〇	橿原宮	山東北陵	奈良縣高市郡畝傍町

宮廷—御歴代皇居及御陵

Table of Japanese history with columns for year, event, location, and emperor. Includes entries like '文和元年' and '清和元年'.

世界重要事年紀

紀元、西曆對照

Table of world events with columns for year, event, and location. Includes entries like '正月朔神武天皇履原宮に即位' and '孔子生る'.

世界重要事年紀

世界重要事年記

二五八二八六 鳥羽伏見の役。東京に行幸
 二五八二八七 東京奠都。版籍奉還。四民平等の布告。蘇土運河開通。
 二五八二八八 新律綱領を頒布。普佛開戦、セダン陥る。
 二五八二八九 廢藩置縣。散髮令發布。横濱毎日新聞發刊。公使を歐米に派す。獨逸統一成る。
 二五八二九〇 太陽曆採用。征韓論起る。東京横濱間鐵道開通。西郷隆盛最初の陸軍大將となる。
 二五八二九一 江藤新平の亂。臺灣征伐。樺太千島交換。
 二五八二九二 西南の役。露土戦争。蓄音機の發明。電話機の實用化。
 二五八二九三 大久保利通暗殺さる。タイプライターの發明。
 二五八二九四 日本銀行創立。ガルバルサー及びカンベツタタタタ。
 二五八二九五 獨逸伊三國同盟成立。安南佛國の屬國となる。露西亞文豪ツルゲーネフ死去。
 二五八二九六 清佛戦争。
 二五八二九七 ゴルドン將軍戦死。
 二五八二九八 大日本憲法發布。東海道鐵道開通。

二五二八八二 露佛同盟成立。西伯利亞鐵道起工。露國皇太子來遊。大津事變突發。獨逸モルトケ將軍逝去。
 二五二八八三 日清戦争。自動車發明さる。
 二五二八八四 レントゲンX光線發明さる。
 二五二八八五 獨逸膠州灣を租借。希土戦争。マルコニー無線電信を發明。
 二五二八八六 米西戦争。ビスマルツ歿す。
 二五二八八七 内地雜居實施。南阿戦争。
 二五二八八八 北清事變。聯合軍北京を陥る。
 二五二八八九 ハワイ共和國アメリカ合衆國に併合さる。
 二五二八九〇 英女王ヴィクトリア歿す。
 二五二八九一 日英同盟成立。
 二五二八九二 米人ライイト兄弟飛行機發明。
 二五二八九三 日露戦争役起る。
 二五二八九四 瑞典諸威分離。
 二五二八九五 露國初めて國會を開く。
 二五二八九六 西太后及び德宗皇帝歿す。
 二五二八九七 伊藤博文暗殺さる。ベアリ北極を探検。
 二五二八九八 日韓併合。ナイチンゲール女史ロンドンにて逝く。南アフリカ聯邦結成さる。
 二五二八九九 伊土開戦。アムンゼン南極を探検。

二五七二九二 明治天皇崩御。清朝亡び支那共和國成立。巴爾韓戦争開始。世界戦争開始。巴奈馬運河開通。露帝ニコラス帝政を放棄す。獨逸革命起り共和國成る。露帝ニコラス銃殺さる。袁世凱病歿。巴里講和會議開催。英陸相キツナー元帥歿す。
 二五七二九三 パルチザン尼港大虐殺。國際聯盟正式に成立(一月十日)。皇太子殿下歐洲御漫遊。皇太子殿下攝政御就任。華盛頓軍備制限會議開催。
 二五七二九四 埃及獨立。希臘革命皇帝退位。張作霖、吳佩孚戦ふ。
 二五七二九五 佛國ルール地方占領。土耳其王朝廢止共和國成立。關東大震災(九月一日)東京過半焼失。英國に労働黨内閣出現す。
 二五七二九六 日露條約成る。東京放送局處女放送。陸軍四箇師團廢止。普選案貴衆兩院通過。
 二五七二九七 大正天皇崩御(十二月二十五日)今上陛下御踐祚。
 二五七二九八 山陰大震災(三月)。日英米三國軍縮會議開催(六月)。

世界重要事年記

二五八二九二 今上陛下御即位式(十一月)。濟南事件突發(五月)。
 二五八二九三 ツェツペリン伯爵號世界一周飛行を完了(八月)。
 二五八二九四 金解禁斷行(一月)。倫敦海軍々縮會議開催さる(一月)。濱口首相遭難(十一月十四日)。
 二五八二九五 滿洲事變突發(九月十八日)。インドン、パンダゴン兩氏太平洋無著陸横斷飛行に成功。大養内閣成立し金輸出再禁止を斷行(十一月)。スвейン政體變革共和國となる(四月十四日)。
 二五八二九六 滿洲國正式に成立(三月一日)。大養首相暗殺さる(五月十五日)。
 二五八二九七 帝國、滿洲國承認(九月十五日)。
 二五八二九八 東大平山博士太陽中の新ガス體を發見。
 二五八二九九 國際聯盟より帝國脱退(三月二十七日)。世界最大の飛行船アクロン號(米)墜落し七十餘死亡(四月四日)。
 二五八九〇 滿洲國帝政實施、サルパドル共和國滿洲國を承認。東郷元帥薨去(五月三十日)國葬儀行はる。
 二五八九一 ユーゴスラヴィア國王アレキ

二五九六一九三六 サンドル一世陛下フランス訪問の途次兇兇の爲め崩御(十月十日)御年十一歳の皇太子殿下御踐祚、ピータ二世と稱せらる。獨逸大統領ヒンデンブルグ元帥薨去、同時にヒトラー首相後任大總統に就任(八月二日)。
 二五九六一九三七 シヤム國王アラジャヤーティボツク陛下御退位(三月二日)三月七日アナナダ・マヒドル殿下御踐祚。滿洲國皇帝陛下御來訪(四月六日)。滿ソ間に北滿鐵道讓渡成立(三月二十三日)。伊太利東阿遠征軍二十二萬五千エチオピア領進軍開始(八月)。
 二五九六一九三八 永田軍務局長刺殺さる(八月十二日)。
 二五九六一九三九 ロンドン海軍會議に於ける我が共通最大限の根本方針通過見込なく會議脱退(一月十六日)。
 二五九六一九四〇 英國皇帝ジョージ五世陛下崩御(實算七十一(一月二十日))エドワード八世陛下御即位(一月二十二日)。
 二五九六一九四一 内大臣齋藤實子、大藏大臣高橋是清氏、教育總監渡邊錠太郎大將、の三重臣は一部青年將校に

二五九七一九三七 襲撃され即死、侍從長鈴木貫太郎大將は重傷、前内大臣牧野伸顯伯は危く難を免る(二月二十六日)右事件に依り岡田内閣挂冠、廣田内閣成立(三月十日)エチオピア首都アジス・アベバ陥落。ハイレ・セラシエ一世蒙塵(五月八日)。
 二五九七一九三八 西班牙に内亂勃發す(七月)。日獨防共協定調印完了、政府聲明書を發表(十一月二十五日)。
 二五九七一九三九 英國皇帝エドワード八世退位、皇弟ヨーク公踐祚、ジョージ六世と奉稱(十二月十日)。
 二五九七一九四〇 蔣介石西安に於て張學良の爲め監禁され世界震撼す(十二月十二日)蔣夫妻二十五日生還。
 二五九七一九四一 二月二十三日廣田内閣總辭職。二月二日林内閣成立。五月三十一日挂冠。六月四日近衛内閣成立。
 二五九七一九四二 七月七日北京郊外蘆溝溝に於て宋哲元麾下二十九軍兵の不法射撃事件に端を發し日支關係悪化竟に舉國一致暴支膺懲の聖戰に皇師北支、上海に進撃す。

世界重要事年記

日・獨・伊防共協定成立(十一月六日)
上海陥落(十一月九日)
宮中に大本營設置せらる(十一月二十日)
伊太利政府、滿洲國を承認(十一月二十九日)
我が政府、フランコ政權を承認(十二月一日)
滿洲國・フランコ政府相互承認の公文書交換(十二月二日)
伊太利政府、國際聯盟退(十二月十一日)
南京城占領(十二月十三日)
中華民國臨時政府誕生(十二月十四日)
伊埃匈三國アタベスト會議はフランコ政權承認、防共協定賛成の共同聲明發表(一月十二日)
帝國政府は爾後國民政府を相手とせず、新興支那政權の成立發展に期待し云々の重大聲明發表(一月十六日)
獨・埃合邦(三月十三日)
國家總動員法案成立(三月二十四日)

英・米・佛三國倫敦海軍會議に基きエスカレーター條項發動に關し米は英・佛に正式通告(三月三十一日)
滿・獨修好條約調印成る(三月十二日)
航研機・周航一萬一千六百六十七キロ二八、飛行時間六十二時間二九三分の二世界記録を樹立(三月十五日)
徐州陥落(三月十八日)
中華民國維新政府成立(三月二十八日)
獨・埃合邦の賛否を問ふ國民投票賛成得票九割九分を以て大獨逸の完成に成功(四月十日)
支那軍黃河を決潰(六月十一日)
張鼓峰事件勃發(七月)
伊政府、猶太人の退去命令を決議(九月一日)
チエコ問題に關し獨伊英佛ミュンヘン會議開かる(九月卅日)
漢口陥落(十月廿五日)
武昌城陥落(十月廿六日)
帝國政府、國際聯盟との一切の關係斷絶を通告(十一月三日)

近衛内閣總辭職、平沼騏一郎男組閣の大命を拜す(一月四日)
洪牙利、防共協定に参加(一月十三日)
又、滿洲帝國も防共協定に参加す(一月十六日)
フランコ軍、バルセロナに入城(二月二十六日)
我陸海軍協力、海南島に無血上陸(二月十日)
獨・チエコ事實上の併合(三月十五日)
メーメル地方、獨逸領に復歸(三月廿二日)
スロヴァキア國、獨の保護國となる(三月二十三日)
アルバニヤ國王プロサナへ脱出伊軍首都チラナ入城(四月八日)
ユーゴ・スラヴィヤ、獨伊と同一行動を誓約(四月廿三日)
獨伊政治軍事協定成立(五月七日)
外蒙國境ノモンハンにソ蒙軍不法越境(五月十一日)
日英東京會談開かる(七月十五日)
會談四十餘日事實上決裂
獨・ソ不可侵條約成立、世界爲に驚倒(八月二十二日)

一 年 史

(自昭和十三年八月一日 至同十四年七月卅日)

日支事變に關する記事は別項に記載す、就て見られたし
【昭和十三年八月】
一 日 帝大改革の荒木文相私案に對する東大評議員會は擬議の結果反對を決定、その旨文部省に正式回答、一方文相は飽く迄も本を匡すと鞏硬決意表明○庶民金庫開店、申込入殺到。
二 日 ランシマン氏、チエコ問題解決の使命を帯び倫敦出發ブライグに向ふ。
三 日 支那事變に伴ふ物資動員により發生せる失業の防止救済の方策を講ずべき中央失業對策委員會總會は厚生省に於て開催する○東部防衛司令部より當分の間一般屋外燈の管制を實施する旨發表。
四 日 商工省中央物價委員會は家賃地代の騰貴抑制、海上運輸の備船料、運賃の遞減棚上綿製品の解除部分に對する最高標準販賣價格、古ゴム再生ゴムの最終販賣最高價格、ゴムロールの最高小賣價格を審査

決定。
五 日 歐洲政局の瘡たるチエコスロヴァキアの少数民族問題斡旋の爲ブライグ入りな爲せる英のランシマン卿はホツザ首相と會見懇談。
六 日 外務當局は四日の重光・リ會談の内容を公表○敵の揚子江左岸決潰に依り浸水面積三千二百平方キロ、難民五十萬に上つた。
七 日 中華民國臨時政府は舊通貨整理辦法による中國、交通兩銀行券の一割切下げの命令を公布、同時に聲明を發表。
八 日 臨時資金調整法改正案、資金調整委員會にて原案可決○都市計畫東京地方並に防空公園築造の件を決定○八・一三上海事變勃發記念日を控へ共同、佛兩租界に戒嚴令施行。
九 日 昭和十三年年度豫算節約額二億五千二百二十萬圓を閣議に於て正式決定○電

力管理關係の三施行令公布。
十日 國家總動員審議會初總會に於て醫療關係従業者登録及學校卒業者使用認可制に關する勅令案要項を審議可決。
十一日 天皇陛下には畏くも御駐紮地葉山より横須賀市浦郷の海軍航空廠並に木更津海軍航空隊に行幸あらせられ親しく無敵海軍航空隊の威容を鑑はせらる。
十二日 天皇 皇后兩陛下には本日葉山御用邸より宮城へ還幸啓あらせらる○傷兵保護院は學校教育希望の將兵に對し學費を支給することになり地方長官宛右に關する通牒を發出○帝大改革問題に關する文部省對東大の懇談會は遂に具體的結論を得ず對立の儘散會。
十三日 大藏省金使用制限強化を内定○八一三記念日を期し蔣介石は日本軍占領地區内民衆に告ぐる書を發表○滿・獨修好條約に基づく公使交換は兩國政府のアグレンマン到着により近く實現、初代駐獨公使に呂宜文氏、駐滿公使にワグナー氏任命に決定。
十四日 大阪船場一流綿布問屋を繞る綿布統制違反事件は更に進展社長重役等を續々檢舉○伯林、紐育間を突破せるドイツ

の世界一周コンドル機は本日伯林歸還。

十五日 日銀發表、七月中の補助貨幣流通高四億四千三百圓に著増○内外地、滿洲國、支那の農業關係を調整、農林行政の緊密なる連繫の下に農業發生産物の擴充を期する東亞農林協議會は農相官邸に開催、その成果注目する○張鼓峰事件に關し長くも天皇陛下には將兵の自重隱忍克く其任務を全ふせるを満足に思召さる旨の優渥なる御言葉賜ふ。

十六日 政府は屢次の五相會議を経て意見の一致を見たる支那事變に關する内治外交の最高方策を閣議に附議決定○ヒットラー・ユーゲン卜一行三十名はグナイゼナウ號にて横濱入港○ハル米國務長官は關稅障壁の緩和、條約及國際法の尊重、軍備縮小等強調のラヂオ放送。

十七日 電力評價委員會は審議の結果、日本發送電會社に對する出資財産評價要綱を決定○ハリファツクス英外相はチェンバレン首相と對スベイン問題、英米通商問題日英會談等に關する重要外交問題と協議。

十八日 大藏省は支那事變公債四億圓を新規發行賣出しを決定○日銀、八月中東京小賣物價指數は前月に比し一分九厘昂騰、

就中食料品の騰勢顯著と發表○物資動員に伴ひ發生したる失業者救済に關する中央失業對策委員會は最終總會に於て答申案可決○商工省中央物價委員會、棚上綿製品の中農山漁村及工場労働者向けの買上綿製品、木炭麻に就き標準價額を決定、又鶏卵の價格抑制方策をも決定。

十九日 商工省は新工作機械試作に獎勵金交付の省令を公布、即日實施○米政府はドイツ政府の希望するパーター制による特殊條約締結を拒否の旨發表。

二十日 大藏省は金使用賣買を全部許可制とし、金統制を更に強化。

二十一日 八月迄の支那事變公債發行額は三十一億圓に達す○ダラチエ佛首相は一週四十時間労働制の廢棄を含む新經濟復興案を發表。

二十二日 外務省情報部はソ聯の不法に依り在ハバロフクス並に在アラコエシチェンスク兩領事員を一時引揚げる旨發表○農林省米穀委員會は政府所有米百五十萬石買換を決定○佛内閣は四十時間労働制問題に關し擲論を發表、土木相突如辭職、後任労働相にボマン氏、土木相にモンジール氏を任命。

二十三日 輸出入臨時措置法に基く鐵鋼製品需給調整協議會設立内定○伊政府は十月の新學期よりユダヤ人教授の掃蕩を實施する旨決定。

二十四日 國家總動員法第二十一條の規定に堂々醫療關係者の職業能力申告令、同第六條に依る學校卒業生使用制限令公布さる○日本飛行學校アンリオ機と日本空輸會社スパー・ユニバーサル機と大森上空に於て接觸墜落、ガソリンタンク爆發して百三十名の死傷者を出す。

二十五日 滿洲・上海兩事變關係の第三次論功行賞第一回分發表さる。陸軍關係九千八十名、海軍關係一千六百九十六名。

二十六日 滿洲國政府、日滿貿易協定全文を發表○商工省、軍需資材の増産政策と並行して死藏資源の回收に乘出し鐵鋼の殘材買上げを決定○支那事變第三回論功行賞發表さる。陸軍關係のみにてその人員一千二百六十名。

二十七日 ヒットラー・ユーゲン卜一行は輕井澤に於ける近衛首相の招宴に臨み打解けて歡談。

二十八日 英政府、チエコ問題の對策に關し重大會議を開き、コミュニニク發表。

二十九日 羽田飛行場大慘事の犠牲者六十一名の合同葬大森第四小學校に於て執行さる○板垣陸相は岩手縣下訪問の車中談に於て蔣の屈伏を認定する迄は徹底的に膺懲を期すとの重大時局談を試みた○チエコ問題に關聯して獨の態度が注目され居りし際、獨佛國境のケール防備の爲め特別警備隊動員さる。

三十日 大藏、商工兩省、中小商工業者轉業資金貸出條件を決定○チエコ問題に關する英國の態度を協議する爲英重大開議を開催、佛政府も亦開議開催。

三十一日 中央物價委員會第十回總會開催物價専門委員會はトラツク料金、毛製品洋紙、ゴム製品、珐瑯鐵器の最高標準價格を答申○池田商相は漢口陥落後も依然統制經濟持續の方針なりとの談を發表○厚生省商店法施行規則を公布。

九月

一日 關東一帯に猛烈なる大暴風雨襲來す、風速三十一米、二十二年振りの記録を作る。帝都の浸水九萬餘戸、半全壊家屋六百戸國鐵、市電一時不通、各地の被害甚大○震災十五周年記念日○商工省鐵山局内に産金課を新設○經濟事件犯處理の萬全を

期する爲の經濟係判檢事は法相官邸に會同鹽野法相より訓示○ズデーテン黨首ヘンライン氏はベルヒチスカーデンの山莊にヒットラー總統を訪問、ズデーテン問題に關し重要會談。

二日 逓信省は郵便貯金八月末現在高預入人員六千七百三十一萬九千六百五十九人、預金額四十一億五千四百六十九萬三千四百四十二圓に上る空前の著増を示したる旨發表○ヒットラー總統はリツペンドロツプ外相、ヘンラインズデーテン黨首と午餐を共にしつゝ第二次重要會談を遂げた。

三日 天皇陛下に對し奉り伊國皇帝エチオピア皇帝陛下より雍仁親王殿下へアマソチアータ頭飾章御贈進の旨の御懇篤なる御電報あり右に對し、天皇陛下より御鄭重なる御禮電報御發送遊ばさる。○商工省珐瑯鐵器、紙類及製紙原料の八月三十一日市價以上の販賣を禁止。同省は人絹糸格付を告示。

四日 永井選相は輕井澤別荘に近衛首相を訪問○全世界の視聽を鍾めて獨逸ナチス黨第十回大會、ニユーロンベルグに於て開かる○ズデーテン黨各領袖はナチス黨大會を前にして強硬なる態度を示す演説を各

地に於て行ひ注目さる。

五日 漢口攻略を控へ我が外務當局は敵の奸策を封すべく英・米・獨・伊・佛五國に漢口中立地帶問題に關し重ねて通告を發し我方の態度闡明○秒速四十八米の猛颯風四國、關西一帯を襲ひ被害甚大。

六日 歐亞航空公司所屬機不時着事件に關し豫告なき民間機の保護は不可能なりと外務省情報部發表○第十回ナチス黨大會開會式の席上大會議長アドルフ・ヒッラー氏に依つてヒットラー總統の宣言書代讀さる、宣言はドイツの國內政治、經濟問題に集中され、チエコ問題には一言も觸れる所なし○チエコ、ホツザ首相は新案協案をズデーテン黨に手交し俄然局面の展開豫想さる。

七日 商工省、故・屑鐵の最高價額を告示、十月一日より施行○逓信省では電話の公認取引機關として電話業組合の設立に關し明春早々省令を公布○支那國際聯盟協會々長は聯盟事務總長に支那事變に對し聯盟規約第十七條適用を要請。

八日 宇垣外交の陣容刷新の爲近く大公使の異動を行ふこととなり先づ吉田駐英大使に對し歸朝命令を發し其後任に重光駐

ソ大使轉任を決定○伊政府、チエコ問題に關し係争擴大の場合には對獨義務を遂行する旨を明かにす○獨チエコ國境モラガスカ・オストラヴァルに於て發生したるズデーテン黨議員毆打事件は同黨側を刺戟し形勢重大化の恐れあり。

九日 外務省顧問設置、元外相有田八郎、佐藤尙武兩氏を任命に内定○國民政府代表部は第百二回國際聯盟理事會に日支紛争に關し第十七條援用方を要請。

十日 葉山及日光に御避暑中の皇太子殿下には三内親王殿下と御揃にて還啓遊はさる○日本一と稱せられる湊川神社の石の大鳥居崩壞に鑑み内務省神社局に於ては今後石造鳥居の建立を絕對不許可に決定○ズデーテン黨員とチエコ官憲との衝突事件頻發し事態益々悪化する。

十一日 ニュールンベルグ大會閉會式に於けるヒットラー總統の演説に先だち英外務省は當局談の形式を以てチエコ問題に就き強硬態度を示し英國は佛國の存立に脅威を與ふるが如き全般的紛争が勃發したる時は、之に對して傍觀者たり得ずと發表。

十二日 東部防衛司令部管下の府十八縣に互る防空訓練本日より五日間施行する

の内容發表され、此旨チエコ政府へ正式通告。

二十日 本日現在郵便貯金四十二億を突破○産業組合中央金庫は貸出歩合の据置、貸出限度の擴張を決定○中華民國臨時政府、中支維新政府の聯合機關として聯合委員會設立を聲明。

二十一日 畏くも 皇后陛下には張鼓峰事件の英靈に對し御歌及御菓子料下賜の旨御沙汰あらせらる○商工省、工業組合の戦時工業への轉換施設費に補助金交付決定○チエコ政府遂に屈服して英佛案受諾の旨正式發表。

二十二日 商工省、買上綿製品配給方法に就き各府縣に次官依命通牒を發す○同省轉業對策部事務開始○國民貯蓄獎勵局は本年一月より八月に至る各種貯蓄總額四十七億四千四百餘萬圓と貯蓄實績を發表○中華民國政府聯合委員會、北京に於て創立式典を舉行○チエコのホツザ内閣總辭職、參謀總長シロザイ將軍を首班とする新舉國一致内閣成立○チエコ問題に關するチエンパレン英首相ヒットラー獨總統の第二次會談ゴ

○商工省、鐵鋼配給規則改正を公示○コンノト殿下薨去、享年五十五○ヒットラー總統はナチス大會閉會式に於て今日の大獨逸建設に對するナチスの活動を禮讚、チエコ問題に言及してズデーテンドイツ人に民族自決権を與へよと獅子吼し、飽迄ズデーテン黨支持の強硬態度を闡明。

十三日 商工省、轉業對策要綱を發表○チエコ政府ズデーテン地方に戒嚴令を布告ヘンライインズデーテン黨首は戒嚴令撤廢要求の最後の通牒を發出。

十四日 滿獨貿易協定新京に於て正式調印完了○日秘親善を旨しベルーの訪日經濟文化使節團一行十五名來朝。

十五日 天皇陛下には海軍大學第四十一回卒業式に親臨あらせらる○大藏省預金部資金運用委員會は轉業、失業對策の融資條件を正式決定轉業資金三千二百萬圓、失業對策資金六百萬圓を融通決定○重大危機に直面せるチエコ問題打開の爲チエンパレン英首相は飛行機にて獨逸に赴きベルヒテスガイトンの山莊に於てヒットラー總統と歴史的會見を遂ぐ○チエコ政府は内亂罪の廉でズデーテン黨首ヘンライイン氏の逮捕を命令。

招請狀に對し帝國政府は拒絕を回答。

二十三日 商工省、皮革配給統制規則改正を告示○チエコ政府總動員令を發令○佛政府、チエコ救援の旨聲明○チエンパレンヒットラー第二次會談、英首相の讓歩に依り辛じて危機を脱す。

二十四日 チエコ政府は全國に互る動員に關しラチオ放送を以て本日午前六時迄應召兵の大部分は原隊に入つた旨發表○佛政府は豫備兵三十萬を召集○英海軍は時局に鑑み旗艦ネルソン號以下警備に出動○白耳義政府も豫備兵召集。諾威では除隊延期○獨逸政府の對チエコ覺書は十月一日迄の期限附を以て實行を要求○ムツソリニ伊首相はパドアに於ける演説で獨逸の忍耐を誤解する勿れと獅子吼。

二十五日 八丈島に颱風襲來、全半壊一千六百二十戸、死者十二名の被害あり○チエコ政府は獨總統の覺書に對する回答文を英外相宛手交、其の内容は正に國家主權の喪失なりとし原則的に拒否。佛政府も亦覺書に反對。

二十六日 厚生省、失業對策部官制を發表○逕信省、外局として臨時船舶管理局を設置○外務省首腦部會議にて對支機關妥協

十六日 天皇陛下には訪日ベルレ經濟使節團々長フエンテ將軍以下四氏に謁見仰付らる○五日間に互りて施行せられし東部防空訓練終る○チエコ政府はズデーテン地方人民投票案に對し絕對反對し、領土分裂も許さずと強硬聲明發表。

十七日 池田藏商相は時局談を爲して曰く治安工作は軍に信賴し、經濟的には長期戰に何等の支障なしと○壽府の國際會議帝國事務局は十六日の聯盟總會に於ける顧維鈞支那代表の日本攻撃演説を反駁せるコンミニユケを發表。

十八日 グラザエ佛首相ホネ佛外相は倫敦を訪問、英首相官邸に於てズデーテン地方の國際管理、英佛獨伊波羅匈七國に於てチエコの獨立保障、チエコの佛ソとの相互援助條約廢棄に關する會談を行ひ互半意見一致す○チエコ國內に於けるハンガリー少數民族、自決権要求を決議。

十九日 商工省自家用瓦斯製造事業取締規則を制定公布○商工省、輸出入品臨時措置法に基く石炭配給統制規則を公布○國際聯盟理事會は支那の要請を採擇し規約第十七條適用に決し、日本に對し招請狀を發し來る○チエコ問題に對する英佛共同解決案

案を決定○ヒットラー獨總統は伯林のスポーツ・パラスト大會館に於てチエコ問題に關し總統の態度を明かにする全國民待望の歴史的大演説を行ひズデーテン地方を獨逸の主權下に置く決意を闡明ルーズヴェルト米大統領は獨・チ兩國へ平和解決要請の親電を發送○英佛第二次會談に於て佛の強硬要求に基き英も亦獨のチエコ攻撃の場合には英佛ソ聯起たんと重大聲明を爲す。

二十七日 大藏省、特殊取扱保稅工場への官吏特派手数料免除を決定○國際聯盟理事會對日制裁を採擇、規約第十六條適用○ヒットラー獨總統は二十八日午後二時迄にチエコ政府が覺書を受諾せざる場合獨逸は二十九日を期し總動員を行ふ旨重大決意を發表。

二十八日 商工省、勞農用綿製品配給方法に關し地方官と懇談○英首相の懇望に依りヒットラー獨總統ミュンヘン市に英・佛伊の三首相を招請し四國會談開催に決定。二十九日 中央物價委員會、綿製品、鶏卵ガスコックス、工業藥品の市價引下を答申○宇垣外拓相、重大時局の折柄突如辭職近衛首相已むなく外拓兩相兼任を決意○チエコ問題解決に關するチエンパレン英首相

相、ヒットラー獨總統、ムツソリニ伊首相
ダラエ佛首相の四巨頭會議はミュンヘン
の「總統の家」に開催され、結局英佛側は
獨伊側に従ひ獨逸の要求を全面的に承認、
十月一日ズデーテン地方割譲と決す○チエ
コ政府は四國會談に先立つて本日午前ズ
デーテン地方割譲を中心とする英佛共同解決
案の實行に關する英政府の新提案を受諾。
三十日 日銀兌換券發行高二十億九千四
百萬圓を記録す○商工省、鐵鋼配給統制規
則を改正公布○チエコ政府、四國協定解決
案を正式受諾○ハンガリー政府、チエコに
對し領土割譲の新要求提出を發表。

十月

一 日 軍人傷痍記章新に制定され本日
より佩用實施○政府は臨時閣議を開いて對
支中央機關設置問題を附議決定し其要綱を
發表○獨逸政府、ズデーテン割譲地に執政
官を設置しヘンライン氏を初代執政官に任
命。
二 日 英・獨接近工作進捗・之に關し
英首相は佛首相に親書を送つて英佛協定を
害ふ所以にあらずとして佛國の参加方を要
望○波蘭軍テツシエン地方に進撃を開始。
三 日 長くも 天皇陛下には軍人授護

事業に對する優渥なる勅語を賜ひ且つ軍人
授護の資として御内帑金三百萬圓御下賜あ
らせらる○ 皇后陛下には戰線に傷つきし
白衣の勇士の上を思召され御仁慈深き御歌
下賜○本月初登壇の近衛兼攝外相は記者團
を引見、帝國の外交方針は不動の旨強調○
帝國政府は聯盟理事會が採擇せる規約第十
六條の制裁を實行し來る國あらば之に對し
對抗措置を講ずるの決意ある旨表明。
四 日 商工省、日本鐵工聯への割當に
依る壓延鋼の配給方法を改正。又毛織物四
割の減産を決定○厚生省、失業對策部を設
置○波蘭、對日制裁の意思なき旨帝國政府
に申入。
五 日 大藏省、綜合リンク制に對する
反駁書を商工省に提出○商工省は石炭配給
統制規則を改正して取締を緩和○チエコ大
統領ベネシュ氏はズデーテン問題處理の責
任を負ひ辭職、シロヴイ首相は新チエコ建
設の方針を闡明、チヴアルコススキー新外
相は獨伊樞軸接近の爲め折衝に入る○英伊
ローマ會議は伊外相、駐伊英大使間に諒解
進捗。
六 日 大藏省、特殊取扱保稅工場の利用
増進を圖るべく省令を改正公布○北海道夕

張炭鐵爆發○濠洲外相、議會にて聯盟規約
十六條に基く制裁に不参加の旨言明。
七 日 支那事變第四回論功行賞發表さ
る陸軍五千四百五十名、海軍七十一名○リ
聯アリユツヘル元帥の逮捕を中心に赤軍部
内に大々的肅清の旨傳へらる○伊國フアン
スト大評議會に於て一般人士の純潔を期す
る爲ユダヤ人排斥を決定○スロヴアキア自
治政府テイソリ氏を首班として成立。
八 日 大藏省、外國爲替管理令を改正
し兩替商、爲替取引、通貨輸出に關する取
締を強化○英伊交渉は西班牙に於ける伊太
利義勇軍の撤兵實行を決定、英政府は伊太
利のエチオピア併合を承認○香港政廳非常
條例公布。
九 日 洪牙利、チエコ兩國代表のコマ
ルノ會議に於てチエコ國內の洪牙利少數民
族地區を洪國に割譲するに決定。
十日 天皇陛下には埼玉縣熊谷の陸軍
飛行學校へ行幸遊ばされ親しく空軍の精銳
を觸らせらる○民事部長會議に於て改正商
法の實施は昭和十五年一月一日よりと内定
○パレスチナに於けるアラビア人對ユダヤ
人の民族闘争深刻化の爲め英政府守備隊を
増強彈壓を決定。○アルカリヤ國參謀總長

ビフ將軍暗殺さる。

十一日 大藏省貯蓄獎勵特別委員會は貯
蓄獎勵局案を審議の結果具體的方策を決定
○商工省、人絹最高價格付表改正公布○出
征軍馬、軍犬の功績顯著なるものに對する
「功章」授與の第一回分を發表。
十二日 農林省、肥料取締法施行規則中
改正の件公布○農林、商工兩省は飼料配給
統制法施行令を公布、十五日より實施○支
那事變關係第五回論功行賞を加納少將等六
千六百七十名に金鷄勳章を敘賜。
十三日 第十三回中央物委員會、工業藥
品綿製品及下駄等の標準價格引下げを答申。
○チエコ新外相チヴアルコススキー氏はリッ
ペンドロツプ獨外相を訪問、親善關係樹立
に努力○匈・チエコマルノ會談決裂し匈チ
關係急轉變化。
十四日 農林省は飼料配給調整に「價格
平衡資金」を設定。○チエコ外相はヒット
ラー總統を訪問ズデーテン地方併合に伴ふ
獨チエ關係調整に就き重要會談。
十五日 大藏省は支那事變特別國庫債券額面
二億九千七百萬圓及支那事變特別國庫債券
額面三百萬圓を十月廿五日發行の旨告示○
陸軍々人の服役年限及び在營年限延長に關

する陸軍省令公布さる○日支貨物連絡運送
規則施行さる。
十六日 第二回文部省美術展覽會開催さ
る。
十七日 靖國神社に護國の英靈として合
祀される一萬三千三十四柱の招魂式は今夕
七時嚴肅に執行さる○英國政府、非常時局
に對處する爲國家企畫省、軍需省、海運省
の三省を新設、同時に内閣一部を改造。
十八日 靖國神社臨時大祭第一日の儀行
はる○ベツク波蘭外相突如羅馬尼亞を訪問
自國の政策に就きカロール陛下と會見。
十九日 靖國神社臨時大祭第二日の儀は
長くも 天皇陛下の臨幸を仰ぎ奉りて嚴肅
盛大に執行さる○伏見宮博義王殿下本日本
前二時東京御本邸にて薨去遊ばさる○波蘭
滿洲國間に領事交換協定調印さる○米國の
金準備高百四十億弗を突破し世界の總金準
備高の五割八分を占む。
二十日 蒙疆代表一行近衛首相と會見、
德王、李守信將軍は長き邊より光榮の勳章
を拜受○本邦上海間の國際電話一年振りで
復活開通。
二十一日 天皇陛下には蒙古聯盟自治政
府首席德王に對し謁見被付○ 皇后陛下に

は御日出度く御内著帶式を擧げさせらる○
支那事變の戦死傷者論功行賞第六回分發表
さる陸軍關係七千四百八十名、海軍關係十
四名、計七千四百九十四名○輸出振興を目
指す商工省立案の綜合リンク制案は、大藏
省の反對意見に遭ひ對立的縫れを生じつゝ
ありしが、商工省は右代案を作成提出○チ
アノ伊外相は離任の堀田大使と急遽會談し
對支政策の傳達方を要請す。
二十二日 商工省、綿莫大小、雜品の入
絹糸にもリンク制實施○滿洲上海事變の第
三次論功行賞第二回分は陸軍將兵並に軍屬
の殊勳生存勇士一萬三千八百八十八名の光
榮者發表さる○谷公使は及川司令長官の要
請に基き廣東、漢口碇泊の艦船に避難を求
むる旨關係國に申入。
二十三日 英海軍當局、我が第三國艦船
避難方申入を拒絶。
二十四日 大元帥陛下には長くも南支陸
海部隊に優渥なる御言葉賜ふ○軍馬の靈
を慰める「支那事變軍馬祭」日比谷公園に
於て舉行さる。
二十五日 大藏省、産金法の規定に基き
金貨幣及金塊保有狀況調査規則を制定公布
○外務省、皇軍漢口突入の報に豫て閉鎖中

の總領事館再開を決定、花輪漢口總領事は
館員同伴上海より漢口に向け出發。

二十七日 商工省、人造石油事業法施行
規則中一部改正公布即日施行○南支作戦に
於て赫々たる御武勳を樹てさせ給へし秩父
宮殿下本日御歸還○帝國政府は國際聯盟と
の文化的協力を一切終止することに決定○
匈・チエコマルノ會談以來ルテニア地方歸
屬を中心に兩者の意見對立せるが匈國は遂
に最後通牒を提示。

二十七日 商工省、物品販賣價格取締規
則に基き傘其他六品を指定品に追加し十月
二十一日市價以上を以てする販賣を禁止。
ス・フ及ス・フ系販賣取締規則に基きス・
フ及ス・フ系の種類及最高價格を改正告示
○米國、在支權益確保に關し對日申入れせ
る旨發表○伊太利政府は極東の新情勢に鑑
み上海より駐屯陸兵を撤退決定の旨駐日大
使に通告。

二十八日 商工省、米松販賣取締規則を
改正、軍需向以外の米法販賣は許可を要す
る旨規定。又綿絲販賣價格取締規則を改正
○天皇陛下には畏くも武漢攻略を御嘉賞
あらせられ、畏れ多くも二重橋に出御あら
せられ民草の赤誠に應へさせ給ふた。外務

省情報部長は佛國の對將援助に關し武器輸
送を繼續せば自衛手段を採るが如き事態に
立至るべき旨の談を發表。

二十九日 商工省、ス・フ織物の規則統
一第一回分を發表、明年二月一日實施○近
衛首相の兼攝せる外相に有田八郎氏、拓相
に八田嘉明氏就任す○獨・伊ローマ會談は
二十七日よりリッペンドロップ獨外相を迎
へムツソリーニ首相、チアノ外相と重要會
談行はれ植民地問題、對極東問題、ハンガ
リー問題に互れるものと傳へられ兩者の意
見完全に一致。

三十日 日本革新農村協議會結成さる。
三十一日 國家總動員審議會第二回總會
は技術者の雇傭、事業設備等に關する三勅
令案を可決○蔣介石民衆に告ぐるの書を發
表、最後の勝利を夢に描いて抗日氣勢を煽
る。

【十一月】

一日 總額四十五億に上る豫算を査定
する大藏省主計局の豫算會議開始さる○ダ
ラエ佛首相は内閣を改造して藏相にボー
ル・レイノフ法相を起用○チエンパレン英
首相は下院に於て英國の投資なくば支那の
再建は不能なりと聲明○波蘭・チエコ問題

國境線劃定に關する協定に調印を了し解
決。

二日 國際聯盟が支那事變に規約第十
六條の適用を採擇せるに對し帝國政府は聯
盟諸機關への協力終止を通告○農業報國聯
盟は有馬農相を會長に推戴して發會式を舉
行○中華民國政府聯合委員會第二次會議は
梁委員長議長の下に開會され反共救國の宣
言を可決○獨・伊・匈チエ四國會談行はる
三日 近衛首相は武漢陥落後の新態勢
に對する帝國不動の方針を世界に闡明し、
併せて聖戰の目的達成を期す爲國民の注意
を要望すべくA区より放送○池田藏商相も
亦長期經濟統制に就て聲明○明治節の佳辰
を壽ぎ武漢に於ける陸海軍では東久通官、
賀陽宮兩殿下の台臨を仰ぎ祝賀式を舉行○
如最高指揮官、及川長官は夫々長期戦に就
き聲明發表○米國務省は九國條約の有効性
を強調し、日支間の紛争は此條約の精神に
從つて解決さるべき事を主張する文書を發
表。

四日 東北興業、東北振興電力兩會社
總裁に横山助成氏就任○政友會總裁問題再
燃。
五日 御下賜金三百萬圓を基金に陸、

海、厚生の三省に於て手續中の恩賜財團軍
人後援會開設さる○滿洲、上海兩事變第三
次論功行賞第三回分、板垣陸相以下七千六
百三十九名發表○北京臨時政府は蔣の國民
に告ぐる書に對しその欺瞞を痛撃。

六日 日獨伊防共協定成立一周年記念
日に方り防共協定記念會では記念國民大行
進を舉行、他方伊大使館にては秩父宮、同
妃兩殿下の台臨を仰ぎ盛大なる記念祝賀會
を開催○波蘭下院總選舉行はれ與黨大勝。
七日 漢口、廣東陷落に伴ひ戰區は陝
西湖南湖北廣西全省に擴大し肅州大理以東
は爆撃區となりたるを以て有田外相は文書
を以て第三國の善處を要望○駐佛ドイツ大
使館書記官フォンラト氏は猶太系の波蘭
人に狙撃されて重傷。

八日 廣東稅關接收は松平領事とフ
ー稅關長との間で圓滿裡に完了○英國皇
帝ジョージ六世、議會開院式の勅語に於て
英國の極東權益擁護に言及。

九日 國家總動員法第十一條發動問題
に關し池田藏商相の反對聲明に對して陸軍
では佐藤情報部長談を以て積極意見を表明
し犠牲負擔の均衡を強調○英政府パレスチ
ナ紛争解決案を公表○八日施行せる米國上

院三分一、下院全部、州知事三十三名の改
選結果は依然民主黨優勢なるも共和黨の進
出も豫想外の結果を示現。

十日 天皇陛下には新裝成れる帝室博
物館に行幸あらせらる○國民精神作興に關
すを詔書煥發滿十五周年記念式全國各地に
舉行さる○トルコ再建の父ケマル・アタチ
ユルク大統領逝去、享年五十六。

十一日 中央物價委員會は燐寸毛製品家
庭用機械の最高標準價格を決定。
十二日 駐滿初代獨逸公使ワグネル博士
信任狀捧呈○獨政府は巴里遭難書記官の賠
償として國內のユダヤ人に十億馬克の負擔
を命令。

十三日 蔣の焦土戰術に依り長沙全市に
大火災起る重要建物悉く焼失。

十四日 英米佛各大使より揚子江の通商
及航行回復問題に關する申入に對し、有田
外相は揚子江は軍事的に見て猶第三國船舶
に解放するの時期に達せずと文書を以て回
答○明年度豫算編成に關する第一回豫算省
議藏相官邸に開かる○アルガリア首相キヨ
セイワノフ氏は内相以下六閣僚の改造を斷
行○獨逸のユダヤ人問題、植民地返還要求
問題等により英國の輿論硬化○米政府又駐

獨大使に歸還命令を發す。

十五日 海軍定期大異動發令○政民兩黨
協同の「東亞建國運動大演說會」日比谷公
會堂に開催さる○維新政府行政院長梁鴻志
氏一行飛行機にて羽田着入京○洪牙利首相
イムレデイ氏一旦總辭職後新内閣組織。

十六日 閑院參謀總長宮殿下には畝傍御
陵、櫻原神宮に御參拜、皇軍の武軍長久を
御祈願あらせらる○江朝宗、張燕卿、陸宗
輿氏等十五名の元老政客は民衆救國運動を
起すことを決意し全支に通電○ユダヤ系青
年の駐佛獨逸大使館書記官射殺事件に端を
發せる獨逸の猶太人問題に對する英の非難
に獨逸紙一齊に英を攻撃○反猶太熱洪にも
飛火す○エチオピア併合を英正式に承認、
英伊協定發効。

十七日 靖國神社に合祀される護國の英
靈一萬三百三十四柱の招魂式は今夕七時を
期し嚴肅に執行さる○日滿合同パルプ會議
は滿洲國新京に於て開催○日・匈文化協定
調印完了の旨外務省正式發表○英米加通商
協定調印成る。

十八日 日滿支經濟懇談會列席の爲來朝
の維新政府代表實業部長王子惠氏は「日本
の人口飽和に關し、世界は再認識せよ」と

張調○滿伊修好通商航海條約は伊太利外務省に於てチアノ外相、徐駐伊公使との間に兩國政府の批准書を交換、即日條約發効○北京全市民を總動員して反共救國運動週間行はる。

十九日 日華協議會第六回會議に於て北支の土地改良は原則として政府直接擔當の方策を決定。

二十日 帝國對米回答の精神は英佛に對しても之を堅持し東亞認識は正を促す不動の方針と見らる○スワンソン海軍長官は米海軍年次報告に於て海軍兵力の増強を發表(三萬五千噸級主力艦三隻の建造發註)○英國訪問中の諾威皇后マウド陛下倫敦に於て薨去御年七十。

二十一日 商工省は輸出入品等臨時措置法に基き鐵屑配給統制規則を公布○陸軍省兵務、軍務兩局長更迭發表、兵務局長に中村明人少將、軍務局長に町尻量基少將補任さる。

二十二日 日獨文化協定御諮詢案樞密院本會議に上程原案通り可決○日滿支經濟懇談會東京に開かる○貿易振興策の樹立を指す日本貿易振興協議會發會式舉行する○ハル米國務長官は記者團との會見に於て日

本の回答文に不滿なる旨表明○駐獨支那大使陳介の信任狀捧呈式は突然取止めとなり國民政府大狼狽。

二十三日 板垣陸相、長期建設の第一階梯は占領地域の治安工作であるとの時局談を爲す○維新政府立法院長溫宗堯氏は邦人記者團との初會見に於て當面の時局談を試み邦聯制の必要を高調○長沙放火事件に關し臨時政府周情報處長は犯人は蔣及共產黨なりとの強硬彈劾聲明○中國共產黨六中全會擴大會議に於て今後の政策十五項目を決定○獨伊文化協定正式調印。

二十四日 有田外相はクレギー英大使と會見、英の抗議的再申入に對し之を反駁、認識は正を要望○日滿支經濟東京懇談會閉會○極東問題に關する英佛パリ會談行はる二十五日 商工省、毛織物製造制限規制制定○日獨文化協定調印成る○漢口治安維持會結成、行政諸機關を確立○米國政府は獨逸に對し舊埃國の債務を督促、英米新協定の恩典なき旨聲明○チエコ政府は國境割讓期繰上げに關し波蘭の要求受諾。

二十六日 日滿支大阪經濟懇談會開催○商工省協定人絹絲配給に裁定命令を發し之が内容を發表○ソ、波親關係確認、共同コ

ンミニユケを發表○佛政府はレノノ蔵相の財政經濟再建法に反對する罷業の惡化に強硬彈壓を決意軍隊に待機令を發す。

二十七日 皇紀二千六百年記念事業たる東京城東區五十萬坪の大空港建設案決定○日本空輸會社の旅客機、青森縣八甲田山に墜落し搭乗者四名慘死○廣東治安維持會發會式舉行。

二十八日 商工省、皮革配給統制規則を改正し自家用革使用をも統制○逕信省、發送電出資の收益還元率を七分に正式決定○板垣陸相は軍管理工場主の懇談會に於て率先自肅自戒以て國防充實完壁を切望すと強調、東條次官は今後の軍備は蘇支二國を目標とする旨附言○新中央政府樹立促進全體代表大會南京に於て開催、防共親日の熱意沸騰。

二十九日 貿易振興協議會第一回理事會は今後の具體的活動方針を決定○南京大會は中支全民衆の要求として蔣に下野勸告を通电。

三十日 日本銀行券發行高二十二億五千萬圓に達し、限外發行高五千八百萬圓を記録○帝國と更生支那の國交調整方針に關し首相は御前會議を奏請、上程審議の結果原

案を可決○南京民衆大會終了、邦聯政府組織を宣言○北支臨時政府、棉花輸出許可條例公布○政府の彈壓奏功し佛國の總罷業失敗に了る○チエコ國新大統領に大審院長ハツチ博士當選○ヘンケ大尉を機長とする獨逸訪日親善コンドル機は今夜十時三十分二十四秒立川着、伯林東京間飛距離一萬四千八百八十軒、所要時間四十六時間三十九分二十四秒の輝く國際新記録を樹立。

【十二月】

一日 近衛首相は支那事變終了の時期は日滿支共同新建設着手の時であると樞密院に於て言明○國民再編成を指す舉國一致的新組織の要綱を八相會議にて決定○興亞院關係の諸官制案樞密院第二回審査委員會を無修正にて通過○日支文化提携を目的とする文化協議會は來朝中の會長湯爾和氏以下七十餘名の評議員出席の下に開かる。

二日 明年度豫算總額三十六億九千餘萬圓は閣議四十分を以て大藏省原案通り決定○伊太利政府は英・伊協定の規定に基き倫敦海軍條約加入に關する覺書に調印、尙チアノ伊外相の下院に於ける演説に際し佛領チエニスコルシカの伊國合併示威行はれたるに對し佛朝野に大なる衝撃を起し佛伊

關係惡化の兆歴然。

三日 日ソ漁業條約は暫定所極期滿了を控へ有田外相は日蘇漁業條約正式調印促進の爲め東郷大使宛電、東郷、リトヅノフ會談開始する○英政府、伊國に對しチエニス問題に於て抗議を提出、伊外相婉曲に拒否。

四日 國家總動員審議會、一般國民の職業能力、船員の職業能力の調査、船舶運航技能者の養成、及從業者雇入制限等の四勅令案を可決

五日 帝國政府は日蘇漁業條約に關し前東郷大使宛促進電を發し、本日河相情報部長談を以てソ聯の遷延策を弄する旨發表○獨佛不侵略共同宣言調印。

六日 樞密院官制中改正の件は歴代内閣多年に亙る懸案となつたものなるが全委員會に於て可決○樞密院本會議興亞院官制を可決。

七日 天皇陛下には長くも大本營陸軍部へ行幸あらせられ親しく諸官を犒はせ給ふ○航空教育の一元強化の爲め陸軍航空總督部を創設することに決定○有田外相は英米兩國大使を招き我が對支方針を詳細説明

し新秩序建設の態度と門戸開放機會均等に關する新原則を闡明して懇談○英政府は對蔣援助を強化し輸出保證制度を擴張○駐支米大使は突如歸國命令を受け空路出發倫敦經由歸米の筈。

九日 ○第八回汎米會議は、カナダを除く二十一箇國代表を網羅してベルギー國首都リマに於て開催、期間は三十日迄の豫定○前英國外相イデーデン氏訪米。

十日 陸軍省、陸軍部大更迭發令、東條中將航空總督に、山脇中將陸軍次官に、中島中將參謀次長に補任さる○ソ聯、北緯太に於ける我が石油利權否認の態度に出で屢々不爲行爲を繰返すに對し我外務省嚴重抗議

十一日 日ソ漁業條約會談にソ側北鐵問題を蒸返へし不誠意を示す○リスミア、メーメル地方の議會選舉の結果獨逸派斷然優勢なる爲今後に備へ非常警戒令公布。

十二日 藏相第三次増稅斷行方針を決定○選舉制度部會に於て大選舉區制採用の旨決定○英政府、獨政府に對しメーメルの現狀を尊重すべき旨申入。

十三日 大藏省、總動員法第十一條に關する勅令案の内容を決定○商工省、物品販賣價格取締規則を改正即日施行○日ソ漁業

第四次會談側の安定漁區の競賣申入に對し我方これを一蹴し依然意見不一致○英首相、外國新聞記者協會に於て佛を積極的援助の旨闡明。

十四日 豫算内示會に於て池田藏相は明年度に一部増税、十五年度に税制改革の意思ある旨言明○獨英間の經濟調整を圖る爲獨逸國立銀行總裁シャハト博士渡英。

十五日 農林省、農業報國運動方針を發表○日銀、政府保證附社債の優遇範圍を擴大し利下斷行○米支借款二千五百萬弗はユニダアサル・トレンチング・コーポレーションなる偽裝會社の名の下に巧に迷彩して成立、對日示威手段と觀測さる。一方英支間にも亦千萬磅の借款成立。尙佛印當局の對支武器續々輸送の不信行爲も暴露す。

十六日 興亞院官制公布、舊貴族院内假廳會にて事務開始○伊政府、閣議に於てユダヤ人財産處分法を決定○シヤム内閣首相パホール氏病氣を理由に辭職し、國防相ソングラム氏新内閣を組織す、閣員は全部留任、軍部獨裁の傾向顯著。

十七日 ○武漢攻略に赫々たる御武勳を樹てさせられし東久通宮殿下には飛行機にて福岡御着御歸還。商工省、ス・フ織物規

格第二次追加發表○日ソ漁業第六次會談は暫定協定に對する交渉に双方相譲らず遂に物別れとなる、外相東郷大使に重大訓電

十八日 武漢戰線に御奮戦あられし賀陽宮殿下には飛行機にて福岡御着、御歸還○伊政府は駐佛大使を通じて伊佛協定の廢棄方通告、斯くてチユニス問題益々紛糾化す○匈國外相は外交方針を闡明防共樞軸に接近の旨強調。

十九日 有田外相は外人記者團と會見、興亞外交方針を中外に聲明○第十回中央物價委員會總會ス・フ製品、化學工業品、皮革製品等六品目の最高標準價格を決定○米國の對支援助は更に強化され、モ大藏長官米支銀協定の無期延長に決定對日示威策を試む○英政府も亦輸出保證を擴張して援將を積極化す○ホンネ佛外相は下院豫算委員會に於て英佛の協力、佛領土の確保に就て決意闡明。

二十日 日本發送電會社の公稱資本金七億三千九百三十一萬圓と正式決定○日ソ漁業交渉第七次會談依然對立の儘物別れ○廣東治安維持會成立、十名の會議制による○重慶にありし國民黨の元老汪精衛氏突如昆明經由空路佛題印度支那方面に脱出。

二十一日 赫々たる御武勳を樹てさせられて御歸還遊ばされし東久通中將宮殿下には畏くも 天皇陛下に拜謁具さに軍狀戰果を御伏奏ありて御嘉賞の勅語を賜ひしやに洩れ承はる○汎米會議は米州共同防衛宣言案の代案たる一般的侵略反對案成立。

二十二日 近衛首相、帝國政府の日支國交調整に關する劃期的聲明を發表○日ソ漁業交渉の前途につき首相、外相、陸海兩相の四相間に無條約狀態に備ふる對策を協議○總動員審議會、六勅令案を特別委員に附託。

二十三日 農林省、農林計畫委員會を新設○第八次日ソ漁業交渉「安定漁區」問題で對立、年内解決絶望視する○近衛首相の日支國交調整方針に呼應して中支軍も同憂具眼の同志を糾合して邁進する旨聲明、更に臨時、維新兩政府も聲明發表。

二十四日 第七十四議會召集、成立○汪精衛出國説を裏書し蔣政權より汪の外遊發表○國家總動員法の全面的發動とも稱すべき第十一條以下、第六、第十、第十三條の四々條に互る六勅令案を特別委員會原案通り可決○汎米會議、米州各國の連帶關係を確認する「リマ宣言」を全會一致可決。尙外

相會議設置を決定。

二十五日 大藏省、十三年度本邦對外貿易の概算(本日迄)は輸出二十六億一千百十六萬二千圓、輸入二十五億九千八百五萬三千圓差引出超一千三百十萬九千圓と發表○滿洲國銀行法公布。

二十六日 第七十四議會開院式、長くも天皇陛下には長期戦下に處する國民精神の昂揚と國家總力の發揮に大御心をかけさせられ國民の嚮ふ所を示させ給ふ御明鑑を下し給へり、議員一同恐懼感激○事變關係論功行賞第七回分(海軍は第六回)發表する、陸軍六三〇五名、海軍九四四名、此中病歿者三百八十名含まる○企畫審議會、日滿支三國を通ずる生産力擴充計畫要綱可決○日ソ漁業協定交渉繼續にソ側同意○佛政府、佛伊協定有効を強調する回答を伊國に發出。

二十七日 商工省、アルミ販賣價格一割引下、十四年一月一日より實施○經濟戰強調週中の郵便貯金は昨年同期に比し倍増と選信省發表○日本銀行兌換券二十六億二千百萬圓に膨脹、昭和二年の金融恐慌當時の最高記録を突破○第八回汎米會、議閉會米當局大成功を放送。

二十八日 國家總動員審議會六勅令案を可決、配當制限を先行公布○日ソ漁業問題交渉に於て全然無關係なる滿洲國の北鐵讓渡金支拂保留問題を持出し交渉遅延を企圖し居れるに鑑み滿洲國は筋違ひの旨を明にし猛省を促すべく通告。

二十九日 町尻軍務局長停職○商工省輸出振興策として計畫の綜合リンク制に反對意見ありし爲め之が代案として「特殊リンク制」を設定、輸出品の原材料の確保を圖る事に決定、實施は明年一月十日○國策遂行の萬全を期すべく近衛首相は重大決意を以て内閣の強化を企圖、有田、木戸、板垣池田四相と擬議。

三十日 興銀、本年の公社債發行總額六十億八千萬圓、前年に比し三十六億四百萬圓の激増と發表○重慶脱出の汪精衛は蔣介石一派に對し重大聲明を發表、即ち防共協定、日支經濟提携、交戰終結等に堂々論及大衝動を捲起す。

三十一日 日銀、十三年中の計畫資本三十九億三千萬圓前年に比し三億一千萬圓増と發表○米國務省、グルー駐日大使を通じて有田外相に提出せる文書の全文を發表極東情勢に對する日米兩國の見解全く對立す

る事を明確にせるものとして重大視さる。

【昭和十四年一月】
一日 四方拜○蔣政權、汪精衛の黨籍を褫奪し逮捕令を發す。
二日 米上院外交委員長ヒットマン氏對日經濟報復を提唱。

三日 元始祭、近衛、平沼兩邸に訪客相踵ぎ政局の成行重大化、陸軍首腦部對策を擬議○北支臨時政府、舊法幣第二次切下(三割)の財政部報告を發布。

四日 近衛内閣總辭職、樞府議長平沼男に後繼内閣組織の大命降下○近衛首相は總辭職決行に方り「新たな事態に處する爲には新たな内閣の下に新たな庶政の構想工夫を運らし以て民心の一新を圖る事の必要を痛感する」旨の聲明を公表○米大統領國防充實の必要を教書にて闡明。

五日 平沼内閣成立。○平沼内閣は前内閣の聖斷を仰ぎて確定せる事變處理に關する不動の方針を國家の總力に依りて貫徹を期せんとすと中外に聲明發表。

六日 平沼新首相はJOAKのマイクを通じて總動員態勢の強化と綜合國力の擴充に邁進する旨を表明○洪、チエコ國境紛争遂に爆發チ軍の砲撃に洪軍又應戰。

七日 國家總動員法第二十一條に基く國民職業能力申告令(國民登錄制度)公布
二十一日より施行○滿洲移民國策樹立の爲め新京に日滿懇談會開かる。

八日 陸軍始觀兵式は長くも 大元帥陛下の親臨を仰ぎ代々木原頭に於て嚴かに舉行せらる○東郷駐ソ大使、蘇の邦人漁區競賣企圖に對し警告○汪精衛が過般の聲明と共に去十二月廿八日附を以て中央政府宛提出の書翰を發表、則ち十二月廿二日の近衛聲明に答へ和平交渉の基礎と爲すべきを力説したるもの。

九日 商工省、輸出向纖維製品の販賣取締規則改正の省令公布即日施行○洪・チ紛争は中立地域を設定し新國境劃定を開始すべく兩國代表間に意見一致す。

十日 逕信省、電話市價の調整を目標とする電話業者の公認制度を六大都市に實施、同時に金融利率も日歩五錢以内を限定○廣東治安維持會、近衛聲明に呼應し日支國交調整聲明の旨を全支那に徹底せしむべく飛機○洪牙利政府、滿洲國を正式承認。
十一日 警視總監に萱場軍藏氏警保局長に安藤狂四郎氏、企畫院總裁に青木一男氏を起用○チエンパン英首相はローマを訪問、

問、ヴェネチア宮に於てムツソリーニ首相との間に重要會談○北支臨時政府は成立第二年の新會計年度を迎へ懸案の豫算制度を實施する事に決定。

十二日 昨年中の國債消化高三十六億五千萬圓、消化率八四・三%と日銀發表○昨夏帝都新聞記者團と會見せるソ聯脱出のりシュエフ大將は本日第二回會見を行ひスターリン指導下の蔣政權は全く無力化せりと語つた○英伊會談はムソリーニ伊首相の對佛問題に就て領土權の委讓、對西班牙問題に就てはフランコ軍への積極的援助を闡明せる爲め難關に逢着、英側遺憾の意を表明○米大統領の國防教書は空軍中心の大軍擴を強調、又太平洋グアム島防備強化問題を包含せるもの。

十三日 平沼首相は貴族院代表招待會席上に於て新秩序建設を目指す政務の重點を時局打開に置くべきを強調○英伊會談は結局意見の對立を以て終了せるも、獨伊樞軸の發展と伊國の眞意を確認せしめる點に於て英伊兩國にとり政局將來の推移に對し正確なる判斷の資たらしめたるを實收穫と觀らる○洪牙利政府は日獨伊よりの防共協定參加の勧誘に對し正式に參加受諾を回答。

十四日 陸、海、厚生、内務四省、全國市町村を單位に強力なる銃後團體組織の成案に到達、名稱を「銃後奉公會」と決定、全國地方長官宛訓令發送○英國政府は米國政府と歩調を共にしクレギー大使を以て「支那の門戸開放、機會均等に關する公文書」を有田外相に手交。

十五日 蔣政權、財政の窮迫に因り外債の利拂ひ中止を發表し歐米に多大の衝撃を與ふ○日ソ漁業條約問題は正面衝突の儘物分れとなり居りしが果然ソ聯政府は國際信義を無視し沿海州の二九三漁區競賣を公告、帝國政府は不法なる競賣には一切不參加の旨を表明。

十六日 日本發送電の株式公募開始、即日申込七倍に達す○滿洲國は防共協定に正式參加、同時に此の旨を外中に聲明○ウクライナ統一運動を繞り波蘭政府對ウクライナ少數民族の關係惡化し警官隊と衝突するに至りたる旨波蘭政府非公式に發表○西班牙フランコ軍は破竹の勢を以て人民戰線軍の首都バルセロナに進撃、陥落日に迫る
十七日 首、外、藏三相の議會施政演說草案閣議にて決定○日滿支三國生産力擴充三ヶ年計畫案閣議にて決定○商工省は中央

物價委員會の改組を決定○日支事變に對する米國の態度決定に資する爲めジョン駐支大使は歐洲經由歸米、直に大統領と會見して支那の長期抗戰可能の所以を報告。

十八日 兵役法第四十一條に依り一定年齢まで徵集延期を許されたりし中等校以上の在學生徒は戰時體制に即應する兵役法改正により猶豫年限を短縮され、短期現役役制は廢止、明年度より實施○滿洲國産業五ヶ年計畫書第二年度實績發表○北支臨時政府、舊法幣流通禁止注意事項を發表○佛國政府、英米に追隨して舊臘の近衛聲明に對する通牒を手交。

十九日 佛國の對日通牒全文發表さる○駐蘇大使館參事官、安定漁區競賣に抗議、蘇聯側は依然不誠意○全英各地に爆破事件頻發、之れは愛蘭獨立運動團體たる共和義勇軍の陰謀と見られ當局緊張。

二十日 國民職業能力申告第一日○國際聯盟理事會は支那よりの提訴に基き滿場一致を以て「授蔣決議」を採擇○蔣政權、重慶に五中全會を開催○獨、國立銀行總裁にフンク經濟相を任命。

二十一日 第七十四議會再開され平沼首相は萬民輔翼の精神に基き總力を事變處理

に集中し、萬難を排して生産力の擴充を圖らんとすの施政方針を闡明、引續き外、陸、海、藏各相の演說があつた○綿糸、スフ、人絹糸の配給統制成り二月一日より實施と決定。

二十二日 平沼首相、議會に於て東亞新秩序建設の決意を表明○ムソリーニ伊首相は農民代表を前に對佛強硬の不動の決意を表明、尙チアノ伊外相のユーゴスラビア訪問の結果バルカン協商國の獨伊樞軸に協調の態勢濃厚となる。

二十三日 昨年度米穀實收高は六千五百八十六萬九千九百九十二石、取年度に比し七厘方減收、全國平均一反當收穫高は二石四斗五合。

二十四日 軍事扶助費追加豫算に關聯して廣瀨厚相は「被軍事扶助者は昨年末で百五十五萬八千人、扶助費八千七百四十五萬圓」なる旨説明○中華民國政府聯合委員會は和平の曙光見ゆ惑はず邁進せよと中外に聲明○王克敏、梁鴻志兩氏は共に吳佩孚氏を訪問重要會談。

二十五日 衆議院豫算總會席上、石渡藏相は委員會の活動を強化し物價對策の萬全を期すと今後の方針を説明。板垣陸相は東

武氏の質問に對し「我方より故なくしてソ聯に對し進撃することは絶對なきも彼等の不當なる侵略あらば斷乎之を撃滅する決心あり」と重大言明○英支直通航路開設の取極め成立の旨孔祥熙發表○伊太利政府、豫備兵を召集。

二十六日 支那全國の大小各團體、在野政治家、教育界、財界を網羅しての舉國的要望に依り吳佩孚氏は和平救國に蹶起、此の旨全國各界に通電○佛政府、我が駐佛大使谷正之氏のアグレマンを拒否せる旨有田外相議會に於て言明○西班牙フランコ軍は待望のバルセロナ攻略を完成、人戰派閣僚佛領人逃避。

二十七日 商工省、物價統制法の整理統合方針を決定○米大統領、記者團との會見に於て佛國よりの軍用機六百臺注文に應ずることと決せる旨發表。

二十八日 近衛無任所相、衆議院に初の出席○東大平賀新總長は學部長會議を開き大學空前の肅學を決定○チリ地震に於て憂慮されし在留邦人は全部無事の旨鹽崎チリ公使より入報。

二十九日 平賀肅學に於ける河合、土方兩教授の休職上申問題は果然經濟學部教授

團に大衝撃を與へ土方、山田教授の聲明に續いて革新派も激烈なる聲明を發表、同時に大河内、本位田氏以下十五名連袂辭表提出○吳佩孚將軍の蹶起に支那和平救國運動具體化する。

三十日 海陸兩相は衆議院豫算總會に於て「相當長期に互つて駐兵を考慮し準備して居り占領地の確保に就て所信を披瀝、所謂東亞新秩序建設の爲め貢獻せねばならぬ」と軍の決意を闡明○支那和平救國會は吳將軍を綏靖委員長に推戴○ヒットラー獨總統は議會に臨み植民地返還要求と伊國援助を強調せる演説を爲し、又日本民族稱讚の辭を述べた。

三十一日 宮中御嘉例の歌御會始の御儀執行はせらる○政府、軍用資源秘密保護法案議會提出決定○吳將軍、綏靖委員長就任と同時に重大聲明發表。

二月

一日 平沼首相、衆議院にて自由主義經濟の修正不可避を言明○八田商相、衆議院豫算總會に於て工業組合法改正考慮の旨表明○米大統領の獨裁國に對して英佛等の民主主義國を積極的に援助する決意の表明は果然全世界の注目を惹き、國內の孤立主義者

義者に大刺戟を與へ是非の論議沸騰。

二日 生産力擴充並に物動計畫の具體的説明の爲め衆議院豫算總會秘密會に入る○商工省、ス・フ糸市販統制二月一日に週及實施○豐水道に於ける艦隊演習中伊號第六十二潜水艦は僚艦と衝突して沈没。

三日 大藏省、臨時資金調整法に基く昨年中の認可額は二十八億二千二百七十九萬六千圓で、大部分時局關係産業に集中の旨發表○各方面より英佛積極援助の方針、秘密外交痛撃の聲に記者團との會見にルーズベルト大統領は我が放言を傳へらるゝ米國の國境はライン河にありとの説は誤報なりと釋明。

四日 農林計畫委員會、肥料配給割當要綱を原案通り決定○伊フアンスト大會議は決議を以てフランコ軍完勝まで伊國義勇軍を撤收せしとシフ軍に祝辭發出○西班牙人民戰線派英國に調停依頼。

五日 日本精神發揚週開始まる○西班牙人民戰線派のアサニア大統領、同派政府首腦五十餘名はベルトス峠を越えて佛領に遁入。

六日 石渡藏相、大藏分科會に於て國家總動態勢の強化、國家總動員法の全面的

發動の重大示唆○加藤青島總領事、英軍艦の稅關並に港務規則違反事件に關し英領事に嚴重に抗議○英バトライ外務次官、英國の對蔣援助逐次具體化すと下院にて言明○チェンバレン英首相は下院に於て佛國の脅威に對し即時對抗協力すと重大聲明。

七日 衆議院各派の共同提案たる「對ソ權益確保に關する決議案」を緊急上程○衆議院海軍分科會に於て米内海相は「現有海軍力及追加豫算として提出する新建艦計畫とを合せて國防の全きを期する自信あり」と言明○英帝國の痛バレスチナ問題を解決すべく英首相會の下にパレスチナ會議を開催○抗日蔣政權は西北航空に關し中ソ協定を締結しソ聯に特殊權益を許容、而も協定有効期間を五ヶ年とし尙必要ある場合其儘軍事協定に轉換し得爲すもの○伊・ソ新通商協定成立。

八日 大藏省、生産力擴充の爲の租稅減免案決定○商工省、物動計畫實施に伴ふ昨年十一月現在轉失業者數三十七萬四千餘人、内轉業二萬二千餘人と發表○平沼首相、貴族院委員會に於て國民精神作興上宗教の活動に期待すと所信言明○社會大衆黨と東方會の合同問題表面化し兩黨代表正式

會見を爲し解黨及新黨結成に關し申合。

九日 商工省、中小商工資金融通損失再補償制度の國家再補償現度撤廢に決定○臺灣米穀移出管理特別會計法案閣議にて正式決定○白耳義内閣總辭職。

十日 皇軍の海南島奇襲上陸に關し外務省情報部長談を以て日佛協約には何等拘束を受けずと發表○西班牙フランコ軍ミノルカ島占領。

十一月 戰捷興亞の意義深き紀元節○支那綏靖委員會組織決定し執務開始○佛政府アンリイ駐日大使をして海南島占領に關し帝國政府に説明を求むる申入を爲す○ピルマに反英運動起り騷擾悪化。

十二日 蔣介石、我が海南島占領に列國の對日牽制を要望。

十三日 衆議院本會議、十四年度總豫算案可決○有田外相、佛國の申入に對して海南島占領は軍事上の必要以外何等領土的野心なしと説明。英政府も亦對日申入○我が當局上海テロに就き工部局聲明を反駁。

十四日 クレーギー英大使、アンリイ佛大使同様の申入を行ひたるに對し、有田外相は同様に専ら軍事的必要に出でたるものにて領土的野心は絕對になき旨言明○衆議

院「對ソ權益決議案」を滿場一致可決○戰時下の物資制限による小中平和産業の軍需、輸出、代用品工業への轉換狀況は昨年未現在調査に依れば業轉工業組合數八百二十一、其中七百二十二組合は軍需工業と判明。

十五日 大藏省顧問會議、日銀、鮮、臺銀各銀行券保證發行限度擴張を決定○鐵回收に就き關係各省委員打合の結果、マンホールの蓋、ベンチ、ポスト、灰皿、火鉢等の十五品目を指定、屑鐵統制會社に集中せしむる事に決定○ル大統領は一九四一年六月迄に軍用機三千三十二機の製造、パナマ其他の沿岸地區防備強化を目指す五億五千三百萬弗に上る國防大擴充案を下院に提出○英國政府は五億八千萬磅に上る國防豫算案を發表。

十六日 大藏省、支藏者、支那事變特別稅法、臨時利得稅法、臨時租稅措置法の各改正法律案要綱を發表の有田外相は出漁準備と併行し日ソ漁業問題の最後的外交折衝開始を東郷大使宛電發送○人事調整法案、借地借家臨時處理改正法案、軍用自動車檢査法案等の重要法案九件衆議院通過○ル米大統領は陸軍側の反對を押し切つて佛へ

飛行機賣却を決定せる事實が上院陸軍委員會にて判明大問題となる。

十七日 大藏省、新增稅法の經過規定要綱發表○アル米大使は有田外相を訪問、我軍の海南島占領に對する申入を行つた、曩に英佛の行ひしと同様の内容にて外相の回答また英佛に對すると同様。

十八日 商工省、釘、針金、鐵線配給協議會設置に決定、統制要綱及同協會運用方針を各地方長官宛通牒○衆議院兵役法改正委員會に於て板垣陸相は「精兵主義と多兵主義の併用」を力説、尙大陸に軍事機關設置の要ある旨高調○貴族院本會議、問題の宗教團體法案通過。

十九日 支那維新政府外交部長陳錄氏上海共同租界の自邸に於て食事中テロ團に襲撃され兇弾に仆る○シヤム國改正關稅公布即日實施○ヘルに叛亂勃發、首謀者は内相アントニオ・ロドリゲス將軍、政府軍の爲めロ將軍以下殺害され忽ち鎮定。

二十日 上海租界内テロ事件に關し我方工部局に對し嚴重抗議、尙現地陸海軍當局斷乎たる治安維持對策協議○大藏省、昨年四月より十二月迄の貯蓄増加額五十六億六千五百萬圓、目標の八十億圓に對しその六

割八厘の好成績の旨發表○サイモン英蔵相、軍備五ヶ年計畫費十五億磅突破を闡明
二十一日 上海共同租界内に又々暗殺事件勃發し親日要人李國杰氏街頭に於て射殺さる○社大、東方兩黨の解黨新黨結成運動は安部社大黨首の問題に關聯し竟に暗礁に乗上げ、同氏引退表明に依り結成中止を招來。

二十二日 上海租界内三ヶ所に又復抗日テロ事件勃發、此の暴狀に我政府は犯人の即時逮捕と租界の徹底的改組を嚴重要求○チエンパレン英首相、ランカシヤに於て軍縮會議召集の必要を力説せる後之が達成には内に十分なる武力を整へるの要ありとし英國の尅大なる再軍備工作の進歩を謳歌。
二十三日 衆議院、十三年度追加豫算案を可決○陸軍機三度蘭州を大空襲○埃及政府、本年度綿布輸入割當量を通牒し來る○米國下院、海軍根據地擴充案中よりグラム島防備條項削除を可決、政府側其復活に狂奔。

二十四日 大藏省、支那事變特別稅法中改正法律案の勅令による物品稅追加品目及免稅概要を發表○ハンカリーと時を同じふして防共協定參加の滿洲國は本日新京に於

て日獨伊三國代表と張國務總理との間に加盟議定書調印を完了○平沼首相は各官廳宛てに官吏の獨善、相剋を戒慎、大業輔成に邁進せよとの内閣訓示を發出す。

二十五日 大藏省、自昭和十二年至昭和十三年度第三種所得稅決定額三十八億一千九百餘萬圓、納稅人員百六十五萬餘人と發表○商工省、白金の配給統制を二月十日に週及實施の旨各業者宛通牒○政府は物價委員會の改組を閣議に於て決定○陳外交部長を始め上海租界内に頻發せる抗日テロ事件を重視せる維新政府は英佛が援將行爲を改めざる限り租界は敵國なりと斷じ揚子江を出入する外國船にも無言の宣戰を布告すべきなりとの強硬決意を闡明。

二十六日 上海テロ事件に對する工部局回答に不満、更に反省を促すべく我方重ねて申入を行ふ○英佛政府はフランコ政權承認に關聯し種々條件を附してする意向の處フランコ政府の強硬態度度明瞭となりし爲め竟に無條件承認に決す。

二十七日 大矢主稅局長は衆議院増稅委員會に於て法人所得最高課稅限度を公表○生産力擴充委員會を商工省内に設置に決定要綱を發表○上海テロ事件に關する現地の

請訓に對し有田外相は陸海外三省會議の結果を回訓、現地折衝を以て租界當局の善處に期待、監視的態度を以て靜觀に決す、但し租界當局が不誠意又は無能力を暴露したる場合は我が警察權は當然適宜行使○英佛政府、フランコ政權を無條件正式承認。

二十八日 高松宮殿下には二月初旬以來海南島作戦に御參畫、引續き中支方面に御行動中の處、御任務を了へ御恙なく御歸還○西班牙人民戰線派アサニア大統領は亡命先佛國コロンヂエにて辭任を發表同政府軍司令官ミアハ將軍に對し休戰勸告。之により二ヶ年半に西班牙内亂愈々終幕。

三月

一日 大藏省、臨時利得稅並に臨時租稅法の二改正の改正法律案に伴ふ關係命令要綱發表○商工省、人絹糸、ス、フ、ス、フ糸の格付改正即日實施○支那國民政府財政會議を重慶に開催し治下の銀行、金融業者と對日抗戰力擴充を協議○英政府、陸軍の機械化擴充を指し一億六千百萬磅に達する尅大なる陸軍部貨を發表○故齋藤大使の逝去に對し米政府は軍艦アストリア號を以てその遺骸を禮送する旨發表。
二日 第五内親王殿下本日午後四時三

十五分を以て御降誕○二月二日豊後水道に於て遭難せる伊號第六十三潜水艦乗組將兵八十一名に對し死亡認定の旨海軍當局公表

○新ローマ法王は選舉の結果法王廳政務總長パチエリ大司教當選、ヒオ十二世と呼稱

三日 石渡藏相は衆議院増稅委員會に於て稅制改革の方向は負擔の均衡にありと言明○大藏省、來年度の貯金目標を百億圓とする事に内定、國民一人當百圓の割合○上海租界免除の協定成立、我が憲兵常駐特別設置等により租界當局と協力に決す。

四日 貴族院豫算總會、明年度豫算案を可決○商工省物品販賣價格指定品目に絹織物及絹製品を追加し一月十日現在の値段にまで抑制すべしと指示。

五日 拓務省、十四年度青少年義勇軍計畫の全貌を發表○大藏省主計局、陸海軍新國防計畫を含む明年度追加豫算案を決定

六日 米内海相は衆議院豫算總會に於て第四次艦艇充實計畫は世界最強の海軍國を目標とし相對的自主計畫樹立せる旨説明○商工省、砂糖、コーヒー、清涼飲料、清酒、麥酒、紙、屑綿、トタン、釘、針等の全部に公定價格を附するに決定、三月四日現在價格よりの引上を禁止○西班牙民戦線内

閣總辭職。

七日 三十六億九千餘萬圓の明年度總豫算並に各特別會計豫算貴族院本會議を通過○興亞院連絡關係の勅令三件を閣議決定

八日 去二日御誕生第五内親王様は御名は貴子、御稱號は清宮と御命名の旨宮内省より告示○内務省計畫局、非常時下の防空防火を目的とする防空建築規則を四月一日より實施に決定、同規則施行區域を六大都市以下十九都市以下十九都市を指定○企業院總裁、衆議院豫算總會にて生産力擴充完成後の重要物資產額の増加割合を明示○英政府、法幣安定資金(一千萬磅)設定に關する英支協定内容を發表。

九日 陸軍定期大異動發令さる、進級千百餘名實戰體驗を重視し東亞新秩序の建設に即應し新銳を拔擢○衆議院本會議、臨時軍事費豫算案可決○中國聯合準備銀行、十一月より舊法幣の流通を禁止。

十日 興亞院連絡部陣容決定す○商工省、皮革最高價格制を改訂實施○英國の對支法幣安定策につき有田外相は衆議院の豫算總會にて直に抗議せず運用結果を嚴重注視すと言明。

十一日 本年初の論功行賞發表さる、陸

軍第八回分三千三百七十四名(殊勳甲廿三名)海軍第七回分二百六十一名(優賞十一名)○中央物價委員會常任委員廿二名指名さる○商工省、珈琲、釘、針金、鐵線及ス、フ製品の公定價格決定。

十二日 農相、全國經濟部長會議席上農産物増産計畫目標を指示○有田外相は貴族院本會議に於て「日ソ漁業交渉不調の場合には權益擁護のために斷乎邁進し有效適切なる處置を講ずる覺悟あり」と決意表明。

十三日 明年度臨時軍事豫算、陸軍三十一億四千萬圓、海軍八億千萬圓、豫備費六億五千萬圓總計四十六億は貴族院本會議に於て満場一致可決○ヒットラー獨總統はスロヴァキアのチソイ首相を招請し、チエコ國內の獨逸少數民族を擁護する立場に於てチエコに最後の通牒を發し、同時に十四師團を同國境方面に動員○印度王侯國會議に於てリンリスガウ總督は聯邦制度實施に關しその可なる所以を力説各王侯國の參加を要望。

十四日 商工省、機構改革案成る、新に物價局設置に決定○ヒットラー總統と會見急遽歸還せるチソイ前首相を迎へスロヴァキア議會はチソイ内閣の成立を要請、スロ

ヴァキア州の獨立宣言を可決。

十五日 商工省、中小商工業轉業資金損失補償制度改正に決定。ソ聯政府安定漁區競賣斷行、我が外務當局は一方的行動に對し不承認を通告、情報部長談話表。ヒットラー獨總統とチエコ大統領ハーハ氏との會談の結果、チエコ即ちボヘミア、モラヴィヤを獨逸へ合併に決して協定の調印完了、スロヴァキア亦獨逸の保護下に入る。

十六日 有田外相は衆議院豫算總會に於てソ聯の安定漁區不法競賣は絕對不承認の方針尙交渉は今後も繼續すべしと闡明。ソルテニア政府がオロツン首相以下の首腦は、同政府に對しソルテニア地方の全領域を擧げて羅馬尼亞編入を要請。ソルテニア首都を占領、洗牙利首相テレキー伯全土占據を宣言。

十七日 貴族院本會議、明年度國防追加豫算案を可決。チエコ公使館閉鎖、本日獨逸大使館に接收。

十八日 貴族院本會議、米穀配給統制法修正案通り可決。有田外相、東郷大使宛漁區競賣不承認の調電發送。英佛兩國政府は獨逸のチエコ合併を承認し得ざる旨嚴重抗議。

議、獨逸直に之を一蹴、尙ソ聯も國様抗議す。故齋藤大使の遺骸は禮送艦アストリア號に移され正午アナポリス軍港拔錨。英駐獨大使引揚。

十九日 獨逸の中欧進出に對し英國政府は緊急開議の決定に基きソ聯政府に英佛兩國と提携協力を要請。佛上院は國防全權法案を二百十六票對十七票の壓倒的多数を以て可決。獨駐英大使引揚。駐獨佛大使も亦引揚。

二十日 貴族院本會議、産金會社法案外十二法案を可決。ソルテニア大統領はボネ外相を帶同英國訪問、尙國防強化の爲め緊急軍事法令を決定。

二十一日 佛印ハノイにある汪精衛を襲撃せる事件突發、身を以て汪を護りし曾仲鳴兇彈に傷る。ソルテニア政府、メーメルを獨逸に割讓決定。

二十二日 衆議院本會議、支那事變特別税法、臨時利得税法、臨時租稅措置法の各改正法案委員會修正通り可決。蘇聯第二回漁區競賣を四月三日執行の旨公告。獨逸經濟協定成る、獨逸は之によつてソルマニア油田の一部獨占的採掘權其他相當の利權を獲得せりと見られる。

二十三日 中央物價委員會、モスリン、反毛原料、絹織物、ゴム製品等の公定價額を決定。日・伊文化協定調印。スロヴァキアを保護國とする獨逸・スロヴァキア間の協定成立。

二十四日 昭和十四年度豫算成立、總額九十四億圓、政府は約六十億を公債發行に仰ぐ方針。西班牙フランコ軍、マドリッド入城。英佛の獨逸圍攻政策は行詰り相互救援を取極。獨新財政計畫を樹立無利子公債を發行。

二十五日 第七十四議會の會期終了。成立せる豫算九十四億圓、政府提出の法律案八十九件全部成立。農林商工兩省、肥料配給規則要綱公布。

二十六日 第七十四議會閉院式行はれ優渥なる勅語を賜ふ。ムソリーニ伊首相、フアシスト黨大會に於て對佛問題はチエコニシテ、スエズ、ガアチの解決を要求すとの重大演説を爲した。英佛は之を重視。

二十七日 蔣政權、更に鹽稅擔保の公債に對して元利支拂を停止する旨正式に公表。訪英より歸還せるソルテニア大統領出席の下に國務會議を開催、國防強化を目的とする緊急令を可決し即日公布。

二十八日 農林省、北洋出漁者届出規則を公布即日實施。マドリッド遂に陥落、フランコ軍堂々市内に進入開始。

二十九日 總動員法の雇入制限(第六條)技能者養成(第二十二條)の勅令案成る。大藏省、二月迄の貯蓄増加額六十六億五千八百餘萬圓と發表。平沼首相は内閣記者團と議會後初の會見談を爲して曰く今後の方針は國防と生産力を根幹とする旨言明。アラエ佛首相は放送演説中對伊問題に言及、伊太利から發議される豫備交渉には應ずる用意あるも佛國讓歩の限界は領土に關する變更並に佛の主權を弱める如き條件を除くと強調。

三十日 商工省、銅使用制限品目に電球他九品目を追加告示。五月一日より實施決定。中央物價委員會、砂糖、清酒、麥酒清涼飲料、人絹織物、絹製品、木炭、亞鉛鐵板等の公定價格決定。臨時、維新兩政府第四次聯合委員會、和平救國促進の具體策決定。同時に英・ソの反平和工作の排撃を期する目的を以て兩國に重要警告を發する事を決定。ムソリーニ伊首相はコセンザに於ける演説に於て(外交上の協定如何を問はず伊太利は地中海の囚人たる事を欲せず)と

論斷、必要なる場合は外交々々に依らざる解決をも辭せざるを示唆。

三十一日 政府、賃金統制令並に就業時間制限令(總動員法第六條)公布。大藏省臨時租稅措置法施行規則改正命令發表。帝國政府は南支那海中にある無主の珊瑚島嶼新南群島を臺灣總督府の管轄に編入せる旨佛國に通告。汪精衛第三次聲明書發表、昨年末重慶脱出後曾仲鳴横死に至る迄の政治的見地と今後の進退を表明、余の和平勸告通電は國府最高機關の決定に依つた處であると重要事實を公表。英首相對獨態度に就き下院に於て波瀾攻撃を受けなば英佛兩國は直に之を援助すべき三國協定成立せる旨表明。

【四月】

一日 政府は會社利益配當及資金融通令公布。十日より實施、金資金特別會計法に基く政府の銀買上は日銀を通じて開始。軍事參議官加藤隆義、横領司令官長谷川清兩中將が海軍大將に進級、澤本中將は練習艦隊司令官に補せらる。商工省は産金獎勵規則公布即日施行、又清涼飲料、麥酒、清酒の製造及販賣公定價格告示、ス・フに關する格付改正、同配給規則中一部改正實施。

遞信省は電氣廳官制公布實施。米國はスハインフランコ政府を正式承認。

二日 久通宮恭仁子女王殿下、公爵二條彌基氏に御降嫁。モスコに於ける東郷リトヴィノフ日蘇漁業交渉が十九回に及び一應解決、協定内容は借區料の値上げは一割以内、競落區は五ヶ年間有效。

三日 日支和平を唱へる汪精衛が曾仲鳴暗殺事件に關する聲明書を發表。イラク國王ガース一世は自動車事故により崩御。

四日 商工省は物品販賣價格取締規則に基き砂糖の標準價格を指定、又同省々議で物價局新設を決定。午前六時横濱を出發した大日本航空會社南洋航路一番機は午後四時廿分サイパン島に安着。浦鹽で行はれた北洋漁區競賣で我方二五四區を競落。イラク國王崩御によりフエイサル皇太子殿下御年四歳が御即位遊ばされた、同日イラク市民は突如反英示威後モツスに駐在英國領事G・E・A・モンクメーソン氏を襲撃殺害。

五日 石渡藏相は稅制調査會に於て稅制改革斷行の決意を披瀝。イタリ軍アルバニア占領。フランコ大統領にルブラン氏再選。

六日 政府は八月一日國民消費臨時國勢調査を実施する旨決定要綱を發表○商工省は五月一日機構改革實施に決定○長期戦下の師團長會議開會、陸相戰費節約、大國策遂行邁進の旨強調○英首相英波相互援助條約成立を發表

七日 内閣々僚補充に小磯國昭大將が拓相選相に田邊治通氏が決定親任され、平沼首相秘書官太田耕造氏が内閣書記官長に就任○外務省情報部は新南群島に對する佛國の抗議申入を發表、而して考慮の餘地なしとの談話發表

八日 樞府日蘇漁業協定を可決○北海道資源開發會社設立計畫決る○産業開發五ヶ年計畫途上の滿洲國は其の二年度實績を發表○北支各鐵道一元經營の新會社十五日創立を決定北支方面交通の明朗新時代來る○イタリ軍アルバニアの首都チラナ入城○歐洲の風雲急を告げ英海軍陸戰隊コルフ島に上陸開始と傳へらる○米國ハル國務長官はアルバニア進軍のイタリに對し攻撃的聲明書を發表

九日 畏き邊よりイラン國皇太子殿下御成婚式へ御贈呈の御祝品を搭載、重き使命の空の使節をよかぜ號は午前七時十三分

○佛協力聲明

十四日 陸軍々需品價格對策委員會第一回會合に於て軍需品價格引下の應急措置を決定○櫻内農相、中央農林協議會席上、農産物價格政策に關する農林當局の方針を闡明○よかぜ號は第六コースのカラチを發し午後七時五分バスラ着○ルーズベルト米大統領は歐洲三十一ヶ國の平和を要請する旨獨・伊兩國首相宛メッセーヂを發す

十五日 イラン國訪問親善機よかぜ號は午後四時四十分テヘランに到着、重き使命を果した、翔破航程一萬二千六十一キロ、純國産機により優秀なる帝國航空技術を世界に示した○北支臨時政府は華北交通會社條令を公布、之に依る華北交通股份有限公司の創立總會開かる

十六日 内務、文部、厚生、農林四省を通じて交流人事が計畫され之に依る地方長官大異動内定

十七日 商工省はタオル輸出統制令を告示○前米國駐劄大使齋藤博氏の遺骨を搭載して米國巡洋艦アストリア號横濱に入港○臨時政府經濟視察團來朝、大阪に日支經濟懇談會開かる○獨ヒットラー總統の對米聲明のコンミュニケ發表

快晴に恵まれ羽田東京飛行場を離陸、二千二百三十キロの臺北飛行場に午後三時十二分到着、幸よき第一日のコースを無事終了○帝國訪問のイタリ親善使、同國極東艦隊旗艦ベルトロメオ・コレオー號は午前九時無事横濱港に入港○チアノ伊外相は飛行機によるアルバニア首都チラナへ到着堂々イタリ公使館入りした

十日 政府は賃金統制令施行規則を公布即日施行、又従業者雇入れ制限令施行規則を公布廿日から實施、尙職業九十三種類を指定○政府は利益配當審査委員會官制を公布○大藏省は三月末の國債總額を百七十三億餘萬圓と發表○興亞院連絡部長官會議開かれ、首相は國策完遂に努める旨訓示○イラン國訪問空の使節をよかぜ號は午前八時十三分臺北出發、同十一時三十五分八百九十八キロを翔破し第二日目の行程を廣東飛行場に到着○午前六時五分サイパン島を出發横濱指して歸航の途に上つた大日本航空會社南洋航路一番機は午後三時半超快速調で無事横濱に到着○アルバニア首都チラナに到着したムソリーニ伊首相は正式にア國併合を宣言

十一日 政府は中央物價委員會代表と懇

十八日 政府は南支那海の無人島、新南群島と命名、帝國領土として臺灣總督府の管轄下に屬する旨公示、中外に闡明○十四年度豫算實行方針發關し内閣より訓令を發す○第九支那事變論功行賞發表され恩賞に浴せし者三千八百七十七名、中殊勳甲に輝く四十勇士と戰病死者六百九十一名あり○伊匈首腦四相會談開かれユーゴー國の獨伊接近確視さる

十九日 資金融通委員會の官制決定し委員の額觸決定○樞密院會議改正青年學校令可決○關門豆トネル鐵相の手に依るスイツチで開通

廿日 地方長官大異動に伴ふ地方事務官及交流人事四省課長級の異動發表

廿一日 中央物價委員會小委員會に於て戰時物價對策の大綱を決定○日本發達電會社の資金關係計畫案成る

廿二日 大藏省、臨時資金調整法改正施行令及同細則を公布し即日施行、又同省では十三年度に於ける國民貯蓄總額七十三億八千餘萬圓と發表

廿三日 商工省、改正工業組合法の施行を八月より決定○靖國神社臨時大祭前日の儀式招魂式典行はる、合祀される新英靈

談會で低物價政策遂行の決意を表明○大藏省、利益配當及資金融通令運用の方針を決定○農林省、重要農林水産物増産助成規則を公布○商工省、綿織物及ス・フ織物の製造制限方針を確定○イラン訪問親善機よかぜ號は、第三コース千八百四十五キロを快翔して午後三時五十分パンコックに到着した○ルーズベルト米大統領は會見の記者團に歐洲戰亂起らば英佛に加擔する旨言明

十二日 政府、米穀配給統制令公布○臨時資金調整委員會では臨時資金調整法施行令、施行細則及事業資金調整標準に關する改正の三案件を可決々定○パンコック郊外ドン・ムアン飛行場に一夜機翼を休養したイラン訪問空の親善使をよかぜ號は午後二時卅五分カルカッタに到着第四コースを翔破○アルバニア國民大會はイタリ國王に王位獻上を決定

十三日 全國手形交換所大會は國策背反行為は斷乎積極制止へ邁進の總意を表明○イラン親善機よかぜ號第五航程カルカッタ發アラハバットを經由午後八時五分カラチに到着した○滿洲國では國民總服役制を準備中と聲明、徵兵、公役の二本建近く實施する旨公表○英首相地中海保全政策聲明

一萬三千八百八十九柱○東京市會は第十七代東京市長に頼母木桂吉氏を決定○駐獨英大使歸任

廿四日 内閣五相會議に於て十四年度物資動員計畫案を承認○中央物價委員會常任委員會にて小委員會可決案物價統制大綱を可決決定○ホリウイア大統領ブッシュ中佐議會を解散し獨裁を宣言、西半球に於ける初の全體主義國家獨裁官となる

廿五日 天皇陛下も靖國神社臨時大祭第二日に行幸遊ばさる○英國政府は國民徵兵制度を採用と決定、即日實施の旨發表○佛駐獨大使クローンドル氏召還英に追隨

廿六日 日米親善使米巡洋艦アストリア號、横濱港を午前十時出發、重任を果して歸國の途に着く

廿七日 天皇陛下には埼玉縣豐岡に於ける陸軍航空士官學校第一回卒業式に行幸、親しく陸鷲の妙技を天覽遊ばさる○第十回(海軍は八回)支那事變論功行賞發表さる恩賞に浴する者四千九百七十四名中殊勳甲陸軍十四勇士、海軍七勇士、第一回より累計四萬五千八百十名○中央物價委員會は物價統制案の大綱を可決、又人絹織物以下紡毛糸、カーバイト等の最高標準價格を決定

廿八日 畏くも 皇后陛下には御内帑金五十萬圓を結核豫防事業に下賜あらせらるる旨仰出さる○政府は五月一日實施する買上金地金概算代支拂改正規則を公布○商工省、事變下國民の廢品回收方針を決定○ヒットラー獨總統は國會臨席英獨海軍協定破棄、對波關係緊張の示唆、米大統領に對する意志表示等廣範圍に亘る大演説をなす

廿九日 畏くも 天皇陛下には天長節觀兵式に臨幸、皇軍を御親閱あらせらる○中支に創立せる新金融機關華興商業銀行の内容を興亞院から發表○佛羅兩國會談はパリで開かれ兩國關係強化に意見一致と發表○德王氏、蒙疆聯合委員會首班に就任。

卅日 中支交通の機關として華中鐵道會社創立、皇軍の手から移つて五月一日營業開始と決定○ニューヨークの世界博開會參加國六十二、一億五千五百餘萬の巨額を建設費に投じた萬博中の豪華版。

五月

一日 政府はヒットラー總統が獨國會で行つた英米干渉否定の大演説を全面的に支持し、外務省情報部長談で共鳴を表明○税制調査會は税制改正の目標を承認○中支金融の新機關、華興商業銀行の創立に付維

新政府より聲明書を發表○秋田縣男鹿半島に大地震あり被害甚大○古く知られた新潟縣獨雞以下天然記念物十五件 明治天皇行在所等史蹟六件が文部省内史蹟名勝天然記念物調査會で決定新に指定○伊羅會談ロイマに開かれ、兩國の親善強化が進めらる。

二日 天皇陛下には平沼内閣最初の地方長官會議第一日に當り各長官より民情統後の施設等具さに御聽取遊ばされたが平沼首相は聖業完成に總力を擧げて協力せよと訓示○大藏省は資金融通審査委員會官制を公布即日之を施行○米國海軍の七億八千萬弗に上る大豫算下院の委員會可決○大日本相撲協會長に竹下勇海軍大將が就任。

三日 商工省は第二回日人絹織物百五十八種の規格を決定六月一日より實施と發表○訪日飛行の途にあつた友邦ドイツのカフレンツ機は午後零時五十九分臺北飛行場に安着、帝國領土入りとなした○上海租界内のテロ行為頻發に鑑み工部局改組の主眼を我方より英米兩國に申入○ソ聯外務人民委員リトヴィノフ辭職、後任にモロトフ人民委員會議長の兼任と發表。

四日 肥料配割制當制度に付農林、商工兩省より地方長官宛連名通牒を發す○商

工省は鐵屑配給統制規則改正の省令を公布六月一日より實施○盟邦ドイツのカフレンツ男機午後二時三分羽田東京飛行場着見事ゴールイン。

五日 事變下物價統制の大綱閣議に附議決定○滿洲國政府は自動車會社法を公布即日實施○大日本相撲協會新番附發表。

六日 天津英佛租界は抗日共産分子の温床であり作戦上より尙自衛、治安上の見地からその存在は斷じて看過し得ずと軍當局重大聲明○農林省は米及藪の増産獎勵に補助方針を地方長官宛示達○獨・伊・伊・伊會談開始。

七日 獨伊軍事協定調印なり、コンミニニク發表。

八日 税制調査會は増收税制改革の方針と負擔の均衡を決定○中央貸金委員會の委員發令。

九日 大藏省は豫算實行に當り物資の節約を目標に方針を決定、各省に通牒を發す○商工省、鐵鋼工作物築造規則を改正し五月十五日より實施と公示○東京市板橋區内のセルロイド工場爆發火災を起し、數百名の死傷者を出す○北歐のノルウェー、スエーデン、デンマーク、フィンランドの四

國外相はストツクホルムに會談、風雲急の歐州政局に對し中立と決定。

十日 畏くも 天皇陛下には宮中尙武の御催しに陸軍將校百三十名を召され舊御本丸馬場にて馬術を天覽遊ばさる○十四年度物資動員計畫の需給項目決定○商工省、人絹糸に對する格付を改正告示○ユーゴスラヴィア攝政パウル殿下はイタリ正式御訪問、ローマ御着。

十一日 中央物價委員會は改組案を附議六部會設置の措置要綱を決定○紛糾中の政友會正統派は久原房之助氏を新總裁に推戴と決定○英羅通商協定調印さる○南米ブラジルのサンパウロから夏服地百萬圓の大量注文を貿易局大阪事務所に申込み來り業者歡聲を擧ぐ。

十二日 大藏、内務、商工三省次官連名に依る中小商業資金融通損失補償料免除を三月三十日附にて通牒發す○滿洲國政府は六月一日より米穀管理法實施と決定。

十三日 中小産業調査會官制要綱は商工、農林兩省會議で成案○大日本放送協會の放送會館が丸の内竣工、初の放送開始○滿洲領ノモンハン附近に外蒙兵越境頻々起り本日百餘名不法越境滿軍監視兵を突

如射撃し、ソ滿國境事件の前哨戦となる、交戦七時間之を撃退す、遺棄死體五。

十四日 本年度デヴィス・カップ争奪庭球戦に日本庭球協會は選手を参加せざることに決定○ムソリーニ首相はトリノに於て民主主義國家群の誤れる政策を痛撃、歐州問題に平和的手段により解決すべしと獅子吼。

十五日 厚生省は地方官宛工場の災害防止方指示の通牒を發す○二十二日宮城前に於て御親閱を拜する學生軍事教練開始十五週年記念全國三萬學生の分列式、晴れの總指揮官が中山淳陸軍中將と決定○イラン國訪問の重大使命を果たしたクそよかぜ號は午後二時廿七分テヘラン發歸國飛行の途に着く。

十六日 商工省、物價局に參與制を設置に決定○中央物價委員會の六委員長は、第一部(價格公定)小川郷太郎、第二部(需給調整)大口喜六、第三部(貸金)吉田茂、第四部(利潤、家賃、地代)賀屋興宣、第五部(運賃)伍堂卓雄第六部(物價勵行)津島壽一の諸氏と決定。

十七日 大陸經濟建設の爲め日、滿、支を通じて恒久的東亞經濟懇談會設立に決定

○大日本航空會社下り旅客急行便ロツクヒド機が福岡飛行場離陸直後突如故障を生じ墜落、搭乗客六名即死、五名重傷。

十八日 政府は鼓浪嶼問題英國の抗議を斷乎、承服し難しと排撃○鐵道省は今年度改良工事を行ふ主要幹線を決定○木曾上松に大火あり全半燒百七十餘戸に上る。

十九日 廣東攻略に赫々たる武勳を樹てた古莊幹郎中將は陸軍大將に進級、同時に七名の陸軍少將進級も發表さる○滿洲國當局は日滿實業協會席上、海運政策を發表

廿日 畏くも 皇后陛下より御内帑金の御下賜を拜した結核豫防會總裁に秩父宮妃殿下が御就任遊ばさる旨御允許あらせらる○大藏省は第二回金保有狀況調査に付其の規則公布即日施行○商工省は毛糸販賣價格取縮規則を改正告示○政友會正統派總裁に久原房之助氏正式決定○獨逸遠征陸上選手十名決定。

廿一日 御親閱を拜する全國三萬學生の豫行々進宮城前で行はる○大森に大火、百五十棟全燒。

廿二日 畏くも 天皇陛下には全國三萬學生の分列式を御親閱、有がたき勅語を下し給ふ○農林省は肥料輸出許可規則を公布

○商工省は棉花、綿糸の最高標準価格を發表○獨伊兩國軍事同盟はベルリンで正式調印終了と發表○芝區田町の火災で專賣局工場類焼す。

廿三日 政府は陸軍資材特別會計要綱並に商工省官制改革案を閣議で決定。

廿四日 政府は外務省情報部長談話として支那各地に於ける租界問題の所信を闡明○厚生省、學校卒業者(工礦業關係)使用制限令中の改正施行規則を公布、即日施行○警視廳、花柳界關係營業取締に乗り出し午前零時限りの營業に決定。

廿五日 侍從武官長宇佐美興屋中將軍事參議官に、後任に畑俊六大將が侍從武官長に親補せらる○友邦シヤム國は今後國名を『タイ』と改名する旨我が政府當局へ通牒して來た。

廿六日 政府は本年度物資動員計畫及交通力動員計畫案を定例閣議で決定後、青木企畫院總裁の名の下に之が聲明書を發表○戰時體制強化に基き國際オリムピック不参加と内定す○滿洲國政府は食糧品に對する地域別に依る小賣標準價格制を決定實施。

廿七日 事變下第三十四回海軍記念日に當り隅田川に於いて敵前上陸その他實戰同様の記念催し盛大に行はる。

廿八日 イラン國訪問のそよかぜ號は午後三時卅九分羽田に無事歸着、親善飛行の使命を完全に果し終る。

廿九日 支那事變勃發して二星霜、大本營陸軍部より十四年四月末迄の戦果が發表された敵土の占領面積百五十六萬二千九百三十八平方キロメートル、我が帝國領土の二倍半弱、敵遺棄死體九十三萬六千三百四十五、我が犠牲五萬九千九百九十八、鹵獲武器類に至つては空前赫々戰史を飾る○外蒙ソ聯機百餘越境し來り關東軍遊撃四十二機を血祭りとす○濱松、沼津兩所初藪取引開始、大正八年以來の高値を示現、平均七十七掛(濱松)○滿洲國政府、支那向豆粕輸出の制限令を公布。

卅日 政府は物資動員計畫遂行に伴ふ十四年度豫算實行を適當に調整すべく閣議で決定、大藏省より各省に通牒○農林省は農、水産物價對策委員會を設置と決定○中央物價委員會はス・フ製品、羊毛屑、反毛原料木炭、煉炭、布靴、落綿の精製品、再製絹糸、等の最高標準販賣價格並に洋紙の價格付を決定○全國米穀商業組合聯合會は丸の内東京銀行俱樂部で創立總會を開催、米穀會社資本融通其の他の事業を決定。

廿一日 商工省は再生ゴム配給統制規則を公布し六月より施行○ソ聯新外務人民委員モロトフ外交政策を闡明、ソ聯の護りは外蒙國境を含むと斷じ、蔣政権援助繼續を強調。

六月

一日 商工省は銅、鉛、錫等配給改正省令を公布施行○帝國海軍の新鋭艦『翔鶴』の命名式は長き邊より御差遣の伏見軍令部總長宮殿下御台臨を仰ぎ横須賀工廠にて執行さる○我民間航空界の名譽章、航空章は今年度十氏と決定、選信大臣より授與。

二日 選信省は造船許可基準を決定し統制に出發した○國民精神總動員中央聯盟の理事會で一切の事務局職制に依る事務總長に岡部長景氏以下全員決定○米國海軍は戰艦二隻以下廿三隻の起工命令を發したこれにより同國の現役及び建造中のものを合し百七十八萬四千六百餘噸となる。

三日 政府は英國に對し、支那軍の英國旗利用の我方作戦阻害に關し善處方を申入れた○家賃地代の統制に乗り出した厚生省は昨年九月現在の右調査を完了。

四日 貴族院の伯、子、男爵、多額、

學士院各議員七ヶ年の任期満了し、改選に際し各派の候補銜銜終了○ソ聯駐劄大使館事務官から外務省歐亞局長に榮轉の西春彦氏歸朝、最近のソ聯内狀を語る。

五日 大藏省は民間から政府へ賣却の地金銀試驗、品位證明及び精製各手數料を免除に決定した○昭和十三年十月より三ヶ月間の内地出生、死亡、人口自然増加の調査が發表となり前年同期に比して出生が十萬九千八百餘人の減少を示した○六大學野球の春季覇權を爭ふ早慶決勝戦が行はれ、早大遂に覇權を握る。

六日 平沼首相提唱の貿易省設置に對し石渡藏相が反對の旨を述べたが企畫院は之が設置の具體的研究に着手○商工省は全國中小機械業者再編成方針を定成○天津問題漸次重大化し程氏狙撃犯人引渡しに關する我方最後通牒に對し英國側は老翁にも重點を回避したる犯人引渡拒否を回答。

七日 樞府本會議開催、かねて紛糾中の商工省機構改革案可決、七局一部に整理、外局に物價局設置となる○英國ジョージ六世皇帝並にエリザベス皇后はカナダ御巡遊のため米國領土に初の御上陸○獨逸・ラトヴィア、エストニア間に不侵略條約調印。

八日 厚生省試案を中心とする國民徵用令案綱成り十四日審議會に附議すること決定○興亞院は香上銀行の外貨賣停止、法幣の暴落による華興券の對策を考究○天津租界問題重大局面を呈し邦商續々英租界から引揚げ開始○英皇帝と皇后を迎へてワシントン白雲館に歡迎晩餐會催さる。

九日 中支北支の軍狀御視察中の梨本元帥宮殿下午後一時福岡着御歸還遊ばさる

十日 陸軍は軍需工業經營者と懇談の結果、軍需品價格の五分乃至一割の大幅引下げを實現○南京日本總領事館で催された清水外務政務次官の歡迎宴に抗日分子潜入老酒の中に毒物を混入、參席者一同中毒症狀を呈したので速時適宜の處置により幸ひ來賓中には事なかりしも領事館二書記生は遂に尊い殉職を遂げた。

十一日 天津我軍當局同地英佛租界封鎖を決定。

十二日 農林省は農林水産用釘、針金、鐵線等の配給方針を決定○汪精衛再度長文の聲明發表、抗戰の眞相を暴露し和平を説く○英外相、下院で極東權益確保を聲明。

十三日 天津我軍當局、十四日英佛租界隔絕斷行の旨重大聲明を發表。

十四日 國家總動員法審議會は國民徵用令並に總動員業務に土木建築業指定の兩勅令案を可決々定○天津英佛租界隔絶が愈々午前六時を期して斷行され、軍當局不動の方針に邁進。

十五日 秩父宮殿下には再度の大陸御視察の御旅より御歸還あらせらる○大本營陸軍部より五月中の全支戰果發表さる○百億目指して貯蓄週間始まる。

十六日 政府は商工省改正官制を公布即日施行、之に伴ふ商工省の人事異動を發表○中央物價委員會、人絹襪糸及絹紡糸の公定價格を決定。

十七日 軍艦『香取』の命名進水式は伏見軍令部總長宮殿下御台臨の下に横濱ドックで舉行○鐵道省は田植季勞働班の鐵道運賃二割引を決定。

十八日 中支維新政府、天津租界問題につき聲明書を發表。

十九日 支那事變第十一回論功行賞發表され、榮ある勇士二千六十四名、中殊勳甲に輝く將兵六十六名○重光駐英大使は英外相の希望で英外務省に問題發生以來初の天津問題外交々渉を行つた。

廿日 農林省は六月十日現在の四十六

府縣小麥收穫豫想高を發表、前年に比し二割八厘の増收見込。

廿一日 商工省は産金振興會社法改正勅令を公布、廿三日施行○大藏省主催の全國貯蓄強調週間の成績は昨年之二倍の好成績

廿二日 大藏省は海外旅行者の携帶旅費限度を五百圓に引下げ、本邦銀行券の輸入を二百圓以下に制限し取締ることに決定。

廿三日 大藏省は外國爲替管理に關する改正省令を公布、七月一日より施行○商工省は織維工業設備に對する許可省令並に右告示を改正し七月一日より施行と決定。

廿四日 大藏省は臨時金地金買上規則を公布し廿六日より施行○佛土協約調印なり共同宣言を發表。

廿五日 ソ聯支通商條約締結、十六日調印済の旨ソ聯政府發表。

廿六日 外務省は日佛通商成立の旨情報部長談を發表、又日濠通商貿易交渉も從前通りに濠洲政府より回答來り終了。

廿七日 大日本航空會社への政府現物出資五百五十萬圓と決定○郵便年金令改正案は閣議で正式決定、九月一日施行。

廿八日 竹田宮恒徳王殿下には聖旨、加滿一年門司入港吉林丸で御歸還遊ばさるる旨談話發表。

十二日 帝國陸海軍代表として獨逸ナチス黨大會へ派遣する人選決定、陸軍寺内壽一、海軍大角岑生兩大將と隨員等發表。

十三日 日英東京會談の方式を決定、原則として日本語使用、有田クレイギー會談先開等確定○獨逸訪問の財界代表、井坂孝藤原銀次郎兩氏も決定。

十四日 陸軍戰車學校に少年戰車兵を入學せしむる勅令が官報で公布された。

十五日 日英東京會談愈々開始さる○大藏省、本年中の事業設備資金十六億二千百廿萬圓と發表。

十六日 不法越境の外蒙ソ聯重爆機はフルルキに飛來、不法にも國際鐵道線の破壊を狙ふ○濟南、天津、青島各地の支那民衆間に排英熱昂る。

十七日 ベルリン、ローマ兩市長を東京に招き三防共首都市長握手の正式招待を頼母木市長から獨伊兩國大使に依頼。

十八日 中央物價委員會は絹織物等織維品に對する公定價格を決定○ロスアンゼルスより横濱に向け歸航中の日本郵船南米航路貨客船墨洋丸(八六一八トン)が船客船員二百餘名を乗せ太平洋上で發火沈没、米

廿九日 商工省は新聞用卷取紙供給制限規則を公布し七月一日から施行○滿洲國政府はス・フ關稅大幅引下げ實施。

卅日 本邦科學の誇り世界最長距離有線、日華直通電話の開通式を東京中央電話局と北京華北電々の兩式場で盛大に舉行○滿洲國の開拓移民國策大綱決定。

七月

一日 政府は來議會(七十五議會)より休會明け再開日を十日間繰上げることに決定○政府、總動員事業設備令公布。

二日 日英東京會談に臨む天津現地代表加藤公使等東京着、一方英代表ハーバート領事も夕刻着京○東京日々、大阪毎日兩社は八月下旬世界一周飛行の計畫を發表。

三日 陸軍當局は天津問題につき現地措置を全面的に支持の旨聲明○滿蒙國境に於けるソ・蒙軍の度重なる不法越境に勦微の鐵槌を下した。

四日 政府は國家總動員法の完遂を期し、勞務、資金動員計畫を發表、之に伴ふ國民徵用令は十五日實施と決定○カナダ艦隊來朝。

五日 駐日ソ聯代理大使スメタニン氏

船アソシエエテッド號に救助されし旨入電○東部防衛司令管下東京府外四縣の防空訓練演習開始さる。

十九日 日英東京會談第二次會談行はる○興亞院にては十九日以降華興券は法幣と絶縁、其の新對外爲替價值を六ペンス基準とする事を決定即日實施。

廿日 興亞委員會初會合席上平沼首相は新東亞建設に邁進する旨を挨拶○支那事變第十三回(海軍第九回)論功行賞發表さる優賞に輝く海の將兵四十一名、他受賞三百餘名。

廿一日 長くも 天皇陛下には炎暑下太平洋上に於ける聯合艦隊の訓練をみそなはせらる○日英東京會談第三次折衝で英側、我が原則的要求を容認、會談は急轉成立の軌道に乗る。

廿二日 日英會談根本原則妥結し有田、クレイギー兩代表覺書署名。

廿三日 滿蒙國境不法越境ソ・蒙軍の連日に互る挑戦行爲に關東軍黙し得ずと再度膺懲の火蓋を切り、空軍の活躍目覺ましく敵五十一機を一舉に撃墜。

廿四日 日英會談初の圓卓會議開く○北樺太帝國權益のソ聯壓迫に對し大湊要港部

は歸國の途に着く○暹羅國號をタイ國と改稱する旨正式通告到着。

六日 支那事變勃發以來滿二ヶ年、この間の戦果につき大本營陸軍部より發表○第十二回支那事變論功行賞發表さる、光榮の授賞者九千三百六十餘名、中殊勳甲に輝く勇將兵百二十名。

七日 平沼首相は事變二周年記念日を以て重大時局談を發表○海軍は艦隊司令官及川古志郎中將、北支最高指揮官日比野正治中將、南支最高指揮官近藤信竹中將等を公表○多摩川畔に記念陸軍演習展開。

八日 國民徵用令公布さる○生糸の公定價格決定、賣渡標準最高價格千三百圓、買入標準最低價格六百圓。

九日 滿洲國境不法越境のソ・蒙軍膺懲の皇軍は大部分の敵軍をハルハ河對岸に撃退。

十日 貴族院伯、子、男爵議員の改選終了、新議員廿三名○汪精衛は上海中華日報の復刊紙上に日本と協力新活動開始の重大聲明を發表。

十一日 厚生省、國民徵用令施行規則を公布、十五日より施行○王克敏、梁鴻志兩政府首腦者は汪精衛聲明を全幅的に支持す

より重大聲明發表○勞働總同盟遂に分裂。

廿五日 軍人授護會が中心に計畫中の戦没勇士遺兒の靖國神社々頭父との對面につき各地より上京遺兒の日程決る○國鐵疑獄の斷罪下る○滿洲國、防衛令一部公布、即日實施。

廿六日 商工省は小規模製鐵業者に對する許可制の設備制限規則を制定、廿七日公布、八月十日より實施。

廿七日 米國突如、日米通商航海條約廢棄の旨通牒し來る○日英會談は治安問題に關しては順調に進捗、殆んど諒解成れるも、經濟問題に入るや俄然意見對立し形勢悪化する。

廿八日 國際大東京空港の起工式舉行○滿洲國物價政策大綱を決定。

廿九日 日獨貿易協定成立し假調印行はれコムミュニケ發表さる。

卅日 政府は國家總動員法に伴ふ勞務者住宅の第一期計畫成り厚生省から關係地方へ通牒發出。

卅一日 商工省は皮革價格引下げを斷行一日附で省令公布即日實施○難局に達著せる日英會談、經濟問題は經濟小委員會を設けて之に附託し、治安問題のみ討議。

天文・氣象

氣候狀態 (昭和十三年)

本年は全國一般に稍々高温に經過したが只中國中部と紀淡海峽附近と伊勢灣北岸の各一部に稍々低めの所があつた。然し北海道中部、樺太東岸、朝鮮北部、滿洲、北支那では平年より約一度近くの高温を示し、其他の地方は平年と大差はなかつた。天氣は琉球、九州、四國、山陽西部、近畿南部關東北部、奥羽南部、北海道では好晴の日が多く、九州南部では好晴日は平年より廿日乃至廿八日も過多であつた。臺灣、四國西部、中國、近畿北陸、東海道、關東東部奥羽、北海道南部、朝鮮北部、滿洲、北支那では不良勝の日が多く殊に房總半島、東海道、北陸中部以東奥羽中央部では降水日は平年より十七日乃至廿九日も過多であつた。降水は九州南部、四國、中國、近畿關西、本州中部、關東、奥羽(西岸を除く)北海道北西部、樺太南部、朝鮮北部、支那

内地などでは著しく多量を観測し、其他の地方は一般に可成の寡少であつた。年總量も多量を観測した他は内地では大臺ヶ原山で五五七二耗餘を測り、平年より一四六五耗餘の多量を測り、内地で第二位の多兩地である。其他關東では諸所平年より五〇〇耗乃至七五〇耗以上も過剰を示し、東海道では平年より八〇〇耗から一三五〇耗以上の多量を観測した所もある。年量で最も寡い地方は遼東半島で五〇〇耗にも達しなかつた。臺灣南部や琉球北部では平年より七五〇耗内外も寡量であつた。

本年氣象異變の顯著のものは一月北蒙古で大陸高氣壓は異常の發達をなし氣壓七九〇耗以上に達したのがある。一月廿四日滿洲西部より東進した大陸颶風は發達しつゝ日本海を経て廿六日朝北海道を通過千島方面に去つたが同島附近で中心示度七二五耗以下に降つた。之が通路に當つた地方は風

雪頗る強く、交通杜絶し船舶遭難等可成の被害があつた。一月廿二日九時過樺太、北海道、千島方面に亘り顯著な極光を観測した。又一月廿六日二時三十分頃樺太北部の安別で其北方約三〇度の上空に北極光を観測した。色彩は濃厚で廿二日のものと同様遠地の大火災の如き觀を呈した。三時十八分頃は愈々最高潮と思はれたが氣象の下部から淡き金紅色に輝く光帯五條扇形を爲して靜かに天空に向つて射出し莊嚴なる情景を呈した。三時三十八分より氣象次第に色を失ひ遂に消滅すると思はれたれども四時四十五分紅黄色の帳面々鮮明その中に細紐を垂れたる如く金光色に輝く無數の光帯現はれ燦然として左右に微動する様は恰も陽炎の萌えるに似て繼續的の五分間、氣象の中部より金紅色鮮明なる幅廣き光帯一絲天空に向つて射出するや今迄微動しつゝありし光帯は反應的に一齊に紅黄色の中に包含され更に二分間幅廣の光帯も紅黄色の中に包含せらるや忽ち細紐の如き光帯現出して微動する等實に筆紙に盡せぬ絢爛たる情景を展開した。斯る現象連續三度繰返し五時廿分遂に全く收光した。二月十六日黄海と支那東海とに出た低氣壓は一條の發達した不

連續線に連なり東方に進み十七日前者は日本海を後者は本邦太平洋を共に北京に進み十九日朝北海道北西岸で兩者合併しそれより東方に進路をとり北海道を荒し、同夜千島南部に去つたが、之が通路附近は暴風雪を起し、可成の被害を醸した。中心氣壓は北海道南東部附近北上の際七二五耗以下に降つた様である。樺太では二月十七日より十九日に亘りて猛吹雪起り交通杜絶し雪崩其他の被害甚しく、家屋の倒潰九十戸以上死者一五名に上つた。北海道及青森地方も大雪降り被害續出した。三月六日本州中部の松本地方は氣温異常に高騰し最高氣温は廿三度四を示し、明治卅一年以來の最高で稀なる現象であり、四月下旬群馬縣下に晩霜あり桑園農作物等被害甚しく、被害見積額二六四、八八三圓に達した。五月十三日より十四日に亘りて栃木縣、福島縣、群馬縣、山形縣、岩手縣では氣温急降し晩霜あり桑園其他農作物の凍害起り、被害劇甚で福島縣だけでも被害額は四〇萬圓に達した。六月本年の梅雨は早くも七日八日頃より始まつたが、本年の現象は小低氣壓と不連續線の東行が素因を爲し、太平洋高氣壓の本邦東海岸に迫る爲めの影響は少なかつ

た。六月廿八日より卅日に亘りて關東地方に豪雨襲來し各河川氾濫して家屋の浸水流失、橋梁、田畑の流失崖崩れ、人畜の死傷鐵道等の被害夥しかつた。七月四日から五日に亘りて瀬戸内海から近畿附近に一條の顯著な不連續線に小低氣壓の連なりて通過し、神戸市附近一帯に豪雨を傾注し爲に山津波起り各河川氾濫し、土砂と洪水の爲め家屋の流失浸水、泥土に埋没したもの夥しく人畜の死傷交通の杜絶等神戸全市の被害甚しく實に慘憺たる光景を現出した。其被害總額は約一億一千萬圓と算せられた。又同月二日から五日に亘り關東より駿遠地方に又々豪雨あり橋梁の流失、家屋田畑の浸水流失等所に依つては前回に勝る被害を醸した。八月一日九州に迫つた顯著な低氣壓は九州南東部で二つに分裂し二日朝山陰沖と土佐灘とに存したが折柄優勢な高氣壓の爲東行を遮ぎられ各其附近で埋積したが、此低氣壓は九州から四國、中國、近畿、本州中部及關東の西部地方に迄豪雨を降らし、奈良縣大臺ヶ原山では二日に六六七耗三、尾鷲では同日四四八耗の豪雨を観測した。此月廿八日小笠原島東方の洋上に發生した颶風は豫め北西に進み東經一四〇度邊

より益々發達しつゝ北上し卅一日朝八丈島に襲來し同夜東京灣に入り關東一帯に非常なる暴風雨を起し九月一日朝遂に日本海に入り後北東に進行した。此颶風通過に際し關東一帯は暴風豪雨の爲め家屋の倒潰、船舶の遭難、街路樹の倒れ、田畑の浸水流失鐵道不通、家屋の浸水八萬戸以上上り人畜の死傷等被害劇甚であつた。東京にては九月一日四時二分最大風速南の三一米〇を測り氣象臺創始以來の記録を作つた。又九月一日小笠原島南方洋上より徐々北西に進み行して五日朝室戸附近より北進して同夜山陰沖に出た颶風は其所より北東に轉進して六日夕刻北海道西部に達し、後東方に横斷してオホツク海に去つたが、之が通路附近では暴風雨を起し可成の被害を醸した。室戸測候所では五日に最低氣壓七二六耗七を測り、徳島測候所では同日七二四耗七を測した。又九月廿四日夜八丈島に襲來した颶風は同島に非常なる暴風雨を起し家屋の倒潰數百戸を出し被害甚大であつた。十月八日南洋を發して北西に進み十一日夕刻石垣島東方を北進して支那東海に出で北東に轉じて十四日夕方九州南西部に接し、十五日晩紀州南端を掠めそれより東方に進み十

六日八丈島附近を経て東方洋上に去つた。此颱風は通過に際して琉球及九州南部に大暴風雨を起し家屋の流失倒潰、人畜の死傷夥しく、鹿兒島縣下には死者二二五名行方不明二二七名、家屋の流失三四〇、全潰家屋二七三、浸水戸數四二二、家畜の死傷六七三、其他作物、橋梁の流失等被害劇甚を極めた。十一月十二日に九州中部以北四國、中國、近畿、北陸、本州中部などでは早くも山地平野とも一齊に初雪降り場所に依つては平年より廿日乃至四十日も早現であつた。奥羽地方は廿五日から廿六日に亘りて初雪あり本邦西部地方より却つて晩れたが、勿論平年よりも晩れ、場所によつては二週間も遅かつた。十二月廿三日黄河北部と支那東部に現はれた低氣壓は共に發達しつゝ東進して廿四日晝、前者は津輕海峡を経て、後者は同日早朝房總沖を北東に進み、同夜根室沖に達し前者と合して千島方面に去つたが、千島南部で中心示度は七二〇耗以下に降つた。之が通路附近では暴風雨雪を伴ひ可成の被害を醸した。殊に北陸道では大雪降り雪害甚しかつた。

一月 是琉球、臺灣、北海道、樺太方面は稍々高温で其他の地方は一般に可成低温を示現、其他地方は一般に可成の高温であつた。四國東部、本州中部の一部は平年より一度五内外過低、北陸東部奥羽、朝鮮中部は平年より一度五内外過温で北海道、樺太、千島方面では二乃至三度五以上の高温を示した。

二月 是北海道、樺太及滿洲、北支那方面は温暖であつたが其他の地方は一般に可成低温に經過、北海道中部、樺太東岸、滿洲、北支那では平年より一度乃至二度近く高温を示し、關東北部、本州中部、北陸關西、中國、四國東部、九州、朝鮮中央部では平年より一度乃至二度以上低温。

三月 是全國各地著しく高温に經過したが唯琉球南部と樺太北東岸では稍々低温本邦南海岸、小笠原島、伊豆七島、近畿、關西本州中部、關東北部では平年より二乃至三度以上高温、朝鮮北部、滿洲北部では實に五度以上の高温、其他地方と雖も平年より一度乃至二度近くも温暖で琉球、臺灣は稍々高温なるも平年と大差はなかつた。

四月 是臺灣南東部、琉球、九州中部以南、四國中部、紀伊南部、伊勢灣北部は稍々低温で、其他の地方は可成の高温であつた。奥羽北東岸、北海道、千島、朝鮮南部では平年より一度五内外の高温を示現、朝鮮中部以北及滿洲南部、長江流域地方は

五月 是朝鮮北西部より滿洲にかけては稍々低温に經過。琉球、臺灣、九州、四國、本州、北海道、樺太及千島方面は著しく高温を示し、殊に關東中部、山陰、北陸西部、奥羽南部、北海道中部と南岸、千島南部、長江流域などは平年より二度以上も過高であつた。

六月 是中國西部、北陸中部以東、奥羽關東北部、北海道北西部、朝鮮(北西部を除く)北支那及長江流域では稍々低温、其他北方は一般に高温を示し、朝鮮東部と同南西部は平年より一度五内外過低。九州南部と琉球、臺灣では一度乃至二度以上高温であつた。

七月 是九州南端、四國南西部、山陰山陽西部、信越國境附近、奥羽東部、北海道南部は低温に經過、其他地方は一般に高温、伊豆半島、房總半島南端、北海道北部樺太、朝鮮北部、同中部の西岸などは平年より一度乃至二度五内外の高温を示し、北海道南東岸と奥羽東岸とは平年より一度以上の過低。

八月 是本邦中部、關東西部と同南部關西、近畿、山陽、四國、九州、琉球、臺灣方面は低温を示現、其他地方は一般に可成の高温であつた。四國東部、本州中部の一部は平年より一度五内外過低、北陸東部奥羽、朝鮮中部は平年より一度五内外過温で北海道、樺太、千島方面では二乃至三度五以上の高温を示した。

九月 是北海道、千島、オホツク海、琉球南部、臺灣方面は可成高温、其他地方は一般に低温に經過、北海道東部から千島にかけては平年より一度五乃至二度以上過高、九州北部より内海西部及朝鮮北西部では一度餘の低温であつた。

十月 是奥羽、北海道西部、樺太方面は稍々低温に經過、其他地方は一般に可成高温であつた。樺太北部は平年より一度五内外も過低、本州中部以西、近畿、中國、四國、九州、朝鮮、琉球、臺灣北部、滿洲北支那などは平年より一度五乃至二度以上の高温を示した。

十一月 是北陸東部、奥羽西部、北海道南西部、朝鮮東岸、滿洲西部及北支那では稍々高温を示し、其他地方は可成低温、本州中部關西近畿南部、四國南部、九州では平年より一度五内外の低温、北支那は一度五内外の高温であつた。

暴風雨 (昭和十三年中)

昭和十三年は北太平洋高氣壓が著しく北偏し、又オホツク海の高氣壓が異常な發達をした。之に伴つて低氣壓の状況も多少平年と變つて居ることは當然であらう。低氣壓の發生數も七月を除くは全部過多を示し、平年に比較して八十二個も多くなつて居る。此の大部分は東方洋上の低氣壓の著しく多い發生と蒙古、滿洲に於ける多くの低氣壓の發生によるものである。又低氣壓の進行状態を見るに、内地の南方海上に發生し、沿岸に沿つて東北東又は北東に進行するものが多く、夫れに次いで日本海に發生して北東或は東に進みオホツク海或は東方洋上に出来るものが多く、又滿洲

中部を東進するものも可なり多い。其他東支那海に發生北東に進むものも明瞭に窺はれる。顯著低氣壓の數は廿六回で其中颱風は十一個ある。顯著颱風は四月及六月に一回宛で、他は八月九月十月に三個づゝ出て居る。颱風として特に發達したものは二月に一個あり北日本を暴風雪と化した。其他には大したものもなく、又經路の異常なものも見受られなかつた。颱風は平年に比べて數は多かつたが規模の大きなものは少く九月上旬關西を襲つたものだけであつて、總沖を北東に通過したものも同様であつて、其他關東を襲つたものを始め皆多く勢力範圍の狭小なものばかりであり、而も其の中心附近の勢力は猛烈なものであつたことは本年の颱風の特徴と云へよう。九月中旬八丈島を通過したものはその典型的なものである。颱風の進路も例年の如く支那東海より日本海等に出るものではなく轉向點が概して低緯度にあることが分る。之は本年の北太平洋の高氣壓の北偏に依るものであらう。此の高氣壓の北偏の爲めに颱風の發生が著しく北に偏して居たことも本年の特徴であり、颱風が發生後催かして内地に襲來せることも此の爲めである。更に本年の

珍らしい現象としては春より秋にかけて顯著な不連続線が實に多く發生しその爲め内地各地に豪雨を惹起せしめたこと、特に六月廿八日より七月五日に互る關東より關西にかけての豪雨は未曾有のものであつた

昭和十三年暴風記録
颱風に依るもの 月日時分 地域

Table with columns for lowest pressure (最低氣壓), maximum wind speed (最大風速度), and lightning/rain (雷雨) for various locations like 雄基, 同, 根室, etc.

昭和十三年中の雷雨發生回数は平年に比

本年中全國を通じて觀測された有感地震数は二〇六八回、無感地震数は八七〇五回で、合計一〇七七三回であつた。之を昭和十二年及十一年に於けるものと比較すると七八三六回に比し二九三七回を増加、更に前々年の六六四七回に比し四二二六回の著しき増加を示してゐる。

本年中顯著地震は三一回、稍々顯著地震は三六回あつた。之等の中五回は震源の深さ一〇〇軒以上の深発地震であつた。一月十二日和歌山縣田邊灣沖、五月廿三日福島縣鹽野崎東南東、沖五月廿九日北海道屈斜路湖附近、九月七日花蓮港附近及十二月七日臺東——北東沖に起つた地震等は何れも可成大規模なもので震央附近の多少の被害を生じた。又十一月五日十七時四十三分頃福島縣東方沖に起つた地震は極めて大規模で福島縣下では死者一名、負傷者九名、全壊住家四、非住家十六等の被害を生じた。此の地震に伴つて福島、茨城、宮城、岩手等の諸縣の沿岸地方に輕微なる津浪が襲來した。又本地震後極めて多數の餘震が發生し、夫等地震の十一月中の總数は一六〇〇回餘、十二月中の總数は一五〇回餘に達した。

地震 (昭和十三年中)

し可成多く十二年に比し稍々減少して居るが内地の發生回数は三九〇九回の多數を示してゐる。前半年は平年より少かつたが、後半に於ては著しく多くなつて居る。又地方別では九州、北海道、奥羽、北海道等は平年より著しく多く、就中北海道は平年の二倍に及ぶ發生回数を數へた。雷雨に附隨した現象として降雹の伴つた雷雨の發生回数は、内地一八回で平年より稍々少く、外地は七〇回で平年より稍々増加して居る。落雷を伴つた雷雨の發生は内地九三回、外地一六回で平年に比して内地では稍々少く外地では稍々多くなつて居る。尙燒失家屋数は山陽地方の七を最高とし九州の五、奥羽の三、山陰、關西、北陸東部各一の合計一八棟で、前年の四十九棟に比し著しく減少を示し、又震死者は北海道の五名、九州、山陽、北陸東部の各四名、關西の二名、近畿、山陰の各一名の合計二十一名に朝鮮北部の一名を加へ二十二名で之を前年の内地五三名に比すれば、之又著しく減少して居る。

地球磁氣 (昭和十三年)

活動狀態 數值特性數の年平均は昨年より一〇大であるが變化度の平均は同値である。嵐回数としては水平分力の格差一〇〇r以上のものに就いて比較すると、昨年の十七回に對し今年十九回となり、且つ三〇〇r以上の磁氣嵐四回を觀測し、特に四月十六日のものは水平分力の格差五〇〇r以上に達して居り、平均狀態としては今年には昨年よりやゝ大の程度であるが、個々の磁氣活動に於ては昨年より著しく大である。一月廿二日の嵐に際して樺太及北海道北部地方に於て極光を見、又同月廿五日には安別に於て極光を觀測した。

本年中最も活動的な月は一月、四月で、八月これに次ぎ最も靜穩な月は十一月、十二月で、十月之に次ぐ。

Table with columns for magnetic activity characteristics: 偏角 (平均 五.六四, 較差 八.七), 水平分力 (平均 七.七, 較差 五.八), 鉛直分力 (平均 八.四, 較差 四.〇), 變化度 (平均 〇.七二, 較差 三.三五), 嵐回数 (平均 三.三五, 較差 〇.七二)

本年中に觀測された地震回数を月別に表示すれば左の如くである。

Table showing the number of earthquakes observed by month from January to December, with columns for '有感' (felt) and '無感' (unfelt).

昭和十三年中の内地に於ける最高最低氣壓氣溫及最大降水量

Table showing maximum and minimum temperature and maximum precipitation for various locations like 飯田(大分), 大臺ヶ原山, 福井, etc.

天文・氣象——氣象狀態

全國氣象摘要表 (昭和十三年)

Table with columns for location (e.g., 台北, 東京, 大阪), average temperature, highest/lowest temperature, wind speed, and weather days. Includes sub-headers for '氣溫' and '風'.

Table with columns for location (e.g., 彦根, 岐阜, 高松), average temperature, highest/lowest temperature, wind speed, and weather days. Includes sub-headers for '氣溫' and '風'.

Table with columns for location (e.g., 相模, 新田, 秋田), average temperature, highest/lowest temperature, wind speed, and weather days. Includes sub-headers for '氣溫' and '風'. A note at the bottom left says '(備考) Δ印は氷點以下を示す。'.

嘉吉	文安	寶德	亨德	文正	文明	明延	應德	永正	文龜
一、一〇、〇〇	一、一〇、〇〇	一、一〇、〇〇	一、一〇、〇〇	一、一〇、〇〇	一、一〇、〇〇	一、一〇、〇〇	一、一〇、〇〇	一、一〇、〇〇	一、一〇、〇〇
野都	野都	野都	野都	野都	野都	野都	野都	野都	野都

永正	天永	天正	永弘	天正	慶文
一、四、六〇	一、四、六〇	一、四、六〇	一、四、六〇	一、四、六〇	一、四、六〇
津會	津會	津會	津會	津會	津會

慶長	元和	寬永	正保	慶安
二、八、七〇	二、八、七〇	二、八、七〇	二、八、七〇	二、八、七〇
鮮輕	鮮輕	鮮輕	鮮輕	鮮輕

慶安	明曆	萬治	寬文	延寶
二、六、三〇	二、六、三〇	二、六、三〇	二、六、三〇	二、六、三〇
江戶	江戶	江戶	江戶	江戶

天和	貞享	元祿	寶永	享保
一、五、五〇	一、五、五〇	一、五、五〇	一、五、五〇	一、五、五〇
日光	日光	日光	日光	日光

享保	寶曆	明和	安永	天明	文和
一、四、七〇	一、四、七〇	一、四、七〇	一、四、七〇	一、四、七〇	一、四、七〇
能登	能登	能登	能登	能登	能登

Table listing volcanic activity records for various locations including 文化, 文政, 天保, 弘化, 嘉永, 安政, and 明治. Columns include location names and corresponding dates.

Table listing volcanic activity records for locations such as 安政, 文久, 慶應, 明治, and 天保. Includes specific location names and dates.

Table listing volcanic activity records for locations like 大正, 明治, and 天保. Includes location names and dates.

Table listing volcanic activity records for locations like 大正, 昭和, and 天保. Includes location names and dates.

火山現象 (昭和十三年中)

淺間山 本年中一、二兩月は静穏であつたが三月以降は十二月迄旺盛なる活動を續け、三十回餘の相當大なる噴火があつた。

に白色噴氣を昇騰せしめる程度の弱い活動を續けたが、全火口を通じ特に著しい活動はなかつた。

活休火山噴火年代(理科年表)

Table listing volcanic activity records for various locations including 阿頼度島, 千倉嶽, 根茂山, 春牟古丹嶽, 南硫黄嶽, 雷公計島, 芙蓉山, 計吐夷岳, 新知嶽, 得撫島, 茂世路山, 散粒登山, 羅白嶽, 硫黄山.

Table listing volcanic activity records for locations like 十勝嶽, 有珠山, 樽前山, 駒ヶ嶽(渡島), 大島, 岩木山, 岩手山, 恐山, 駒ヶ嶽(羽後), 鳥海山, 藏王山, 吾妻山, 安達太郎山, 磐梯山, 那須嶽, 白根山(日光), 赤城山.

Table of astronomical data including star names (e.g., ジャコビニ, ダレスト) and their corresponding numerical values.

大氣の成分

Table showing atmospheric components (窒素, 酸素, アルゴン) and their proportions in parts per thousand.

太陽の「ウオルフ」黒點表

Table of Wolf sunspot numbers for each month from 1934 to 1937, including annual averages.

太陽系

Table of solar system data including planet names (地球, 金星, 水星), orbital periods, and other characteristics.

Table of solar flare data for various stars (火星, 木星, 土星) listing flare counts and other metrics.

太陽紅焰概況 (昭和十三年中)

柿岡に於ける實観観測に依ると紅焰出現頻度及横延の全年平均は各二〇・一及七三・八で昨年(二七・九及八八・〇)に比し何れも二、三割の減少を示した。

に於ては20°-30°邊、南半球に於ては15°邊に極大を示し、尙北半球が20°、南半球の45°邊にも稍々大なる山を示してゐる。

Table showing the frequency of solar flares by month (月別) and the number of flares occurring more frequently (も多く出現して居る).

天文学上の發見

Table of astronomical discoveries listing the discoverer (e.g., ヒツパルクス), the discovery (e.g., プトレメウス), and the discoverer's nationality (e.g., 希).

Table of astronomical concepts and their associated names (e.g., ニュートン, レイマー).

道府縣面積、世帶數及び人口

(國勢調査人口及昭和十三年度推計人口)

昭和十年國勢調査人口(十月一日現在)

昭和十三年推計人口(十月一日現在)

府縣	面積	世帶數	一方料に付人口		總數	男		女	
			總數	男		女	總數	男	女
全海	三六、五五五・四三	一三、三三三、三四九	一八一	六七、三九九、七九三	三三、五〇八、〇三二	三三、七四一、六六一	七三、〇三三、七〇〇	三六、一八二、七〇〇	三六、〇四〇、〇〇〇
北海道	八八、七七五・〇四	五、六六、五五八	四五	二、九四三、九〇九	一、四八六、三五五	一、四五六、五五四	三、三三三、四〇〇	一、六七一、〇〇〇	一、五五五、三〇〇
青森	九、六三〇・九二	一六〇、一三七	一〇〇	九四四、一五六	四六四、九七三	四七九、一八四	一、〇三三、〇〇〇	五〇〇、八〇〇	五三〇、二〇〇
岩手	一五、二三五・三二	一七三、〇〇九	六九	一、〇三三、〇九三	五〇一、七七七	五〇九、三六九	一、〇八九、六〇〇	五三九、五〇〇	五五〇、一〇〇
宮城	七、三三三・七五	一九七、九七三	一七〇	一、一九九、三九七	五九六、三九四	六〇三、九〇三	一、三九一、七〇〇	六三三、五〇〇	六三九、二〇〇
秋田	一、六六三・八六	一七四、〇六	八九	一、〇三三、三六〇	五〇七、二二一	五〇九、〇六九	一、〇六八、七〇〇	五三四、三〇〇	五三四、四〇〇
山形	九、三三三・六	一八三、二四六	一三〇	一、〇九七、三二七	五三九、四八八	五五七、八四九	一、一三九、五〇〇	五九九、三〇〇	五八〇、一〇〇
福島	一三、七八一・六一	二七〇、一六二	一五	一、五四五、九〇三	七五八、六〇六	七六七、九七七	一、六六六、九〇〇	八〇一、〇〇〇	八二五、九〇〇
茨城	六、〇九〇・九	二八六、四七	三五四	一、五三〇、七二	七五三、八三三	七六六、九三〇	一、五八七、二〇〇	七六六、三〇〇	八〇〇、九〇〇
栃木	六、四三六・五九	三二一、九三二	一八六	一、一七六、四八八	五七五、五三六	五九八、九三二	一、三三六、〇〇〇	六〇四、五〇〇	六三三、五〇〇
群馬	六、三三三・八七	三三三、六六五	一九六	一、二〇九、四七三	五九四、三五二	六一五、三三二	一、二七三、三〇〇	六三三、八〇〇	六五四、五〇〇
千葉	三、八〇三・六八	二七六、二七四	四〇三	一、四九八、九三六	七四三、七三八	七五九、一九八	一、五一一、九〇〇	七五九、五〇〇	七九六、四〇〇
東京	五、〇六三・〇九	二九二、三五四	三〇五	一、五一一、七四五	七四一、五八六	七六〇、〇五九	一、五〇三、五〇〇	七六六、六〇〇	八〇六、九〇〇
神奈川	二、二四四・八〇	一、二七六、二二三	二、九七〇	六、一六四、九三三	三、一八四、四〇六	二、九八〇、五二九	六、九六三、九〇〇	三、六六六、六〇〇	三、三四七、三〇〇
新潟	二、三三三・八一	三五五、五三〇	七六二	一、七五九、三三〇	八六六、〇八一	八七三、三三九	一、九六六、一〇〇	一、〇三〇、六〇〇	九五五、六〇〇
富山	一三、五九〇・〇五	三五三、三三一	一五九	一、九六七、六六〇	九四四、〇五一	一、〇〇三、八八九	二、〇三三、四〇〇	九九九、二〇〇	一、〇三三、二〇〇
石川	四、三三三・四三	一五五、六三〇	一八八	七三三、〇三二	三七三、八〇〇	三七九、三三三	八二二、一〇〇	三七三、一〇〇	四一八、一〇〇
福井	四、一三三・四三	一五六、五〇〇	一八三	七四四、八〇四	三七九、一六八	三七九、六三六	七七五、六〇〇	三七三、五〇〇	四〇三、一〇〇
福井	四、三三三・四三	一五三、三六八	一五三	六二七、三五一	三七七、五〇〇	三七九、七五一	六六四、〇〇〇	三七三、八〇〇	四〇三、一〇〇

府縣	面積	世帶數	一方料に付人口	總數	男	女	總數	男	女
山梨	四、四六五・八七	一三三、一六九	一四三	六三四、八三三	三三三、五〇〇	三三三、三三三	六五六、四〇〇	三三三、三〇〇	三三三、一〇〇
長野	一三、六六六・一三	三三九、一七	一六	一、六三六、八〇	八三三、〇八	八三三、七四三	一、七二二、一〇〇	八四三、〇〇〇	八六七、一〇〇
岐阜	一〇、四九四・〇七	二四三、三一一	一七	一、一八八、五九九	五九二、一六七	五九三、三三二	一、三三三、一〇〇	六三三、一〇〇	六三三、〇〇〇
靜岡	七、七九九・九一	三四五、〇八四	三五〇	一、八九二、三三七	九四三、三三〇	九四九、〇一七	二、〇三三、六〇〇	一、〇〇七、六〇〇	一、〇二六、〇〇〇
愛知	五、〇八一・二四	五六四、五九九	五三三	二、七三三、四七一	一、三三三、一八八	一、三三三、二八三	三、〇三三、二〇〇	一、五〇三、二〇〇	一、五三〇、〇〇〇
三重	五、七五五・三六	三三七、八四九	三〇四	一、三三六、三五	五五九、四三一	五七六、九三四	一、一八五、二〇〇	五五三、一〇〇	五七〇、〇〇〇
滋賀	四、〇五〇・九三	一五〇、〇四〇	一七	六八六、二九	三五五、四九五	三五〇、八三四	七三三、七〇〇	三五〇、〇〇〇	七三三、七〇〇
京都	四、六二二・〇三	三五〇、三三六	三六	一、六四四、〇六	八三三、七六六	八二二、五〇〇	一、七九五、〇〇〇	九〇六、六〇〇	八八八、四〇〇
大阪	一、八一三・六三	八八九、八九六	二、三九九	四、一四六、四三三	二、一四六、四三三	二、一五七、〇〇〇	四、七六五、〇〇〇	二、四六六、〇〇〇	二、三九七、〇〇〇
兵庫	八、三三三・八五	六〇六、三〇三	一五	二、八三三、三六	一、四八八、五〇九	一、四四一、〇六七	三、〇九四、四〇〇	一、五四八、七〇〇	一、五四五、七〇〇
奈良	三、六六八・六〇	一三三、五三一	一六	五九四、六三〇	二九一、一六五	三〇三、四六五	六三五、四〇〇	三二二、五〇〇	三三三、九〇〇
和歌山	四、七三三・四八	一八三、〇〇〇	八三	八四〇、一九九	四二六、二六六	四三三、九二三	八八四、七〇〇	四三七、〇〇〇	四四七、七〇〇
鳥取	三、四九九・四八	九四、三五〇	一四	四七六、五八	二三三、三四九	二四六、一七九	四九一、二〇〇	二三九、四〇〇	二五二、八〇〇
島根	六、六三三・六〇	一五五、三二五	一三	七三六、〇〇一	三三三、〇三三	三三三、〇三三	七五一、八〇〇	三七七、一〇〇	三七七、七〇〇
岡山	七、〇四六・四八	二七九、二二三	八九	一、二九四、五六七	六四四、四五八	六五三、一〇九	一、三六二、七〇〇	六七二、二〇〇	六七二、一〇〇
廣島	八、四三六・五三	三九、五二六	二四	一、七三三、六〇八	八五五、六五六	八七七、九三二	一、八七四、六〇〇	九四九、〇〇	九四九、九〇〇
山口	六、〇八二・一一	三五六、三〇一	一六	一、六三三、五二	五七七、七五五	五八四、七五六	一、三三四、五〇〇	六二四、〇〇	六二四、六〇〇
山梨	四、四三三・三三	一四四、四〇一	一七	七二一、九七七	三五三、一三二	三五九、七七五	七三六、三〇〇	三七六、〇〇〇	三七六、〇〇〇
德島	一、八五八・七三	一五一、〇八七	四〇三	七三一、八八七	三五二、三四四	三五九、六四三	七五八、四〇〇	三七六、〇〇〇	三七六、〇〇〇
香川	五、六六七・三	三四〇、六八三	二〇	一、一三六、二五五	五〇〇、五三三	五〇九、七三〇	一、一七九、〇〇〇	五八二、五〇〇	五九六、五〇〇
愛媛	七、一〇五・六二	一五四、六四一	一〇〇	六九六、三六四	三四三、三三三	三五四、〇五九	七二三、〇〇〇	三五四、〇〇〇	三五九、〇〇〇
高知	四、九三九・七〇	五三三、七三四	五五七	二、六六八、〇三六	一、三三三、九五九	一、三四三、〇七七	二、八七九、一〇〇	一、四三二、一〇〇	一、四四七、〇〇〇
福岡	二、四四九・〇三	一三六、六九一	二〇〇	六七四、六七五	三三六、一六	三四四、〇七九	六八二、七〇〇	三三九、五〇〇	三四三、二〇〇

土地・人口——土地

105

長崎	四、〇七五・九六	二四九、五八八	三二八	一、三三三、五七七	六〇六、三三三	六二七、三四四	一、三三六、一〇〇	六八一、七〇〇	六五四、四〇〇
熊本	七、四三七・七五	二五九、四七七	一八六	一、三三七、五六八	六六二、五九〇	六〇四、九七六	一、四〇七、五〇〇	六九〇、五〇〇	七二七、〇〇〇
大分	六、三三三・八七	一九三、三三三	一五五	九五七、九七八	四六八、三九二	四八九、六八七	一、〇〇一、九〇〇	四九一、〇〇〇	五二〇、九〇〇
宮崎	七、七三六・八五	一五六、六四四	一〇七	七九九、〇七四	四〇三、一八九	三九六、八八五	八六四、〇〇〇	四三六、四〇〇	四三七、六〇〇
鹿兒島	九、一〇三・八一	三三〇、五七一	一七五	一、五八八、九三六	七五八、九九二	八〇九、九三四	一、六三三、〇〇〇	七八五、一〇〇	八三七、九〇〇
沖繩	二、三六六・三四	二五、九二二	二四八	五七、三六五	二七、五九一	三〇九、六五四	六〇一、八〇〇	二八六、五〇〇	三二五、三〇〇

(備考) 本表の面積、一方料の人口は昭和十年國勢調査速報による。

本邦の主なる高山 (理科年表)

名	所在地	高さ米
富士山	駿河、甲斐	三、七六六
白根山(北嶽)	甲斐	三、九二二
穂高嶽	信濃、飛騨	三、九〇〇
檜ヶ岳	同	三、八〇〇
惡澤岳(東嶽)	駿河	三、四八四
赤石嶽	信濃、駿河	三、三〇〇
奥西河内嶽	駿河	三、〇八四
御嶽(劍ヶ峰)	信濃、飛騨	三、〇六三
鹽見嶽	信濃、駿河	三、〇四七
仙丈ヶ嶽(前岳)	信濃、甲斐	三、〇三三
農鳥嶽	甲斐、駿河	三、〇三三
乘鞍嶽	信濃、飛騨	三、〇三三
立山	越中	三、〇二五
聖嶽	信濃、駿河	三、〇二一
劔嶽	越中	三、〇〇三
黒岳(水晶山)	越中	二、九九〇
駒ヶ嶽(甲斐駒)	信濃、甲斐	二、九六六
駒ヶ嶽(木曾駒)	信濃	二、九六六
白馬嶽	信濃、越中	二、九三三
薬師ヶ嶽	越中	二、九三三
野口五郎嶽	信濃、越中	二、九二四
鷲ヶ嶽	信濃、越中	二、九二四
大天井嶽	信濃、越中	二、九二三
白馬鏡ヶ岳	信濃、越中	二、九二三
赤嶺(八ヶ嶽)	信濃、甲斐	二、九一九
笠ヶ嶽	飛騨	二、九一九
冠帽峰	〔朝〕 成鏡北	二、八四一
北水白山	成鏡南	二、五三三
遮日峰	成鏡南	二、五〇六
頭雲峰	同	二、四八七
新高山	臺中、臺南、高雄	二、五五〇
次高山	新竹、臺中	二、八八四
秀姑巒山(マボラス)	臺中、花蓮港	二、八三三
ウラモン山	臺中、花蓮港	二、八〇六
タラクツシヤ	臺中、新竹	二、七五八
南湖大山(主山)	臺北、臺中、花蓮港	二、七四〇
トロッツ(舊稱シミタ)	臺中、新竹	二、七二二
中央尖山	臺中、花蓮港	二、七〇三
ハリヘ山	臺中、新竹	二、七〇三
關山	臺東、高雄	二、六六七
大水窟山	花蓮港、臺中	二、六四五
向陽山	高雄、臺東	二、六一一

本邦の主なる火山 (理科年表)

名	所在地	高さ米
阿頼度富士(東岳)	千島	二、三三九
千倉嶽(幌筈島)	同	一、八二五
後嶽(同)	同	一、七三三
白煙山(同)	同	一、三四五
志林規島	同	七四九
三高山(磨勤留島)	同	一、六九九
根茂山(温禰古丹島)	同	一、六〇〇
黒石山(同)	同	一、三三二
春牟古丹嶽	同	一、三三三
知林古丹嶽	同	七四三
越湯磨嶽	同	一、一七一
黒嶽(捨子古丹島)	同	九三四
北硫黄嶽(同)	同	八三九
南硫黄嶽(同)	同	八二八
雷公計島	同	五五二
芙蓉山(松輪島)	同	一、四八五
幌茶登山(羅處和島)	千島	九五九
計吐夷岳	同	一、一七三
三日月山(新知島)	同	六七九
新知富士(同)	同	一、三六〇
緑湖カルテラ(同)	同	六六九
新知嶽(同)	同	一、五三八
武魯頓島	同	八〇〇
知里保以岳(北島)	同	六三四
硫黄山(知里保以南島)	同	七五三
得撫富士(得撫島)	同	一、三三〇
大平山(得撫島)	同	一、〇四〇
地嶽山(同)	同	一、〇三三
白旗山(同)	同	一、三三〇
神威岳(擇捉島)	同	一、三〇九
茂世路山(同)	同	一、一九六
散粒登(同)	同	一、五七九
單冠山(同)	同	一、六三二
阿登佐登(同)	同	一、三三〇
メルタルベ(同)	同	一、
ルレイ岳(國後島)	同	一、五〇六
茶々登嶽(同)	同	一、八四四
羅白嶽(同)	同	八三九
泊山(同)	同	五五五
ウイノマブリ	同	六五三
サマツケマブリ	同	一、三三四
硫黄山	根室北見	一、五六三
良牛山	同	一、六六一
海別岳	同	一、四一九
斜里岳	同	一、五四五
武佐嶽	同	一、〇〇六
標津岳	同	一、〇六一
摩周山	同	七〇一
アトサマブリ	同	五〇
雄阿寒嶽	同	一、三七一
雌阿寒嶽	同	一、〇三三
キトウシ	同	一、三三二
ウベササンケ	同	一、八七〇
西ヌブカウシ	同	一、五五六
東ヌブカウシ	同	一、五三三
大雪山(旭山)	同	二、二九〇
十勝岳	同	二、〇七七
富良野岳	同	一、八一三
イルムケツブ	同	八六五
暑寒別岳	同	一、四九九
利尻山(利尻島)	同	一、七一九
積丹岳	同	一、二五五(?)
赤井川カルテラ	同	七五
阿女嶽	同	一、〇一四
余市岳	同	一、四八八
天狗岳	同	一、二四五(?)

雷電岳	後志	一、三三	森吉山	羽後	一、四四	袈裟丸山	上野下野	一、八七
岩雄登	後志	一、二五	寒風山	同	三、五五	赤城山	同	一、八八
ニヒコアンヌアリ	同	一、三〇	鳥海山	同	二、三〇	子持山	同	一、二九
後方羊蹄山(蝦夷富士)	同	一、八三	鳥石嶽	同	一、四八	小野子山	同	一、二〇
昆布岳	同	一、〇五	栗駒山(須川岳)	同	一、六六	榛名山	同	一、四八
洞爺湖中島	同	四、五五	月山	同	一、九〇	淺間山	同	一、四八
有珠山	同	七、五五	船形山	同	九、六六	烏帽子岳	同	二、五三
登別岳	同	一、〇四	白鷹山	同	七、五九	四阿山	同	二、〇六
俱多樂	同	五、四九	藏王山(刈田岳)	同	一、九七	白根山(草津)	同	二、六二
德舜賢山	同	一、三三	吾妻山	同	一、七〇	飯繩山	同	一、九七
白老岳	同	九、六八	安達太郎山	同	一、七〇	黒姫山	同	二、〇三
惠庭岳	同	一、三〇	磐梯山	同	一、八九	妙高山	同	二、〇三
風不死岳	同	一、〇三	猫魔嶽	同	一、四四	斑尾山	同	二、四六
榊前山	同	一、〇四	博士山	同	一、四三	高井富士	同	一、五三
駒ヶ嶽	同	一、四〇	守門山	同	一、五八	毛無山	同	一、六五
横津狩	同	一、五〇	淺草岳(朝草岳)	同	九、九三	岩菅山	同	二、九五
惠山	同	六、〇三	米山	同	一、九七	苗場山	同	二、四四
大島	同	七、四	鎌房山	同	一、七五	飯士山(上田富士)	同	一、二二
小島	同	三、二	那須嶽	同	二、四四	白山	同	一、二二
恐山(焼山)	同	八、〇四	高原山(釋迦ヶ岳)	同	一、七五	大日嶽	同	一、二二
八甲田山	同	一、五五	女峯山	同	二、四四	立山	同	三、〇一
岩木山	同	一、六五	二荒山(男體山)	同	二、四四	硫黄ヶ岳(燒岳)	同	三、〇一
岩手山	同	二、〇一	白根山(日光)	同	三、六〇	乘鞍岳	同	三、〇六
七時雨山	同	一、〇〇	燧嶽	同	二、五八	御嶽	同	三、〇六
駒ヶ嶽	同	一、六七	武尊山	同	二、五八			

霧ヶ峯	信濃	一、九三	大洞山	伊勢	九、五	口之永良部島	大隅	一、〇四
蓼科山	同	二、五〇	二上山	大和河内	四、四	口之島	同	一、〇三
八ヶ嶽	同	二、八九	三笠山	同	三、三	臥蛇島	同	一、〇三
茅ヶ嶽	同	一、〇四	青葉山	若狭	七、〇	中之島	同	一、〇三
富士山	同	三、七六	田倉山	丹波丹後	三、五	諏訪之瀬島	同	八、五
愛鷹山	同	一、五〇	氷山	但馬播磨	一、五〇(?)	惡石島	同	六、三
箱根山	同	四、三九	間鍋山	但馬	四、七〇	寶島	同	三、〇
熱海火山	同	九、九	大山	伯耆	一、七三	横當島	同	一、五六
達磨山	同	九、二	三瓶山	出雲石見	一、二六	鳥島	同	一、五六
天城山	同	一、四〇	笠山	石見	九、八	栗國島	同	三、〇
先原	同	五、八	青野山	長門	一、三三	久米島	同	三、〇
三原山(大島)	同	七、五	鶴見嶽	豊後	一、三三	大屯山	同	一、〇四
利島	同	五、八	由布嶽	同	一、五八	漢摩山(濟州島)	同	一、九〇
宮塚山(新島)	同	四、八	花牟禮山	同	一、七三	欽陵島	同	九、五
向山(同)	同	六、三	九重山	同	一、七三	白頭山	同	一、九五
天上山(神津島)	同	五、四	九住山	同	一、七六	ウラカス	同	三、九
三宅島	同	八、五	阿蘇山	同	一、五九	アグリガン	同	九、五
御蔵島	同	八、五	金峯山	同	六、六			
西山(八丈島)	同	八、五	温泉岳	同	一、三〇			
東山(同)	同	七、〇	多良岳	同	一、七六			
青ヶ島	同	四、三	霧島山	同	一、七〇			
鳥島	同	三、七	櫻島	同	一、〇〇			
北硫黄島	同	八、〇	蘭牟田池	同	九、〇			
摺鉢島(硫黄島)	同	一、六七	開開岳	同	九、四			
南硫黄島	同	九、三	硫黄島	同	七、六			

本邦の主なる河川(理科年表)

名	〔内〕	〔流域名〕	長さ
信濃川	(信濃)	上野、越後	三、六九
石狩川	(石狩)	上野、下野、信濃	三、四一
利根川	(武蔵、常陸、下總)		三、三三
大隅			一、〇四
口之島			一、〇三
臥蛇島			一、〇三
中之島			一、〇三
諏訪之瀬島			八、五
惡石島			六、三
寶島			三、〇
横當島			一、五六
鳥島			一、五六
栗國島			三、〇
久米島			三、〇
大屯山			一、〇四
漢摩山(濟州島)			一、九〇
欽陵島			九、五
白頭山			一、九五
ウラカス			三、九
アグリガン			九、五

晩浦	成鏡北	六・九二
小洞庭	江原	四・九四
下浦	成鏡南	四・六八
高雄湖	高雄	三・六六
日月澤	臺中	四・四四

本邦の主なる峠(理科年表)

名稱	所在地	高さ
夏澤峠	信濃、上野	二、三九二
德本峠	信濃、上野	二、二七三
大河原峠	信濃、上野	二、〇九三
安房峠	上野、下野	二、〇三四
足利峠	甲斐	一、八二二
三平峠	甲斐	一、七〇〇
地蔵峠	岩代	一、七〇〇
山王峠	上野	一、七〇〇
平湯峠	下野	一、七〇〇
馬越峠	飛騨	一、六八四
小川路峠	信濃	一、六八〇
野麥峠	信濃、飛騨	一、六七三
霧母立	信濃、上野	一、六〇〇
半立	肥後	一、六〇〇
神坂	下野	一、五九五
勘場	信濃	一、五九〇
乙見山	飛騨	一、五八〇
和坂	信濃、越後	一、五四〇
御坂	信濃	一、五三二
權兵衛	甲斐	一、五三〇
落合	信濃	一、五二五
長峰	阿波	一、五二〇
寒峰	日向	一、五〇〇
八町	武蔵	一、四九〇
眞弓	信濃、美濃	一、四九〇
柳澤	甲斐	一、四七三
信州	同	一、四六四
十谷	同	一、四六三
黒平	同	一、四六二
水上	肥後	一、四六二
大木	同	一、四六二
杖門	信濃	一、四六二
分杖	上野	一、四六二
矢分	信濃	一、四三三
杖門	同	一、四三三
管杖	同	一、四三三

国立公園

△阿寒 北海道釧路、北見兩國に跨り、面積八八、二〇〇町歩を占め、其の殆んど全地域は阿寒湖、屈斜路湖の二大陥没火口湖を有する複式火山の地形に属し、其の神秘的景觀を有する摩周湖を始め大小の湖沼を擁する一帯の地域は代表的寒帯の美林である。大森林湖沼の外に數多の温泉が湧出してゐる。冬季はスキー地としても適し、交通は釧網線が其の東部を貫通し、釧路、網走、帯廣の各方面から便利に回遊する事が出来る。

△大山 鳥取縣に位し日本海に臨む中國第一の高山大山を中心とする面積一二、七〇〇町歩の国立公園である。秀麗な山容豪壯な大爆烈火口、山麓から山腹に擴がる黒松林、中腹一帯を蔽ふ原始林其他獨特の景觀を具へ中ノ海や島根半島一帯を俯瞰する雄大な眺望と相俟つて明媚な風光を誇つてゐる。東南には烏ヶ山、東北には矢筈山其他の山嶺が起伏し、山腹には由緒深き大山寺、大神山神社があつて船上山上の史蹟と共に意義深く大山寺僧坊跡に位する大山寺部落は探勝地の中心

をなすと共に避暑地として勝れてゐる。此の公園は近時登山地として重きをなすと共に冬季のスキー地として西日本の一

△大雪山 大雪、十勝、然別の三大火山象を併せて北海道の屋蓋を爲す高山地帯にして其原始的區域の大部分を蔽ふ寒性針葉樹林は本邦の代表的原生林である。

△十和田湖 陥落火口湖中最も傑出せる十和田湖を中心とし、幽邃なる奥入瀬溪谷宏嶽なる八甲田火山群等を併せ、山岳、溪谷、湖沼、濕原等富麗なる風景要素が巧みに點綴し居ることは、本公園の特徴である。又その區域の大部分を蔽ふ落葉、潤葉樹林は本邦有数の美林である。

自然研究、觀光、舟遊、釣魚、冬季スポーツ等多方面に亘つて好適して居る。

△日光 男體山、白根山、燧岳其他多數の火山群と中禪寺湖、湯ノ湖、尾瀬沼等の堰塞湖と戰場ヶ原、尾瀬ヶ原、葛蒲平鬼怒沼等の著名なる濕原を擁し、區域内には山岳、湖水、沼澤、溪流、瀑布、森林、濕原等互に交錯して頗る變化ある風景を構成してゐる。尙之を修飾するに種類豊富なる落葉潤葉樹林、針葉樹林、高山植物、特殊の濕原植物等を以てし秀麗優美なる風景を現出して居る。史蹟社寺巡禮、自然研究、觀光、登山、舟遊、釣魚等多方面に亘り利用せらる。

△富士 公園の中心をなす富士山は、單式圓錐火山の典型にして我が國の靈山として古來國民の憧憬措かざる所たるのみならずその雄大にして秀麗なる容姿は夙に日本風景の代表的存在として世界に喧傳せられてゐる。山頂に大火口を戴き山體に四十箇に近き寄生火山を着け、山麓に雄大なる裾野原野を展開し、其の間典型的なる熔岩流、明媚なる五湖、山頂より山麓に亘る垂直的植物帯及北麓に擴がる樹海等は互に相照應して其の風光の雄渾

絶佳の妙を顯現して居る。史蹟、社寺巡禮、自然研究、觀光、登山、保養、舟遊乗馬等各々興趣深きものがある。

△日本アルプス 我が國に於けるアルプス型山岳地として代表的な上高地、白馬、立山を含む所謂日本北アルプスの全區域を占め彌陀ヶ原、五色ヶ原、雲の平、燒岳、乗鞍岳等の特色ある火山地形、白馬立山、槍、穂高等の高峯峻岳は何れも雄渾豪壯にして、之に懸る雪溪は廣大なる御花畑と相對して比類なき美觀を呈してゐる。更に又上高地の靜寂なる神祕境と黒部其の他の豪宕なる原始境は本公園の聲價を一段と高むるもので、その風景の雄大にして變化に富み、其の面積は固より自然的風致を存する區域の廣大であることが本公園の卓越せるところである。

△吉野及熊野 本公園は大峯山大臺ヶ原山等の吉野群山、北山川及熊野川並に熊野海岸に亘る一帯を含むものである。吉野群山は公園地中唯一の水成岩系統に屬する山地にして大杉谷、北山川又熊野川は之等水成岩地方を穿つ峽谷を形成し、大

杉谷と北山峡とは何れも奇勝を以て顯はれ、本邦溪流中特異なる景觀を現出してゐるのである。又紀州海岸は外洋に面して本邦の代表的海岸風景と稱すべきものである。要するに本公園地は山岳、森林、溪谷、河川、海岸の各種優れたる風景を併せ備ふる點に於て他に類例を見ざる所である。しかも神武建國以來の貴重な史蹟傳記に富み、利用方法としては史蹟、社寺巡禮、自然研究、觀光、舟遊等に於て特色がある。

△瀬戸内海 此所は備讃瀬戸を中心とする本那唯一の海上公園であるが瀬戸内海の展望臺とも稱すべき屋島、鷲羽山、並に寒霞溪を以て知られる小豆島を始めとして千姿萬態の島嶼を浮べたる代表的多島海で、其海岸島嶼には隨所に白砂青松の美觀を呈し、優雅、明媚なる風光は世界に其の比を見ざる所である。

史蹟社寺巡禮、觀光、舟遊、釣魚、引網海水浴等に優れて居り、位置及交通關係に於て頗る便利である。

て居る。蜿蜒二十里を繞る外輪山はその外方に廣大なる裾野を展開し殊に東部裾野は所謂波野ヶ原と呼ばれ丘陵の波濤を起伏せしめ遠く久佐に連り、その驚異的景觀は外輪山と共に世界的の雄大さを誇るものである。向外輪山の内外には奇峯屹立する根子岳森林と溪流とを併せ有する菊池水源等があつて風景に變化を添へ、史蹟、社寺巡禮、自然研究、觀光等に於て優れてゐる。

火山にして特徴ある火口、火口湖を擁し其の山態の多様にして配置の妙を得てゐることを錦江灣、開闢嶽を始めとして遠近の山野を望む展望と相俟つて雄大秀麗なる景勝を爲してゐるのである。加ふるに中腹より山麓に擴がる常緑闊葉樹林と廣大なるツツジの群落野生のカイダウとは共に特色をなすものである。併かも皇祖發祥の史蹟を以て顯はれ、史蹟、社寺巡禮、自然研究、觀光、登山、保養等の利用に於て優れてゐる。

世界の高山 (理科年表)

名	稱	所在地	高さ
エヴェレスト		ヒマラヤ	八八四八
ゴドウィン・オーステン		カラコルム	八六一一
カンチエンジュンガ		ヒマラヤ	八六〇三
マカ		同	八四八九
ドーラギリ		同	八二六七
テヨウヨウ		同	八二五三
ナンガ・パルバット		同	八二四四
ガシヤンプラム		カラコルム	八〇六八
ゴサイン・タン		ヒマラヤ	八〇二四

世界の主なる島嶼 (理科年表)

名	稱	面積
グリーンランド		七七一、九〇〇
ニュー・ギニー		七四五、九五〇
ホルネオ		六二四、四三三
マダガスカル		四三三、八〇〇
スマトラ		三二八、三〇〇
大アフリカ		一七九、四〇〇
セレベス		一五〇、五三三
ニューシラランド南島		一三六、一〇〇
ジャバ		一四一、五〇〇
キユーバ (西印度)		一四一、二九五
ニューシラランド北島		一〇七、七〇〇
ニューハウンドランド		一〇六、一〇〇
ルソ (フィリッピン)		一〇一、八〇〇
イスラランド		九六、三二〇
ミンダナオ (フィリッピン)		八二、一五〇
アイルランド		八二、一五〇

名	土地	人口
ザアチエンカン	ヒマラヤ	六九七
ダスト・ギル	カラコルム	六八五
マシヤンプラム	同	六三二
ナンタ・デセ	ヒマラヤ	六二七
エルブルズ	コーカサス	五六三〇
テイチ・タウ	同	五九七
シユカラ	同	五九三
コシユタンタン	同	五二四三
モン・プラン	同	四八二〇
モンテ・ローザ	同	四六三八
ミシアベル	同	四四五四
リスカム	同	四四三八
グアイスホーン	同	四四二二
マツターホーン	同	四四〇五
フィンステルア	同	四三七五
イルホーン	同	四二八二
アレツチホーン	同	四一六二
ユング・フラウ	同	四一六二
キリマ・ヌジャロ	東アフリカ	五九六九
ケニ	同	五二九四
マルゲリータ	同	五二〇三
アレクサンドラ	同	五〇八一

名	土地	人口
マツキンレイ	アラスカ	六八七
ロリーガン	同	六〇五〇
オリザバ	メキシコ	五五八
セント・エリアス	アラスカ	五四九四
ボボカテトル	メキシコ	五四二四
ルカニヤ	カナダ	五三七
キントニ	同	五三二
ホイットニー	カスケード	四四〇
エルバート	ロッキード	四三九五
レニア	カスケード	四三九二
アコンカグワ	アンデス	七〇三五
メルセダリオ	同	六八〇二
ツプンガト	同	六五五六
イラマ	同	六五五三
イリマ	同	六四九九
チムボラゾ	同	六四三八
カカ・アカ	同	六一七
コンカル	同	六一五
サン・ホセ	同	六〇二
コトバクシ	同	五九六
チャールス・ルイス	ニューギニー	五〇〇〇
ジュリヤナ	同	四七五〇

土地・人口——土地

名	所在	面積
ハイチ(西印度)	アフリカ	七、三〇〇
太		七、三六〇
タスマニア(濠洲)	オーストラリア	六七、八四〇
セイロン(印度)	インド	六五、六〇八
スピッツベルゲン(歐洲)	北極圏	六四、八五五
ノヴァヤ・ゼムリヤ北島(同)	北極圏	五、一〇〇
ノヴァヤ・ゼムリヤ南島(同)	北極圏	四、七〇〇
海 南 島(中華民国)	東アジア	三、〇〇〇
ニュー・ブリテン(大洋洲)	オーストラリア	三、七〇〇
ヴァンクーヴァー(カナダ)	北アメリカ	四、一〇〇

世界の主な湖沼 (理科年表)

(面積一萬方キロメートル以上)

名	所在	面積
グレート・スレ	カナダ	三〇、〇〇〇
エリ	北アメリカ	三、五、八〇〇
ウイニペック	カナダ	二四、五〇〇
オンタリオ	北アメリカ	一八、七〇〇
バルド	ヨーロッパ	一八、八〇〇
チャハド	中央アジア	一七、五五〇
マラカイボ	南アメリカ	一六、〇〇〇
ヴェネズエラ	南アメリカ	一三、六〇〇

世界の大河 (理科年表)

(流長三千キロメートル以上)

名	所在	流長
ニシエ	アフリカ	四、一六〇
セント・ローレン	北アメリカ	四、一〇〇
マツケン	北アメリカ	三、八〇〇
ユール	北アメリカ	三、七六〇
ザン	北アメリカ	三、六〇〇
イン	ヨーロッパ	三、五七〇
ガンガ・ブラマ	アジア	三、一八〇
アト	アジア	三、〇〇〇

世界の主な運河 (理科年表)

(幅二〇米以上)

名	所在	長さ	開通年
スエズ	エジプト	一六六	一八六九
モスコヴォ	ロシア	二一六	一九三七
キナ	インド	九九	一八九五
パナマ	中米	九九	一九一五
エルベ	ドイツ	六四	一九〇〇
マンチ	イギリス	五七	一八九四
ウエラ	カナダ	四三	一八八七
スエズ	インド	三三	開通中
北	オランダ	二六	一八七六
ク	インド	二五	一八七〇

世界の最高及最低地点

(ワールド・オールマナックに據る)

地方	最高地点	高さ	最低地点	水平線以下
北米	アラスカ州マツキンレー山	三〇、九九	カリフォルニア州死の谿	二七六
南米	智利アコンカグア山	三、八三四	水 平 線	—
南	高架索エルブルーズ山	一八、四六五	露西亞裏海	一、二九〇
歐羅巴	印度支那間エヴェレスト山	二九、四二	パレスチナ死海	一、二九〇
亞細亞	東亞キホー峰	一九、七〇	リビア沙漠	四四〇
アフリカ	新サウスウエールコシウスト山	七、三六	南濠洲アイア湖	四四〇
濠洲	ソルベイド、ニルソン	一五、四〇〇		

各大陸本土の極點

(アジヤ)

方位	地名	経緯度
極東	テシネフ岬(チュク)	東經 一〇・三〇
極西	チンネフ岬(チュク)	同
極南	ババ岬(小アジヤ)	三六・〇三
極北	ブル岬(マライ半島)	北緯 一・二六
極北	チエルユスキン岬	同
極北	(タイミル半島)	七七・四〇

(ヨーロッパ)

極東	極西	極南	極北
オアドルスク山脈東端(ウラル山地)	ロカ岬(葡萄牙)	マロギ岬(イスパニヤ)	ノルドキン岬(諾威)
東經 六六・二〇	西經 九・三〇	北緯 五五・〇〇	同
			七二・〇六

(北アメリカ)

極東	極西	極南	極北
チャールズ岬(ラブラドル)	プリンス・オブ・ウェールズ岬(アラスカ)	ブエルコス岬(パナマ)	ムルチソン岬(プー)
西經 五五・三七	西經 一六七・五九	北緯 七・二五	七・〇〇

(南アメリカ)

極東	極西	極南	極北
ブランコ岬(アラジル)	パリーニ岬(ペルー)	フロワード岬(チリ)	ガリナス岬(コロンビヤ)
西經 三四・四六	同	南緯 五三・五四	北緯 二・三四

(オーストラリア)

極東	極西	極南	極北
バイロン岬	スチーパ岬	ウイロン岬	ヨーク岬
東經 一五三・三九	同	南緯 三九・〇八	同
			一〇・四一

土地・人口——土地

人口

帝國の世帯及び人口

昭和十二年年末現住人口

昭和十年十月一日國勢調査

帝國內 朝鮮 臺灣 南洋羣島 南洋委任統治區域	總數		世帯		計	
	男	女	男	女	男	女
朝鮮	5,333,700	5,612,700	1,349,948	1,349,948	6,996,448	6,996,448
臺灣	3,355,485	3,153,566	4,297,933	2,663,645	3,899,036	3,899,036
南洋羣島	5,691,042	2,861,850	896,645	2,659,819	5,322,426	5,322,426
南洋委任統治區域	3,361,948	1,561,497	65,542	186,335	3,397,490	3,397,490
總計	17,742,075	15,188,513	6,611,173	6,285,777	23,353,950	23,353,950

昭和十年國勢調査人口

(昭和十一年四月二日十八日內閣發表)

府縣別	總人口數	府縣別	總人口數
東京	5,875,676	京都	1,703,508
大阪	4,971,747	神奈川	1,840,005
府縣別	總人口數	府縣別	總人口數
兵庫	2,931,499	長崎	1,296,883
新潟	1,955,777	埼玉	1,561,854
群馬	1,432,453	千葉	1,546,394
茨城	1,548,999	栃木	1,152,057
奈良	630,423	三重	1,147,595
愛知	2,862,701	山梨	647,766
岐阜	1,357,999	滋賀	711,426
宮城	1,334,801	長野	1,274,000
岩手	1,046,111	福島	1,511,552
青森	967,129	静岡	1,939,860
		静岡	1,046,111
		青森	967,129

北海道 3,068,323 總計 6,996,448

備考 本表括弧内の數字は總現在人口中
部除、艦船及刑務所内に在りたる人員
を示す。

昭和十三年度の人口増加

(内閣統計局發表)

昭和十三年度の一ヶ年間に於ける出生數
總は百九十二萬八千三百二十一人であつて
之を前年の二百十八萬七千三百四十四人に比較
すると二十四萬二千四百十三人の減少を示
し、而して人口千に對する割合は二六・七
で、前年の三〇・六一に比し三・九一の減
少を示して居る。我國の出生率は從來大體
三三・四〇であつて、大正九年の三六・一
九を最高とし其の後は一高一低しつゝ十一
年の二九・九二を最低として十二年には三

〇・六一となつたが、十三年には竟に最低
記録を示すに至つたのである。死亡は百二
十五萬九千八百五人であつて、前年の百二
十萬七千八百九十九人に比較すると五萬一
千九百六人の増加である。而して人口千に
對する割合は一七・四四で、前年の一六・
七五に比し〇・六九高率を示した。(出征兵
士の戦死、戦傷死を含まない)
自然増加即ち出生死亡の差増は六十六萬
八千五百七十七人であり、一年間の人口増加
は年に依つて相當開きがあり、廿十年位の
間は多い時は百三萬、少い時は八十萬程度
であるが六十萬臺に遞下したのは注意すべ
き現象である。而して其の増加率は人口千
に付九・二六で從來に比し大分低下を見た
譯であつて、之を前年の九十七萬二千八百
三十五人に比較すると三十萬四千三百十九
人の減少を示した譯である。

産業別人口	昭和五年國勢調査抽出調査		昭和十年十月一日國勢調査	
	總數	男	總數	男
總數	6,490,670	3,334,890	10,131,100	5,151,100
農業	2,310,550	1,190,950	3,731,100	1,911,100
工業	1,900,000	1,000,000	3,000,000	1,500,000
商業	1,000,000	500,000	1,500,000	750,000
無業者	1,280,120	640,060	1,900,000	950,000

土地・人口——土地

土地・人口——土地

Table showing population and land statistics for various categories like '有業' (employed), '無業' (unemployed), and '人口自然増加' (natural population increase).

人口自然増加 (内地)

Table showing population natural increase (内地) from 昭和四年 to 昭和十一年, including birth and death statistics.

婚姻種類別 (内地)

Table showing marriage types (内地) for 昭和十年 and 昭和十一年.

全国婚姻平均年齢

Table showing the average age of marriage nationwide, categorized by gender and marital status.

婚姻年齢別 (内地)

Table showing marriage statistics by age group (内地) for 昭和十一年 and 昭和十二年.

婚姻 (内地)

Table showing marriage statistics (内地) for 昭和七年, 昭和八年, 昭和九年, 昭和十年, and 昭和十一年.

夫婦関係期間別離婚数 (内地)

Table showing divorce statistics by duration of marriage (内地) for 昭和十一年 and 昭和十二年.

乳兒死亡累年表 (内地)

Table showing cumulative infant mortality statistics (内地) for 昭和五年 to 昭和十一年.

離婚の情態 (内地)

Table showing divorce statistics (内地) for 昭和十一年 and 昭和十二年, categorized by marital status.

出生兒身分別 (内地・昭和十二年)

Table showing birth statistics by child status (内地・昭和十二年), including total births and children of specific parents.

内地本籍人口

Table showing the population of Japanese origin in the mainland (内地本籍人口) for 昭和十年 and 昭和十一年.

土地・人口——土地

土地・人口——土地

女百に付男

101.6

101.8

北海道アイヌ人口

昭和八年 同 九 同 一〇 同 一一
人口数 一五、九二六 一六、三二一 一六、三九一 一六、五二九

内(男)	七、八四三	八、〇四五	八、〇七七	八、二二二
内(女)	八、〇七四	八、三三六	八、三三二	八、五五三
出生数	六四九	六四五	六五五	五七
内(男)	三三三	三四四	三一九	二七
内(女)	三一四	三〇一	三三六	二八

死亡数	五〇一	四九八	四八〇	四七七
内(男)	二四五	二六四	二五〇	二五七
内(女)	二五六	二三四	二三〇	二二〇

(備考) 第五十七回日本帝國統計年鑑に據る。

婚姻・離婚・出生・死亡累年表

【内地】 日本帝國統計年鑑に據る

昭和五年	同 六年	同 七年	同 八年	同 九年	同 十年	同 十一年	同 十二年	同 十三年
婚姻	五〇六、六七四	四九六、五七四	五五、七〇七	四六六、〇五八	五二、六五四	五四九、七三〇	五四九、二二六	六七四、五〇〇
離婚	五、三二九	五〇、六〇九	五一、四三七	四九、二八二	四八、六一〇	四八、五三八	四八、二七	四六、五〇〇
出生	二、〇八五、一〇一	二、〇三、七六四	三、八二、七四二	三、二、三三三	三、〇四三、七六三	二、九〇、七〇四	二、一〇、九六九	三、一〇、七三四
死亡	一、一七、七三〇	一、一六、五〇九	一、一九、五九	一、二四、一三六	一、二五、五九三	一、二二、〇六六	一、二二、四八五	一、九六、五二八
人口増	一、七〇、八六七	一、三四〇、八九一	一、七五、三四四	一、一九三、九八七	一、三三四、六八四	一、一六、九三六	一、三〇、七七八	一、三九、八八九
人口増(備考)	九四、三三四	八六、八九三	一、〇七、三九八	九二、七二六	八〇、〇九九	一、〇八、七六八	八七、六九一	九七、八三五

届出遅れを含めたる累年出生・死亡總數

【内地】

昭和二年	同 三年	同 四年	同 五年	同 六年	同 七年	同 八年	同 九年	同 十年	同 十一年	同 十二年	同 十三年
出生	二、〇〇、七三七	二、一五、八五二	二、〇七、〇三六	二、〇八、一〇一	一、七〇、八六七	一、七〇、八六七	一、七〇、八六七	一、七〇、八六七	一、七〇、八六七	一、七〇、八六七	一、七〇、八六七
死亡	一、二四、三三三	一、三六、七一一	一、天、一三六	一、天、一三六	一、七〇、八六七	一、七〇、八六七	一、七〇、八六七	一、七〇、八六七	一、七〇、八六七	一、七〇、八六七	一、七〇、八六七
差増	八四六、四四四	八九九、一四一	八五、七九八	八五、七九八	九四、三三四	九四、三三四	九四、三三四	九四、三三四	九四、三三四	九四、三三四	九四、三三四

昭和十三年

一、九八、五八

一、五八、九〇三

六六、六四〇

一、二四、八九一

死亡原因別 (内地、昭和十二年)

原 因	男	女	其他の結核	貧血
腸チフス及パラチフス	三、七四五	三、四三三	一七、四三一	三三八
腸チフス(再掲)	三、六九九	三、五五五	三、三二六	一、〇八三
發疹チフス	一	一	五、〇七三	二五八
痘疹	六	二	四、四二七	一三
麻紅熱疹	五、三三三	五、五六六	四、四二七	八三
猩紅熱	二四一	二二三	八〇九	一八、五三三
百日咳	四、九六六	六、〇〇七	五、五九	七四
流行性感冒	二、三三九	二、〇〇四	二、四八八	七四
赤痢(再掲)	九、三三三	一〇、三三三	二、四八八	六五、〇七七
呼吸器の結核(氣管及氣管支の淋巴腺を含む)	五、六〇九	四九、七三三	一、二七三	一、〇八三
其他の結核	一、七〇三	一、四一四	一、二七三	一、〇八三
微毒及敗血症	三、三二六	三、〇五五	三、三二六	一、〇八三
膿毒症及敗血症	五、〇七三	四、四二七	五、〇七三	一、〇八三
マラリア	四一	二四	四一	二五八
寄生原蟲及寄生	一、四一六	一、四一六	一、四一六	一、〇八三
細菌に因る疾患	五、五九	五、五九	五、五九	一、〇八三
其他の傳染病及寄生蟲病	三、八一〇	三、八一〇	三、八一〇	一、〇八三
良性腫瘍及悪性腫瘍	一、二四六	一、二四六	一、二四六	一、〇八三
性の別不明の腫瘍	二、五〇	二、五〇	二、五〇	一、〇八三
急性關節レウマチス	三、七三	三、七三	三、七三	一、〇八三
慢性レウマチス及痛風	一、四六〇	一、四六〇	一、四六〇	一、〇八三
糖尿	六、五二六	六、五二六	六、五二六	一、〇八三
ビタミン缺乏症	六、三三〇	六、三三〇	六、三三〇	一、〇八三
脚氣(再掲)	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、〇八三
甲状腺及副甲状腺の疾患	一、二七三	一、二七三	一、二七三	一、〇八三
其他の全身病	一、二七三	一、二七三	一、二七三	一、〇八三

土地・人口——土地

一一三

心筋の疾患	一、五九	一、三四三
冠状動脈の疾患及狭心症	三、七六	二、〇四九
他の心臓の疾患	五、五一	四、七一九
動脈硬化及壊疽	二、八二四	一、七五
他の血行器疾患	五、三三	二、一五三
急性支炎	三、六六四	五、六三
急性(再掲)	二、六七〇	二、三六六
肺炎	五、〇六六	二、五八
肋膜炎	九、九九	五、一九〇
他の呼吸器疾患(結核性を除く)	八、八七七	八、八四三
胃及十二指腸潰瘍	八、五九一	五、三四九
下痢及腸炎(二歳未満)	三、四〇三	三、七三一
潰瘍(二歳以上)	三、七〇	三、一五五
虫様突起炎	一、五八	二、九、五三
脱腸及腸管閉塞	三、三三	一、六九
肝硬變	三、二四	二、〇四
他の肝臓及膽道の疾患(膽石を含む)	四、八四	一、九八
他の消化器の疾患	一、八、九八	三、〇、七九
腎臓炎	三、七、四三	三、〇、八二
他の腎臓、腎盂及輸尿管の疾患	一、二、六六	二、〇、五三
排尿道の結石	一、三三	二、〇、三三
膀胱の疾患(腫瘍を除く)	六、三六	四、八三
尿道の疾患	一、三三	二、三、七
攝護腺の疾患	九、五	六、三三
生殖器の疾患(花柳病を除く)	六、三三	五、〇七
妊娠中の不慮の障碍	一、三、六	一、三、六
産に因る出血	一、三、六	一、三、六
産褥熱	一、三、六	一、三、六
妊娠中毒(蛋白尿、子癇等)	一、三、六	一、三、六
他の産に因る疾患	一、三、六	一、三、六
皮膚及皮下結締組織の疾患	一、八、八	一、八、八
骨及運動器の疾患	一、三、二	一、三、二
先天性畸形	二、三、七	二、三、七
先天性弱質(一歳未満)	四、七、九	四、七、九
早産(一歳未満)	三、二、五	三、二、五
分娩に因る産兒障碍(三箇月未満)	三、九	三、九
他の幼若乳兒固有疾患(三箇月未満)	五、三、九	五、三、九
老衰	四、三、六	四、三、六
自殺、他殺、不慮の傷害の別不明の外因死	六、三	六、三
戦傷死	六、三	六、三
刑死	六、三	六、三

不明の診断及不詳の原因 一七、三六 一五、四七

死亡年齢別(内地)

昭和十一年	昭和三十二年
一、三三〇、三九	一、二〇七、八九
三、八、六三	三、六、五〇六
三、三、三六	三、五、三六七
二、五、一七	二、五、二八〇
五、五、五二	五、六、六八六
六、〇、七〇	五、九、一七三
四、六、八八	四、六、九三九
三、六、五七	三、五、四一
三、四、三六	三、四、六九三
三、三、四三	三、三、一五五
三、七、九七六	三、七、〇〇六
四、四、四九	四、四、〇八一
五、〇、五五九	五、〇、七六四
六、〇、六四	七、〇、四〇三
六、五、六九	七、〇、四〇三
七、〇、七四	七、〇、四〇六
七、五、七九	一、三、八、〇四八
八、〇、八四	六、七、三九九
八、五、八九	五、八、三八
九、〇、九三	七、四

七二 七二 七二

内地在留外人數

(昭和十二年末現在)

總數	三、〇、八六	一、八、二	三、三、
中國	二、五、五三	三、	二、
滿洲	二、四、〇〇	九、	六、
タイ(舊暹羅)	三、二、	五、	七、
海峽植民地	二、四、	五、	七、
比領	一、〇、	二、	二、
蘭領	二、八、	二、	二、
佛領	一、〇、	二、	二、
英領	一、〇、	二、	二、
アフリカ	一、〇、	二、	二、
ビスマルク	三、	二、	二、
アムステルダム	三、	二、	二、
イタリヤ	三、	二、	二、
英領	三、	二、	二、
トコ	三、	二、	二、
シベリヤ	三、	二、	二、
蘇聯	三、	二、	二、
土地・人口——土地	七、	二、	六、

土地・人口——土地

Table with 2 columns: Country/Region, Land Area. Includes entries for 北米合衆國, メキシコ, キュリバ, etc.

海外在留内地人數

Table showing the number of domestic residents abroad for various countries and regions, including 總數, 極東露領, 中華民國, etc.

内地在留外人職業別

Table showing the number of foreign residents in domestic areas by occupation, categorized by 農業, 漁業, 商業, etc.

各大陸の面積・人口

Table showing the area and population of various continents, including 亞細亞洲, 北米利加洲, 南米利加洲, etc.

列國平均初婚年齡

Table showing the average age of first marriage for various countries, categorized by 年次, 男, 女.

列國の出生・死亡率

Table showing birth and death rates for various countries, with columns for 出生率 and 死亡率.

列國人口自然増加

Table showing the natural population increase for various countries, including 出生率, 死亡率, and 差増千人に付.

政治・行政

昭和十四年政治史

總説

政治體制 事變發生後の一ケ年間の我が國の政治は専ら戦争そのものを中心にして動いてきた。然るに、事變第二年目たる昭和十三年七月から同十四年七月に至る一ケ年間は、政治の對象は恐ろしく擴大された。即ち戦争は長期戦となり、一方大陸經營遂行のための長期建設に對する諸般の施設が次に、實行されてゆかなければならなくなつた。従つて強力にして巨大なる政治體制の確立が朝野を通じての強い要望となつて現はれた。近衛内閣は五月末内閣改造を斷行して以來、五相會議を設置して對支重要政策並にこれに伴ふ國內諸問題に關する最高方針を決すべく、週二回會議を續行し來つたが、その決定を見るに至り八月九、十六日の閣議に報告、熟議を重ねた結果、作戰

行動、外交諸問題、各種經濟問題等に互つて今後の事態に處してこの原則を中心として處理する方針は、こゝに確立した。而してこれが具體策を實行すべき對支中央機關設置に關し引續き五相會議再びこれが檢討に入つた。首相はまた對支處理策と平行して國內相剋解消の一段と必要性が加増されたとの視角から、首相と政民兩黨代表と政黨出身閣僚に秋田參議を加へて懇談會を月二回重ねることとした。池田藏相は、村瀨商工次官と共に現下の統制は恒久的だといふ點を地方官の會議毎に強調して、國民への覺悟と協力を希望した。かくて戦局は武漢三鎮攻略が目睫の間に迫り、これが攻略後に處するため對支中央機關の一元化の解決が愈當面の問題となつてきたが、外務對兩軍部の事務當局案は纏まらず、焦慮した首相は積極的風見書記官長をして關係方面の折衝を行はしめ大體關係當局の諒解が成立した。然るに宇垣外相は、外務事務當局が軍部側と協議の上成案した原案に對

し憲法上の疑義ありとして容易に裁決を與へず意外の紛糾を見るに至つた。九月廿九日外相は外務當局案に對し「一切自分に委せよ」とて裁斷を拒否し突如近衛首相に辭表を提出した。首相は外相奏請の責任上、その進退を考慮するの已むなきに至り、アワヤ政變かと思はせる騒々しい政局の動きを見せたが、大勢は近衛公の退陣を許さず、それに宇垣外相の心境頗る不明朗なるところから首相は自ら外相を兼攝して難局打開に邁進する決意を固めるに至つた。しかしながら専任外相決定問題の遷延はまた政局に幾多の副作用を醸成するため、先づ駐米大使齋藤博氏に交渉を進めたるも病氣の故を以て拒絶したので、外相詮衡難に陥つたが一月月の潜行的工作が奏功し、遂に有田外相の就任交渉に成功、同時に八田嘉明氏を拓相に起用して再び内閣整備の本制を整へた。かくて政府は十一月廿九日、武漢三鎮の攻略成るや、十一月三日の佳節を期し新事態に處すべき國民に對する方針、支那に對する態度、各國に對する要望を根幹とする歴史的聲明を中外に發した。一面これに對處して首相は閣議に於て總動員法の全面的發動に關し發言と、企畫院を中心に関

係各省の調査準備を發源、物議を醸してゐた第十一條問題もこゝに解決を見るに至つた。この間にあつて近衛首相の國內革新のバロメーターであつた貴族院選舉議院各制度改正を審議すべき議會制度審議會は右三部間に亘つて小委員會を開き具體案の審議を進め、文官制度改革については鹽野、木戸、末次の三相が具體案作製を眞剣に考へつゝあつた。更にまた、長期建設下に於ける政府はかくの如く多面的な政策の解決を迫られて夫々染手し來つたが、この聖戰貫徹のためには、國家總力戰たるの實を發揮し國內勢力乃至は國民の間に群る人材を抜擢して歴史的偉業達成に資すべき政治機構の革新が要求され、その實現なくしては今後の政府の諸施設の斷行は不可能となつてきたので、こゝに首相は國民再編成案の作製を末次、木戸、鹽野の三相に命じた。しかしこれは議會勢力の糾合程度に終つた。め首相は更に風見書記官長に再び成案を命じた。一般の觀測は明らかに實現するといふに一致してゐたが首相は情勢未だ熱さずとして斷念するに至つたので又しても政局頗る不明朗化してきた。十二月二十二日に至り政府はさきに閣議決定せる對支處理方

針に基き對支國交調整の根幹となるべき東亞新秩序建設に關し首相談を發表し、日本の支那に對する態度を闡明した。しかしながら師走と、もに首相を繞る政府部内の動きは頻繁となり政變來の空氣が濃化し、遂に明けて三日平沼内閣成立を見るに至つた。大衆的聲望を擔つた近衛内閣の崩壊に對しては一般國民はむしろ意外とした。しかし國民的組織を持たざる政治は人的聲望を以てしても如何ともなし得ない。それほど日本の政治は強力化を希求されてゐるといふことを示したものと云へよう。

平沼内閣は近衛公と默契以上のものがあつたかの如く、物靜かにしかも大部分の關係が居残り、その上に近衛公が無任所相として入閣し、名實共に近衛内閣の延長として組閣を完了した。新首相自らも前内閣の政策を踏襲する旨を聲明してゐる。組閣後第七十四議會を目前に控へ一般はひたすら議會に於ける動向を注視したが、世間の豫想に反し總親和を建前として事なかれ主義に終る氣配が濃厚なので、二月中旬頃には政局は早くも暗雲が漂ひ初めた。とにかく議會は頗る低調を極められた中にも議員側の積極的協力に依り、豫想以上に好成績を

上げて政府提出法律案は、多少の修正はあつたにしろ全部可決された。議會後に於ける事變處理は、歐洲情勢に對處する帝國の方針、對支問題を繞つて緊張した動きを見せたが、六月に至り對歐具體策は正式の決定を見、また對支問題に一進展を見せた。また、天津租界問題は遂に現地解決不能となり英國側の提案に依つて七月十五日より東京に有田外相、クレイギー會談が開始された。この間にあつて政府は十四年度物動計畫を決定、貿易問題の重要性から關係行政の統一を企圖して、貿易諸問題を取り上げて調査を進める一方物價問題に對處すべく商工行政の全面的改革を斷行し、順次國內整備に邁進し、事變目的貫徹に備へてゐる。しかしながら六月十六日、外蒙兵の越境事件が勃發し、ソ滿國境は未だ嘗て見ざる廣範圍にしてしかも複雑なる戦局が展開され、歐洲情勢に對處する帝國の方針の具現化、事變處理を繞つて汪精衛の動き、並に東京會談等重大なる外交問題が山積し、いづれも未解決のため頗るデリケートな政局の中に八月を迎へんとしてゐる。一面政治經濟の總動員體制は厭應なしに強化され、戰果の全きと長期建設遂行のためには

最早軍部、官僚、政黨等の分立的組織乃至壓力を以てしては到底至難となつて来て居り、政府は愈再び國民再組織問題の解決を迫られるに至つてゐる。

物價問題 戦時下に於ける物價問題は單なる金融通貨乃至は物資問題ではなく一切の國策の樞軸をなす政治問題として重要性をもつてくる。しかも事變下財政の累積的擴大性からこれが解決は頗る困難な問題である。事變以來昭和十三年前期までに至る物價對策の目安は、暴利取締に次いで營業者の自肅的調整に置かれてきたが、その間の物價上昇は依然止まなかつた。一面武漢三鎮攻略後の所謂長期建設後に於ける物價問題の解決愈焦眉の問題として一段とその重大性が加へられた爲、こゝに自制的統制の破綻から法律的價格並に配給統制へと強行されざるを得なくなつた。そして卸賣から小賣へと全面的に一轉を必要とされるに至つた。先づ中央物價委員會の改組となり物價委員會令が改正され委員數を従來の三十人から五十人に増員され、同時に臨時委員二十三名が新たに設けられ、會長は商工大臣であつたのを、商工大臣の奏請に依り内閣に於て任命することとして、これに池

田成彬氏が任命された。新物價委員會の中心たる臨時委員中に更に小委員會が設けられ、四月の小委員會に於ては物價對策の徹底のため總動員法第十九條の價格條項の發動が問題となり、目下關係者で研究調査を進めてゐる。更に陸海軍省の軍需品の單價切下げ問題が取り上げられてきてをり、これに伴ひ商工省は物價行政運用の見地から物價局を設置した。物價委員會は、また今後の物價對策の基本綱領を検討して物價政策に劃期的な進展を與へしめた。即ちその内容は

- 一、戦時物價政策の目標を明示。
- 一、物價對策の中軸たる價格公定制度。
- 一、物價騰貴の根源をなす物資需給の調整方策並に需要供給、配給各部門別調整方法。

一、戦時適正價の決定。
等廣汎なる検討を加へ、四月二十七日の總會に於て之を可決した。かくて右綱領にある通り物價對策は直接物價現象のみを制御することなく、根本的に財政經濟の全分野に亘つて綜合的統制對策が確立されなければならぬことが明瞭となつてきてゐることは注目される。

と幹旋施設、耕地開發及び肥料配給の割當、農業機械の共同利用促進助成、集團的勞力移動の調整、米穀配給機構の改革、農業團體の統制などを決定した。しかしながら一方インフレ傾向の増大とも、物價騰貴率に於て工産品は、農産品のそれに比し遙かに高く、兩者間の缺狀價格差は益々増大されて、農村生活に重壓となつてきてゐる。その上農産物が外貨獲得の使命を擔はされてきたので、積極的に増産計畫を目標として農村問題を解決してゆかなければならなくなつてきた。かくて農村への事變の影響乃至は期待益々大きくなつてきた。これに根本的にこれ等の對策を講ずる必要性が加重され、農業生産方法の質的轉換が要求されてきたことは事變第二年に於ける重要内政問題の一である。

貿易問題 我國の戦時經濟は、戦場に於て消費される尠大なる物資の補給を産金増加と貿易増進に負擔せしめつゝある。しかるに賀屋、吉野の統制方策は、貿易萎縮を招來し非難修正の餘儀なきに至り、當時池田新蔵相のリンク制採用と爲替基金設定に依つて我が貿易政策は一轉した。リンク制は、羊毛・棉花・人絹バルブ・牛脂・芳香

油・ノイル豚毛及刷子用材料・マニラ麻・ベニヤ板・スフ製品とバルブ・綿莫大小・綿雜品に含まれた人絹絲、バルブに行はれたが、我が輸出貿易は雜貨品が多いところから、十三年末には所謂特殊リンク制をも採用擴充された。かくてこれを圓滑に運用せしむべき爲替基金が設定されたが、利率高と運用期間の短期から利用額が少いので、二月には遂にこれが缺陷を補ふため改正された。原料輸出對策は一應片付いたとしても、北支・滿洲を包含する圓プロツク輸出が、第三國輸出の不振を醸成する問題に對し、對策が講じられなければならなくなつた。また輸出振興に對して民間貿易關係業者は、日本貿易振興協議會を設立しリンク制の検討、圓プロツク貿易の改善を計つたが、更に一月に至つて貿易行政の統一を期し貿易省設置を政府に進言した。かゝる貿易對策に對し十三年度の輸出入の總額を見るに、輸出額二十八億九千萬圓に對し、輸入額は二十八億三千萬圓となつて貿易尻は確かに出超を示し改善の跡歴然たるものがある。出超になつたのは大正七年以來廿年振りだと云はれてゐる。だがこの一見改善されたかの如き十三年度貿易は

農村問題 事變の影響は、一ヶ年を経過して漸く農山漁村に顯著な事實として現れ出してきた。先づ勞働力の不足は米作方面は勤勞奉仕班の活躍に依つてともかく克服し得たが、勞働力不足の爲め木炭の生産に或は化學肥料の配給不足を補ふべき自給肥料の増産が非常に困難を來してきてゐる。次に物資總動員計畫の進展につれ原料並に消費材の配給制限のため農機具、ガソリンの不足乃至は消費品の價格騰貴を招來した。で、農山漁民生活に直接打撃を與へる結果となつてゐる。その上輸送能力の不足から野菜・果實、鮮魚など腐敗性の生産物は、豫想外の叩き賣りが各所に行はれてゐる結果、更に農山漁民の生活は深刻な打撃をうけてゐる。これに對し政府は、事變直前の農山漁村の生産力維持を目標として消極的指導對策を講じてきたが生産力の減退は、重要農産物實收高と豫想收獲高との過大の相違を見るに至つてはつきり看取されてきた。これが對策は頗る重要性を以て登場してきたので、農林當局は根本的に對策を樹立することとなり、生産目標を一定の方針の下に樹てた所謂計畫生産に乗り出した。そして之が施設として生産販賣の指導獎勵

輸入の激減と圓プロツク向輸出を第三國向として計算して五億二千萬圓の圓プロツク入超は、我國の責任に於て決濟されてゐるのだから決して喜ぶには當らない。而して十四年度の前半期も依然として輸出入の貿易尻は順調に進んでゐるが、歐洲政情の複雑化及び世界的不況等から輸出への期待薄となつてきてゐるので、前途は樂觀を許さない。従來とても前記の如く商品リンク制、特殊リンク制に依る原料輸入の圓滑化、輸出資金前買損失補償制度の擴充、輸出補償制度の改善が行はれても、尙且つかかる貿易不振に對しては、輸出品價格引下げ、輸出振興會社設立、貿易行政の統一即貿易省設置等が考慮され、圓プロツク貿易の調整が考慮研究されてゐるが戦時下經濟の貿易振興の絕對性から特に十四年度物動計畫の中に貿易計畫が編まれてきたことは相當重視されるべきであらう。

政黨 國民再編成問題が一度中絶するや、政民兩黨では政黨としての存在を確保しつゝ舉國一致運動を展開して行かうとの論が兩黨間に擡頭表面化してきた。これは新黨運動の牽制、各黨内結束がその深因で即ち十月二十九日兩黨代表者は衆議院議長官舎

に於て小泉又次郎氏を座長として東亞再建國民運動を執行することを申合せた。この運動は第七十二議會に賜りたる勅語の意を體し國民精神總動員運動を政治的に強化せんとするもので、政民兩黨の果し得る使命としては最大限度のものであつた。けに割合に好評を博したに拘はらず、龍頭蛇尾に終つて了つたのは、この間の事情を物語つてゐるものと云へよう。一面内燃しつゝある國民再編成問題又これと表裏の關係にある既成政黨内部の矛盾、動搖に對處してこゝ数年來行はれ來つた政府兩黨の提携は、政友會の總裁問題を繞る分裂抗争に依つて遂に實行不可能に陥つたことは、兩黨共に外部に對する壓迫が著しく減殺されることとなつたわけでのこの點は可成り重視すべき問題であらう。

【民政黨】新政黨の非實現性を見るや、東亞再建國民運動に政友會と共同宣言を發表し、更にまた大陸政策を中樞とする革新政策なるものを發表してその方針を明らかにした。これは民政黨が從來の自由主義から脱殻した百八十度の轉回を意味するものとして注目された。

【政友會】總裁問題 同會の總裁問題は十月

に至り再燃、更に議會後愈々決定的分裂にまで發展して了つた。即ち中島派が革同派と稱して政友會内部に一派を形成するに至り、これに對して反中島系又一派結束、若し代行委員制を何時までもとつてゐる場合政友會は中島總裁たるの觀を呈することを考慮して總裁單一化工作を開始し、中島氏に對抗して久原氏を總裁に推す外なしとの方針に最高幹部の意向が一致した。五月五日には鈴木總裁は久原氏を總裁に指名、久原氏は廿日の黨大會に於て第七代の政友會總裁に就任した。斯くて政友會は革同派と正統派とに二分され、非常時局に相應しからぬ黨内の紛糾を國民の前に曝け出すに至つた。併も兩派は本部を占據すべく流血の慘事まで惹起したので、遂に取締當局たる警視廳では事態放置し得ずとして本部を管理するに至つた。仍て兩派共に本部外に夫々その本據をもつて抗争を續けて居る。その後第一議員クラブの望月圭介、山崎達之助兩氏以下九名は革同派に合流した。

【東方會】會長中野正剛氏は、議會開會中二週間以上に亘ること明瞭であつたに拘はらず支那旅行に出たので、三月九日の各派交渉會に於て審議權を無視するものとして除名論が持ち上つた。しかし新黨運動に對する「先驅者の既成政黨から血祭りに上げられたもの」として問題は既成政黨の卑怯なる報復なりと冷笑されたが、中野氏は上海にあつて病氣となり登院不能といふことでケリがついた。

然るに東方會の杉浦、由谷、大石氏等は中野氏の獨裁的行爲に不満を持ち、新黨不成立の原因もこゝにあると稱して解黨論を

持ち出した。同氏は二十九日歸京、その足で議長官舎に小山衆議院議長を訪問、自己の行動について議會内に物議を醸したに對し、議員辭表届を提出した。爾後、中野氏は院外にあつて東方會を主體に東亞新建設の國民運動に著手したためあやうく東方會は解黨せず終つた。

【國民再編成問題】支那事變が勃發するや日本の政治は遺憾なくその貧困性を露呈したが、長期建設の新段階に入るや、かゝる政治力の喪失は許されなくなつてきた。そこで昭和十三年の中頃から急激に政治の強力巨大性が要求されて以來、これを支持する新たな創意の上に立つ舉國の政黨乃至は國民再編成運動が活潑に展開されるに至つた。即ち秋山定輔、龜井貫一郎等の舉國一致運動、久原房之助等を中心とする一國一黨論、建川美次、小林順一郎等の革新右翼政黨運動、有馬農相等の産租青年聯盟を主體とする新黨運動、政民合同し小會派をも合流せしめんとする鹽野法相等の舉國一致的新黨運動等が簇出してきたが、十月の中旬に近衛首相は、表面文官制度の改革についての原案作製を協議するとて鹽野、末次、木戸の三相に對し新黨組織につ

いて各方面の意向を打診すると同時に方法論についての検討を命じた。こゝに於て首相が新黨運動に乗り出したものとして依然各方面では、この運動が愈々實現するだらうとの觀測に一致してゐた。

しかしながら右三相案は、議會中心の政治勢力を一應一元化さんとするの程度を出でなかつたため、首相をして遂に肯定せしめることが出来ず、首相は更に風見書記官長に再び原案作製を命じた。かくて政府の積極的新黨樹立態勢の結果、前記の新黨運動は鳴りを沈めたに反して、鹽野法相、風見書記官長を中心に政府對政黨の往來は公然と開始され、民政黨は櫻内幸雄、三木武吉、政友會は砂田重政等が政府政黨間の連絡的役割として登場して來た。しかし結局は首相の消極的性格と相俟つて新黨運動樹立の方法論に於て頗る難然たるものがあつたため、遂に中絶の已むなきに終つた。だが、斯様に一見失敗に終つた所謂新黨運動は、決して無駄に終らなかつた。事變處理、長期建設の現段階に取り上げられる新黨問題は、決して單なる議會勢力の糾合だけでは無意義だといふ認識を普遍化したところ

に、重大意義があつたことは見逃せない。

即ち國民の中に群る人材をして積極的に睿智を國策に傾けしめ得るやうな仕組みに政黨の體制を舉國協同化せしめる角度からこの問題をとり上げ、國民的運動としなければ實現性はないとの教訓を與へた。従つて最も近き將來にかゝる觀點から再びこの問題の解決が切實に要求され表面化することとならう。

【首相政黨代表と總談】近衛首相は政黨と緊密なる提携を圖り國民精神總動員運動、物資動員計畫實施その他の戦時下諸施設につき積極的協力を要望するため、八月四日午後六時より星ヶ岡茶寮に永井、中島兩政黨出身閣僚、町田、前田、秋田三參議を招待、晚餐を共にして懇談を遂げたが、爾後、大體月二回宛ての會合を開催することとなつた。

正三位勳一等
從三位勳一等

佐藤 尙武
有田 八郎

外務省外交顧問被仰付(各通) 而して宇垣外相辭任後、顧問制は存續して居るが、佐藤、有田の兩氏辭任に依り實際には顧問制は有名無實となつてゐる。轉業對策部官制の施行 商工省は轉業對策部官制を九月十六日の閣議に決定、御裁可を得たので同廿一日公布即日施行した。宇垣外相突如辭職 難産を續けてきた對支中央機關設置問題は、又しても九月廿一日の五相會議で暗雲低迷のたゞならぬものが看取された。引續き廿三日の五相會議で陸、海兩軍部案に對し、宇垣外相は第一條を基礎とする外交の一元化と國務を司るべき中央機關總裁の補弼の責任に關し、憲法上の疑義ありとして明確に反對を表明した。然るに外務事務當局は佐藤、有田兩顧問始め必らずしも反對でなく、右軍部案を中心に外務省の作製にとりかゝつた。かくて外務軍部の折衝が續つたに拘はらず、外相は容易に外務當局案に同意せず、同月廿九日の外務首腦部會議に裁決を與へずして、正午首相官邸に近衛首相を訪問辭表を提出した。首相は奏請責任の立場から桂冠の意思

相當強固なるものがあつたが、事變を中心とする諸情勢はそれを容易に許さざるものがあつたので、首相は時局の重大と大乗的責任感から自ら外、拓兩相を兼攝して、難局打開に一路邁進することに決意し、廿日參内、宇垣外相の辭表を執奏、後任に首相兼攝を内奏、一旦退下の後、定刻鳳凰閣に參進 陛下には米内海相待立の下に首相に對し左の如く親任の勅語を賜つた。

内閣總理大臣

近衛 文麿

正三位勳一等公爵

近衛 文麿

兼任外務大臣 拓務大臣

宇垣 一成

兼任外務大臣 拓務大臣

宇垣 一成

兼任外務大臣 拓務大臣 宇垣 一成 依願免本爲兼官 專任外、拓兩相補充決定 政府は時局の重大性に鑑み、近衛首相の外相拓相兼攝を許さぬ事情があり、各專任大臣の詮衡を急いだ結果、外務省外交顧問有田八郎氏を外務大臣に、東北興業總裁並に東北振興電力社長八田嘉明氏を拓務大臣に、それら、起用するに決し、十月二十九日首相は宮中に參内々奏した。仍つて、即日首相待立の下に右新任兩相の親任式が執り行はせられた。

從三位勳一等

有田 八郎

從四位勳一等
任拓務大臣

八田 嘉明

内閣總理大臣兼外務大臣
拓務大臣 公爵 近衛 文麿

免兼官

科學審議會初總會 科學審議會は第一號諮問案 鐵鋼及鐵合金難、非鐵金屬、金屬礦産資源開發促進、燃料類、化學品類の増産及び代用品に關する第一回答申案を得たので本月二十九日總會を開きこれを可決した。

總動員法第十一條問題 武漢廣東攻略後の新段階に處し、國家總力を擧げて東亞新秩序建設に邁進する政府は、益々國內態勢を整備強化すべく國家總動員法の全面的發動を準備することに決定してゐるが、配當制限、資金統制等第十一條の發動に關し、軍部並に木戸文部、末次内務兩相等の主張に對して、主管省たる大藏省が反對し、池田藏相も反對の意見を有し、兩者の意見は全く對立の形にあつたので、このまゝ、放任する場合に事態を益々紛糾せしむることを慮り近衛首相は十一月八日の閣議の席上、必要適當なる總動員法については關係各省に於て十分連絡をとり研究を進められたいと

て關係の諒解事項として政治的解決を意味する發言があつて第十一條發動問題については企畫院を中心大藏當局と折衝新事態に即應すべき發動の處置を講ずることに決した。

初の興亞院會議 興亞院設置に伴ふ第一回興亞院會議は十二月廿三日午後三時より首相官邸に開催、興亞院總裁、近衛首相、同副總裁、有田外務、池田大藏、板垣陸軍、米内海軍の四相の外柳川總務長官出席、廿二日首相談の形式を以て發表した日支國交調整問題の具體化につき協議を遂げた。

興亞院設置さる 廣田、宇垣兩外相の命取りとなつたのみか近衛内閣の命脈までを絶たんとした難産の興亞院は十二月十六日東亞新秩序建設の中樞機關として輝かしく誕生した。初代總務長官には陸軍中將柳川平助氏が任命され、政務部長陸軍少將鈴木定一、經濟部長日高信六郎の二氏が就任、その後文化部長に松村壽氏が任ぜられた。更に昭和十四年三月十日付を以て

陸軍中將 喜多 誠一

興亞院華北連絡部長官(北京) 酒井 隆

陸軍少將 酒井 隆

同蒙疆連絡部長官(張家口)

政治・行政——昭和十四年政治史

海軍中將 津田 靜枝

同華中連絡部長官(上海) 水戸 春造

海軍少將 水戸 春造

同厦門連絡部長官

の諸氏が各連絡部長官に任命發令された。

政府聲明

武漢陥落後の新段階に對處する帝國不退轉の態度を中外に闡明すべく政府は十一月三日の明治佳節を卜し、左の重大聲明を發表した。なほ當夜近衛首相はAKマイクを通じて右政府の決意を國民に披瀝して新たな覺悟の下に協力を要望した。

帝國政府聲明

今や陛下の御稜威に依り帝國陸海軍は克く廣東、武漢三鎮を攻略して支那の要域を鎮定したり、國民政府は既に地方の政權に過ぎず、然れども尙ほ同政府にして抗日容共政策を固執する限りこれが潰滅を見るまで帝國は斷じて矛を收むることなし 帝國の冀求する所は東亞永遠の安定を確保すべく新秩序の建設に在り、今次征戰究極の目的亦此に存す この新秩序の建設は日滿支三國相携へ政

治經濟文化等各般に互り互助連環の關係を樹立するを以て根幹とし東亞に於ける國際正義の確立、共同防共の達成、新文化の創造、經濟結合の實現を期するにあり、是れ實に東亞を安定し世界の進運に寄與する所以なり

帝國が支那に望む所はこの東亞新秩序建設の任務を分擔せんことに在り、帝國は支那國民が能く我が眞意を理解し以て帝國の協力に應へむことを期待す、同より國民政府と雖も從來の指導政策を一擲しその人的構成を改替して更生の實を擧げ新秩序の建設に來り參するに於ては敢て之を拒否するものにあらず 帝國は列國も亦帝國の意圖を正確に認識し東亞の新情勢に適應すべきを信じて疑はず、就中盟諸國從來の厚誼に對しては深くこれを多とするものなり 惟ふに東亞に於ける新秩序の建設は我が華國の精神に淵源し之を完成するは現代日本國民に課せられたる光榮ある實務なり、帝國は必要なる國內諸般の改新を斷行して愈々國家總力の擴充を圖り萬難を排して斯業の達成に邁進せざるべからず 茲に政府は帝國不動の方針と決意とを聲

明す

御前會議開催 政府は十一月三日の帝國政府聲明の國是に基き、日滿支を相互連環の關係に置く東亞新秩序の建設に關し、日支關係を凡ゆる部門に互つて調整すべき具體方針を十一月十八日の閣議で決定したが、その重要性に鑑み御前會議を奏請した。仍つて御前會議は三十日午前十時半より宮中表御座所に於て開かれ

閣院參謀總長宮殿下を始め奉り、軍令部總長官御代理 古賀軍令部次長、多田參謀次長、近衛首相、板垣陸相、米内海相、池田藏相、有田外相、末次内相、平沼樞府議長等參列、天皇陛下親臨の下に政府決定の原案を附議し、嚴肅裡に異議なく之を承認、茲に新支那の長期建設に對處する我が不動の國策を決定し、天皇陛下には御機嫌麗はしく入御あらせられ、滞りなく御前會議を終了して正午散會した。

政府は曩に廟議にて決定せる日支國交調整に關する根本方針に基き東亞新秩序建設方針を中外に闡明することに決定、十二月二十二日近衛首相、有田外相、板垣陸相、米内海相等協議の結果、即日首相談の形式を以て左の如く發表した。

近衛内閣總理大臣談

政府は本年再度の聲明に於て明かにしたる如く、終始一貫抗日國民政府の徹底的武力掃蕩を期すると共に、支那に於ける同憂具眼の士と相携へて、東亞新秩序の建設に向つて邁進せんとするものである。今や支那各地に於ては更生の勢澎湃として起り、建設の氣運愈々高まれるを感得せしむるものがある。是に於て政府は、更生新支那との關係を調整すべき根本方針を中外に闡明し、以て帝國の眞意徹底を期するものである。日滿支三國は東亞新秩序の建設を共同目的として結合し、相互に善隣友好、共同防共、經濟提携の實を擧げんとするものである。之れが爲めには支那は先づ何よりも舊來の偏狹なる觀念を精算して抗日の愚と滿洲國に對する拘泥の情とを一擲することが必要である。即ち日本は支那が進んで滿洲國と完全なる國交を修めんことを率直に要望するものである。次に東亞の天地にはコミンテルン勢力の存在を許すべからざるが故に、日本は日獨伊防共協定の締結の精神に則り、日支防共協定の締結を以て日支國交調整上喫緊の要件とするものである。而して支那に現存する實情に鑑み此の防共

の目的に對する充分なる保證を擧ぐる爲めには、同協定繼續期間中、特定地點に日本軍の防共駐屯を認むること及び内蒙地方を特殊防共地域とすべきことを要求するものである。日支經濟關係については日本は何等支那に於て經濟的獨占を行はんとするものに非ず、又新しき東亞を理解し、之れに即應して行動せんとする善意の第三國の利益を制限するが如きことを支那に求むるものに非ず、唯飽くまで日支の提携と合作とをして實効あらしめんことを期するものである。

即ち日支平等の原則に立つて支那は、帝國臣民に支那内地に於ける居住、營業の自由を容認して日支兩國國民の經濟的利益を促進し、且つ日支間の歴史的、經濟的關係に鑑み、特に北支及び内蒙地域に於てその資源開發利用上、日本に積極的に便宜を與ふことを要求するものである。日本の支那に求むるところの大綱は以上の如きものである。日本が敢て大軍を何かせる眞意に徹するならば、日本の支那に求むるものが區區たる領土にあらざり、又戰責の賠償に非ざることは自ら明かである。日本は實に支那が新秩序建設の分擔者と

して職能を實行するに必要な最小限度の保障を要求せんとするものである。日本は支那の主權を尊重するは固より、進んで支那の獨立完成のために必要とする治外法權を撤廢し、且つ租界の返還に對して積極的な考慮を拂ふに吝ならざるものである。

議會制度審議會 近衛首相は議會制度の全面的改革を決定し、六月七日議院制度、選舉制度、貴族院制度の三調査會を統合して議會制度審議會となし、水野鍊太郎氏を會長に任命したが、同月廿一日初總會を開き、右三部門に分れて部會を開催、政府の諮問事項に關し審議を開始した。而して半ヶ年の審議の結果、貴族院制度改正に關する答申案は十二月二十三日の總會に於て同部會の決定せる答申案を繞つて、即決論と慎重審議論と對立した。め、結局部長報告の答申案を政府に答申案とせず送附することとなつたが、さきに決定を見た議院制度改革に關する答申案は十二月廿八日の最終總會に可決された選舉制度改正に關する答申案は、直ちに政府に報告され、こゝに政府諮問事項に關する審議は完了を見たわけである。

國家總動員法の全面的發動 あれほど制定當初採みに採んだ國家總動員法は、昨年四月一日公布五月五日より内外地一齊に施行されて以來滿一ヶ年餘、今日では最早國民の日常生活と不可分の關係を持つに至つた。即ち總動員法施行と同時に發動された規定は第十三條、第五十條との二ヶ條である。次いで總動員法實施に當つて生ずる國民の損失を補償すべき總動員補償委員會に關する規定が七月二日に公布施行され、こゝに漸く同法發動に關する一切の準備は完了するに至つた。

かくて昭和十四年七月までに國家總動員審議會の開かるること前後六回、同法に基き制定された勅令案は總計二十三に達してゐる。今、その條項を摘記すれば次の如くである。
第六條 學校卒業者使用制限令
第二十一條 國民登録制に關する醫療關係者職業能力申告令(以上八月二十四日公布施行)
第十六條 事業設備の新設擴張改良に關する勅令案
第二十二條 技能者養成に關する學校技能者養成(三月三十一日公布四月五日施行)

工場事業技能者養成(同)
第六條 従業者雇入制限令(三月三十一日公布四月廿日施行)
第二十一條 國民職業能力申告令(一月七日公布一月廿日施行)
船員職業能力申告令(一月三十日公布施行)

第二十二條 船舶運搬技能者の養成に關する勅令案
第二十一條 獸醫師職業能力申告令(二月四日公布施行)
第二十四條 事業主をしてなきしむべき總動員業務に關する計畫設定又は演練に關する勅令案要綱第二十五條試験研究に關する勅令案要綱
第六條 賃銀統制令(三月三十一日公布四月十日施行)
工業就業時間制限令(四月一日公布五月一日施行)
第十一條 會社利益配當及資金融通令(四月一日公布十日施行)
第十三條 工場及事業場の使用又は收用に關する勅令案 土地又は家屋その他工作物の管理使用又は收用に關する勅令案
第十條 總動員物資の使用又は收用に

關する勅令案

第四條 臣民徵用に關する勅令案
第三條 土木建築に關する業務指定勅令案要綱

近衛内閣から平沼内閣へ 支那事變處理と内閣補強工作を繞つて師走以來、その周圍に慌しい動きを見せてゐた近衛首相は、一月四日突如として挂冠した。洵に國民には政變ならぬ政變の感を深からしむるものがあつた。而も平沼驥一郎男は、他の何人の登場をも許さず、絶対唯一の人として大命を拜授、組閣を完了した。近衛首相挂冠の理由は、東亞新秩序の建設方針が廟議に於て一決した今日は新内閣の下にこれが具現化に邁進されなければならぬ時であるといふのであるが、首相の辭意は、既に九月末の宇垣外相退陣頃から動いてゐた。殊に武漢攻略後に於ける事變處理は、愈國內諸勢力の一元化が要求されてきたが、近衛公の聲望を以てしても如何ともなし得ざる状態が隨所に露呈され、これがまた内閣にも反映し、就中國民再編成運動を取上げて見たもの、思はざる反對勢力に遭遇して以來、遂に不動の退陣決意を固め、十二月初旬首班者更迭による延長内閣を目標とする

民心一新を期したのであつた。かくて平沼男の出馬確實と見た近衛首相は、十二月廿九日湯淺内府と平沼樞府議長との宮中に於ける會見を端緒に、政變必來の雲行きが濃化するに至り、豫定よりも一週間を早めた一月四日の初閣議に總辭職一決、午前十一時三十分首相は參内、閣下に辭表を捧呈した。かくて即日午後十時、平沼樞府議長に大命降下し、樞府議長は直ちに同派の政治的參謀長鹽野法相と田邊治通兩氏を左右に据ゑ組閣工作に著手した。

勿論支那事變最中に於ける政變は、極力回避されなければならぬ性質のものであるに拘はらず、敢てこれを斷行せねばならなかつたため、極めて特異な政變として現はれたのであつた。即ち後繼首班者は平沼男以外になく、閣僚の大半が残留して新閣員は四名に過ぎず。近衛前首相は樞府議長に親任され特に無任所相として閣議に列せしめられた。加之、政策は全面的に前内閣の方針を踏襲する旨を平沼新首相は闡明するなど、是を要するに一は支那事變處理を中心とする國際諸情勢に對處し、他は國內政治の紛糾を避けるべく平沼、近衛新舊首相の慎重なる考慮の結果からと解される。從

つて新内閣は名實共に近衛内閣の延長たるの性格を有し、組閣工作も順調に進み五日夕刻、閣員名簿捧呈、親任式、初閣議とこの間僅かに二十時間といふ頗るスピーディーに完了した。

- 樞密院議長正二位勳一等 男爵 平沼驥一郎
- 任内閣總理大臣 侯爵 木戸 幸一
- 厚生大臣正三位勳二等
- 任内務大臣 石渡莊太郎
- 任四位勳三等 櫻内 幸雄
- 任三位勳二等 八田 嘉明
- 任農林大臣 拓務大臣從三位勳一等 米内 海相
- 任商工大臣兼任拓務大臣 尚留任の有田外相、板垣陸相、米内海相
- 鹽野法相、荒木文相に對しては親任式を行はせられず辭表は同日御下渡があつた。
- また親任式終了後の初閣議に於ては、内閣書記官長法制局長官、を左の如く決定した。
- 正四位勳二等 田邊 治通
- 任内閣書記官長

從三位勳二等

任法制局長官 黑崎 定三

司法大臣從三位勳二等 鹽野 季彦

兼任遞信大臣

從三位勳一等 前田 米藏

任鐵道大臣 廣瀨 久忠

從四位勳三等 廣瀨 久忠

任厚生大臣 近衛 文麿

内閣總理大臣公爵 近衛 文麿

依願免本官 池田 成彬

大藏大臣兼商工大臣 池田 成彬

依願本官兼官 末次 信正

内務大臣 有馬 頼寧

農林大臣 伯爵 永井柳太郎

遞信大臣 中島知久平

鐵道大臣

依願本官(各通)

近衛新樞府議長親任式は五日午後七時卅分新閣僚の親任式に引續き行はれたが、同時に内閣官制第十條に依り無任所大臣として内閣に列せしめられることとなり内閣より左の如く發令された。

樞密院議長正三位勳一等 公爵 近衛 文麿
内閣官制第十條に依り特に國務大臣とし

て内閣員に列せしむ
平沼内閣は、親任式終了後首相官邸に於て初閣議を開いた上、首相談の形式を以て左の如き聲明を發した。

平沼首相就任聲明

不肖の身を以て大命を拜しましたことは恐懼の至りに堪へませぬ。此の上は微力の限りを盡して、輔弼の重責を果す所存であります。申す迄もなく國家は今や未曾有の難局に直面し、之が打開は容易の業ではありませぬが、皇室の御稜威の下に於て、朝野一致、傳統的國民精神を發揮致しますれば、決して此の難局に堪へ得ないことはないと思ひます。我同胞は古來國難ある毎に、一絲不紊の統制を保ち、國體意識を強化して参りました。現在には最も其の急を要する時で、益々其の結束を鞏固にすべきであります。現内閣の一般方針は、適當の時機に於て公表致しますが、國家の總力を聖戰の目的貫徹に集中すべきことは勿論であり、而して事變の處理に就きましたは、曩に前内閣が聖斷を仰いで確定したる不動の方針がありますから、之を遂行すべきは固より、此の方針の下に着手したる

各般の施設は、萬難を排して完成する覺悟であります。全國民が三ヶ年に亘れる出征皇軍の多大なる勞苦に想到せられ、戦時體制下の不自由を忍び、更に銃後の務めに遺憾なき注意を拂はれつゝあるは、洵に感激の外はありませぬ。不肖は此の際、教旨を奉體し、全國民と共に大なる勇氣と大なる希望とを以て、時艱克服の急に赴く決心であります。

近衛前首相聲明

本日私は閣下に辭表を捧呈いたしました。私は一昨年六月乏しきを以て圖らずも大命を拜し内閣首班の重責に當りまするや日ならずして支那事變の勃發を見るに至り内外の時局は頓に重大を加へたのであります。私は非才其任に耐へざるを懼れたのであります。が事變の推移は容易に内閣の更迭を許さないものがありましたが故に敢て駕鈍に鞭つて今日に及んだのであります。然るに今や事變は新段階に入り東亞永遠の平和を確保すべき新秩序の

建設に向つて主力を注ぐべき時期に到達した。惟ふにこの新たな事態に處するがためには新たな内閣の下に新たな庶政の構想工夫を運らし以て民心の一新を圖ることの必要なるを確信するものであります。然も事變に處すべき帝國不動の方針は擲に長くも聖斷を仰いで確定せられてゐるのであります。私は今こそ重責を拜辭すべきであります。私は今上猶任に留まることは恐懼にたへぬと思ひます。これ閣下に骸骨を乞ひ奉つた所

第七十四議會 事變處理の重大使命を擔ふ第七十四回帝國議會は、十二月二十四日召集されたが、休會中に平沼内閣が近衛内閣の延長として出現し、一切の國內問題は勿論、對外政策も前内閣の方針を踏襲するとの建前で議會に臨んだ。しかも革新派の一方の巨頭と見られてゐた平沼首相は、一度組閣するやこの世評に反し、國民の總親和を標榜して起つたため、新黨樹立氣運は一瞬にして拂拭され、ために政民兩黨の中心勢力は好感を以て再開前から政府に協力的態度を持してゐた上に、前回のやうな重要法案が提出されないので無風状態が豫想さ

れてゐたが、果して蓋を開けて見ると、再開早々各派交渉會は、戰時議會自肅の申合せを行ふ一方、議事の圓滑なる審議を行ふため政府政黨の連絡會議を開催するなど極力政民兩黨は平沼内閣支持の態度に出たので、近衛無任所相の登院問題で多少興味的な場面も見せたが、結局近衛無任所相の登院所信披露で簡単にケリとなつた。従つて戰時議會としては稀に見る低調な議會であり、只支那事變處理方針、生産力擴充、物動計畫等に關する質疑應答に秘密會の續開等で幾分眞剣味は覗へたものゝ、革新政策等に關する政府の積極的方針に就ては勿論質問が出ず愈々低調な感を國民に與へるものがあつた。

後半戦に入つて、政府は何等革新的定見なしとの認識が院内に瀰蔓するに及んで、東方會、社大黨、國同及びその他の小會派が解體新黨樹立の計畫が展開され、纒かに活氣を呼び戻した感があつたが、國同及び第一議員クラブ、第二控室から反對論が起つて、東方、社大兩黨合同の覺書交換とまで進捗したが最後の土壇場で、社大黨内の不統制から遂に破談となつた。かくて議會内に於ける政治轉換工作に絶望し中野正剛

氏は渡支したが、これに對しその手續き上の不備をきつかけに政民兩黨から除名案が持ち出され、またしても既成政黨の陋劣振りを露呈して戰時議會に想應しからざる場面が展開された。

而して政府對政黨とのこの一見密接な關係はまことに時局の所産と見られるが、一面現状維持的空氣の濃厚な結果であることは見逃せない。かゝる擬似的總親和の中にも兎も角十四件に上る豫算案(九十五億餘萬圓)八十九件に達する多數の法律案が議會の半を過ぎて提出されたにかゝらず、原案可決七十八件、修正十一件といふ好成績を擧げ、一日の會期延長もなく無事閉幕した。

無任所相問題 政府は第七十四議會に當然提起さるべしと見て近衛無任所相の議會出席問題については、前田鐵相をして政黨並に無任所相方面の情勢及び意向を聴取せしめつゝあつたが、一月十四日首相鐵相會見の結果、無任所大臣の議會出席は原則として承認し、更に樞府議長としての登院は憲法上何等疑義なしとの建前で進むことに意見の一致を見た。即ち所管行政事務の責任を持たない無任所大

臣でも理論上一應議會に出席すべきである。然し一般的國務については、當然内閣總理大臣が答辯の衝に當り、無任所大臣は所管の事務を有してゐないため、實際上の問題としては質問がないであらうから出席の必要はないわけである。對支處理方針については、新内閣は前内閣と全く一致して居り、他の國內政策問題の中には、前内閣と多少方針を異にするものもあるが、それは内閣總辭職に依り一應解消されたものであるから議會の論議にはなすまい。従つて實際上無任所大臣の議會出席は必要とされないものである。なほ無任所相設置そのものは平時に設けられるものではないから嚴密には原則上理論的問題として取扱ふ譯にはゆかぬ、又假令議會に出席するとしても近衛公は無任所相として出席するのであるから樞密院官制第八條「樞密顧問官は施政に干與せず」との建前には低觸せず、殊に特旨を以て無任所相に親任せられたのであるから問題とすべきものもない。

を要するので、政府は田邊書記官長、石黒文部、館内務兩次官の手許に於て成案せしめ、二月九日の閣議に改革案を附議正式に決定した。而して右強化案の狙ひどころは、現在の中央聯盟は設置し、實行機關としてその効果を發揮せしめ、新たに企畫指導機關として國民精神總動員委員會を設置して兩者の有機的活動を展開せしめんとするものである。而して精勵委員長は荒木文相に決定した。

國民精神總動員中央聯盟理事長決る 國民精神總動員中央聯盟理事長の後任について政府は、前滿洲國參議院議長紫熊七中將に就任方と交渉、同氏の快諾を得て三月一日正式決定した。

内閣參議留任並補充決定 内閣參議は、今後の前例となつた建前から平沼首相に一應總辭表を提出したが、首相は參議制度の存続を聲明し、留任を懇請、辭表を差し戻し、更に一月二十日缺員の補充として左記三氏を上奏御裁可を経て發令した。

- 正三位勳一等 末次 信正
- 從三位勳二等 島田 俊雄
- 從三位 池田 成彬
- 内閣參議被仰付

企畫院總裁決定 政府は一月十一日企畫院次長青木一男氏を企畫院總裁に昇格せしむることに決定、午後三時宮中に於て平沼首相待立の下に親任式を執り行はれた。

- 企畫院次長從四位勳四等 青木 一男
- 任企畫院總裁
- 各省政務官決定 政務官の證衡に關しては櫻内、前田兩政黨出身關係に田邊書記官長間に於て協議打合せを行つた結果に基き、一月十八日臨時閣議を開き左の如く決定された。
- 勳四等 清水留三郎(民)
- 任外務政務次官(一等) 箸本 太吉(政)
- 勳四等 從四位勳二等功五級 漢那 憲和(民)
- 任内務政務次官(一等) 中井 一夫(政)
- 從七位勳四等 任内務參與官(二等) 松村 光三(政)
- 正五位勳四等 任大藏政務次官(一等) 矢野庄太郎(民)
- 從六位勳四等 任大藏參與官(二等)

には輸出貿易を振興するの外産金を奨励し又國內にある金を回収し或ひは本邦人の海外旅行を制限する等の措置を講ずる方針である③滿洲及支那の開発援助 滿洲及支那に於ける治安を維持し資源を開發するため必要な資材を供給することは事變の處理及東亞新秩序の建設上極めて肝要であるのみならず我國生産力の擴充と密接不可分の關係を持つてゐる、それ故に今次の物資動員計畫の編成に當つては滿支に對する各種資材の供給確保の爲出來る限りの努力を拂つた資策である、④一般民需 一般民需に就いては特に消費方面に於て相當の節減を餘儀なくされたことは前述の通りであるが生産力を維持し國民の保健を保持する等に必要な資材例へば肥料、醫藥品の様な物資については慎重な検討を加へ遺憾なきを期したのである⑤物資の配給 物資を各需要に對し最も適切に割當てることは物資動員計畫の樞軸である、そこで本年の計畫に於ては全需要を軍需、官需、生産擴充用資材、輸出原材料、圓ブロック需要純民需等に區分し之に従つて配給を行ふこととした、各需要に對する物資割當の適否

はその影響する所甚大であるので當局として凡ゆる資料に基いて最善の努力を盡し計畫の正確を期した次第である、従つてこれが實施に當つても計畫編成の趣旨は他までも之が徹底を圖り計畫上豫定しない方面に物資が流用せられない様に最も有効適切な措置を講ずる積りであつて配給機構の整備、配給実績の調査等にも一段と工夫をこらし物資に依つては切符制、指定配給等の擴大實施をも考慮してゐるのである⑥消費の規正 右の如き次第であるから物資の消費節約については昨年にも増して一層強力に之が勵行を圖ることが必要である、日常の消費生活を徹底的節約を斷行するは勿論國策上重要とする各需要に於ても物資の使用を最も經濟的ならしめねばならぬ、この事は根本に於ては國民の自覺に俟つて趣旨の貫徹を期するが必要に應じては適切な統制の措置を講ずることもあつてあらう尙交通電力動員計畫に於ては國防及産業の重要な根幹を爲すべき海、陸、空運輸、通信及電力に關し最大の機能を發揮すべき諸方策を定め關係各廳に於て之を實施することとし以て軍需、生産力擴充、

輸出の振興物資及勞務の需給調整等の圓滑なる實施に資せんとした次第である、之を要するに今回決定せられたる本年度の各動員計畫の實施は單に物資そのものの統制のみならず勞務、資金等各方面に亘つて統制その他の方策を行はねば日常の經濟生活は昨年よりも更に所期の目的達成を期し難い、勢に窮窮となつて思ふのであるが是全く我國力の飛躍的發展の爲一時の不自由を忍ぶことであるから官民共に時局に對する認識を一層徹底し欣然國策に順應するの覺悟を固めて頂きたい、當局としてもこの計畫の實施に當り慎重の考慮を拂ひ必要に應じ國家總動員法の發動を強化して施策の徹底を圖るのは勿論であるが本計畫が圓滑に實施されるか否かは寧ろより多く國民全體の心構へに繫つてゐるのであるから此際國民一般の充分なる理解と協力を要望して已まない次第である

商行政機構改訂 八田商相は、長期戦下の軍需省たるの意義を以て、劃期的新機構を整備し新たな再スタートを切ることに決定、これが改革案は物資別による省内七局一部、外局四局制を採用して物資の

生産、配給、消費を一貫的に措置せんことと目標として立案され、六月七日樞府の御諮詢を了し九日の閣議に於て正式決定、同月十五日右勅令十一件を一齊に公布即日實施、之に伴ふ全面的の人事異動を發令した。十五年度豫算編成方針 昭和十五年度豫算の編成方針は、七月四日の閣議で決定を見たが、休會明け期日繰上げ方針に伴ひ、各省豫算概算書提出を厳守、原則として追加豫算の提出を差控へる外、勞務需要調査提出を命じてゐることが新規の方針として注目される。則ち國際情勢に對應し東亞の新秩序を建設するが爲には、國家の施設すべき事項尠からずと雖、我國財政經濟の現状に於て、一面臨時軍事費の追加に備へ、此の際普通歳入の増加を圖ると共に、總ての經費に付一層嚴正なる較量を加へ、節用を旨として適正なる戦時豫算の編成に努むること緊要なり、仍つて各省共所管事務の立場に偏することなく國務の全般に稽へ概ね左記方針に準據することとし昭和十五年度豫算の成立に協力するものとす

止むること (イ)新規經費の所要財源は出來得る限り之を既定經費の節約に求むること (ロ)官吏定員の増加は原則として之を差控ふること (一)既定經費に付ても鋭意檢査を加へ事業の繰延を行ふと共に規格の低下、能率の増進等各般の措置を工夫し努めて節約を行ふこと (二)物資、勞力、資金及物價等に關する經濟諸方策との調和を圖り戦時經濟の運営に支障を及ぼすことなき様留意すること (イ)土木、營繕の事業等物資勞力及資金を要すること多きもの及び外國出張旅費、海外物資購入費等海外拂となるものに付ては努めて之が要求を見合はすこと (ロ)重要物資の需要は成るべく之を少量に止むると共に別に定むる所に依り物資需要調査を製提出すること (ハ)新規要求に伴ふ物資の單價に付ては昭和十四年度豫算單價の範圍内に於て極力其の引下に努むること (ニ)勞務需要の増加は成るべく之を避くると共に別に定むる所に依り勞務需要調査を製提出すること

【四】概算閣議當時迄に既に豫期し得たる經費の追加豫算計上は特別な事情なき限り之を認めざること 【五】各特別會計に於ても右各項に準じ豫算の編成に當るべきこと 【六】稅制を改正し租稅收入の増加を圖るの要ある狀況なるに顧み各省に於ても普通歳入の増加に努め又各特別會計に於ては臨時軍事費特別會計又は一般會計に對し出來得る限り多額の繰入を爲す等の方法を講ずる事 【七】各省概算書は昭和十四年八月十日限り、各特別會計概算書は同年八月卅一日限り之を大藏省に送付すること、し昭和十五年度豫算の帝國議會提出は之を昭和十五年一月十一日としたき計畫なるを以て右送付期限は必ず之を嚴守すること 歐洲情勢に對處する帝國の方針決定 前内閣以來の重要懸案であつた歐洲情勢に對處すべき帝國の具體的方策に關し、平沼首相は議會直後から五相會議に正式議題として取上げて屢次協議を續行し來つたが、漸く根本方針に關する意見の一致を見るに至つた。仍つて首相は五月二十日問題の重要性に鑑み外陸海藏の四相を除く、近衛無任所

相以下各閣僚を首相官邸に來邸を求め、右五相會議の決定方針につき報告諒解を求め、更に參議會にも同様報告、諒解を求めた。而して右政府の根本方針に基き陸、海軍間に於て具體的檢討を遂げつゝあつたが、兩當局の意見の一致を見たので、六月二日板垣陸相、米内海相と會見、更に事務當局の意見を基礎に重要協議を遂げた結果兩相の意見も一致した。かくて同日午後五相會議を開き帝國の具體的態度に關し重要協議を行ひ、完全に意見の一致を見た。仍つて陸海兩相並に有田外相と打合せたる結果、五日首相は宮中に參内奏曲奏上御下問に奉答して退下、政府はこゝに對歐策具體化の爲の帝國政府としての方針並に措置を完了したので直ちに有田外相をしてこれが必要な措置をとらしめる事となつた。生産力擴充計畫の一部發表 青木企業院總裁は、第七十四帝國議會に於て生産力擴充計畫の一部を左の如く發表した。昭和十三年度を基準とし同十六年度完成の場合の生産力増加割合

- 三、輕金屬 アルミニウム數倍、マグネシウム十倍
- 四、銅 八割強増
- 五、鉛 約九割増
- 六、亜鉛 約七割増
- 七、錫 倍額
- 八、石油及び代用燃料 (イ)自動車用揮發油、天然三割増、人造卅倍、(ロ)重油、天然四割増、人造九倍、(ハ)無水アルコール 十三倍強
- 九、曹達 曹達二割増、苛性曹達四割増
- 十、工業鹽、六割五分増
- 十一、硫酸、四割増
- 十二、バルブ 製紙用二割増、人絹用三倍と二割強増
- 十三、金 二割強増
- 十四、工作機械 二倍と六割強増
- 十五、鐵道車輛 機關車三割増、客車七割強増、貨車五割増
- 十六、自動車 五倍強
- 十七、羊毛 三割と四割増
- 昭和十六年度末における日滿支三國自給自足品目
- 鐵鋼、石炭、輕金屬、亜鉛、曹達、硫酸、バルブ、鐵道車輛、自動車、船舶

歷代内閣更迭表

内閣	成立年月日	在職年月日
第一次 伊藤	藤(四)明治一八・三・三	二・四・八
第二次 伊藤	田(四)明治一八・三・三	二・四・八
第三次 伊藤	方(五)明治一八・三・三	二・四・八
第四次 伊藤	方(五)明治一八・三・三	二・四・八
第一次 山縣	山(五)明治一八・三・三	二・四・八
第二次 山縣	方(五)明治一八・三・三	二・四・八
第三次 山縣	方(五)明治一八・三・三	二・四・八
第四次 山縣	方(五)明治一八・三・三	二・四・八
第一次 大隈	大(六)明治一八・三・三	二・四・八
第二次 大隈	大(六)明治一八・三・三	二・四・八
第三次 大隈	大(六)明治一八・三・三	二・四・八
第四次 大隈	大(六)明治一八・三・三	二・四・八
第一次 寺内	寺(六)明治一八・三・三	二・四・八
第二次 寺内	寺(六)明治一八・三・三	二・四・八
第三次 寺内	寺(六)明治一八・三・三	二・四・八
第四次 寺内	寺(六)明治一八・三・三	二・四・八
第一次 原	原(六)明治一八・三・三	二・四・八
第二次 原	原(六)明治一八・三・三	二・四・八
第三次 原	原(六)明治一八・三・三	二・四・八
第四次 原	原(六)明治一八・三・三	二・四・八
第一次 高橋	高(六)明治一八・三・三	二・四・八
第二次 高橋	高(六)明治一八・三・三	二・四・八
第三次 高橋	高(六)明治一八・三・三	二・四・八
第四次 高橋	高(六)明治一八・三・三	二・四・八
第一次 加藤	加(六)明治一八・三・三	二・四・八
第二次 加藤	加(六)明治一八・三・三	二・四・八
第三次 加藤	加(六)明治一八・三・三	二・四・八
第四次 加藤	加(六)明治一八・三・三	二・四・八

第二次 桂 (六) 四・七・四 三・一・六
第二次 西園寺 (六) 四・八・三 一・三・〇
第三次 桂 (六) 大正元・二・二
第一次 山本 (六) 二・二・〇 一・一・七
第二次 大隈 (七) 五・四・六 二・五・三
第一次 寺内 (六) 五・一〇・九 一・一〇・三
原 (六) 七・九・九 三・一・四
高橋 (六) 一〇・二・三 六・九
加藤友 (六) 一・六・二 一・二・三

第二次 山本 (七) 一・九・二
第一次 加藤 (六) 一・三・六 一・一・〇
第二次 加藤 (六) 一・四・八 一・一・〇
第一次 若槻 (六) 一・五・一 一・三・八
第二次 若槻 (六) 一・五・一 一・三・八
第一次 田中 (六) 昭和一・四・一〇 二・二・三
第二次 若槻 (六) 昭和一・四・一〇 二・二・三
第一次 若槻 (六) 昭和一・四・一〇 二・二・三
第二次 若槻 (六) 昭和一・四・一〇 二・二・三

齋藤 (七) 七・五・六 二・一・二
岡田 (七) 九・七・八 一・八・一〇
廣田 (九) 一・三・九 〇・三・三
林 (六) 二・二・二 三・二・六
近衛 (七) 二・二・六 四・一・〇
平沼 (七) 一・四・一 七・二・六
阿部 (六) 一・四・八 三・〇
本表中括弧内數字は組閣當時の年齢を在職年月日數は何ヶ月何日を示す

歷代内閣

考(拓務省は明治二十九年四月十一日新設。同三十年八月三十一日廢止。鐵道省は大正九年五月十五日新設。農商務省は大正十四年四月一日農林商工兩省に分離。拓務省は昭和四年六月十日新設。厚生省は昭和十三年一月十一日新設。)

總理大臣	外務大臣	内務大臣	大藏大臣	陸軍大臣	海軍大臣	司法大臣	文部大臣	農商務大臣	商工大臣	逓信大臣	鐵道大臣	拓務大臣	厚生大臣
伊藤博文 大隈重信 寺内正毅 原敬 高橋是清 加藤友三郎	井上馨 大隈重信 松方正義 大隈重信 松方正義 大隈重信	山縣有朋 松方正義 松方正義 松方正義 松方正義 松方正義	正義大山 正義大山 正義大山 正義大山 正義大山 正義大山	巖谷小波 西園寺公望 西園寺公望 西園寺公望 西園寺公望 西園寺公望	西園寺公望 西園寺公望 西園寺公望 西園寺公望 西園寺公望 西園寺公望	山田顯義 山田顯義 山田顯義 山田顯義 山田顯義 山田顯義	有禮 有禮 有禮 有禮 有禮 有禮	谷本富太郎 谷本富太郎 谷本富太郎 谷本富太郎 谷本富太郎 谷本富太郎	谷本富太郎 谷本富太郎 谷本富太郎 谷本富太郎 谷本富太郎 谷本富太郎	谷本富太郎 谷本富太郎 谷本富太郎 谷本富太郎 谷本富太郎 谷本富太郎	谷本富太郎 谷本富太郎 谷本富太郎 谷本富太郎 谷本富太郎 谷本富太郎	谷本富太郎 谷本富太郎 谷本富太郎 谷本富太郎 谷本富太郎 谷本富太郎	谷本富太郎 谷本富太郎 谷本富太郎 谷本富太郎 谷本富太郎 谷本富太郎

その数は四人で任期は七年である。多額議員 満三十歳以上の男子で北海道及び各府縣に於て土地或は工業商業に付多

額の直接國税を納むる者百人の中より一人又は二百人の中より二人を互選する。任期は七箇年で議員の總数は六十六人以

内とし、その北海道及び各府縣に於ける定数は通常選舉毎に人口に應じ勅命を以て之を指定する。

歴代貴族院議長及副議長

議長	副議長	就任年月
伊藤博文	東久世通禧	明治三〇・九
蜂須賀茂韶	細川潤次郎	西園寺公望
近衛篤磨	黒田長成	三〇・七
近衛文彦	蜂須賀正韶	三〇・〇
近衛篤磨	近衛文彦	三〇・三
松平頼壽	松平頼壽	昭和八・六
	佐佐木行忠	三〇・六
		三〇・六

議會並衆議院議長副議長 (△印は解散)

回数	開會	閉會	議長	副議長
第一	明治二〇・九	明治二〇・八	中島信行	津田眞造
第二	明治二二・九	明治二二・八	星亨	會關荒助
第三	明治二四・九	明治二四・八	星亨	楠本正隆
第四	明治二六・九	明治二六・八	星亨	楠本正隆

第	議長	副議長
第五	星亨	安部井磐根
第六	楠本正隆	片岡健吉
第七	楠本正隆	片岡健吉
第八	楠本正隆	片岡健吉
第九	楠本正隆	片岡健吉
第十	鳩山一夫	鳥田三郎
第十一	鳩山一夫	鳥田三郎
第十二	鳩山一夫	鳥田三郎
第十三	片岡健吉	元田肇
第十四	片岡健吉	元田肇
第十五	片岡健吉	元田肇
第十六	片岡健吉	元田肇
第十七	片岡健吉	元田肇
第十八	河野廣中	杉田定一
第十九	河野廣中	杉田定一
第二十	河野廣中	杉田定一
第二十一	河野廣中	杉田定一
第二十二	河野廣中	杉田定一
第二十三	河野廣中	杉田定一
第二十四	河野廣中	杉田定一
第二十五	河野廣中	杉田定一
第二十六	河野廣中	杉田定一
第二十七	河野廣中	杉田定一
第二十八	河野廣中	杉田定一
第二十九	河野廣中	杉田定一
第三十	河野廣中	杉田定一
第三十一	河野廣中	杉田定一
第三十二	河野廣中	杉田定一
第三十三	河野廣中	杉田定一
第三十四	河野廣中	杉田定一
第三十五	河野廣中	杉田定一
第三十六	河野廣中	杉田定一
第三十七	河野廣中	杉田定一
第三十八	河野廣中	杉田定一
第三十九	河野廣中	杉田定一
第四十	河野廣中	杉田定一
第四十一	河野廣中	杉田定一
第四十二	河野廣中	杉田定一
第四十三	河野廣中	杉田定一
第四十四	河野廣中	杉田定一
第四十五	河野廣中	杉田定一
第四十六	河野廣中	杉田定一
第四十七	河野廣中	杉田定一
第四十八	河野廣中	杉田定一
第四十九	河野廣中	杉田定一
第五十	河野廣中	杉田定一
第五十一	河野廣中	杉田定一
第五十二	河野廣中	杉田定一
第五十三	河野廣中	杉田定一
第五十四	河野廣中	杉田定一
第五十五	河野廣中	杉田定一
第五十六	河野廣中	杉田定一
第五十七	河野廣中	杉田定一
第五十八	河野廣中	杉田定一
第五十九	河野廣中	杉田定一
第六十	河野廣中	杉田定一
第六十一	河野廣中	杉田定一
第六十二	河野廣中	杉田定一
第六十三	河野廣中	杉田定一
第六十四	河野廣中	杉田定一
第六十五	河野廣中	杉田定一
第六十六	河野廣中	杉田定一
第六十七	河野廣中	杉田定一
第六十八	河野廣中	杉田定一
第六十九	河野廣中	杉田定一
第七十	河野廣中	杉田定一
第七十一	河野廣中	杉田定一
第七十二	河野廣中	杉田定一
第七十三	河野廣中	杉田定一
第七十四	河野廣中	杉田定一

回数	議長	副議長
第二十八	大岡育造	大岡育造
第二十九	大岡育造	大岡育造
第三十	大岡育造	大岡育造
第三十一	大岡育造	大岡育造
第三十二	大岡育造	大岡育造
第三十三	大岡育造	大岡育造
第三十四	大岡育造	大岡育造
第三十五	大岡育造	大岡育造
第三十六	大岡育造	大岡育造
第三十七	大岡育造	大岡育造
第三十八	大岡育造	大岡育造
第三十九	大岡育造	大岡育造
第四十	大岡育造	大岡育造
第四十一	大岡育造	大岡育造
第四十二	大岡育造	大岡育造
第四十三	大岡育造	大岡育造
第四十四	大岡育造	大岡育造
第四十五	大岡育造	大岡育造
第四十六	大岡育造	大岡育造
第四十七	大岡育造	大岡育造
第四十八	大岡育造	大岡育造
第四十九	大岡育造	大岡育造
第五十	大岡育造	大岡育造
第五十一	大岡育造	大岡育造
第五十二	大岡育造	大岡育造

第	議長	副議長
第五十三	森田茂	松浦五兵衛
第五十四	森田茂	松浦五兵衛
第五十五	森田茂	松浦五兵衛
第五十六	森田茂	松浦五兵衛
第五十七	森田茂	松浦五兵衛
第五十八	森田茂	松浦五兵衛
第五十九	森田茂	松浦五兵衛
第六十	森田茂	松浦五兵衛
第六十一	森田茂	松浦五兵衛
第六十二	森田茂	松浦五兵衛
第六十三	森田茂	松浦五兵衛
第六十四	森田茂	松浦五兵衛
第六十五	森田茂	松浦五兵衛
第六十六	森田茂	松浦五兵衛
第六十七	森田茂	松浦五兵衛
第六十八	森田茂	松浦五兵衛
第六十九	森田茂	松浦五兵衛
第七十	森田茂	松浦五兵衛
第七十一	森田茂	松浦五兵衛
第七十二	森田茂	松浦五兵衛
第七十三	森田茂	松浦五兵衛
第七十四	森田茂	松浦五兵衛

衆議院解散一覽

議會 政府 解散年月日 理由

第二回	松方内閣	明治三三・三三	政府の重要諸法案否決のため
第五回	伊藤内閣	二六・二二	官紀振肅、軍艦千鳥事件、條約勸行等に就き政府を追窮
第六回	伊藤内閣	二七・六・二	自由黨提出の彈劾上奏案
第一二回	松隈内閣	三〇・三・五	不信任案提出
第一二回	伊藤内閣	三〇・六・〇	地租増徴案反對
第一七回	桂内閣	三三・三・六	海軍擴張のための地租増徴案續案否決
第一九回	桂内閣	三三・三・二	衆議院の奉答文中彈劾上奏の意を表明したるため
第三五回	大隈内閣	三三・三・五	朝鮮二箇師團増設案否決
第三八回	寺内内閣	六・一・三	不信任案提出

第四二回	原内閣	九・二・六	普選案を民意に問ふため
第四八回	清浦内閣	三・一・三	暴漢議場に闖入議事進行不能のため
第五四回	田中内閣	三・一・二	不信任案提出
第五七回	濱口内閣	五・一・三	與黨少數にして政局不安定のため
第六〇回	犬養内閣	七・一・三	與黨少數にして政局不安定のため
第六八回	岡田内閣	二・一・二	不信任案提出
第七〇回	林内閣	三・三・三	重大時局の認識に就て政黨の覺醒を促し議會刷新の急務なるものありとして

衆議院議員黨派別

(議會開會前日調、△は缺員)

議會開會前日調	第七回	第七回	第七回	第七回
立憲民政黨	一八〇	一七九	一七九	一七九
立憲政友會	一七四	一七四	一七四	一七四
第一俱樂部	四八	四八	四八	四八
社會大衆黨	三六	三六	三六	三六
第一控室	二三	二三	二三	二三
東方會	二	二	二	二
其他	四	四	四	四

衆議院議員年齡別

計	四四六	四四六	四四六	四四六
年齡別	昭和	昭和	昭和	昭和
三〇—三三	三	三	三	三
三三—三六	四	四	四	四
三六—三九	二	二	二	二
三九—四二	六	六	六	六
四二—四五	三	三	三	三
四五—四九	一〇	一〇	一〇	一〇
四九—五二	九	九	九	九
五二—五五	二	二	二	二
五五—五九	九	九	九	九

衆議院議員職業別

職業別	大正	昭和	昭和	昭和
官吏	一三	三三	五	七
軍人	三	四	三	一
醫師	四	一〇	三	七
律師	三	四	三	一
著述者	三	三	三	三
新聞記者	三	三	三	三
辯護士	三	三	三	三
其他	三	三	三	三

貴族院議員數 (各年六月末現在)

昭和八年	三九八	三九七	四〇二	四〇五	四一〇	四一七
昭和九年	三九七	三九七	四〇二	四〇五	四一〇	四一七
昭和十年	三九七	三九七	四〇二	四〇五	四一〇	四一七
昭和十一年	三九七	三九七	四〇二	四〇五	四一〇	四一七
昭和十二年	三九七	三九七	四〇二	四〇五	四一〇	四一七
昭和十三年	三九七	三九七	四〇二	四〇五	四一〇	四一七

立憲政友會

(麹町區内山下町一ノ一)

△沿革
 明治三十三年九月侯爵伊藤博文は憲政黨(自由黨の後身)を中心として新に立憲政友會を組織し自らその總裁となつた。爾來西園寺、原、高橋、田中、犬養、鈴木の各總裁を経て現在は正統派と稱する一團が久原房之助氏を總裁に推戴し、革新派と稱する一團は中島知久平氏を總裁に頂いて内部抗争を續けて居る、目下内山下町の本部は官憲に依つて閉鎖状態にある。

△綱領 余等同志は謀りて立憲政友會を設け忠誠以て皇室に奉じ國家に對する臣民の分義を盡さんと欲す其の趣旨とする所の要領左の如し

一、余等同志は憲法を恪守し其條章に循由

して統治權の施用を完からしめ以て國家の要務を擧げ以て各個の權利自由を保全せんことを期す

二、余等同志は維新中興の宏謀を遵奉し之を翼賛して以て國運を進め文明を扶植することを勉むべし

三、余等同志は行政の機能を完全にして其公正を保たんとことを望み選叙を精にし繁樞を省き責守を明にし紀律を正し處務を敏活にして時運の進歩と相伴はしめんことを努むべし

四、余等同志は外交を重んじ友邦の誼を厚くし文明の政以て遠人を倚安せしめ法治國の名實を全からしめんことを努むべし

五、余等同志は中外の形勢に應じ國防を充實するを以て必要とし常に國力の發達と相伴行して國權國利の防護を完全ならしめんことを望む

六、余等同志は教育振を作し國民の品性を陶冶し公私各々國家に對する負擔を分つに堪ふるの懿徳良能を發達せしめ以て國礎を牢くせんことを希ふ

七、余等同志は農商百工を奨め航海貿易を盛にし交通の利便を増し國家をして經濟上生存の基礎を鞏からしめんことを欲す

多額納稅議員

政治・行政—議會

第二十回總選舉衆議院各黨派別得票一覽

黨派	有効	無効	民政	民贊	友政	社友	大他無產	昭和	昭贊	國同	東方	政革	養正	他國家主義系	中立
東京	八〇三、七五七	二八二、〇三〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
京都	一七、四六四	八七、五九三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大阪	四八二、六九五	一七九、一六七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神奈川	三三三、五三六	九三、七〇七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
兵庫	四四四、四二一	一六五、六三七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長崎	一七、四三〇	五九、〇四四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
新潟	三六六、八五三	七八、八一六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
埼玉	三五六、七八	九四、四七四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
群馬	三二、八九三	八二、三三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
千葉	三四四、一一一	一〇三、八九八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
茨城	三五六、八六五	六六、九四九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
栃木	一八八、八三五	八一、九九六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
奈良	一〇一、三三八	三三、九六五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三重	三〇九、二二一	八七、六四一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
愛知	四四〇、三二二	一六九、三三五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
靜岡	三九九、八三五	一八、四九〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山梨	一四、二六一	二四、〇五六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
滋賀	一一〇、三六一	四六、九三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岐阜	三〇、四五五	八六、六五八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長野	二六八、六三四	一三〇、九六五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宮城	一八三、八六八	六六、一四〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福島	三五六、六四四	一三三、〇〇四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

岩手	一五八、六四〇	二九、一七〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
青森	一四一、二六四	五七、七三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山形	一九〇、五三三	四三、三四一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
秋田	一六〇、七六三	七三、二九七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福島	一〇八、二九八	三六、四八九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
石川	一三三、二六七	六〇、一一二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
富山	一四、四〇三	七三、四七六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鳥取	八六、九三六	三三、〇八七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
島根	一四、九九九	八九、三五三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岡山	三五六、七二六	五六、六七七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廣島	三三三、四三六	一五、〇八四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山口	一七、七三八	二四、九三〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
和歌山	一六、七〇〇	三八、五九九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
德島	九四、七二五	四三、三三二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
香川	一三九、三六一	四六、三六二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
愛媛	一〇〇、二八五	四三、五九一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高知	一〇八、七四六	四三、八八四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福岡	四三三、七七七	八六、一六九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大分	九四、一九九	二九、二八八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
佐賀	一六、三三三	五九、二六四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
熊本	三三、九三三	三、四八七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宮崎	一一〇、〇三三	二、三六六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鹿兒島	三六、四七九	二五、九五七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
沖繩	七九、五三二	三三、八六二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北海道	三七、八五五	一八二、六三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	一〇、三三三、三六六、一〇四	四七、三九七、七七一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

解散直前の各派勢力表

府縣名	定員	民政	友和	社大	國盟	東方	諸派	無所	缺員
東京	三	一	一	一	一	一	一	一	一
神奈川	三	一	一	一	一	一	一	一	一
埼玉	三	一	一	一	一	一	一	一	一
千葉	二	一	一	一	一	一	一	一	一
茨城	二	一	一	一	一	一	一	一	一
山梨	二	一	一	一	一	一	一	一	一
群馬	二	一	一	一	一	一	一	一	一
栃木	二	一	一	一	一	一	一	一	一
關東合計	九	六	六	六	六	六	六	六	六
北海道	三	一	一	一	一	一	一	一	一
青森	二	一	一	一	一	一	一	一	一
秋田	二	一	一	一	一	一	一	一	一
山形	二	一	一	一	一	一	一	一	一
岩手	二	一	一	一	一	一	一	一	一
宮城	二	一	一	一	一	一	一	一	一
福島	二	一	一	一	一	一	一	一	一
東北合計	七	四	四	四	四	四	四	四	四
長野	二	一	一	一	一	一	一	一	一
新潟	二	一	一	一	一	一	一	一	一
富山	二	一	一	一	一	一	一	一	一
石川	二	一	一	一	一	一	一	一	一
福井	二	一	一	一	一	一	一	一	一
北信合計	七	四	四	四	四	四	四	四	四
九州合計	七	三	三	三	三	三	三	三	三
總計	四六	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五

全國各道府縣 投票者並棄權歩合調八 (第二十回總選舉、一・二・四内務省調)

道府縣	有權者	投票者	棄權者	棄權率
北海道	五九,九一五	三九,七三三	二〇,一八二	〇・三三
青森	一八六,六八八	一四一,四七	四五,二一七	〇・二四
岩手	二二一,〇七	一五九,七三七	六一,三三三	〇・二八
宮城	三三三,九四七	二四七,七二	八六,二二五	〇・二六
秋田	二〇七,七九二	一四七,三〇〇	六〇,四九二	〇・二九
山形	二二五,七二二	一六二,六六二	六三,〇六〇	〇・二八
福島	三〇七,七七七	二二〇,四〇〇	八七,三七七	〇・二八
茨城	三三三,七五四	二六〇,四〇〇	七三,三七七	〇・二二
栃木	三三三,七五四	二六〇,四〇〇	七三,三七七	〇・二二
群馬	三三三,七五四	二六〇,四〇〇	七三,三七七	〇・二二
千葉	三三三,七五四	二六〇,四〇〇	七三,三七七	〇・二二
埼玉	三三三,七五四	二六〇,四〇〇	七三,三七七	〇・二二
東京	三三三,七五四	二六〇,四〇〇	七三,三七七	〇・二二
神奈川	三三三,七五四	二六〇,四〇〇	七三,三七七	〇・二二
北信合計	一,三〇一,五二二	八〇九,六二二	四九一,八九九	〇・三七八

政治・行政——議會

神奈川	三三三,七五四	二六〇,四〇〇	七三,三七七	〇・二二
新潟	三三三,七五四	二六〇,四〇〇	七三,三七七	〇・二二
富山	三三三,七五四	二六〇,四〇〇	七三,三七七	〇・二二
石川	三三三,七五四	二六〇,四〇〇	七三,三七七	〇・二二
福井	三三三,七五四	二六〇,四〇〇	七三,三七七	〇・二二
山梨	三三三,七五四	二六〇,四〇〇	七三,三七七	〇・二二
長野	三三三,七五四	二六〇,四〇〇	七三,三七七	〇・二二
岐阜	三三三,七五四	二六〇,四〇〇	七三,三七七	〇・二二
愛知	三三三,七五四	二六〇,四〇〇	七三,三七七	〇・二二
三重	三三三,七五四	二六〇,四〇〇	七三,三七七	〇・二二
滋賀	三三三,七五四	二六〇,四〇〇	七三,三七七	〇・二二
京都	三三三,七五四	二六〇,四〇〇	七三,三七七	〇・二二
大阪	三三三,七五四	二六〇,四〇〇	七三,三七七	〇・二二
兵庫	三三三,七五四	二六〇,四〇〇	七三,三七七	〇・二二
奈良	三三三,七五四	二六〇,四〇〇	七三,三七七	〇・二二
和歌山	三三三,七五四	二六〇,四〇〇	七三,三七七	〇・二二
鳥取	三三三,七五四	二六〇,四〇〇	七三,三七七	〇・二二
島根	三三三,七五四	二六〇,四〇〇	七三,三七七	〇・二二
岡山	三三三,七五四	二六〇,四〇〇	七三,三七七	〇・二二
廣島	三三三,七五四	二六〇,四〇〇	七三,三七七	〇・二二
山口	三三三,七五四	二六〇,四〇〇	七三,三七七	〇・二二
徳島	三三三,七五四	二六〇,四〇〇	七三,三七七	〇・二二
香川	三三三,七五四	二六〇,四〇〇	七三,三七七	〇・二二
愛媛	三三三,七五四	二六〇,四〇〇	七三,三七七	〇・二二
高知	三三三,七五四	二六〇,四〇〇	七三,三七七	〇・二二
北信合計	一,三〇一,五二二	八〇九,六二二	四九一,八九九	〇・三七八

政治・行政——議會

大熊	557,600	40,891	106,703	0,121	166,546	55,066
長崎	1,370,523	127,488	199,668	0,143	309,430	111,401
佐賀	252,548	18,020	72,438	0,143	130,611	58,809
福岡	2,816,688	258,843	658,845	0,287	806,638	288,809
分	1,273,523	95,149	332,103	0,253	1,407,500	513,977
計					10,377,756	3,757,254

選舉區

(衆議院議員選舉法別表)

東京府	第一區	麴町區	赤坂區	五
	第二區	芝布區	牛込區	五
	第三區	小石川區	本郷區	五
	第四區	日本橋區	淺草區	四
	第五區	本所區	深川區	四
	第六區	豊多摩區	大島區	四
	第七區	北豊島區	八丈島廳管内	五
京都府	第一區	西多摩郡	南多摩郡	三
大阪府	第一區	東區	南區	三
	第二區	西區	東區	三
	第三區	東區	南區	三
	第四區	西區	東區	三
	第五區	南區	東區	四
	第六區	北區	東區	四
神奈川縣	第一區	川崎市	横浜市	三
愛知縣	第一區	名古屋	豊田	四
	第二區	名古屋	豊田	四
	第三區	名古屋	豊田	四
	第四區	名古屋	豊田	四
	第五區	名古屋	豊田	四
靜岡縣	第一區	靜岡市	濱松市	五
	第二區	靜岡市	濱松市	五
	第三區	靜岡市	濱松市	五
	第四區	靜岡市	濱松市	五
	第五區	靜岡市	濱松市	五

政治・行政——議會

長崎縣	第一區	長崎市	南高來郡	對馬島廳管内	五
	第二區	佐保市	南松浦郡	壹岐郡	四
新潟縣	第一區	新潟市	佐渡郡		三
	第二區	新潟市	東蒲原郡	岩船郡	四
	第三區	新潟市	北魚沼郡	刈羽郡	五
	第四區	新潟市	南魚沼郡	中頸城郡	三
埼玉縣	第一區	川越市	入間郡		四
	第二區	比企郡	大里郡	兒玉郡	四
	第三區	秩父郡	北葛飾郡		三
群馬縣	第一區	前橋市	佐波郡		五
	第二區	桐生市	新田郡		五
	第三區	利根郡	邑山郡		五
千葉縣	第一區	千葉市	東葛飾郡	君津郡	四
	第二區	千葉市	西葛飾郡	香取郡	三
	第三區	千葉市	南葛飾郡	夷隅郡	四
茨城縣	第一區	水戸市	行方郡	北相馬郡	四
	第二區	水戸市	多賀郡		三
	第三區	水戸市	鹿嶋郡	久慈郡	三
栃木縣	第一區	宇都宮市	鹽谷郡		五
	第二區	宇都宮市	那須郡		五
	第三區	宇都宮市	足利郡		四
群馬縣	第一區	前橋市	佐波郡		五
	第二區	前橋市	新田郡		五
	第三區	前橋市	利根郡		五
神奈川縣	第一區	川崎市	川崎市	横浜市	三
	第二區	川崎市	川崎市	横浜市	三
	第三區	川崎市	川崎市	横浜市	三
	第四區	川崎市	川崎市	横浜市	三
	第五區	川崎市	川崎市	横浜市	三
愛知縣	第一區	名古屋	名古屋	豊田	四
	第二區	名古屋	名古屋	豊田	四
	第三區	名古屋	名古屋	豊田	四
	第四區	名古屋	名古屋	豊田	四
	第五區	名古屋	名古屋	豊田	四
靜岡縣	第一區	靜岡市	濱松市	濱松市	五
	第二區	靜岡市	濱松市	濱松市	五
	第三區	靜岡市	濱松市	濱松市	五
	第四區	靜岡市	濱松市	濱松市	五
	第五區	靜岡市	濱松市	濱松市	五

政治・行政 ——議會	第二區	第一區	廣島縣	第二區	第一區	岡山縣	第二區	第一區	鳥取縣	第二區													
	安藝郡市	安佐郡市	廣島郡市	後月郡	小田郡	淺口郡	都窪郡	兒島郡	上道郡	赤氣郡	御津郡	岡山郡市	邑智郡	安藝郡	飯石郡	仁多郡	能義郡	松東郡	江東郡	水見郡	射水郡	高岡郡市	
	豐田郡	賀茂郡	高山郡	阿哲郡	川上郡	吉房郡	久米郡	英勝郡	勝田郡	真庭郡	鹿足郡	美濃郡	那賀郡	隱岐郡	大原郡	川原郡	管內	西礪波郡	東礪波郡				
	四	四		五		五			三		三		四	三									

政治・行政 ——議會	第二區	第一區	香川縣	第二區	第一區	德島縣	第二區	第一區	和歌山縣	第二區	第一區	山口縣	第三區												
	綾歌郡市	丸龜郡市	木田郡市	高松郡市	阿波郡	板野郡	勝浦郡	名東郡	徳島郡市	日高郡	海草郡	和歌山郡市	熊毛郡	玖波郡	大島郡	豊浦郡	厚狭郡	宇部郡	下關郡市	深安郡	沼羅郡	世調郡	御岡郡市	福道郡市	
	三豐郡	仲多度郡	香川郡	小豆郡	三好郡	美馬郡	名西郡	海部郡	那賀郡	東牟婁郡	西牟婁郡	伊都賀郡	那賀郡	吉敷郡	佐波郡	阿武郡	大津郡	美濃郡	比婆郡	雙奴郡	甲石郡	神品郡	蘆品郡	福道郡市	仙臺郡市
	三	三		三		三		三	三	三	三	三	五	四											

政治・行政 ——議會	第四區	第三區	第二區	第一區	福岡縣	第二區	第一區	高知縣	第三區	第二區	第一區	愛媛縣														
	企救郡市	門司郡市	小倉郡市	三井郡	浮井郡	大牟田郡	久留米郡	戸畑郡	八幡郡	朝倉郡	宗像郡	糟屋郡	福岡郡市	高岡郡	香川郡	安藝郡	高知郡	東宇和郡	西宇和郡	宇和島郡	周智郡	今治郡	伊予郡	温泉郡	松山市	
	鏡上郡	京都郡	田川郡	三池郡	浮田郡	三津郡	八幡郡	嘉穂郡	遠賀郡	早良郡	筑紫郡	幡多郡	土佐郡	長門郡	佐賀郡	長門郡	南宇和郡	北宇和郡	宇摩郡	新居郡	喜多郡	上浮穴郡				
	四		五		五		四		三		三		三		三		三		三		三					三

政治・行政 ——議會	宮城縣	第四區	第三區	第二區	第一區	長野縣	第三區	第二區	第一區	山梨縣	第三區	第一區	滋賀縣	山梨縣	第三區										
	東筑摩郡	西筑摩郡	松本郡	上伊那郡	諏訪郡	北佐久郡	南佐久郡	上田郡	更級郡	長野郡	惠那郡	可兒郡	加茂郡	養老郡	海津郡	羽鳥郡	大垣郡	山梨郡	稻葉郡	岐原郡	周智郡	磐田郡	濱松郡		
	北安曇郡	南安曇郡	下伊那郡	埴科郡	小縣郡	下内郡	水上郡	上内郡	下高井郡	上高井郡	吉城郡	大野郡	益田郡	本巢郡	掛妻郡	安八郡	不破郡	郡上郡	武儀郡						
	三		四		三		三		三		三		三		三		三		三		五	五	四		

政治・行政 ——議會	青森縣	第二區	第一區	岩手縣	第三區	第二區	第一區	福島縣	第二區	第一區	第一區													
	江刺郡	膽津郡	和賀郡	稗賀郡	紫波郡	盛岡郡	盛岡郡	雙葉郡	石川郡	河沼郡	耶麻郡	北會津郡	南會津郡	岩手郡	若松郡	信濃郡	福島郡	登米郡	栗原郡	玉造郡	名取郡	伊具郡	柴田郡	仙臺郡
	上閉伊郡	氣仙郡	東磐井郡	西磐井郡	二戸郡	九戸郡	下閉伊郡	相馬郡	田村郡	石川郡	西白河郡	東白河郡	大沼郡	安積郡	安積郡	伊達郡	福島郡	本吉郡	牡鹿郡	桃生郡	遠志郡	加田郡	黒川郡	宮城郡
	四		三		三		五		三		三		三		三		三		三		五			

政治・行政 ——議會	富山縣	第一區	第二區	第一區	石川縣	第一區	福井縣	第二區	第一區	秋田縣	第二區	第一區	山形縣	第二區	第一區	青森縣								
	中新川郡	上川郡	富山郡	鹿島郡	羽咋郡	河北郡	江沼郡	金澤郡	仙北郡	由利郡	北秋田郡	秋田郡	最上郡	北村山郡	鶴岡郡	東村山郡	米澤郡	山形郡	中津輕郡	西津輕郡	弘前郡	上北郡	東津輕郡	青森郡
	下新川郡	新川郡	三井郡	珠洲郡	鳳至郡	石川郡	能美郡	雄勝郡	平鹿郡	河邊郡	南秋田郡	山本郡	鮎川郡	西田川郡	東田川郡	西置賜郡	東置賜郡	南置賜郡	北津輕郡	南津輕郡	弘前郡	上北郡	東津輕郡	青森郡
	三		三		三		五		三		四		四		四		四		三		三		三	

大分縣	第一區	大分市	直入郡	大野郡	四人
	第二區	別府市	日田郡	玖波郡	四人
	第三區	宇佐郡	佐毛郡	下毛郡	三人
佐賀縣	第一區	佐賀市	三養基郡	小城郡	三人
	第二區	神埼郡	杵島郡	藤津郡	三人
熊本縣	第一區	熊本市	鹿本郡	阿蘇郡	五人
	第二區	熊本市	鹿本郡	阿蘇郡	五人

第二區	宇土郡	上益城郡	下益城郡	八代郡	五人
第一區	鹿兒島市	鹿兒島郡	薩摩郡	伊佐郡	五人
第二區	鹿兒島市	川邊郡	日置郡	哈喇郡	五人
第三區	鹿兒島市	大島廳管内	大島廳管内	肝屬郡	五人
第四區	鹿兒島市	鹿兒島郡	薩摩郡	伊佐郡	五人
第五區	鹿兒島市	鹿兒島郡	薩摩郡	伊佐郡	五人

第二區	旭川市	宗谷支廳管内	留萌支廳管内	四人
第三區	函館市	渡島支廳管内	檜山支廳管内	三人
第四區	室蘭市	釧路支廳管内	空知支廳管内	五人
第五區	釧路市	根室支廳管内	十勝支廳管内	四人

本表は十年間之を更正せず

法定選舉運動費用額調 (昭和十二年四月七日内務省發表)

道府縣	議員確定名簿	第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	第六區	第七區	平均
北海道	二〇	五七、九四	九、七〇	七、六三	九、二四	七、四三	九、六三	八、六九	八、六九
東北	三一	三九、五四	六、九七	七、〇二	八、〇四	七、八一	三、五三	八、九三	一、二七九
東京	二二	三六、九四	一、四九	一、〇二	七、六六	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二
大阪	二二	三三、九三	一、〇七	七、六五	九、七〇	三、七四	二、八〇	一、〇二	一、〇二

道府縣	議員確定名簿	第一區	第二區	平均
滋賀	五	一六〇、九七	九、六五	九、六五
宮城	八	三三、〇四	八、六六	八、六六
岩手	七	二四、九五	九、三三	九、三三
青森	六	一八、六三	一〇、七四	八、三五

神奈川	二	三九、九八	一、五二	八、七五	八、六三
兵庫	九	六四、〇四	一、四九	一、九六	一〇、二六
長崎	九	三六、七七	八、五三	八、五三	八、五三
新潟	一五	四三、〇八	八、三九	八、〇七	八、四九
埼玉	二	三三、二六	一、〇七	七、八二	八、八五
群馬	九	二五、三〇	八、八一	八、二四	八、三六
千葉	二	三三、一九	一、〇五	九、三三	八、三六
茨城	二	三〇、五五	九、二七	八、〇六	九、五九
栃木	九	二四、〇五	七、四六	八、七三	八、七三
奈良	五	一三、七九	八、二七	七、九五	八、七五
三重	九	二六、七三	九、四三	七、九五	八、九七
愛知	一七	五九、五二	一、三三	九、三三	一〇、三三
静岡	一三	四〇、六六	九、九六	八、六二	九、六六
山梨	五	一三、五五	八、一五	八、六二	八、六二
岐阜	九	二六、八五	八、六二	七、六五	一〇、五三
長野	二	三三、二一	九、四三	八、五五	七、九五
福島	二	三三、四七	九、五七	八、三〇	八、〇五
廣島	一三	三九、〇五	九、七七	八、〇八	八、五五
愛媛	九	二五、九六	八、九〇	八、七五	七、五三
福岡	一八	五六、四三	九、八七	一〇、二四	八、〇五
鹿兒島	二二	三三、五七	七、五七	八、五三	七、四四

山形	八	三九、三四	九、五〇	七、九五	八、六三
秋田	七	二二、三九	八、二五	一〇、一三	九、五六
福井	五	一四、六六	八、五〇	八、五〇	八、五〇
石川	六	一六、二五	九、〇七	七、八四	八、四六
富山	六	一七、三三	九、〇七	八、五八	八、八八
鳥取	四	一〇、五五	七、九三	七、九三	七、九三
島根	六	一七、〇三	九、五八	七、九一	八、七二
岡山	一〇	三〇、〇四	九、一五	九、〇三	九、二二
山口	九	二四、七三	九、四七	八、三〇	八、八六
和歌山	六	一七、〇八	一〇、七五	八、九八	九、八四
徳島	六	一六、六四	八、四三	八、〇四	八、三三
香川	六	一六、七三	八、三〇	八、四六	八、三三
高知	六	一六、二五	八、三三	八、〇五	八、二二
大分	七	二〇、八三	九、七〇	八、〇四	八、九三
佐賀	六	一三、二二	六、二九	七、八〇	六、九三
熊本	一〇	二八、〇九	八、四〇	八、七五	八、八〇
宮崎	五	一六、七六	一〇、二六	一〇、二六	一〇、二六
沖繩	五	一三、五九	八、一五	八、一五	八、一五
全回	四六	一四、七〇	九、三二	九、三二	九、三二

貴族院勳績議員表彰

三月十八日の貴族院本會議に於て勳績三

政治・行政——議會

十年登院三十回以上の議員を表彰すること
に決定した。
徳川家達公(四十七年) 三宅秀氏(四十六

年)黒田長成侯(四十五年)松平直平子(三
十九年)青木信光子(同)山内豊景侯(三十
六年)室田義文氏(三十五年) 山本達雄男

(三十三年) 前田利定子(三十二年) 千秋季
陸男(同) 伊集院兼知子(同) 木場貞長氏(三

十一年) 川村鐵太郎伯(三十年) 柳原義光伯
(同)【衆議院】昭和十三年十二月廿七日、第

廿七議會は勸業卅年に及ぶ三土忠造(政友)
小泉又次郎(民政)兩議員の表彰を行った。

選舉運動期間

總選舉回数	選舉期日	選舉運動
第一回	明治三、七、一	期
第二回	明治三、一、二	期
第三回	明治三、七、三	期
第四回	明治三、一、三	期
第五回	明治三、七、八	期
第六回	明治三、一、三	期
第七回	明治三、七、三	期
第八回	明治三、一、三	期
第九回	明治三、七、三	期

第十回	第十一回	第十二回	第十三回	第十四回	第十五回	第十六回	第十七回	第十八回	第十九回	第二十回
昭和四、一、三	昭和四、一、三	昭和四、一、三	昭和四、一、三	昭和四、一、三	昭和四、一、三	昭和四、一、三	昭和四、一、三	昭和四、一、三	昭和四、一、三	昭和四、一、三

備考 選舉運動期間は選舉期日公布ありたる日より選舉の期日迄を計算したるものなり。

列國議員及選舉有權者

國	院	議員數	有權者數	議員一人に付人口	一人に付人口中有權者數
英國	衆議院	412	4,120,000	10,000	10,000
帝國	貴族院	266	2,660,000	10,000	10,000
佛國	下院	513	5,130,000	10,000	10,000
米國	下院	435	4,350,000	10,000	10,000
獨逸	下院	396	3,960,000	10,000	10,000
伊太	下院	374	3,740,000	10,000	10,000
利地	下院	350	3,500,000	10,000	10,000
佛國	上院	270	2,700,000	10,000	10,000
米國	上院	243	2,430,000	10,000	10,000
獨逸	上院	219	2,190,000	10,000	10,000
伊太	上院	198	1,980,000	10,000	10,000
利地	上院	175	1,750,000	10,000	10,000
佛國	下院	150	1,500,000	10,000	10,000
米國	下院	135	1,350,000	10,000	10,000
獨逸	下院	117	1,170,000	10,000	10,000
伊太	下院	104	1,040,000	10,000	10,000
利地	下院	90	900,000	10,000	10,000
佛國	上院	72	720,000	10,000	10,000
米國	上院	64	640,000	10,000	10,000
獨逸	上院	55	550,000	10,000	10,000
伊太	上院	47	470,000	10,000	10,000
利地	上院	40	400,000	10,000	10,000
佛國	下院	30	300,000	10,000	10,000
米國	下院	27	270,000	10,000	10,000
獨逸	下院	23	230,000	10,000	10,000
伊太	下院	19	190,000	10,000	10,000
利地	下院	16	160,000	10,000	10,000
佛國	上院	12	120,000	10,000	10,000
米國	上院	11	110,000	10,000	10,000
獨逸	上院	9	90,000	10,000	10,000
伊太	上院	8	80,000	10,000	10,000
利地	上院	7	70,000	10,000	10,000
佛國	下院	6	60,000	10,000	10,000
米國	下院	5	50,000	10,000	10,000
獨逸	下院	4	40,000	10,000	10,000
伊太	下院	3	30,000	10,000	10,000
利地	下院	2	20,000	10,000	10,000
佛國	上院	1	10,000	10,000	10,000
米國	上院	1	10,000	10,000	10,000
獨逸	上院	1	10,000	10,000	10,000
伊太	上院	1	10,000	10,000	10,000
利地	上院	1	10,000	10,000	10,000
佛國	下院	1	10,000	10,000	10,000
米國	下院	1	10,000	10,000	10,000
獨逸	下院	1	10,000	10,000	10,000
伊太	下院	1	10,000	10,000	10,000
利地	下院	1	10,000	10,000	10,000
佛國	上院	1	10,000	10,000	10,000
米國	上院	1	10,000	10,000	10,000
獨逸	上院	1	10,000	10,000	10,000
伊太	上院	1	10,000	10,000	10,000
利地	上院	1	10,000	10,000	10,000
佛國	下院	1	10,000	10,000	10,000
米國	下院	1	10,000	10,000	10,000
獨逸	下院	1	10,000	10,000	10,000
伊太	下院	1	10,000	10,000	10,000
利地	下院	1	10,000	10,000	10,000
佛國	上院	1	10,000	10,000	10,000
米國	上院	1	10,000	10,000	10,000
獨逸	上院	1	10,000	10,000	10,000
伊太	上院	1	10,000	10,000	10,000
利地	上院	1	10,000	10,000	10,000
佛國	下院	1	10,000	10,000	10,000
米國	下院	1	10,000	10,000	10,000
獨逸	下院	1	10,000	10,000	10,000
伊太	下院	1	10,000	10,000	10,000
利地	下院	1	10,000	10,000	10,000
佛國	上院	1	10,000	10,000	10,000
米國	上院	1	10,000	10,000	10,000
獨逸	上院	1	10,000	10,000	10,000
伊太	上院	1	10,000	10,000	10,000
利地	上院	1	10,000	10,000	10,000
佛國	下院	1	10,000	10,000	10,000
米國	下院	1	10,000	10,000	10,000
獨逸	下院	1	10,000	10,000	10,000
伊太	下院	1	10,000	10,000	10,000
利地	下院	1	10,000	10,000	10,000
佛國	上院	1	10,000	10,000	10,000
米國	上院	1	10,000	10,000	10,000
獨逸	上院	1	10,000	10,000	10,000
伊太	上院	1	10,000	10,000	10,000
利地	上院	1	10,000	10,000	10,000
佛國	下院	1	10,000	10,000	10,000
米國	下院	1	10,000	10,000	10,000
獨逸	下院	1	10,000	10,000	10,000
伊太	下院	1	10,000	10,000	10,000
利地	下院	1	10,000	10,000	10,000
佛國	上院	1	10,000	10,000	10,000
米國	上院	1	10,000	10,000	10,000
獨逸	上院	1	10,000	10,000	10,000
伊太	上院	1	10,000	10,000	10,000
利地	上院	1	10,000	10,000	10,000
佛國	下院	1	10,000	10,000	10,000
米國	下院	1	10,000	10,000	10,000
獨逸	下院	1	10,000	10,000	10,000
伊太	下院	1	10,000	10,000	10,000
利地	下院	1	10,000	10,000	10,000
佛國	上院	1	10,000	10,000	10,000
米國	上院	1	10,000	10,000	10,000
獨逸	上院	1	10,000	10,000	10,000
伊太	上院	1	10,000	10,000	10,000
利地	上院	1	10,000	10,000	10,000
佛國	下院	1	10,000	10,000	10,000
米國	下院	1	10,000	10,000	10,000
獨逸	下院	1	10,000	10,000	10,000
伊太	下院	1	10,000	10,000	10,000
利地	下院	1	10,000	10,000	10,000
佛國	上院	1	10,000	10,000	10,000
米國	上院	1	10,000	10,000	10,000
獨逸	上院	1	10,000	10,000	10,000
伊太	上院	1	10,000	10,000	10,000
利地	上院	1	10,000	10,000	10,000
佛國	下院	1	10,000	10,000	10,000
米國	下院	1	10,000	10,000	10,000
獨逸	下院	1	10,000	10,000	10,000
伊太	下院	1	10,000	10,000	10,000
利地	下院	1	10,000	10,000	10,000
佛國	上院	1	10,000	10,000	10,000
米國	上院	1	10,000	10,000	10,000
獨逸	上院	1	10,000	10,000	10,000
伊太	上院	1	10,000	10,000	10,000
利地	上院	1	10,000	10,000	10,000
佛國	下院	1	10,000	10,000	10,000
米國	下院	1	10,000	10,000	10,000
獨逸	下院	1	10,000	10,000	10,000
伊太	下院	1	10,000	10,000	10,000
利地	下院	1	10,000	10,000	10,000
佛國	上院	1	10,000	10,000	10,000
米國	上院	1	10,000	10,000	10,000
獨逸	上院	1	10,000	10,000	10,000
伊太	上院	1	10,000	10,000	10,000
利地	上院	1	10,000	10,000	10,000
佛國	下院	1	10,000	10,000	10,000
米國	下院	1	10,000	10,000	10,000
獨逸	下院	1	10,000	10,000	10,000
伊太	下院	1	10,000	10,000	10,000
利地	下院	1	10,000	10,000	10,000
佛國	上院	1	10,000	10,000	10,000
米國	上院	1	10,000	10,000	10,000
獨逸	上院	1	10,000	10,000	10,000
伊太	上院	1	10,000	10,000	10,000
利地	上院	1	10,000	10,000	10,000
佛國	下院	1	10,000	10,000	10,000
米國	下院	1	10,000	10,000	10,000
獨逸	下院	1	10,000	10,000	10,000
伊太	下院	1	10,000	10,000	10,000
利地	下院	1	10,000	10,000	10,000
佛國	上院	1	10,000	10,000	10,000
米國	上院	1	10,000	10,000	10,000
獨逸	上院	1	10,000	10,000	10,000
伊太	上院	1	10,000	10,000	10,000
利地	上院	1	10,000	10,000	10,000
佛國	下院	1	10,000	10,000	10,000
米國	下院	1	10,000	10,000	10,000
獨逸	下院	1	10,000	10,000	10,000
伊太	下院	1	10,000	10,000	10,000
利地	下院	1	10,000	10,000	10,000
佛國	上院	1	10,000	10,000	10,000
米國	上院	1	10,000	10,000	10,000
獨逸	上院	1	10,000	10,000	10,000
伊太	上院	1	10,000	10,000	10,000
利地	上院	1	10,000	10,000	10,000
佛國	下院	1	10,000	10,000	10,000
米國	下院	1	10,000	10,000	10,000
獨逸	下院	1	10,000	10,000	10,000
伊太	下院	1	10,000	10,000	10,000
利地	下院	1	10,000	10,000	10,000
佛國	上院	1	1		

主任の明瞭ならざる事務にして兩省以上に
關涉するものあるときは閣議に提出して其
の主任を定める、其の職權若くは特別の委
任により省令を發することを得、所部の官

吏を統督し奏任官の進退は内閣總理大臣を
經て之を上奏し判任官以下は之を專行す
る、各省には政務次官、事務次官、參與官、
局長、秘書官、書記官、屬の職員を置く、

政務次官は大臣を佐け國務に參畫し帝國議
會との交渉事項を掌理し、參與官は大臣の
命を受け帝國議會との交渉事項其の他の國
務に參與する。

官廳別文官人員 (昭和十二年末現在)

官廳	勅任	奏任	判任	計	囑託	雇	備
内閣	三	二四	四七	八三	一、二四	五、二〇三	
外務省	三	三	五	一一	一	二二	
陸軍省	三	四五一	六五九	一、一〇三	六九九		
海軍省	三	七〇五	一、一八三	一、八八八	七〇三		
司法省	一	二、三九四	八、九七五	一一、三六九			
文部省	一	三、九八〇	八、一八六	一二、一六六			
農林省	一	三、七七一	四、四三八	八、一五九			
工商省	一	一、〇〇〇	一、五九〇	二、五九〇			
逓信省	一	一、〇〇〇	三、三三三	四、三三三			
鐵道省	一	一、二四四	三、六八八	四、九三二			
拓務省	一	四九	一、一八	一、六七			
會計検査院	一	三六	二二	五八			
行政裁判所	一	四	二五	二九			
貴族院事務局	一	一三	九六	一〇九			

衆議院事務局 一四 九四 一〇九 一八 一三九 五六
警視廳 二 一四三 一八三 三〇九 四七 三六三

(備考) 文部省は三月一日現在、逓信省の逓信局及郵便電信電
話局に屬する雇員は十二年三月末現在、文部省囑託中には
備外人を含む。日本帝國統計年鑑に據る。

文官人員累年表 (日本帝國統計年鑑)

年	勅任	奏任	判任	計	雇
昭和三年	一、三三三	一三、六三三	二二、八七七	三七、八〇三	三〇、三三三
四年	一、三三三	一四、一三三	二二、八七七	三八、三〇三	三〇、三三三
五年末	一、三三三	一四、一三三	二二、八七七	三八、三〇三	三〇、三三三
六年末	一、三三三	一四、一三三	二二、八七七	三八、三〇三	三〇、三三三
七年末	一、三三三	一四、一三三	二二、八七七	三八、三〇三	三〇、三三三
八年末	一、三三三	一四、一三三	二二、八七七	三八、三〇三	三〇、三三三
九年末	一、三三三	一四、一三三	二二、八七七	三八、三〇三	三〇、三三三
十年末	一、三三三	一四、一三三	二二、八七七	三八、三〇三	三〇、三三三
十一年末	一、三三三	一四、一三三	二二、八七七	三八、三〇三	三〇、三三三
十二年末	一、三三三	一四、一三三	二二、八七七	三八、三〇三	三〇、三三三

文官俸給累年表 (單位千圓)

年	勅任	奏任	判任	總數
昭和五年	八、〇五九	四〇、四九七	一一、七〇九	六〇、二六五
六年	七、七七六	三八、三四四	一一、五三三	五七、六五三
七年	七、七九七	三七、一六六	一一、七三三	五六、七〇〇
八年	七、八二二	三七、五八〇	一一、五五九	五六、九六一
九年	八、三〇六	三六、三六〇	一二、八二〇	六七、四八六
十年	八、四三三	三六、七〇八	一三、三三三	六八、四七四
十一年	八、四三三	三六、七〇八	一三、三三三	六八、四七四
十二年	九、〇八九	四三、〇四八	一四、七〇九	七六、八〇六

高等官俸給

親任官 (年俸單位圓)
 △九、六〇〇 内閣總理大臣
 △六、八〇〇 國務大臣、宮内大臣、内
 大臣、朝鮮總督
 △六、六〇〇 樞密院議長、特命全權大
 使、大審院長、檢事總長、臺灣總督、會
 計検査院長、行政裁判所長官
 △六、五〇〇 企畫院總裁
 △六、二〇〇 神宮祭主、對滿事務局總
 裁、樞密院副議長、朝鮮總督府政務總監

文官俸給累年表 (單位千圓)

年	勅任	奏任	判任	總數
昭和五年	八、〇五九	四〇、四九七	一一、七〇九	六〇、二六五
六年	七、七七六	三八、三四四	一一、五三三	五七、六五三
七年	七、七九七	三七、一六六	一一、七三三	五六、七〇〇
八年	七、八二二	三七、五八〇	一一、五五九	五六、九六一
九年	八、三〇六	三六、三六〇	一二、八二〇	六七、四八六
十年	八、四三三	三六、七〇八	一三、三三三	六八、四七四
十一年	八、四三三	三六、七〇八	一三、三三三	六八、四七四
十二年	九、〇八九	四三、〇四八	一四、七〇九	七六、八〇六

高等官俸給

親任官 (年俸單位圓)
 △九、六〇〇 内閣總理大臣
 △六、八〇〇 國務大臣、宮内大臣、内
 大臣、朝鮮總督
 △六、六〇〇 樞密院議長、特命全權大
 使、大審院長、檢事總長、臺灣總督、會
 計検査院長、行政裁判所長官
 △六、五〇〇 企畫院總裁
 △六、二〇〇 神宮祭主、對滿事務局總
 裁、樞密院副議長、朝鮮總督府政務總監

内事務官、侍従、式部長官其の他
 △一級四、六五〇、二級四、三〇〇
 制局參事官、内務事務官、税關長、稅務
 監督局長、鐵道局長、警視廳部長其の他
 △一級四、六五〇、二級四、三〇〇、三級
 四、〇五〇 神宮皇學館長、陸海軍教
 授、大審院判事、控訴院部長、地方裁判
 所長、檢事正、直轄學校長、會計檢査官
 行政裁判所評定官其の他
 △一級四、〇五〇、二級三、六六〇、式部
 官、掌典次長
 △一級四、〇五〇、二級三、六六〇、三級
 三、四〇〇 學習院教授其の他

奏任三等乃至七等
 一級 四、〇五〇 二級 三、六六〇 三級 三、四〇〇
 四級 三、〇五〇 五級 二、七〇〇 六級 二、四〇〇
 七級 二、一五〇 八級 一、八〇〇 九級 一、六〇〇
 十級 一、四〇〇 十一級 一、三〇〇 十二級 一、二〇〇
 奏任四等乃至八等
 一級 三、四〇〇 二級 三、〇〇〇 三級 二、七〇〇
 四級 二、四〇〇 五級 二、一五〇 六級 一、八〇〇
 七級 一、六〇〇 八級 一、四〇〇 九級 一、二〇〇
 十級 一、〇〇〇 十一級 九〇〇 十二級 八〇〇

判任官月俸表 (抄録)

内閣、樞密院、各省、道府縣	
一等	二、七〇〇
二等	二、四〇〇
三等	二、一〇〇
四等	一、八〇〇
特俸至	一、八〇〇
一級	一、四〇〇
二級	一、一〇〇
三等	九〇〇
四等	八〇〇
五等	七〇〇
六等	六〇〇
七等	五〇〇
八等	四〇〇
九等	三〇〇
十等	二〇〇
十一等	一〇〇
十二等	五〇
十三等	二五
十四等	一五
十五等	一〇
十六等	五
十七等	二
十八等	一
十九等	〇・五
二十等	〇・二五
二十一等	〇・一五
二十二等	〇・一〇
二十三等	〇・〇五
二十四等	〇・〇二五
二十五等	〇・〇一五
二十六等	〇・〇一〇
二十七等	〇・〇〇五
二十八等	〇・〇〇二五
二十九等	〇・〇〇一五
三十等	〇・〇〇一〇
三十一等	〇・〇〇〇五
三十二等	〇・〇〇〇二五
三十三等	〇・〇〇〇一五
三十四等	〇・〇〇〇一〇
三十五等	〇・〇〇〇〇五
三十六等	〇・〇〇〇〇二五
三十七等	〇・〇〇〇〇一五
三十八等	〇・〇〇〇〇一〇
三十九等	〇・〇〇〇〇〇五
四十等	〇・〇〇〇〇〇二五
四十一等	〇・〇〇〇〇〇一五
四十二等	〇・〇〇〇〇〇一〇
四十三等	〇・〇〇〇〇〇〇五
四十四等	〇・〇〇〇〇〇〇二五
四十五等	〇・〇〇〇〇〇〇一五
四十六等	〇・〇〇〇〇〇〇一〇
四十七等	〇・〇〇〇〇〇〇〇五
四十八等	〇・〇〇〇〇〇〇〇二五
四十九等	〇・〇〇〇〇〇〇〇一五
五十等	〇・〇〇〇〇〇〇〇一〇
五十一等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇五
五十二等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇二五
五十三等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇一五
五十四等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇一〇
五十五等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇五
五十六等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇二五
五十七等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五
五十八等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇一〇
五十九等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇五
六十等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二五
六十一等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五
六十二等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一〇
六十三等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇五
六十四等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二五
六十五等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五
六十六等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一〇
六十七等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇五
六十八等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二五
六十九等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五
七十等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一〇
七十一等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇五
七十二等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二五
七十三等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五
七十四等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一〇
七十五等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇五
七十六等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二五
七十七等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五
七十八等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一〇
七十九等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇五
八十等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二五
八十一等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五
八十二等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一〇
八十三等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇五
八十四等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二五
八十五等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五
八十六等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一〇
八十七等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇五
八十八等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二五
八十九等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五
九十等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一〇
九十一等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇五
九十二等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二五
九十三等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五
九十四等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一〇
九十五等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇五
九十六等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二五
九十七等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五
九十八等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一〇
九十九等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇五
一百等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二五

宮内省判任月俸表

一等	二、七〇〇
二等	二、四〇〇
三等	二、一〇〇
四等	一、八〇〇
五等	一、六〇〇
六等	一、四〇〇
七等	一、二〇〇
八等	一、〇〇〇
九等	九〇〇
十等	八〇〇
十一等	七〇〇
十二等	六〇〇
十三等	五〇〇
十四等	四〇〇
十五等	三〇〇
十六等	二〇〇
十七等	一〇〇
十八等	五〇
十九等	二五
二十等	一五
二十一等	一〇
二十二等	五
二十三等	二
二十四等	一
二十五等	〇・五
二十六等	〇・二五
二十七等	〇・一五
二十八等	〇・一〇
二十九等	〇・〇五
三十等	〇・〇二五
三十一等	〇・〇一五
三十二等	〇・〇一〇
三十三等	〇・〇〇五
三十四等	〇・〇〇二五
三十五等	〇・〇〇一五
三十六等	〇・〇〇一〇
三十七等	〇・〇〇〇五
三十八等	〇・〇〇〇二五
三十九等	〇・〇〇〇一五
四十等	〇・〇〇〇一〇
四十一等	〇・〇〇〇〇五
四十二等	〇・〇〇〇〇二五
四十三等	〇・〇〇〇〇一五
四十四等	〇・〇〇〇〇一〇
四十五等	〇・〇〇〇〇〇五
四十六等	〇・〇〇〇〇〇二五
四十七等	〇・〇〇〇〇〇一五
四十八等	〇・〇〇〇〇〇一〇
四十九等	〇・〇〇〇〇〇〇五
五十等	〇・〇〇〇〇〇〇二五
五十一等	〇・〇〇〇〇〇〇一五
五十二等	〇・〇〇〇〇〇〇一〇
五十三等	〇・〇〇〇〇〇〇〇五
五十四等	〇・〇〇〇〇〇〇〇二五
五十五等	〇・〇〇〇〇〇〇〇一五
五十六等	〇・〇〇〇〇〇〇〇一〇
五十七等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇五
五十八等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇二五
五十九等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇一五
六十等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇一〇
六十一等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇五
六十二等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇二五
六十三等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五
六十四等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇一〇
六十五等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇五
六十六等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二五
六十七等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五
六十八等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一〇
六十九等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇五
七十等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二五
七十一等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五
七十二等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一〇
七十三等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇五
七十四等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二五
七十五等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五
七十六等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一〇
七十七等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇五
七十八等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二五
七十九等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五
八十等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一〇
八十一等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇五
八十二等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二五
八十三等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五
八十四等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一〇
八十五等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇五
八十六等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二五
八十七等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五
八十八等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一〇
八十九等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇五
九十等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二五
九十一等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五
九十二等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一〇
九十三等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇五
九十四等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二五
九十五等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五
九十六等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一〇
九十七等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇五
九十八等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二五
九十九等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一五
一百等	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一〇

恩給扶助料受領者 (昭和十二年末)

年次	給恩		扶助料	
	人員	金額	人員	金額
昭和二年	二、九七五	一、二〇八、九四八	一、九二五	一、〇六〇、八〇〇
三年	三、七二五	一、六七四、二四四	二、七二五	一、四〇三、四六四
四年	四、四七五	二、〇八二、四六四	三、四七五	一、八〇三、三〇〇
五年	五、二二五	二、四九〇、七〇〇	四、二二五	二、二〇三、二〇〇
六年	六、〇〇〇	二、九〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇	二、六〇三、一〇〇
七年	六、七七五	三、三〇八、二〇〇	五、七七五	三、〇〇三、〇〇〇
八年	七、五五〇	三、七一六、四〇〇	六、五五〇	三、四〇三、〇〇〇
九年	八、三二五	四、一二四、六〇〇	七、三二五	三、八〇三、〇〇〇
十年	九、一〇〇	四、五三二、八〇〇	八、一〇〇	四、二〇三、〇〇〇
十一年	九、八七五	四、九四一、〇〇〇	八、八七五	四、六〇三、〇〇〇
十二年	一〇、六五〇	五、三四九、二〇〇	九、六五〇	五、〇〇三、〇〇〇

年金恩給拂渡高 (單位圓)

年次	口數	金額
昭和二年	一、五九七、七〇〇	一、一三三、七二二
三年	一、五八八、三九九	一、一三三、七二二
四年	一、五七九、〇八一	一、一三三、七二二
五年	一、五七〇、六九七	一、一三三、七二二
六年	一、五六二、三八三	一、一三三、七二二
七年	一、五五三、〇六九	一、一三三、七二二
八年	一、五四四、七五五	一、一三三、七二二
九年	一、五三六、四四一	一、一三三、七二二
十年	一、五二八、一二七	一、一三三、七二二
十一年	一、五一九、八一三	一、一三三、七二二
十二年	一、五一一、五〇〇	一、一三三、七二二

外交・列國情勢

外 交

(自昭和十三年七月 至十四年八月九日)

事變を繞る帝國外交

△駐日支那大使館引揚 漢口の蔣介石政權は在京支那大使館を閉鎖することに決定し、許大使は六月六日東京を出發歸國したが、外務省では支那大使館引揚後も建物については我が方官憲によつて保管する旨を發表した。

△在支第三國生命財産保護方關係國宛申入れ 宇垣外相は六月廿日在京各國大使に對し、公文を以て今後支那に於ける戰國區域が著しく擴大せられるかも知れないので、關係國側に於て右地域内自國人の生命財産の安全を圖るが爲適當なる措置を執られる様申入れをなした。

外交・列國情勢—外交

佛國の西沙群島占有問題

アンリイ在京佛國大使は七月四日外務省に堀内外務次官を訪問、佛領印度支那政府は西沙群島(パラセル群島)に行政官を任命し十數名の安南巡警を派遣するに同意し、佛國の同群島に對する占有を完全ならしめた旨を通告したが、堀内次官は七月七日外務省にアンリイ佛國大使の來訪を求め、同群島には日本人が十數年來海草及燐礦の採取に従事し居るのであるから安南人巡警の駐屯は、我方の從業員との間に不測の過誤を生ずる恐れある點につき佛國側の注意を喚起し、その撤退方を要求すると共に左の覺書を手交した。

覺書 西沙群島に關しては昨年九月在京佛國大使より覺書によつて佛國は同群島の領土權を主張するも右に關しては佛支兩國間に係争中なる爲、右紛争の解決前に同群島の占有を行ふが如きことなかるべき旨を通告せられて居るが、右は從來同群島に關し

支那側を交渉相手となし來つた日本側の建前を變更するに足るものではない、佛國政府が日支間の事變中、突如斯の如き昨年の覺書と矛盾する措置を執り西沙群島の占有を通告し來つたのはその旨意を了解するに苦む所である、客年八月以來帝國軍は南支沿岸に對する交通遮斷を實施し居る所、帝國政府は將來右實施の必要ある場合、又は帝國臣民の同島に於て有する事業上の權利保護の爲に必要とする場合夫々適當なる措置を執ることあるべきことを附言す。

△漢口の外國權益尊重 水陸相呼應する我軍の漢口攻略戦は既に火蓋が切られたが、支那側では共産黨の主張に壓せられて他迄漢口を死守すると豪語すると傳へられ、或は漢口に於て相當の激戦が展開することなしとせず、旁々帝國政府は此の間に處して極力第三國權益の安全を圖ると共に支那軍の外國權益濫用を阻止するため、外務省では九月三日關係國に通告を發した。

△國際理事會の招請狀一紙 アヴノール國際聯盟事務總長は九月十九日附電報を以て帝國政府に對し國際聯盟理事會の招請を寄こして來たが、宇垣外相は同月廿二日アヴノール總長に對し帝國政府は國際聯盟規約

の豫見するが如き方法により今次日支紛争の公正妥當なる解決を見出し得ざるべきを固く信するものであつて、今回理事會招請も遺憾乍らこれを受理するを得ざる旨回答した。

△聯盟諸機關と協力終止 支那事變發生以來聯盟總會及び理事會は帝國の對支行動を九國條約及び不戰條約違反と認定し支那に對する精神的援助を約すると共に聯盟國に對し個別的に對支援助を勸奨し、又我軍の無防備都市空爆や毒瓦斯使用を云々し帝國を非議する諸決議を採擇したが、今秋の理事會は更に支那側の要求を容れ、規約第十七條を支那事變に適用し遂に九月廿日同條第三項により各聯盟國は帝國に對し規約第十六條所定の制裁措置を個別的に執行得との報告を採擇するに至つた。聯盟は自己の無力に目を蔽ひ帝國に對し聯盟創立以來最初の非聯盟國に對する制裁條項の適用を敢てするに至つた、これは不當干渉であるのみでなく惡意ある策謀と認めざるを得ない、聯盟のかくの如き對日態度に顧み帝國政府は聯盟諸機關との現存協力關係を終止する方針を決し、御裁可を経て十月二日附その旨天羽國際會議帝國事務長より聯盟事

務總長へ通達せしめた。

△戰區擴大に關し關係國へ申入れ 有田外相は十一月七日付公文を以て在京英、米、獨、佛、伊等關係國大使に對し近き將來に於て戰區地域は陝西、湖北、湖南、及廣西の全省をも含むに至るべく又右地域以西に於ても肅州、巴塘、大理を連れる線に至る支那領域内の軍事目標は日本軍飛行機により攻撃を受くることあるべきに付、關係國側に於てはこれら地域内自國民の生命財產保全のため至急適切なる措置を執らんことを要望する旨申入れた。

△揚子江航行問題 揚子江に於ける第三國船舶の通商及び航行の回復に關しては十一月七日英、米、佛の在京三國大使より帝國政府に申入れがあつたが、有田外相は右に對し、十四日付公文を以て夫々三國大使に對し、帝國政府としては固より揚子江に於ける第三國の通商航行を故意に阻害する意思はないが、一般商船の航行は我軍事行動に對する甚しき障害となるの理由により揚子江は一般に開放するの時期に達してゐない旨を回答した。

△帝國の對米回答 米國政府は去る十月六日附近衛兼攝外相宛公文を以て青島に於け

る爲替管理、北支中支に於ける關稅率の改正、通信、運輸、埠頭、開發の諸會社の設立、帝國軍の軍事上の必要に基く諸制限等の諸點に付き申入れて來たのであるが、有田外相は十一月十八日グラー駐日米國大使宛公文を以て回答をなしたがその要旨は「目下帝國は東亞に於て眞の國際正義に基く新秩序の建設に全力を擧げて邁進しつつある次第で、これが達成は帝國の存立に缺くべからざるものであるのみならず東亞永遠の安定の礎石たるべきものである。今や東亞の天地に於て新なる情勢の展開しつつあるの狀に當り事變前の事態に適用ありたる觀念乃至原則を以て其の儘現在及び今後の事態を律せんとすることは、何等當面の問題の解決を齎すものでないのみならず又東亞恒久の平和の確立に資するものではないと信する、然し米國側に於て以上の趣旨を諒解せられて企業貿易の諸分野に互りに東亞再建の大業に参加せらるゝことに對しては帝國としては何等之に反對するの意嚮なきのみならず目下支那に於て成長中なる政權としてもこれを歓迎するの用意あるものと信ぜられる」と云ふにある、これは米國が、米洲大陸

のみは門戸開放、機會均等を拒否しながら支那に關してこれを要求するの不當を駁撃したものと重視せられる、これによつて帝國は九ヶ國條約を血祭りに上げたも同然であるのみならず、支那を植民地化せんとする英佛等、米國以外の國に對しても帝國は全く同様の態度をとることを示唆するものである。

△英も米と共同歩調 クレーギー在京英國大使は昭和十四年一月十四日、外務省に有田外相を訪問九ヶ國條約問題に關し米國と共同歩調をとり「英國は日本の極東問題に關する新政策を研究したる結果、英國政府が感ぜざるを得ざる不安及び深甚なる憂慮を通報し、英國政府は九ヶ國條約の原則を遵守する意嚮にして同條約の規定の一方的に變更することに同意する能はず、事變を終結せしむる爲の日本側諸條件及び日本の對支政策について一層明確詳細なる解説を欲する」との申入れをなした。

で來たのである。而して米國は我が回答に對し前年十二月廿一日復答をなし日本の回答には不満足である旨を述べた。

△佛國我がアグレマンを拒否す 帝國政府は松村駐佛大使の後任として谷正之公使を在佛大使として任命、佛國政府のアグレマンを求めたに對し、佛國政府に於ては谷公使が昨年夏新聞會見談に於て佛國側の對支援助に言及したることあるを指摘し、右は公使が事實に反することを述べたるものであるとの理由で一月廿七日外務省に對しアグレマンを拒否して來た、然し佛國の對支援助は蔽ひ難き事實であり、谷公使がこれを主張するは當然のことであつて帝國政府としては、佛國のかゝる態度を不可解としてゐる。

△新南群島の編入 澤田外務次官は三月廿一日アンリ在京佛國大使の來訪を求め佛領印度支那の東南支那海中に存在する小珊瑚礁島群たる新南群島は永年無主の珊瑚礁島嶼として知られてゐたものであるが、大正六年以來我が國人は何國人にも先立つて巨額の資本を投下し恒久的の諸施設を設けて同島嶼の經濟的開發に従事して來た、帝國政府は是等邦人の活動を承認し數

次同島嶼へ軍艦を派遣し且必要に應じ各般の援助を與へ來つたのであるが從來その行政管轄が管立せず、爲に邦人の生命、財産及びその事業の保護並に取締に不便があり又佛國との間に無用の紛争を生ずる慮があつたので斯る不便及び不利を除く爲、今般同群島を臺灣總督府の管轄に屬せしむることとし三月廿日附を以て公示する旨を通告した。

△佛大使抗議 アンリ在京佛國大使は四月五日外務省に澤田次官を訪問、新南島問題に關し本國政府の訓令として嚴重なる抗議を提出して來たが、澤田次官は右は帝國政府の既定方針に基き決定を見たもので最早考慮の餘地なき旨を答へた、而して新南群島は佛領印度支那に大きな脅威を與へるものとして重視されるのである。

△上海租界問題で對英米申入れ 澤田外務次官は五月三日在京英米兩國大使に對し上海租界問題に關し左の如き要旨の申入れをなした。

『上海共同租界の基本法たる土地章程は一八六九年に出來たもので當時と現在とでは租界の情勢は全く一變してゐるから、は土地章程は新たな事態の下に事を處理

するに適當ではない、共同界が今日の現實の事態に適應し眞に健全なる機能を發揮するために工部局の改組が絶対に必要である。

△聯盟理事會 九月卅日聯盟理事會は第十七條第三項により聯盟國は日本に對し規約第十六條を個別的に適用し得との報告を採擇したが、帝國政府は前記理事會の決定に基き帝國に對し第十六條の制裁措置を實行し乘る國があれば、帝國政府は之に對し對抗措置を講ずるの決意ある旨十月三日外務省から發表された。

帝國外交(日ソ)

△日ソ漁場問題の交渉 例年の通り北洋漁業の盛漁期を控えてソ聯側は二萬に上る我が漁夫の漁場送込船に對する航海證書の査證を發給しないため、堀内外務次官は六月十三日メターニンソ聯代理大使と會談、速に査證方を請しソ聯の猛省を促した。

△漁業條約改訂交渉 十三年十一月廿八日ソ聯は在京東郷大使に對し昭和十一年秋日ソ間に妥結に達した協定案を内容とする我が方の提案に應ずる態度を示さぬのみならず、我が方の現存漁業權を有名無實に終ら

しめんとさへしてゐるので、帝國政府は十二月五日在ソ東郷大使に對し所期の目的を貫徹する様訓令を發した。仍つて東郷大使は十二月八日リトヴィノフ外相と會談したが、リ外相は日本側が北鐵關係の支拂義務を履行せざる限り長期の新漁業條約締結の交渉に應じ難いと申出でた。帝國政府は十二月八日また東郷大使に訓令し、北鐵代償金問題は漁業問題と全然別であるが大局的見地に鑑み昭和十一年日ソ間に妥結を見た所謂酒匂カズロフスキー漁業協定案の調印に同意するならば我方に於ても好意的考慮を加ふる旨申入れたがリ外相はこれを拒絶した。東郷大使は同月廿日更にリ外相と會見をなしたがリ外相は(イ)安定漁區を競賣に付し(ロ)自己が自由に決定した四十の漁區を閉鎖しようとする不合理な自説を固執して譲らなかつた、廿三日もまた兩氏の間交渉が重ねられたが何等進歩しなかつた。然しリ外相は來年(十四年)に入つても交渉を繼續する用意ある旨を言明したので帝國政府は十二月廿六日東郷大使をしてリ外相に對し右側の交渉繼續の言明を了承し最短期間に協定妥結に至らんことを要望すると共に右交渉繼續中ソ側が現狀を變

更せざるものと諒解する旨申入れしめた。かくて十三年を越えて十四年に入り東郷大使とリ外相との間に交渉が年初以來引續き行はれたが一向進行せず、我方では打開のため二月上旬除外漁區の大部分につきこれをソ聯側漁區と交換する案で妥結方東郷大使に訓令した、然るにソ側は更に歩み寄りの色を示さず、且つ三月十五日には我方の重要視する安定漁區を含む競賣を斷行すべき旨を述べた、次いで東郷大使は二月廿八日、三月八日、十一日、及十四日の會談で我が方の強硬意見を述べたが、リ外相は競賣案を固執して譲らず競賣を斷行すべく全部競落しなれば從來通り再競賣を行ふであらうと答へた。よつて東郷大使はソ側が一方的不法行爲を取てする以上我方は自衛的行動に出づることあるべき旨を述べ反省を求めた。然し三月十五日ソ側は豫定通り競賣を強行し以來日本人が經營した漁區には大體に於て手を觸れることがなかつたが安定漁區中の四箇並にソ政府が帝國臣民の經營より除外方提議した漁區の代漁區として競賣に出すべき旨申出であつた漁區六箇を落札した、右に對し在ソ帝國大使館では十九日附公文を以て嚴重抗議し、競賣の効果

を否認す旨ソ政府に申入れた。爾後交渉を繼續し三月末までに大體實質上の妥結に達したのでこれらの點を如何なる文書に取纏むべきかの點に關する交渉に移り遂に四月二日夜半圓滿な妥結を見、我が方に於ては四月四日ウラヤオに於て行はれる競賣に參加することになつた。四日競賣の結果、ソ側は總數九漁區に入札したが前回不落漁區三箇を獲得したのみで我方は二五四漁區競落した、その内譯は鮭鱒二四四漁區、蟹一〇漁區である。今次交渉の結果日本側の取得した漁區は罐詰工場附屬漁區四〇、期間満了漁區九、競賣せらるべきソ聯漁區三、ソ聯より讓渡漁區(四安定漁區を含む)一〇、ソ聯より提供の代漁區一、期間中漁區五二、安定漁區二四二、計三三五七。

なほ、漁業交渉妥結の結果を要約すれば左の通りである。
(イ) 一九二八年の漁業條約は本年末迄有效とすること
(ロ) 特別契約漁區は後述の除外漁區四箇を除き契約を一年延長すること
(ハ) 安定漁區については後述の除外漁區を除きこれを競賣すること但し

漁區を經營し得る次第である。今次交渉の結果は我方に於て總數約三百六十漁區を獲得し其の内二百六十四漁區の五箇年安定を見るに至つた次第である。
△ソ聯の北樺太利權事業壓迫 茲二年來ソ聯官憲の我北樺太石油、石炭利權に對する彈壓は酷烈を極め其の結果、石炭利權の如きは遂にその事業を一時中止するの餘儀なきに至り石油利權も亦事業計畫を一變して大縮少を行はざるを得なくなつたことは既に周知のことであるが、十三年に至つても亦最近夏季作業季節に入つてその惡質な壓迫振りが目立つて來た。先づ石油利權事業についてはソ聯政府は利權事業經營上の諸問題に關する交渉は重工業人民委員部と利權事業會社間に行はるべきだと主張するが當の相手たる重工業部外國課長は病氣とか旅行だとか云つて會社代表との面談を避けることが多い、又ソ聯側と折衝のためハバロフスクに駐在する北樺太石油會社の出張員は、本年六月初め同地着以來今日(七月廿六日)迄未だ一回もソ聯當局と面會し得ない有様である。更に石油利權遂行に最も必要な労働者備入に付ては、ソ聯邦は利權契約によつて露人労働者を提調する義務を負

つてゐるのであるが、會社申込数を勝手に削減したばかりでなく、それさへも提供を溢り、僅か四ヶ月の季節作業中既に二ヶ月を超過した今日、未だ一名のソ聯人労働者も現地に送り込み得ない状態である。その他カタングリーに於て探油搬出に必要な海底送油鐵管設備を許可せず又エハビ、カタングリーに於て特に油量豊富な油井掘鑿を禁止し、又エハビに於て會社が試掘に巨費を投じたる後にその鑛區の探油を許可せざるが如き仕打に出でゐる。次に北樺太鑛業(石炭利権)は前記の通りソ聯壓迫のため事業中止の已むなきに至つてゐる状態だが最近又ドゥエー炭坑内軌道を當事者と交渉の結果を待たず勝手に取りはずすが如き處置に出たので、外務當局は目下現地帝國官憲をしてソ聯當局に嚴重抗議を申入れその猛省を促してゐる。要するにソ聯官憲の我方利権事業に對する態度は、事業經營に左程關係なき問題について一應好意的態度を見せながら苟も事業經營に密接な關係を有する問題になると何か口實を設けて正常な取扱をしない點、外務當局は目下モスコイ及びアレキサンドロフスク港に於て右ソ聯の態度が日にソ基本條約及び利権契約

の違反であることを指摘して交渉中である。十一月中旬即ち終航間近になつて同地ソ官憲は利権契約を無視して亂暴にも同礦場の邦人労働者七十二名の即時退去を強要して來た。よつて利権會社は勿論我在ソ大使館に於ても再三モスコイ中央當局と嚴重折衝した結果、六十名の滞在差支なしとの解決を見たに拘らず、現地官憲は右中央交渉を無視し、種々の威嚇を加へて執拗に退去を強制した爲、會社側は已むなく十一月廿日五十五名の邦人を終航船で一先づ引揚げしむる一方、かゝる地方官憲の不法措置につき同月廿三日在ソ大使館よりソ聯中央當局に對し嚴重抗議し且終航船のオハ寄航を幸ひ便宜の措置として之等邦人のオハ上陸滞在許可方強く要求せる處、ソ側も之に同意し現地官憲に電訓方正式に約束した。然るにオハ官憲は又も中央よりの命令及び在オハ領事の申入れを全然無視し、種々の難癖をつけて上陸を許さず遂に十一月三十日無理矢理に前記邦人を全部日本に送還せしめてしまつた。かくの如きソ官憲の不信行爲に對し十二月一日在ソ大使館よりソ聯外務部に對し嚴重抗議すると共に斯る無暴極る壓迫態度の是正方を強く申入れた。カ

タングリーの今後の探油は右邦人引揚の結果殆ど不可能となり會社は莫大な損害を受けた。而も邦人退出に成功して自信を得たものか、現地ソ官憲は又も十二月二日に至りカタングリー鑛場の邦人労働者六十七名の即時引揚げを要求し會社を啞然たらしめた。かくては同鑛場は一時閉鎖の已むなきに至ることとて同月四日在オハ領事は同地外交代表に對し、斯る無暴要求の即時撤回方嚴重申入ると共に在ソ大使館に對し中央當局の注意喚起方電訓した。こうなつては日ソ基本條約及び利権契約に依り明白に約定された石油利権自體の否定にも等しく我方としては嚴重にソ聯の反省を求め此の國家的權益の擁護に努めてゐる。

帝國外交

△日滿伊三國貿易協定 五月初旬伊國經濟使節團來朝以來、日滿伊三國代表者間に銳意交渉を重ねたる結果、宇垣外相、阮滿洲國大使及びコンチ國長は七月五日外務省に於て『伊太利國を一方とし日本及び滿洲國を他方とする貿易及之より生ずる支拂を規律する伊太利國政府、日本政府及滿洲國政府間協定』に調印を終へた、この協定の目

的とする所は一方に於て日滿兩國と他方に於て伊太利國との間の貿易を一對一の求償の基礎に於て増進し、且均衡を計るにある今後本協定の實施により相互の經濟關係は日獨伊三國防共協定を結實せしめるものと益々緊密となり日滿伊三國親善關係も益々敦厚となるであらう。

府は日本文化及獨逸文化が一方は日本の國有的精神を、他方は獨逸の民族的及び國民的生活をその眞體とするに鑑み日本國及獨逸國の文化關係は茲にその基調を置くべきものなることを嚴肅に認め兩國の相互的文化關係を深からしめ且兩國々々の相互的知識及理解を増進せしめて既に幸に兩國を結合する友好及相互的信賴の關係を益々鞏固ならしめんことを欲し左の通り協定せり

(一)日獨文化聯絡協議會設置(二)文化施設の維持、擴充(三)學校教員の任命(四)政府派遣留學生に對する便宜供與(五)教授、學生交換(六)青少年團による交驛(七)獨逸に於ける日本の學校及び日本に於ける獨逸の學校に對する好意的措置(八)圖書雜誌交換(九)藝術文化交流(十)映畫交換(十一)交換放送(十二)運動競技等による交換。

△日獨文化協定締結 豫れて東京に於て日獨兩國政府當局間に交渉中であつた日獨文化協定は、十三年十一月廿五日署名調印を終つて茲に成立することとなつた。右協定により日獨兩國の文化關係は益々緊密となり、相互に相手國に關する知識と理解とを深めることになつたのみならず、防共協定は更に強化されたとも云へよう。この日獨文化協定は各國と個別的に相互主義に基く双務的協定によつて對外交文化關係を増進せんとするものであつて、この協定は日本が結んだ此の種協定中最初に實施せらるゝものであるが、これを第一歩として今後出来る限り友邦國と同様な協定が結ばれることになるだらう、現に洪牙利との間には去る十五日文化協定が調印された、また伊太利とも此の種協定締結の準備中である。

第一條 締約國はその文化關係を緊密なる基礎の上に樹立する爲努力すべく相互に右に付最も緊密なる協力をなすべし

△洪牙利の滿洲國承認 洪牙利政府は十四年一月十日我が友邦滿洲國を正式承認した洪牙利が滿洲國を承認したことは滿洲國の國際的地位の向上を實證すると共に東亞の事態に對する正しき理解の増大を示すものにして其の意義は重大である。かくて滿洲國關係はもとより日滿兩國關係が益々緊密となることは當然であらう。